

平成 27 年美浦村告示第 2 号

平成 27 年第 1 回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

平成 27 年 2 月 2 日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 平成 27 年 3 月 5 日

2. 場 所 美浦村議会議場

平成27年美浦村議会第1回定例会会期日程

日次	月日	曜日	議事内容
1	3月5日	木	(開会) ○本会議 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案質疑、討論、採決 ・請願上程、趣旨説明、質疑、委員会付託 ・予算審査特別委員会の設置
2	3月6日	金	○総務常任委員会(議案審査) ○厚生文教常任委員会(議案審査)
3	3月7日	土	○議案調査
4	3月8日	日	○議案調査
5	3月9日	月	○経済建設常任委員会(議案審査)
6	3月10日	火	○議案調査
7	3月11日	水	○議案調査
8	3月12日	木	○議案調査
9	3月13日	金	○本会議 ・一般質問
10	3月14日	土	○議案調査
11	3月15日	日	○議案調査
12	3月16日	月	○議案調査
13	3月17日	火	○予算審査特別委員会
14	3月18日	水	○予算審査特別委員会
15	3月19日	木	○議案調査
16	3月20日	金	○本会議 ・議案質疑、討論、採決 ・委員長報告、討論、採決 ・意見書上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 (閉会)

平成27年第1回
美浦村議会定例会会議録 第1号

平成27年3月5日 開会

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

発委第1号 美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第1号 村道路線の廃止について

議案第2号 村道路線の認定について

議案第3号 美浦村部設置条例の一部を改正する条例

議案第4号 美浦村区長設置条例の一部を改正する条例

議案第5号 美浦村行政手続条例の一部を改正する条例

議案第6号 美浦村企業立地の促進等のための固定資産税の課税免除に関する条例

議案第7号 美浦村職員定数条例の一部を改正する条例

議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第9号 美浦村教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

議案第10号 美浦村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

議案第11号 美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例

議案第12号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第13号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例

議案第14号 美浦村保育所設置条例の一部を改正する条例

議案第15号 美浦村保育の実施に関する条例を廃止する条例

議案第16号 美浦村放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例

議案第17号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

議案第18号 美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例

議案第19号 美浦村地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例

- 議案第20号 美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 美浦村企業誘致条例
- 議案第23号 美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 平成26年度美浦村一般会計補正予算（第6号）
- 議案第25号 平成26年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第26号 平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第27号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第28号 平成26年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第29号 平成26年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第30号 平成26年度美浦村水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第31号 平成26年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）
（議案一括上程・提案理由の説明・特別委員会設置・付託）
- 議案第32号 平成27年度美浦村一般会計予算
- 議案第33号 平成27年度美浦村国民健康保険特別会計予算
- 議案第34号 平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第35号 平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計予算
- 議案第36号 平成27年度美浦村介護保険特別会計予算
- 議案第37号 平成27年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第38号 平成27年度美浦村水道事業会計予算
- 議案第39号 平成27年度美浦村電気事業会計予算
（請願上程・趣旨説明・質疑・委員会付託）
- 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願

1. 出席議員

1番	塚本光司君	2番	岡沢清君
3番	飯田洋司君	4番	椎名利夫君
5番	山崎幸子君	7番	山本一恵君
8番	林昌子君	9番	下村宏君
10番	坂本一夫君	11番	羽成邦夫君
12番	小泉輝忠君	13番	石川修君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君									
教	育	長	門脇厚司君									
総	務	部	長	岡田	守君							
保	健	福	祉	部	長	浅野	重人君					
経	済	建	設	部	長	増尾	嘉一君					
教	育	次	長	兼	学	校	教	育	課	長	増尾	正己君
総	務	課	長	松	葉	博	昭君					
企	画	財	政	課	長	石	橋	喜	和君			

1. 本会議に職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	飯	塚	尚	央
書	記	浅	野	洋	子				
書	記	糸	賀	一	欽				

午前10時00分開会

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

第1回の定例会へのご参集、大変ご苦労さまでございます。

開議に先立ちまして、全国町村議会議長会より、長年にわたる自治功勞に対し、表彰がありましたので、伝達式を行います。

去る2月6日に開かれました全国町村議会議長会定期総会において、議会議員として15年以上在職し、沼崎光芳議員が全国町村議会議長会会長から表彰を受けてございます。まことにめでたく心からお喜びを申し上げます。

ただいまより、表彰状の伝達式を行います。

○議会事務局長（飯塚尚央君） それでは、お名前をお呼びしますので、前にお進みください。

沼崎光芳議員。

〔沼崎光芳議員 前へ〕

○議長（下村 宏君） 表彰状

茨城県美浦村 沼崎光芳殿

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績は、まことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成27年2月6日

全国町村議会議長会 会長 蓬 清二

代読です。おめでとうございます。

○14番（沼崎光芳君） ありがとうございます。

〔拍手〕

〔写真撮影〕

○議長（下村 宏君） それでは、沼崎光芳君にご挨拶をお願いをいたします。

○14番（沼崎光芳君） ただいまは、15年以上ということで、全国の町村のほうから表彰いただきまして、まことにありがとうございました。

今月で15年と6カ月ということで、長いようであつという間の議会活動でございました。これまで15年間、村民の皆さんはじめ、歴代の議員さん、そして、今一緒にやられている同僚議員の皆さん、そして村長、教育長初め村職員の皆さん、皆さんのお支えがあつて15年間、議会議員として活動できたと思っております。

今後は、この15年間で得た知識、経験を生かしまして、さらに美浦村の発展、住民福祉の向上ということで、さらなる議会活動をしてまいりたいと思っておりますので、今後とも皆さん、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（下村 宏君） 受賞されました沼崎議員におかれましては、まことにおめでとうございます。

以上で、伝達式を終わります。

○議長（下村 宏君） ただいまの出席議員は、13名です。

これより、平成27年第1回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） それでは、議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきたいと思っております。

村長。

○村長（中島 栄君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

議会開会前にですね、沼崎光芳議員が全国町村議会議長会のほうからですね、15年という功労賞を授与されました。そして、議員のほうからは、これからも村に対して、また福

社、そして住民のためというこゝで、力強い決意を語っていただきました。沼崎議員にはさらなる美浦村の議会に対しましてお力添え、また村に対してもご支援、ご協力をお願いすることを冒頭でお願いをしたいと思います。まずもって、おめでとうございます。

議員各位には、平成27年第1回美浦村議会定例会にご参集いただき、大変ご苦勞さまでございます。また、日ごろより本村行政発展のため、議会活動を通して福祉の向上や教育の充実に尽力されておりますこと、改めまして敬意を表する次第であります。

ことしも、はや3月に入り、寒さも幾分和らぎ、草木の新芽も春を待ちわびるように膨らんでいるように感じられます。昨年の2月には雪や大雨による被害が地域住民の生活に不安を与えましたが、ことしは災害もなく、安堵しているところでもあります。しかし、いつ起こるか予測できない災害に備える対策は必要であります。人命が危ぶまれることのないように、職員一同、危機管理を充実してまいりたいと思います。

今、国際情勢を見ますと、安全で安心な日常生活を送ることのできない地域がたくさんあります。紛争がおさまるところか、イラクとシリアに勢力を拡大しているイスラム国は、無差別なテロを繰り返し、脅威は中東地域にとどまらず、世界の国々にも不安を与えております。湯川遥菜さんと日本のジャーナリスト、後藤健二さんが現地で殺害される報道がありました。非人道的なISの勢力拡大には、国連のみならず世界各国が協力して壊滅に向けて連携をとるべきであると思います。人命が軽視されることのないように、また、被害が大きくならないうちに対処すべきであります。

日本では、昨年末にアベノミクスの是非を問う衆議院議員選挙が県会議員選挙と同時に行われ、国民も県民も安定した政権を望むことから、与党の圧倒的な勝利となりました。政府は今、世界との外交、安保など、集団的自衛権の拡大に与野党が審議を重ねております。

国内の景気も、円安と株価の上昇で上向きに感じられますが、消費税の引き上げや輸入に頼る資機材の値上がりで、購買にも富裕層と庶民との格差が大きくなってきているようにも見られます。

都市部と地方の格差を埋めるべく、国は、地方創生会議を立ち上げ、美浦村も「まち・ひと・しごと創生本部」を2月18日に発足し、地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、地域消費喚起、生活支援型と地方創生先行型を県と協議しているところでもございます。都市部から地方へ人の流れをつくることを提案していますが、全国のどの市町村でも活用できるような施策は見られないのが現状であります。県や国の枠にはめないで、市町村の提案を重視し、取り組ませていただきたいものであります。

東日本大震災から3月11日で4年になりますが、ことしは北茨城市において茨城県と合同の4周年追悼式典が挙行されます。震災の悲惨さを忘れることなく後世に伝え、防災や減災への取り組みは日ごろの訓練により、大規模災害から住民を守ることに繋がると思います。

防災訓練の実施には、昨年度は3月23日に木原小学校区域住民を対象に、小学校において地区の区長さん、子ども会、老人会、各団体、事業所の協力をいただき、実施してきました。今年度は、3月22日に大谷小学校において区域内住民を対象に、昨年度同様に実施してまいりたいと考えております。

ことしも村内の避難場所17カ所に災害に強い情報連携システムのWi-Fiデジタルを駆使した資金運用も活用してまいります。停電時でも対策本部との連絡が可能であり、災害後の住民の安全・安心の確認や被害の情報を把握できる装置の確認でもあります。

住民への周知はもちろんのこと、行政や防災関係機関の迅速な対応、住民一人一人が自分の身を自分で守る。地域の身近な隣人と協力し合い防災活動に取り組む。この三つの公助・自助・共助がつながることにより、被害が軽減できることとなります。

安中・大山地区で計画している美浦村の太陽光発電事業も、3月26日には竣工式を行う予定になっております。今、村内で事業化している発電所は約8メガワット、これから施工される2カ所と合わせて15メガワットに相当します。これは一般家庭4,500世帯に相当し、村内世帯の約70%に相当し、全国でもまれな再生可能エネルギー推進地域と自負できるものと考えております。

また、パプリカ栽培のハイテクファームも工事が進行中であり、今年度10月下旬には収穫もできるものと思います。収穫量を含めたガラス温室栽培のパプリカとしては、日本一になれるものと思います。美浦産として新たな地域産品が加わることに期待したいと思っております。茨城県にも、また各県にも周知してまいりたいと考えております。

今回、本定例会に提出しております案件は、議案第1号で村道路線の廃止についてが1件、議案第2号で村道路線の認定についてが1件、議案第3号で美浦村部設置条例の一部を改正する条例が1件、議案第4号で美浦村区長設置条例の一部を改正する条例が1件、議案第5号で美浦村行政手続条例の一部を改正する条例が1件、議案第6号で美浦村企業立地の促進等のための固定資産税の課税免除に関する条例が1件、議案第7号で美浦村職員定数条例の一部を改正する条例が1件、議案第8号で地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例が1件、議案第9号で美浦村教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例が1件、議案第10号で美浦村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例が1件、議案第11号で美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例が1件、議案第12号で美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例が1件、議案第13号で美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例が1件、議案第14号で美浦村保育所設置条例の一部を改正する条例が1件、議案第15号で美浦村保育の実施に関する条例を廃止する条例が1件、議案第16号で美浦村放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例が1件、議案第17号で美浦村介護保険条例の一部を改正する条例が1件、議案第18号で美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係

る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例が1件、議案第19号で美浦村地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例が1件、議案第20号で美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例が1件、議案第21号で美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例が1件、議案第22号で美浦村企業誘致条例が1件、議案第23号で美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第24号で平成26年度美浦村一般会計補正予算（第6号）が1件、議案第25号の平成26年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から、議案第29号の平成26年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの5件、議案第30号で平成26年度美浦村水道事業会計補正予算（第4号）が1件、議案第31号で平成26年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）が1件。

平成27年度の新たな予算は、議案第32号の平成27年度美浦村一般会計予算から議案第39号 平成27年度美浦村電気事業会計予算までの8議案であります。

合わせて39件の案件を提案してございます。

また、平成27年度の事業は181事業を計画しておりまして、ほとんどが継続事業で165件、新規事業は16件となります。

議会の皆さんとともに、「人と自然が輝くまち美浦」づくりに職員一同邁進していく所存であります。議員各位には、よろしくご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

10番議員 坂 本 一 夫 君

11番議員 羽 成 邦 夫 君

12番議員 小 泉 輝 忠 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題にいたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から20日までの16日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から20日までの16日間と決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、平成27年3月19日で任期満了となります。平成27年2月4日付で、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙の執行が告示されたことに伴いまして、茨城県後期高齢者医療広域連合を構成する市町村の議会において、議会の議員のうちから、1名を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定をいたしました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に坂本一夫君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました坂本一夫君を、当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました坂本一夫君が、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。

ただいま、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされた坂本一夫君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された坂本一夫君に、ご挨拶をお願いをいたします。

○茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員（坂本一夫君） おはようございます。

ただいまお話をいただきました坂本でございます。皆様方のご推薦をいただきまして当選をさせていただいたわけでございます。今後も、茨城県後期高齢者医療広域連合のほうに美浦村の声を届けさせていただきますので、皆様方の温かいご支援、ご協力、よろしくお祈りを申し上げます。ご挨拶にさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

〔拍手〕

○議長（下村 宏君） 日程第4 発委第1号 美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 提案者の説明を求めます。

議会運営委員長沼崎光芳君。

○議会運営委員長（沼崎光芳君） それでは、発委第1号 美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例の提案理由の説明をご説明申し上げます。

さきの第186回通常国会で、教育長と教育委員長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条、長及び委員長等の出席義務が改正されたことに伴い、美浦村議会委員会条例第19条の改正を行うものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第1号 村道路線の廃止についてから、日程第35 議案第31号 平成26年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）までの31議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 議案の説明中でありますけれども、ここで暫時休憩といたします。

11時15分に再開しますので、よろしくお願いをいたします。

午前11時02分休憩

午前11時15分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

事務局、続いて朗読、お願いをいたします。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 事務局、続いての朗読、大変ご苦労さまでした。

提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号より議案第31号まで、一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 村道路線の廃止について、ご説明申し上げます。

今回、村道路線の廃止をお願いする路線は、2路線であります。この2路線は、都市計画法に基づく地区計画策定を推進している役場周辺地区に関連する村道であります。

まず、村道1529号線でございます。4ページの廃止路線位置図をごらんいただきたいと思います。この路線は、光と風の丘公園北側を通る村道から工事中の国道125号バイパスに向かって伸びている行きどまりの村道です。一旦廃止し、議案第2号において、改めて国道125号バイパスまでの延伸をお願いするものであります。

続いて、村道1547号線でございます。この道路は、一部が役場周辺地区計画区域に含まれる、利用されていない未供用路線です。区域に含まれない路線部分は、議案第2号において再認定をお願いするものであります。

続いて、議案第2号 村道路線の認定についてご説明申し上げます。

村道路線の認定をお願いする路線は、3路線でございます。これら3路線につきましても、都市計画法に基づく地区計画策定を推進している役場周辺地区に関連する村道であります。

まず、村道1529号線でございます。6ページの認定路線位置図をごらんいただきたいと思います。議案第1号においてご説明いたしましたとおり、工事中の国道125号バイパスまで道路を延伸するものであります。

続いて、村道1547号線でございます。本路線は、一度、村道路線を廃止し、役場周辺地区計画区域の東側に新設する村道までの区間を再認定するものであります。

最後に、村道1967号線でございます。役場周辺地区計画区域の東側を通り、国道125号バイパスまで通じる新設道路として村道路線の認定をお願いするものであります。

続いて、議案第3号 美浦村部設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

現在、児童福祉関係事務につきましては、保健福祉部において行っておりますが、子ども・子育て支援法が平成27年4月より全面施行されることにより、より効率的な業務を図

るため、これらの事務の一部を削除し、教育部局にある学校教育事務に業務を統合一元化するものであります。

続いて、議案第4号 美浦村区長設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。8ページをお開きいただきたいと思います。

この条例は、本村の区長及び副区長の設置について定めたものでございます。副区長定数について、山戸丁地区に副区長がおりますので、副区長の定数を1とするものであります。

続いて、議案第5号 美浦村行政手続条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

平成26年6月13日、行政手続法の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月1日施行で、「行政指導における許認可権限の根拠の明示」、「行政指導の中止等の求め」及び「処分等の求め」についての規定が追加されました。

この改正により、本村においても法令の規定に基づき行う処分については、追加された規定に則った運用を行わなければならないことから、本村が条例または規則の規定に基づき行う処分及び本村が行う行政指導についても、改正後の行政手続法と同様の運用とするため、法改正と同趣旨の条例改正を行うものであります。

続いて、議案第6号 美浦村企業立地の促進等のための固定資産税の課税免除に関する条例についてご説明申し上げます。本条例は、産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み制定された、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法に基づき村内に工場または事業所の新增設を行った事業者に対し、固定資産税の課税免除の優遇措置を行うことにより、本村における企業の立地を促進し、地域経済発展の基盤強化を図ることを目的に制定するものでございます。

なお、この制度は、村の財政力指数が0.67未満となった場合、この課税免除の措置により減収となる土地、建物、構築物を対象とする固定資産税のうち、総務省で定める額、現行では減収額の75%が最初の課税免除の措置から3カ年度、基準財政収入額から控除することができ、普通交付税により補填を受けられる制度となっております。対象要件は、減収補填を受けられるように定めております。

対象地域は村内全域で、対象業種は製造業、ただし酒類、たばこ、塩、武器、鉄道車両、船舶の製造業を除きます。そのほかには、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、自然科学研究所が対象となります。そして、それらの業種の事業の用に供する土地、建物、構築物の取得価格の合計額が2億円、農林漁業関連業種は5,000万円を超えるもので、企業立地に関する計画を作成し、県の承認を得た事業者が対象となります。また、村独自の要件として、村内に住所を有する者5名を雇用すること、滞納がないことなどを要件としております。

優遇措置の内容は、建物を新增築する事業者に対しては、3年間の土地、建物、償却資産の固定資産税の課税免除、さらに4年目に、固定資産税の7割課税免除、5年目に固定資産税の5割課税免除の措置を講じることができるものでございます。また、既存の建物を取得する事業者に対しては、1年間の固定資産税の課税免除、2年目に固定資産税の7割課税免除、3年目に固定資産税の5割課税免除の措置を講じることができるものでございます。

本条例の制定に伴い、現在平成27年3月31日までの期限で施行している美浦村産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例は廃止とし、企業立地の促進に係る優遇措置は、今後この条例により講じてまいりたいと考えております。

また、この条例では、対象業種の投下固定資産に一定の限定をすることになりますので、この条例で対象とならない企業に対しては、議案第22号で上程しております全業種を対象とした美浦村企業誘致条例を制定し、その中で優遇措置を講じてまいりたいと考えております。

なお、廃止する条例の経過措置として、廃止前に村内に事業所等の新增設をした法人に対する、廃止する条例に規定する固定資産税の課税免除の措置は、廃止後も、なお従前の例によることといたします。

また、廃止する条例の廃止前に、法人が村内の土地について使用する権利を取得した場合で、取得した日から3年を経過する日までに当該土地において事業所等の新增設をするときは、廃止する条例の規定は、廃止後も、なお従前の例によることといたします。

続いて、議案第7号 美浦村職員定数条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案第3号で申し上げましたが、保育所、児童館、子育て支援センター等の事務を平成27年4月より教育委員会に委任することに伴い、定数の一部の改正を行うものでございます。

現在、村長の事務部局の職員定数は128人となっておりますが、これを106人に減らし、教育委員会の事務部局の職員を20人から22人に、教育委員会の所管に属する学校、その他の教育機関の事務部局の職員を35人から38人にそれぞれふやします。

また、定数条例に含まれない職員として、「6月以内の期間を定めて雇用される者」としてはありますが、これを現状の職種に合わせ、「臨時又は非常勤職員」に改めます。

続いて、議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、議案第9号 美浦村教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例、議案第10号 美浦村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について、この三つの議案は法律の改正に伴う一連の条例議案となりますので、一括してご説明申し上げます。

平成26年6月20日に公布された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されます。本改正は、現行の教育委員長と教育長

の役割を、首長が直接任命する教育長に一本化を行うことで、教育行政における責任者の明確化を図るとともに、首長が招集する総合教育会議を設置することにより、首長が教育行政に果たす役割をさらに明確化し、首長と教育委員会が方向性を共有して、教育行政を執行できるようにすることを主な目的とするものであります。

まず、議案第8号の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございますが、この条例は、本改正に伴い、改めるべき村条例の一部改正や廃止を一括して行うものです。

本改正により、教育長の任命者が教育委員から村長に変更になり、教育長の立場が教育公務員特例法の適用を受ける常勤職員から特別職の常勤職員となります。このことにより、現在、教育公務員特例法に基づき規定された美浦村教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を、第1条で廃止し、第2条、第3条において、美浦村特別職報酬審議会条例及び美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の中に、教育長の給与や旅費に関わる規定を加えるものであります。

次の第4条は、総合教育会議に関わる条例改正で、地方自治法207条等の規定による実費弁償に関する条例中に、総合教育会議に意見聴取のために参加を求められた関係者の実費弁償の規定を加えるものであります。

また、本改正により、教育委員会の委員長職が廃止され、教育長にその職務が引き継がれることになりました。これに伴い、第5条では、美浦村議会委員会条例中の教育委員長の部分を教育長に読みかえ、第6条では、美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例中の教育委員長を削除するものであります。なお、第7条は本改正に伴うものではありませんが、新たに設置する美浦村いじめ再調査委員会の委員報酬を規定するための改正となります。

次に、議案第9号 美浦村教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例でございます。この条例は、さきに述べました現行の美浦村教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止に伴い、教育長の具体的な勤務時間と勤務条件を別途規定する必要があることにより、新たに制定するものであります。

最後に、議案第10号 美浦村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についてでございます。現行の教育長の職務専念義務は、一般職と同じく地方公務員法の適用によっておりますが、本改正によって、新法が定める規定によって適用されることになることから、その職務専念義務の免除についても、一般職と特別職では根拠が異なるため、新たに条例を制定するものであります。

続いて、議案第11号 美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例についてご説明申し上げます。

平成24年8月に成立しました子ども・子育て関連3法により、幼児期の教育、保育、地域の子育て支援を総合的に進める子ども・子育て支援新制度が平成27年4月1日より施行

されます。これに伴い、美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例を制定する必要が生じたため、ご提案申し上げます。

新制度におきましては、認定こども園、幼稚園、保育所等を通じた共通の給付が創設され、美浦村では新制度の実施主体として、教育標準時間認定を受けた子ども、保育認定を受けた満3歳以上の子ども、保育認定を受けた満3歳未満の子どもごとに、利用者負担額を設定することといたしております。

また、附則において、本条例に施行されることにより美浦村立美浦幼稚園保育料入園料徴収条例を廃止することについて定めております。

続いて、議案第12号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。26ページでございます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、児童福祉法が改正されたことにより、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準について条例を定めるものであります。

家庭的保育事業等とは、少人数を対象とする保育事業と事業所内保育事業について、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に基づき、市町村が条例を定めるとされております。

続いて、議案第13号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例についてご説明申し上げます。47ページでございます。

本条例は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、教育、保育に係る利用者負担額等について定めるものであります。教育、保育に係る利用者負担額等は、私立幼稚園、認定こども園、保育所における利用者負担額を示しております。

続いて、議案第14号 美浦村保育所設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。55ページです。この条例は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、美浦村保育所に係る条例の一部を改正するものであります。57ページです、次は。

議案第15号 美浦村保育の実施に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。本条例は、児童福祉法の改正により、保育所における保育の基準については、条例委任を廃止し、子ども・子育て支援法施行規則に規定が設けられたことから廃止するものであります。

続いて、議案第16号、58ページでございます。

美浦村放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本条例は、平成24年8月の児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が策定されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

続いて、議案第17号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げ

げます。

今回の改正は、高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画において、平成27年度から平成29年度までの3年間における介護保険事業に係るサービス量等の推計により、新たな介護保険料率を設定したことから、第1号被保険者の保険料を主としたものとなっております。それでは、改正内容についてご説明申し上げます。

まず第4条は、保険料率に関する条文ですが、3年ごとの計画策定の関係から、平成24年度から平成26年度を、平成27年度から平成29年度に改めています。保険料につきましては、各号に規定する年間保険料をそれぞれ引き上げ、また、介護保険法の改正により、所得による保険料率の段階が6段階から9段階となったため、それに合わせて号を加える改正となっております。

次の第6条、第7条の改正につきましても、介護保険法の改正により、引用条文が変更となることによるものであります。

また、介護保険法の改正により地域支援事業を地域の実情に応じた取り組みによる新しい地域支援事業へと形式を見直すこととされ、開始時期については、定められた猶予期間内で市町村が定めるとされたことから、附則について、その時期について加えております。

続いて、議案第18号 美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例、並びに、議案第19号 美浦村地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例について、この二つの議案は、法律の改正に伴う一連の条例議案となりますので一括してご説明申し上げます。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において介護保険法が改正され、厚生労働省令等で定めている介護予防支援及び地域包括支援センターに関する基準について、市町村が条例で定めることとされたことにより制定するものであります。

条例を制定する基準は、①で指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、②で、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準であります。

原則として、現行省令と同じ基準となっておりますが、参酌すべき基準とされている「記録の整備」については、地方公共団体の金銭債権の時効が5年とされていることから、記録の保存年限を5年としております。

続いて、議案第20号 美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、並びに議案第21号 美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、この二つの議案は、法律の改正に伴う一連の条例議案となりますので、一括

してご説明申し上げます。

本改正は、介護保険法の改正により生じた対応条例の条項ずれなど、文言の入れかえを行うものであります。

○議長（下村 宏君） 提案理由の説明中ではありますが、ここで昼食のため、暫時休憩といたします。午後1時より再開をいたします。よろしく申し上げます。

午後零時01分休憩

午後1時00分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、引き続き、提案理由の説明を申し上げます。

続いて、議案第22号 美浦村企業誘致条例についてご説明申し上げます。

本条例は、村内に事業所等を新設、増設、または機械及び装置の増設を行った企業に対し奨励金を交付する等の優遇措置を行うことにより、本村における企業の立地を促進し、地域の産業振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的に制定するものでございます。

対象地域は村内全域で、公共法人、風俗営業等に該当する事業を除く業種を対象としております。また、土地、建物、償却資産の投下固定資産にも要件を設けております。新設の場合は、敷地面積が500平方メートル以上、または投下固定資産の取得に要する総額が3,000万円以上。増設の場合は、延べ床面積が200平方メートル以上、または投下固定資産の取得に要する総額が1,000万円以上であること。機械及び装置の増設の場合は、取得に要する総額が1,000万円以上であること。

そのほか、村内に住所を有する者5名を雇用すること、滞納がないことを要件としております。優遇措置の内容は、3年間の企業立地奨励金の交付と企業の立地に必要な環境整備事業の実施ができるものでございます。

企業立地奨励金には、企業が村内に新たに事業所等を設置する場合と、村内にある事業所等を拡張する場合に交付する立地奨励金と、村内にある事業所等が機械及び装置を増設する場合に交付する設備投資奨励金の二つの奨励金があります。

立地奨励金のうち、建物を新增築する企業に対しては、事業所等に賦課される投下固定資産税に相当する額の範囲内の額を奨励金として3年間交付します。既存の建物を取得する企業に対しては、1年目は、投下固定資産に係る固定資産税に相当する額の範囲内の額を、2年目は、同固定資産税額の10分の7の範囲内の額を、3年目は、同固定資産税額の10分の5の範囲内の額を奨励金として交付します。

設備投資奨励金は増設した当該機械及び装置に係る固定資産税額の10分の5の範囲内の額を奨励金として3年間交付します。ただし、過去に機械及び装置を整備したことの無い

事業所等にある施設への増設を対象とし、機械及び装置の更新は含まないものとします。

環境整備事業の実施とは、設置する建物の敷地部分に係る埋蔵文化財発掘調査のほか、企業誘致のために特に必要と認める整備事業となります。

これらの整備事業は、実施できる区域を規則で定めており、工業専用地域、地区計画に基づき工場等が立地する区域、地区計画区域のうち、地域交流地区、技術先端型業種の工場等が立地する区域、その他、特に認める区域において整備できるものとしております。

なお、環境整備事業の実施に際しましては、庁内に企業誘致検討委員会を組織し、当委員会において具体的な優遇措置について十分な協議を行い、村議会全員協議会に報告し、この優遇措置について承認を得るものとしております。

対象期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とします。

なお、この条例の失効後の経過措置として、条例の失効日の前に優遇措置を講ずる企業として指定を受けた企業に対しては、指定の日から3年を経過するまでに事業を開始した場合は、失効以後もなおその効力を有することとします。

また、この条例の制定に伴い、本村における企業誘致を行う際の勧奨措置の基準を示すものとして昭和36年に制定された企業誘致に関する条例は廃止とします。

続いて、議案第23号 美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が平成25年12月13日に公布、施行され、消防団員の処遇改善のため、活動の実態に応じた適切な報酬、手当の支給について規定されたところであります。本村の消防団員に対する年額報酬は、県内の平均を大きく下回り、稲敷市に次いで2番目の低額となっております。このことから、消防団員の報酬の適正化を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第24号 平成26年度美浦村一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。97ページでございます。

初めに第1条（歳入歳出予算の補正）の額でございますが、歳入歳出それぞれ7,384万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億6,312万9,000円とするものでございます。

今回の補正が平成26年度の最終補正となるため、歳入歳出全般にわたり現計予算の見直しを行い、主に事業費が確定したもの、及び見込みがつかないものの調整、緊急性を要する事業の補正を行っております。

次に、第2条の（繰越明許費）では、本年度予算措置された事業のうち、年度内に完了できない見込みの事業1件について、翌年度へ繰り越しのご承認をお願いしております。

次に、第3条の（債務負担行為の補正）では、1件の追加設定、次の第4条の（地方債の補正）では、2件の限度額の変更をお願いしております。

繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の補正についてご説明させていただきます。

100ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の繰越明許費の設定では、6月の議会定例会の補正予算で計上しましたパブリカ養液栽培施設整備に対する強い農業づくり補助金につきまして、表層地盤改良のための追加工事の発注により年度内の事業完了の見込みがなくなり、年度内に補助金を交付することができなくなったため、この補助金の繰り越しのご承認をお願いしております。

なお、繰越額につきましては、6月の補正予算計上額の3億5,200万円から、今回の補正予算による25万円を減額した3億5,175万円となっております。

次に、第3表の債務負担行為の補正では、複合機再リースのための追加設定をお願いしております。

次に、第4表の地方債の補正では、役場庁舎施設耐震改修事業費及び農林漁業者トレーニングセンター耐震改修事業費の減額補正により、その財源としている地方債の限度額の変更をいたしております。

それでは、今回の補正は計上されている事項も大変多岐にわたっておりますので、ただいま申し上げましたことも含めまして、特に補正額の大きなもの、重要と思われるものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明させていただきます。最初に歳出予算から申し上げます。111ページをお開きいただきたいと思います。

総務費から申し上げます。

総務管理費の一般管理費では、職員給与関係経費で、本年度末退職者分の退職手当負担金として2,118万円の計上をいたしております。次のページをお開きいただきたいと思います。

財産管理費では、役場庁舎施設耐震改修事業費で、耐震補強改修工事の実施設計の完了により、1,742万6,000円の減額をいたしております。

次に、企画費では、行政情報化推進事業費で執行額の見通しがついたことにより、それぞれの科目で減額を行い、総額で393万9,000円の減額をいたしております。

次のページをお開きください。民生費について申し上げます。

社会福祉費の社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出金で873万4,000円の増額補正をお願いいたしております。主な内容としましては、保険者支援分で国県の保険基盤安定負担金が確定したことに伴い、一般会計負担分4分の1を合わせた191万2,000円の増額補正をお願いしております。

また、保険税軽減分で県の保険基盤安定負担金が確定したことに伴い、保険者支援分と同様に、一般会計負担分4分の1を合わせた660万1,000円の増額補正をお願いしております。

次の臨時福祉給付金給付事務費及び臨時福祉給付金給付費につきましては、消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方々の負担を軽減するため、暫定的、臨時的な措置として、給付金の支給を行ってまいりましたが、執行額の見通しがついたことにより、それぞれの

事業で減額をいたしております。

なお、臨時福祉給付金につきましては、受付期間を9月30日から12月26日まで延長しましたが、未申請の方が多いため、給付金の減額も747万円と多額となっております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

老人医療給付費では、後期高齢者医療特別会計繰出金で、事務費分として後期高齢者医療特別会計での財源調整分として108万3,000円、保険基盤安定分として県の保険基盤安定負担金が確定したことに伴い、一般会計負担分4分の1を合わせた234万3,000円の増額補正をお願いいたしております。

次の医療福祉費では、医療給付事業費で医療福祉扶助費でそれぞれ不足が見込まれるため、623万7,000円の増額補正をお願いいたしております。

次に、児童福祉費の児童福祉総務費では、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費で、消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から給付金の支給を行ってまいりましたが、執行額の見通しがついたことにより、総額で378万円の減額をいたしております。

なお、子育て世帯臨時特例給付金につきましては、子育て世帯でも非課税者は臨時福祉給付金が優先して支給されることとなっており、当初見込みより非課税者が多かったこと、また、臨時福祉給付金と同様に受付期間を9月30日から12月26日まで延長してありますが、未申請の方が多いため、247万円の減額も行っております。

次の児童措置費では、児童手当経費で執行額の見通しがついたことにより、2,624万5,000円の減額をいたしております。

続いて、衛生費について申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。

保健衛生費の予防費では、執行額の見通しがついたことにより、それぞれの事業で減額をいたしております。次のページをお開きください。

環境衛生費の環境衛生総務費では、電気事業会計繰出金として225万円の計上をお願いいたしております。この繰出金は、年度内に売電収入が得られなくなり運営費に不足が生じるため、一般会計より繰出金を支出するものであります。

続いて、農林水産業費について申し上げます。

農業費の農業振興費では、産地確立推進事業費で事業費が確定したことに伴い、強い農業づくり補助金25万円の減額をいたしております。なお、この強い農業づくり補助金につきましては、繰越明許費でご説明いたしましたとおり、補正後の金額3億5,175万円を翌年度へ繰り越しお願いしております。

続いて、土木費について申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。

道路橋梁費の道路維持費では、道路維持補修事業費で郷中地内の興津土地改良区管理の農業用パイプライン補修費の負担金分として、村道排水路補修工事負担金170万円の増額補正をお願いしております。

次の道路新設改良費では、道路新設改良事業費で村道整備工事費553万円の増額補正をお願いいたしております。内訳としまして、役場周辺地区、地区計画内の国道125号バイパスのり面整備が5月におくれたことにより、排水整備工事についても年度内に完了の見込みがなくなったことにより、868万3,000円の減額をいたしております。

また、稲敷美浦連絡道路の地盤改良工事費の不足分として1,421万3,000円の増額補正をお願いいたしております。なお、この改良工事につきましては、稲敷市区間の工事を含めて、美浦村が工事を施工し、稲敷市は稲敷市区間の工事費を負担金として支払う協定を締結しており、今回の増額補正分として866万8,000円を負担していただくこととなっております。

次のページをお開きいただきたいと思います。教育費について申し上げます。

中学校費の学校管理費では、ICT運営事業費で電子黒板及びタブレットパソコン購入費の入札差金として、備品購入費1,109万8,000円の減額をいたしております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

保健体育費の体育施設費では、農林漁業者トレーニングセンター耐震改修事業費で、工事費の確定により620万円の減額をいたしております。

ここまで、主な歳出の補正項目につきましてご説明申し上げました。ただいま申し上げました以外の各項目でも補正を行っておりますが、これは事業費の確定したもの、あるいは見通しのついたものの調整でありますので、個々の説明は省略させていただきたいと思います。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。前に戻っていただきまして、103ページでございます。

村税では、滞納繰越分で歳入見込額の精査を行い、村民税の個人分で182万9,000円、法人分で50万2,000円、固定資産税分で158万7,000円を増額補正いたしております。

次の地方消費税交付金では、本年度の交付決定状況及び景気の動向等を勘案しまして、1,000万円の減額補正をいたしております。

次に、地方交付税の普通交付税では、232万2,000円の追加交付の決定がありましたので、増額補正をいたしております。

次に、国庫支出金の民生費国庫補助金について申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。

保育緊急確保事業費補助金として、222万7,000円を新規に計上いたしております。この補助金につきましては、子ども・子育て支援法の一部が平成26年4月1日に施行されたことにより、子育て広場事業及びファミリーサポート事業等の補助金が、県の安心子ども支援事業費補助金から国及び県からの保育緊急確保事業費補助金に変更となったため、予算の組みかえを行っております。

なお、補助率につきましては、県2分の1から、国、県ともに3分の1ずつとなり、村

の負担につきましては、2分の1から3分の1軽減されております。したがって、県支出金の民生費県補助金では、安心こども支援事業費補助金375万1,000円を全額減額し、保育緊急確保事業費補助金として、国庫補助金と同額の222万7,000円を新規の計上いたしております。

その他の国庫支出金、県支出金についてでございますが、事業費が確定したこと、あるいはその決定額の見通しがついたことにより、それぞれの項目で調整し、補正を行ったものが主なものとなっております。個々の説明は省略させていただきます。

次に、繰入金についてご説明申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。

特別会計繰入金の農業集落排水事業特別会計繰入金では、加入分担金の増収分として、125万円の増額補正を行っております。また、平成25年度の事業費確定による精算分として介護保険特別会計繰入金で612万4,000円、後期高齢者医療特別会計繰入金で147万円をそれぞれ増額補正いたしております。

次の基金繰入金では、ふるさと基金繰入金で、少年のつばさ事業及び人材育成事業歳出予算の減額補正に伴い、139万2,000円の減額補正を行っております。

次の財政調整基金繰入金では、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして、4,321万8,000円を財政調整基金に戻し入れることといたしまして、3月補正後の繰入予算額を1億9,462万8,000円といたしております。

次の復興まちづくり基金繰入金では、532万3,000円の減額補正を行っております。内訳としましては、役場庁舎施設耐震改修事業費分として、歳出予算の減額補正に伴い1,582万6,000円の減額を行い、また、農林漁業者トレーニングセンター耐震改修事業費分では、歳出予算の減額補正に伴う230万円の減額を行うとともに、予算計上時の一般財源1,280万3,000円をこの基金からの繰入金を財源とすることとし、財源の振りかえを行っております。

次に、諸収入について申し上げます。延滞金加算金及び過料の延滞金では、収納対策の強化推進を行ってきた結果として、当初予算額を上回る増収が見込まれておりますので、500万円の増額補正を行っております。

次に雑入について。村道改良工事負担金で、稲敷美浦連絡道路工事の負担金の協定に基づき、稲敷市から村道改良工事負担金866万8,000円の増額補正を行っております。

次のページをお開きいただきたいと思います。村債について申し上げます。

村債では、冒頭の地方債の補正でご説明いたしましたとおり、役場庁舎耐震補強事業債で160万円、農林漁業者トレーニングセンター耐震補強事業債で390万円の減額補正を行っております。

続いて、141ページをお開きいただきたいと思います。

議案第25号 平成26年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説

明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,861万8,000円を減額し、補正後の予算総額を21億1,827万8,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書により、歳出よりご説明申し上げます。149ページをお開きいただきたいと思います。

第2款保険給付費の第1項療養諸費では、財源としている歳入、第3款国庫支出金及び第4款療養給付費交付金が減額される見込みとなったため、財源振りかえをしております。第2項高額療養費では、これまでの支払額から今年度の支払見込額を推計した結果、予算額が余る見込みとなったため、第1目一般被保険者高額療養費で473万2,000円の減額、第2目退職被保険者等高額療養費で105万8,000円の減額補正をするものでございます。

次の第3款後期高齢者支援金等と第6款介護納付金では、財源としている歳入、第3款国庫支出金の後期高齢者医療費支援金と介護納付金の増減により、財源振りかえをしております。

次の第7款共同事業拠出金では、拠出額の確定により、次のページの第1目高額医療費共同事業拠出金で314万7,000円の減額補正、第4目の保険財政共同安定化事業拠出金で965万1,000円の減額補正をするものでございます。

次の第8款保健事業費の第2項特定健康診査等事業費では、当初予定していたパンフレットの購入見送り及び各種パンフレットの購入部数の調整を行ったため、7万円の減額補正をするものでございます。

第11款諸支出金の第1項償還金及び還付加算金では、平成25年度特定健康診査、保健指導の国県負担金が確定したことによる精算返還金4万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、145ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入についてご説明申し上げます。

まず、第1款国民健康保険税では、現年度分の調定額及び収納状況から収納額を推計した結果、一般被保険者分で436万4,000円の増額補正、退職被保険者等分で187万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次の第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費等負担金で保険給付費や納付金等により算定された国庫負担金との差額2,351万4,000円の減額、第2目高額医療費共同事業負担金では、歳出の高額医療費共同事業拠出金の確定による国、県負担金の額確定に伴い、78万6,000円の減額をするものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

第4款療養給付費交付金では、退職者医療交付金の変更決定により、1,129万1,000円の減額補正をするものです。

第6款県支出金、第1項県負担金では、高額医療費共同事業負担金が前述の国庫負担金

と同額の交付であるため、78万6,000円の減額をするものでございます。

第7款共同事業交付金につきましては、国保連合会からの交付金見込額通知により、第1目の高額医療費共同事業交付金で498万9,000円の減額、第2目の保険財政共同安定化事業交付金では、122万2,000円の減額補正をするものでございます。

第9款繰入金の第1項他会計繰入金につきましては、第1目一般会計繰入金の第1節保険基盤安定繰入金で、保険基盤安定制度繰入金の交付決定通知による繰入額の確定により851万3,000円の増額を、第4節財政安定化支援事業繰入金では、地方交付税で算定された額の通知により22万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

第11款諸収入の第1項延滞金、加算金及び過料は、延滞金が相当額収入されており、見込額900万円を増額補正し、収入額を1,200万円とするものでございます。

続いて、153ページをお開きいただきたいと思います。

議案第26号 平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、平成26年度最終の補正となるため、各事業の精査見直しの上、過不足の調整を行っております。

（歳入歳出予算の補正）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147万9,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,043万2,000円としております。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書に基づき、歳出予算から申し上げます。159ページをお開きいただきたいと思います。まず、総務費の一般管理費につきましては、総額920万5,000円の増額補正をお願いいたしております。

内容につきましては、役務費で17万7,000円、委託料で26万円の減額補正をそれぞれ計上してございます。また、積立金では主に各施設の施設管理費の見直しによる減額分について、農業集落排水事業基金積立金へ積み立てるため714万円、公課費では平成26年度分消費税の中間払いとして250万2,000円の増額補正を計上してございます。

次に、施設管理費につきましては、各処理施設管理費の見直しを行いまして、舟子地区施設管理費につきましては、需用費、委託料、工事請負費及び備品購入費について、それぞれ減額いたしまして、総額460万2,000円の減額補正を計上してございます。

次に、信太地区施設管理費につきましては、需用費で65万円の増額、委託料、工事請負費及び備品購入費についてそれぞれ減額いたしまして、総額30万8,000円の減額補正を計上しております。

次に、安中・大須賀津地区施設管理費につきましては、需用費、役務費、委託料、工事請負費及び備品購入費についてそれぞれ減額いたしまして、総額406万6,000円の減額補正を計上しております。

次に、諸支出金の一般会計繰出金につきましては、加入分担金として納付のあった金額を全額一般会計へ繰り出すため、125万円の増額補正を計上してございます。

次に、157ページをお開きいただきたいと思います。歳入について申し上げます。

まず、分担金及び負担金の農業集落排水事業費分担金につきましては、既施設の新規加入の納付によりまして、125万円の増額補正を計上してございます。

次に、使用料及び手数料につきましては、農業集落排水事業使用料及び手数料についてそれぞれ増額いたしまして、総額35万8,000円の増額補正を計上してございます。

次に、財産収入につきましては、利子及び配当金で7万円の増額、また、財産貸付収入で56万7,000円の減額をいたしております。総額49万7,000円の減額補正を計上してございます。

次に、諸収入の雑入では、脱水汚泥の放射能測定費用及び試料採取等に要した燃料費に係る東京電力株式会社原子力発電所事故賠償金が確定したため、36万8,000円の増額補正を計上してございます。

続いて、163ページをお開きいただきたいと思います。

議案第27号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、平成26年度最終の補正となるため、各事業の精査、見直しの上、過不足の調整を行ってございます。

まず、第1条の（歳入歳出予算の補正）でございしますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ876万円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を9億4,179万3,000円とするものでございます。

次に、第2条の（繰越明許費）でございしますが、公共下水道事業費において国庫補助事業に係る費用のうち、年度内に完成できない見込みの事業分1億8,600万円について、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度への繰り越しのご承認をお願いするものでございます。

次に、第3条の（地方債の補正）でございしますが、公共下水道事業費に係る本年度の地方債限度額を2億5,760万円をお願いするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。歳出予算から、171ページをお開きいただきたいと思います。

まず、下水道費の一般管理費の積立金につきましては、使用料等の歳入及び充当先事業の見直しによりまして、620万2,000円の増額補正を計上してございます。

次に、施設管理費につきましては、事業費の見直しを行いまして、需用費、委託料、工事請負費及び備品購入費についてそれぞれ減額いたしまして、総額496万2,000円の減額補正を計上してございます。

次に、公共下水道事業費につきましては、国庫補助金及び一部事業費の確定に伴い、事業費の見直しを行いまして、委託料、負担金補助及び交付金、及び補償補填及び賠償金についてそれぞれ減額し、工事請負費では増額いたしまして、総額1,000万円の減額補正を計上してございます。

続いて、歳入について申し上げます。169ページをお開きいただきたいと思います。

まず、分担金及び負担金の公共下水道事業受益者負担金につきましては、102万5,000円の増額補正を計上してございます。

次に、使用料及び手数料の公共下水道使用料につきましては、74万3,000円の増額補正を計上してございます。

次に、県支出金の公共下水道費県補助金につきましては、事業の見直しを行いまして、20万円の減額補正を計上してございます。

次に、財産収入の利子及び配当金につきましては、21万5,000円の増額補正を計上してございます。

次に、諸収入の雑入では、脱水汚泥の放射能測定費用及び試料採取等に要した燃料費に係る東京電力株式会社原子力発電所事故賠償金が確定したため、28万2,000円の増額補正を計上してございます。

次に、村債の下水道事業債につきましては、事業費の見直しによりまして、1,780万円の減額補正を計上してございます。

続いて、議案第28号 平成26年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれに3,941万9,000円を増額いたしまして、予算総額9億6,483万円とするものでございます。

内容につきましては、本年度最終の補正となることから、介護保険事業全体を見通し、歳入にあっては国県負担金、支払基金交付金の確定による増減、歳出に当たっては保険給付費の増減補正等が主なものとなっております。

まず、歳出の保険事業勘定により説明をいたします。183ページをお開きいただきたいと思います。

まず、総務費の一般管理費では、一般非常勤職員雇用に係る費用を91万3,000円減額しております。介護認定調査員を雇用する予定でしたが、確保できなかったため、減額するものであります。また、認定調査等の調査委託料につきましては、委託件数が見込みを下回るため、30万1,000円を減額しております。

次に、保険給付費につきましては、これまでの支払い実績から、年度内の給付費を科目ごとに見直した結果、介護サービス等諸費では居宅介護サービス給付費で1,055万円を増額、地域密着型介護サービス給付費で1,190万円を増額、施設介護サービス給付費で1,000万円を減額、居宅介護住宅改修費で70万円の増額、居宅介護サービス計画給付費では120万円の増額を計上しております。

次に、介護予防サービス等諸費につきましても、これまでの給付実績に基づき、介護予防サービス給付費で190万円の増額、地域密着型介護予防サービス給付費で180万円の減額を、介護予防住宅改修費に60万円の増額、介護予防サービス計画給付費に52万4,000円の増額を計上いたしております。次の高額介護サービス等費につきましては、高額介護サー

ビス費で20万円の増額補正を行っております。

次の特定入所者介護サービス等費につきましては、所得の低い方が施設サービスを利用する際の居住費・食費の軽減を図るために給付するものですが、給付実績により特定入所者介護サービス費で16万円、特定入所者介護予防サービス費で2万1,000円をそれぞれ増額しております。

次の基金積立金の介護給付費準備基金積立金ですが、平成25年度繰越金において、全ての給付費等を精算した残額2,055万4,000円を介護給付費準備基金の積立金として積み立てるものであります。

次に、地域支援事業費の介護予防事業費におきまして、二次予防対象者通所型介護予防事業費を200万円減額するものであります。

次の諸支出金の一般会計繰出金では、平成25年度一般会計繰入分の精算金として、一般会計へ返還金612万4,000円を計上いたしております。

続きまして、介護保険勘定、歳入の主なものについてご説明申し上げます。179ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、介護保険料ですが、現年度分特別徴収保険料及び普通徴収保険料の収納見直しに合わせた見直しを行い、特別徴収保険料では579万1,000円を増額し、次の普通徴収保険料では、現年度分で191万4,000円を、滞納繰越分普通徴収保険料で29万6,000円を増額しております。

次に、国庫支出金につきましては、歳出の介護給付費の見直しに基づき、介護給付費負担金で659万8,000円の増額、介護給付費調整交付金で911万9,000円、地域支援事業交付金で49万6,000円をそれぞれ減額しております。

次に、支払基金交付金では、介護給付費交付金で114万2,000円、地域支援事業費交付金で58万円を減額しております。

次の県支出金ですが、介護給付費負担金につきまして805万2,000円を減額しております。

また、県補助金の地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業費の減により24万5,000円の減額をしております。

次に、一般会計繰入金ですが、介護給付費繰入金につきましては、給付費見直しにより199万5,000円の増額、地域支援事業繰入金として24万5,000円の減額、その他一般会計繰入金につきましては、介護保険事務費調整分として113万5,000円の減額補正を行っております。

次に、基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金につきましては、国、県、社会保険支払基金、村負担金が当初の見込みより減額となったことにより、1,716万1,000円を計上するものであります。

次に繰越金では、2,667万8,000円を計上し、一般会計への返還金に充当、介護給付費準備基金の積立金としております。

続いて、197ページをお開きいただきたいと思います。

議案第29号 平成26年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ555万3,000円を追加し、補正後の予算総額を1億1,785万3,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、今年度最終補正となるため、歳入歳出全般にわたり現計予算の見直しを行い、それぞれの科目に過不足の調整を行っております。補正予算の内容につきましては、事項別明細書により、歳出よりご説明申し上げます。203ページをお開きいただきたいと思います。

後期高齢者医療広域連合保険料納付金につきましては、174万円の増額補正、保険基盤安定納付金については、234万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次の一般会計繰出金については、平成25年度精算分として、147万円の増額補正をするものでございます。

続きまして、201ページにお戻りいただきまして、歳入について説明申し上げます。

後期高齢者医療保険料につきましては、現年度分特別徴収保険料が見込みの調定額を上回るため143万円の増額補正、現年度分普通徴収保険料については、見込みの調定額に追いつかないため129万円の減額補正、滞納繰越分普通徴収保険料については、見込みの調定額を上回るため43万円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

また、一般会計繰入金につきましては、事務費分108万3,000円、保険基盤安定分234万3,000円、合計で342万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

繰越金につきましては、前年度の決算額として147万円の増額補正、延滞金については、8万7,000円の増額補正をするものでございます。

続きまして、議案第30号 平成26年度美浦村水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。205ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、平成26年度最終の補正となるため、各事業の精査、見直しの上、過不足の調整を行っております。

まず、（収益的収入及び支出）の収入につきましては、営業収益で1,010万円の減額補正をいたしまして、水道事業収益を5億7,990万円としております。

次に、支出では、営業費用で630万円を減額補正いたしまして、水道事業費用を6億89万6,000円としております。

次に、（資本的収入及び支出）の収入では、加入分担金で200万円を減額補正いたしまして、資本的収入を120万円としております。

それでは、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。209ページです。

最初に収益的収入及び支出の歳出予算からご説明申し上げます。

まず、水道事業費用の営業費用の受水費につきましては、一般家庭用使用水量が減少となる見込みのため、400万円の減額補正を計上してございます。

次に、配水及び給水費では、委託料及び動力費についてそれぞれ減額し、総額180万円の減額補正を計上してございます。

次に、受託工事費につきましては、下水道管渠工事に係る布設がえ工事が見込まれることから、30万円の増額補正を計上してございます。

次に、総係費につきましては、燃料費及び委託料についてそれぞれ減額し、総額80万円の減額補正を計上してございます。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

水道事業収益の営業収益の吸水収益につきましては、業務用料金では、増収となる見込みですが、家事用料金では減収となるため、1,040万円の減額補正を計上してございます。

次に、受託工事収益のその他の工事収益につきましては、公共下水道事業管渠工事に係る配水管切り廻し工事分として30万円の増額補正を計上してございます。

次に、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。資本的収入の加入分担金につきましては、200万円の減額補正を計上してございます。

それでは、211ページをお開きいただきたいと思います。最後でございますけれども、議案第31号 平成26年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。初めに、第2条（収益的収入及び支出）の予定額の補正の額でございますが、収入につきましては1,725万円減額いたしまして、収入総額を4,575万1,000円とし、支出につきましては464万9,000円減額いたしまして、支出総額を4,575万1,000円とするものでございます。

次に、第3条（資本的収入及び支出）の予定額の補正の額でございますが、収入、支出それぞれ2,800万円減額いたしまして、収入・支出総額を6億5,150万円とするものでございます。次のページをお開きいただきたいと思います。

第4条の（企業債）の補正では、電気事業の事業費の確定に伴う減額補正により、その財源としていた地方債の限度額を7億2,300万円から6億9,500万円に変更しております。

次に、第5条では、一般会計から225万円の補助金を受けるため、予算書の第7条の次に「第8条」を加える改正でございます。

それでは、補正の内容につきまして、補正予算明細書に基づき、ご説明申し上げます。

最初に、収益的収入からご説明申し上げます。221ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入では、電気事業収益で営業収益の売電収入1,950万円を見込んでおりましたが、売電開始が3月下旬となりますことから、収入の全額を減額いたしております。

次に、事業外収益の一般会計補助金では、支出に充てるため、一般会計から225万円の補助金の計上をお願いしております。

次に、収益的支出についてご説明申し上げます。223ページをお開きいただきたいと思います。

収益的支出では、電気事業費用の営業費用の中で、太陽光発電費につきましては、報酬と旅費につきましては、事業者選定委員会を開催いたしませんでしたので、全額を減額しております。

職員手当につきましては、時間外手当の全額を減額し、需用費では、消耗品と決算書の印刷費用を除き全額を減額し、役務費で損害保険料を1年分としたため、125万1,000円を増額しております。

郵便料につきましては、全額を減額し、委託料につきましては、保守点検委託料で1カ月分を残し、210万円を減額しております。

次に、財務費用の支払利息では、企業債の借入れが3月になりましたことから、長期借入債利子償還金を289万円減額しておりますが、一時借入金利息で11万9,000円の増額をお願いしております。

次に、資本的収入についてご説明申し上げます。225ページをお開きください。

資本的収入では、企業債の電気事業債で工事費が確定しましたことから、2,800万円の減額をいたしております。

次に、資本的支出についてご説明申し上げます。227ページをお開きいただきたい。

資本的支出では、建設改良費の太陽光発電設備費で、太陽光発電システム整備工事費が確定しましたことから、工事請負費で2,800万円の減額をいたしております。

以上、議案第1号より議案第31号まで一括して提案理由をご説明申し上げます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長には、続いての提案理由の説明、大変ご苦労さまでございました。

会議の途中でありますが、ここで暫時休憩といたします。

2時10分に再開をいたします。よろしく願いをいたします。

午後1時55分休憩

午後2時10分再開

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 日程第36 議案第32号 平成27年度美浦村一般会計予算から日程第43 議案第39号 平成27年度美浦村電気事業会計予算までの8議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 事務局、続いての朗読、大変ご苦労さまでした。

提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第32号から議案第39号までの平成27年度一般会計予算、特別会計予算、水道事業会計予算並びに電気事業会計予算は、先般の予算内示会において、予算編集の基本方針、予算の概要、重点事業及び主要な事業等の資料を提出し、ご説明させておりますので、個々の説明につきましては、省略させていただきたいと存じます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長には、提案理由の説明、大変ご苦労さまでした。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております平成27年度予算についての質疑は、予算審査特別委員会において行うこととし、質疑を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定をいたしました。

お諮りいたします議案第32号 平成27年度美浦村一般会計予算から、議案第39号 平成27年度美浦村電気事業会計予算まで、以上8件について、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

これより、予算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時41分休憩

午後2時47分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、予算審査特別委員会の正副委員長が決まりました。

議長から報告をいたします。

予算審査特別委員長に、山崎 幸子 君

副委員長に、飯田 洋司 君

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 日程第44 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

請願の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 紹介議員からの趣旨説明を求めます。

林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ただいま請願文書に対して事務局より説明のあったとおりでございますが、若干の補足説明をさせていただきたいと思っております。

このたび請願者であります茨城県聴覚障害者協会というのは、どういう目的であるかといえますと、聾者の自立の促進と福祉の向上に関する事業を行い、聾者に対する理解と協力を得ることを目指している団体でありまして、全国の財団法人日本聾啞連盟と関係する団体でございます。

今回、請願で述べられています1から4項目について若干の補足をさせていただきます。

1番目に関してですが、手話に対する偏見が、今現在とてもございます。健常者が使っている音声言語と同等に、聾啞者にとって手話というのは言語であるということを認めてほしいという趣旨に基づいて、ここでうたってございます。

2番目に関しては、学校では今現在行われているのは、口話術といって話し手の唇や顔面筋肉の動きを読み取る方法の口話術というものを現在、この習得のほうに時間をかけておりまして、本来学ぶべき学習のおくれが見られております。というのは、教科書を読むということができないで、その口話術の習得に時間がかかっているということで、1年生なら1年生、2年生なら2年生で習得すべき学科を全て習得せずに上級生に上がっているというのが現状ということで、この学校での手話の導入がとても性急に求められている現状でございます。

現実的に手話を使って指導する職員がいました。しかし、現在ではこの手話で授業をするということは認められておりませんので、手話で授業をした先生がやめさせられているという現実も現在まだあるそうです。

ですので、そういう意味では、手話を取得しないで、口話術のみの授業で行っているために、手話で話せない子どもたちが現実多く、卒業後の就職や、また生きていくことでの会話をすることが困難な人がまだまだ多いという現状を鑑みたときに、手話による教育の早期導入により、教科書が読め、しっかりと学力向上を目指す、そういう環境整備が必要であるという意味で、この手話という授業はとても大切になるということをここで述べてございます。

3番目においては、現在、英語教育でも一般の日本の学校でもあります、ネイティブとして英語を習得する意味でネイティブの英語の先生が講師派遣をされて授業を受けている現実がございます。ですけれども、これは世界共通語ということで行われていますが、手話も言語と認めるのであれば、手話の健常者への教育もなされるべきであり、難聴者とも

対等に会話する手段を、健常者が相手を理解するという意味でも必要であるということもここに含まれてございます。

二つほど例を述べさせていただきますが、難聴者である方がこの手話を習得されないことで、すごく困難に陥っている現状は、例えば聾啞者の方が健常者のお子様を産みました。そのときのお子様の教育指導とか、学校の先生との面談をするときに、相手の方が手話がわからないので、子どもの説明をすることができない現状で、とても困っているということがありました。

あとは、聾啞者でも免許を取ることができます。免許を取りますと、免許更新のときに聾啞者に関しては補聴器をつけます。免許更新のとき。でも、その補聴器をつけるということは、その補聴器によって言葉が理解できる方はいいんですが、音は出るけれども、あああー、とか、ガガガーとか音だけの認識で、言葉という認識がされない聾啞者が現実いらっしゃいます。そういうことの意味が警察署のほうで行われていないと、免許の更新のときに、その方がせっかく手話通訳の方を連れていっても、室外に出されてしまって、免許更新にすごく困難を来したという実例がございました。そういう不便や困り事が、現在手話が導入されないことで、すごく聾啞者の方の生きていく上で不便をこうむっているということをお聞きいたしました。

そういう意味で聾啞者が、家庭・学校・地域社会などあらゆる場面で手話を自由に使い、手話による豊かな文化を享受できる社会の実現を目指していかなければいけないと考えます。そのために手話の獲得、手話の習得、手話の使用等に関する必要な事項を定め、手話に関するあらゆる施策、教育、子ども、家庭、福祉、通信、公共施設、政治参加、司法手続、労働、雇用、民間施設、放送、文化、スポーツ等の総合的かつ計画的な推進を図ることが求められる現状でございます。

この意味で、国の施策として早期実現を目指すためにも、今回の請願を議員各位におかれましても、ご理解の上、ご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております請願については、請願文書表のとおり、厚生文教常任委員会にて付託をいたします。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後 2 時 5 8 分散会

平成27年第1回
美浦村議会定例会会議録 第2号

平成27年3月13日 開議

議案

一般質問

1. 出席議員

1番	塚本光司君	2番	岡沢清君
3番	飯田洋司君	4番	椎名利夫君
5番	山崎幸子君	7番	山本一恵君
8番	林昌子君	9番	下村宏君
10番	坂本一夫君	11番	羽成邦夫君
12番	小泉輝忠君	13番	石川修君
14番	沼崎光芳君		

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	門脇厚司君
総務部長	岡田守君
保健福祉部長	浅野重人君
経済建設部長	増尾嘉一君
教育次長兼学校教育課長	増尾正己君
総務課長	松葉博昭君
企画財政課長	石橋喜和君
福祉介護課長	秦野一男君
健康増進課長	石神真司君
都市建設課長	池延政夫君
生活環境課長	北出攻君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 飯 塚 尚 央
書 記 浅 野 洋 子

午前10時00分開議

○議長（下村 宏君） おはようございます。

ただいまの出席議員は、13名です。

ただいまから、平成27年第1回美浦村定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます前に、本定例会一般質問方式は、選択制で行うことを許します。

選択できるのは、今までの質問方式である一括質疑方式または一問一答方式となります。選択制の一つである一問一答方式は、質問時間30分で、質問の回数に制限は設けません。答弁と合わせて60分の制限時間内で一般質問を行うこととします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） 直ちに議事に入ります。

日程第1、通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、飯田洋司君の一問一答方式での一般質問を許します。

飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 3番、飯田です。通告書に従い、質問させていただきます。

まず初めに、美浦村タブレット無償配布についてお伺いします。

美浦村全世帯へ限定でタブレットを無償配布し、村全体でICT化、そして多様なサービスが提供できないかお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） おはようございます。

それでは、飯田議員のですね、村内全域をICT化すると、全戸にタブレットを無償配布できないかといったご質問にお答えを申し上げます。

今日、ICTの進展によりまして、ライフスタイルが変化をしてくれてございます。総務省で取りまとめている平成26年度版の情報通信白書によりますと、携帯電話の世帯保有率が94.8%、スマートフォンが62.6%となっております。また、携帯電話からスマートフォンへの切りかえが急速に進んでおり、今後4年間で7割強まで普及すると予測をしております。

インターネットなどの通信分野では、通信速度が高速化しており、Wi-Fi環境の整備などによりまして、インターネットや携帯電話を利用したコミュニケーションツールが整ってきております。村内全域のICT化につきましては、その延長線上にあると認識しております。

その一方で、本村では、人と人のつながりを重視した社会力育てを実施をしており、家族、地域、学校、会社等のコミュニティを中心としたフェイス トウ フェイス (face to face) によるコミュニケーションづくりもごございます。まずは、多くの人や地域などを結びつけて、疎遠ではない地域づくりを推進し、人と人とが直接につながり、そこから地域の活力を生み出して活性化に結びつけていくことも、重要であると考えております。

本村におきましては、人口減少や少子高齢化が予想を上回る早さで進行し、厳しい経済状況の中で安心・安全・環境保全、そして村民主体のまちづくりといったさまざまな住民ニーズにお応えしていくといった課題がございます。

まずは、そのコミュニケーションにより結びついた人、企業、行政などが実生活などで積極的に交流し、その情報をICT化といったツールによって多くの人に伝えていくことによって、人のつながりによる地域活性化と住民満足度の向上を目指していきたいと考えてございます。

さて、ご質問の村内全域のICT化でございますが、行政運営の効率化や住民サービスの品質向上と住民満足度を高めることを目的とした施策の一つとして、現在、電子自治体の推進に取り組んでおりますが、これを村内全域のICT化と認識し、今後も努めてまいりたいと存じます。

また、各戸に限定でタブレットを無償配布することにつきましては、行政共通の課題といたしまして、コスト意識が強く求められているのは言うまでもございませんが、ICTの利活用におきましては、より進んだ使いこなしが必要となります。ICTをめぐる社会の変遷は、この10年間で内容は変遷しているものの、普遍的な課題として次の点を挙げる事ができます。

一つは、個人情報保護、違法・有害情報や不正アクセス、ウイルス等のネットに潜む課題などの安心・安全の確保について、二つ目は、情報リテラシー、世代間格差などのデジタルデバイドの解消についてでございます。これらの諸課題は、その取り組みにおいて重視していく必要があると考えます。今後、その課題整理や検討に努めてまいりたいと考えております。

そして、村として多様なサービスが提供できないかという点につきまして、現在防災分野では、MIHO-Wi-Fiでのインターネットの無料開放や、防災防犯ウェブやフェイスブック、ツイッターなどによる情報を配信しております。また、平成25年第3回定例会において飯田議員のご指摘をいただきましたが、美浦村公式サイトをスマートフォン、タブレットにも対応するようリニューアルをいたしました。

行財政改革では、議会と執行部とのより緊密、即時性を持った情報共有ができるよう、タブレット端末を導入させていただき、災害時の緊急連絡を初め、ペーパーレスに向けた取り組みを推進しているところでございます。経費削減や公務の効率化を推進するため、一層のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

今後も住民サービスの向上を目指し、電子自治体推進への取り組みに努めるとともに、ICT化に限らず、多様な手段での住民満足度の向上に向けて努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、第1回目の飯田議員の答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 確かにコストの面、多々あると思いますが、少しここでちょっと提案ではないですけれども、どういうふうにするかという形で、今言われたように安心・安全、それと世代間の格差、もちろん60歳、70歳になってからのスマホ・タブレットというのはなかなか手につかないのかなと思います。こういうものをまず初めに処理して、村内全域ICT化、ペーパーレスということが成り立つのかなと思います。

とりあえずですね、実証実験、国でやっていますように、いろんな実験をこの美浦村の中でですね、やっていただけたらなと思っております。それで一つの方法は、100台くらいのタブレットをですね、20代、30代、40代、50代、60代、70代、六つの班に分かれてですね、実験をしてみたらどうかなと思います。

それで、初期費用もですね、ちょっと調べたんですけれども、今現在安いやつでSIMが入るやつ、そしてタブレット、今現在、我々が使っているiPadにはない通話もできるタブレットが発売されております。これが1台約1万8,500円、税抜きですけれども、それが100台でも185万円で、中に入れるSIM、これが一つ、税抜きで1,500円。それで、当然通信しなきゃなりませんので、その中で通信はあくまでもデータ通信のみという形でやると、月額約500円ですかね。100台だとすると月5万円の負担になります。トータルでいうと、税抜きで265万円くらいで実証実験の初期投資にかかります、一年間です。そういうものも踏まえて、ぜひやっていただきたいなと思います。

とりあえず実験始まりましたらですね、最終的に月一遍の報告、電話連絡でも結構ですし、そういうものをしていただいてですね、実験3カ月後くらいにはですね、地方創生、そちらのほうにですね、こういう実験をしていますと。そしてなおかつ、こういう状況で推移していますので、実験終わった後、1年後、もちろん皆さんで協議していただかなければならないと思いますけれども、そういう部分でのこれから国で進めている地方創生、過疎にも役立つ、そして今言ったようにICT化された村政、そういうもの全国的にも多分、これからますます情報を皆さんにどういうふうに告知するのかという部分では、現在やっている「広報みほ」回覧でも、区長さんをお願いして配布していますが、これも100%ではございませんね。行政に入っているところ、高いところは100%近く行政に加盟

している住民もいますけれども、地区によっては50%を切るような地区もございます。当然そのためにいろいろなところに広報を置いて、皆さんに読んでいただくようにという形で今現在やっていますけれども、この実験をしても、実施されても100%という形にはならないと思います。

ぜひこういう部分でいろいろなサービス、当然、前回質問しましたドローンの映像なんかも、当然、中に入れることができますし、各地区ごとのコミュニケーションツールとしてもタブレットは有効だと思います。それと、今言ったデマンドタクシーの予約にしても、買い物難民の方の買い物を支援する。身障者もしくはいろいろな障がいを持った方の安全確認とか、本当に夢見るようなサービスが提供できます。

本村では、まず初めに防災という形で村内全域でW i - F i を導入しました。これも17カ所ありますが、このW i - F i が届く範囲は100メートル以内ですのでね、全村といっても通信的にはなかなか難しいのかなと。今現在、先ほども言いましたようにS I Mであれば、村内どこでもそういう情報が取れますので、6,500余りの全世帯の中に村の情報が行き渡ると思います。

ぜひ何とかこの実証実験を企画していただいて、日本で初めてだと思えます。これが成功すれば、最も小さい村、茨城県に2件しかありませんけれども、多分これをやると、日本で一番大きな村になると思えます。ぜひご検討をいただきたいが、よろしく願います。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、飯田議員の再質問についてですね、お答えを申し上げます。

先ほどもですね、申し上げましたように、I C Tの利活用につきましては、提供側にあつての情報に対する内容の密度、また、世代間の格差など諸課題の整理も同時にですね、解決をしていかなければならないと考えております。

実証実験につきましては、スマートフォンの保有率が急速に高まっている現状でございますので、公平性の確保と民間活力の導入なども考慮した中で、また、地方創生戦略等もですね、含め考慮した中で、今後検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 確かに全村I C T化というのは非常に難しい問題だと思います。今言ったように世代間格差、これはなかなか埋められません。正直言って、今現在、議員の中でも世代間格差は多少生じておりますので、これを全村となると、もっと格差が広がるのかなと思います。当然、現況、自治研などで会議をやって、今、スムーズミーティングで会議をしておりますが、なかなか執行部の部長、課長さんもi P a dまで現在なかなかないのが現状でございます。

そんな中でね、執行部のほうもこれからゆっくりとスムーズミーティングで会議をするのかなと思いますけれども、当然職員さんもこれは大変だと思います。人手がなくて、今回3月定例議会でいろいろ上がってきた議案39ですか。そのほかに、今までコツコツと企画した条例、そういうものも改革し、そして新しくいろいろなものができてきております。大変だと思います。すぐになれると言ってもね、なかなか我々議員も約2年ほどやっていますけれども、なかなか先へ進まないというのが現状です。

そんな中でですね、ぜひ、5年後10年後、美浦村の将来を考えてね、何らかの形でチャレンジをね、していただきたいなと思うんですけれども、当然そこで最初に言いましたように、265万円くらいの初期投資がかかりますが、もしですね、アンケートなどいただいて、現在、今スマートフォン、タブレット、家庭の中で通信できる、ICTのできる家庭を100人でも200人でもちょっと募っていただいて、美浦村の情報を一括的に流してみたら、さほど経費はかからないのかなと。その中で、いろいろなものを1年くらいやってもらってですね、お金かからず、それでいろいろな問題点を出してもらって、また1年後にその問題をみんなで協議をするということではできるのか、総務部長、ちょっと前向きにご答弁をいただきたいので、よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 議員の皆さんには、議会再開日、大変ご苦労さまでございます。

今、飯田議員のほうからですね、タブレットを使ったICT化、ICTをいかに推し進めるか。日本で一番という話が出ましたけれども、美浦村の中ではですね、小学校4年生から6年生まで、もう5年前、タブレットと電子黒板を使った授業をしてきました。

その中で、議会の皆さんにもですね、タブレットを活用していただいて、ということで、ちょうどことしの6月になると2年ですか、おかげで県内ではどこの自治体よりも先駆けて、ペーパーレスの部分をですね、先頭を切ってやってきました。よそでもそういう考えがあるところがありましたけれども、美浦村の議会のように進んでいるところはないのかなというふうに自負しているところでもございます。

そういう意味でも特に格差は議会の中でもあるかもしれませんが、今、実証実験をするために100台を265万円、年間かかりますよということでお話がありました。そういう意味でも、まずはこの地方創生の中で、各地域がアイデアを出しなさいということをね、国はいろいろ言うておりますけれども、なかなかそのアイデアもですね、全てオッケーではない。制限つきの地方創生の対策であって、これも各地区から上がってきたものを、地域の要するに少子高齢化、人口減少をくい止める一つのアイデアとしてどういうことを自治体として提案をしてくるのかということがあるかと思います。

都市部からね、地方への人の流れをつくるためには、飯田議員の今の発想的なものは、結構若い人も、茨城県的美浦村でこういうことが結果的に出ていますよというもので一つ、若い人の意識が変わるといふ点では、いい提言であろうというふうに思っております。

ぜひ、この先ですね、先行型の部分は5年間ありますので、ことしと言わずに、これを少し議会の皆さんと、また村内のそういう協議を立ち上げる中で、ぜひ先行してやっていこうという部分があれば、5年間の中に国へ発信していければ、「美浦村」という名前もですね、日本の中で認識してもらえるような部分になっていくのかなというふうに思っております。ぜひこれは執行部ともどもですね、検討させていただいて、そういう先進的な事例として取り上げていただくような方策を模索していきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） すぐには難しいのかなと。とりあえず種まきでね、村の住民、若い方にこういう形で美浦村が全村ICT化するよと。それでもって多少皆さんね、実証実験をやるので協力してくれという形で種まきしていただけたらなと思います。

時間もありますので、次の質問へ移らせていただきます。大山地区病院跡地の再開発について質問します。

大山旧病院跡地、財務省所有の土地取得と再開発について質問します。1年前の3月、去年の今ごろですね、定例会で質問しました。企業誘致も含め取得する方向で検討するというような形を答弁いただきましたが、あれから1年、早いですね。少しはいい企画、私どものほうも提案しましたけれども、何せ62歳の頭ですから、なかなかパツとしたアイデアが浮かびません。総務部のほうに何とかお願いして、企画財政課のほうにお願いして、何かいい企画はないかということをやったんですけれども、きょう現在までの進行状況などをお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、飯田議員の大山の旧病院跡地の財務省所有の土地のことについてですね、その開発といったところのご質問だと思います。

まずですね、土地の所有権についてでございますが、現在、財務省の所有となっております。この土地につきましては村でこういう利用計画があるので払い下げをお願いしたいと申し出れば、払い下げをすることは可能であると考えてございます。ただし、ただいま申し上げましたように、利用計画のほうを示して払い下げとなっておりますので、村といたしましては払い下げをする方向で、また、開発という形で企業誘致を含め、利用計画を検討をしまいったといったような状況でございます。

その利用計画といったところでございますが、まず、この土地は市街化調整区域でございますので、原則的に村であっても建築物を建てることはできません。しかし、技術先端型の業種の工場、また研究所であれば、建てるのが可能となってまいります。そのような企業の誘致活動についても進めてまいっております。

また、霞ヶ浦に近く、大山グレンデも近いことなどをいかしまして、どのような利用をすることが村にとってのいいことなのかといったところを、昨年立ち上げました定住促進

庁内検討委員会で、若い職員や子育て世代の職員の意見なども取り入れながら、さまざまな利用方法の検討を重ねてきておりますが、現在明確な利用計画を立てるには至っていないといった状況でございます。

今後も風光明媚な立地条件や歴史的な価値、周辺の霞ヶ浦でのレジャーの発展状況などを踏まえまして、また、未利用となっている国有地の有効利用のためにも、本村のためになるような利用方法を検討していきたいと考えております。

以上、飯田議員の一般質問の答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） やっと大山地区、今月26日ですか、村営によるメガソーラー、県知事も見学に来るといような話を伺っていますけれども、やっとな。本来ならば12月に竣工、開設して売電という形で予定しておりましたが、いろいろな事情で、多分東電さんのほうの都合かなと思いますけれども、3カ月ほど延びましたけれども、やっとな今月26日に開所という形になると思います。

これは当然、収益も生みますけれども、今やろうとしている残りの財務省の土地の再開発についてですね、当然やるとなると初期投資もありますし、ランニングコストなどいろいろな問題があって、すぐには進められないかなと思います。

ただ、大山、あの地区はですね、都市計画マスタープランの中でも重点地域として指定されております。話を聞くと、財務省のほうに、いろいろな形での再開発計画を出して、それによって財務省のほうで払い下げの価格を決めるような段取りとなっていると思いますが、4月以降、4月前半だと思うんですけれども、そういう計画の提出がなければ、競売にするような予定であるようなこともチラッと聞いております。

万が一、競売となって民間の方があの土地を取得し、当然市街化調整区域ですのでなかなかそういうものはできないと思いますけれども、買う方もちょっと二の足を踏む土地かなと思いますけれどもね、もしそういうものが実現しちゃうと、ちょっとマスタープランの中にも相当な影響が出てくるのかなということで、いささか心配はしております。

あの土地ですけれども、当然太陽光というわけにもいきませんので、とりあえず公園、もしくは3年ほど前に断念しました週末ファーマーみたいなもの、もしくはキャンプ場、ちょっとした公園の中で散策していただいて、大きな設備投資をしないという形でやっていけたらいいのかな。

また、今度できる太陽光施設の中にですね、展望台もございます。そして立派なトイレ、身障者用のトイレですか、今、完成していますけれども、ちょっと入るのに靴を脱いで入らないとまずいかなというトイレでございましたけれども、そういうものも含めてね、総合的に防災拠点の中のトイレ・シャワーという形で少しずつ再開発、あの地域全体の再開発がやっとな目に浮かぶように、最近なっております。

ぜひここでね、当然お年寄りもいますので、あの公園の中で年寄り、皆さん、若い方、

赤ちゃんでも結構ですし、歩いて、なおかつ今ある旧海軍の倉庫ですか、あれも随分大きいですけども、外装、もちろんお金はかかります。大変だと思いますが、あそこをもし外壁を交換して、中でそこそこの物があれば、当然スポーツ関係でもそうですし、週末ファーマーの機具置き場、そして老人クラブの輪投げなど、全天候でね、あそこは使えますので、なおかつ防災、災害のそういう備品もそろえることができますので、ぜひ何とか現実には少しずつ、全部一緒にやらなくて結構ですから、初めは公園の小道づくりでも結構です、ぜひ何とか実現していただけたらと思いますので、村長、ひとつ答弁をお願いします。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、飯田議員の大山、元鹿島航空隊の跡地、あと約4町歩ちょっと残っております。片方の3.67ぐらいは、財務省のほうとの話し合いの中で村で譲り受けて、太陽光、再生可能エネルギーを今月の26日に竣工式を、通電式を行いますけれども、そういういろいろな部分もですね、全国でいろいろ展開をされているところがたくさんあるかと思っておりますけれども、やはり着手するのは民間が一番早く、自治体はなかなか、ちょっとおくられているのが現状でございます。

しかし、美浦村においては議会の皆様のご理解をいただいて、茨城県では当然初めて企業会計をつくらせていただいて発足いたしました。そういう意味でもですね、残りの約4町歩からある部分も、来月の4日という部分を過ぎれば、民間のほうの競売にしますよという話をされておりますので、ぜひ村のほうも意欲を持って取得に向けて、まず美浦村だけがそういう霞ヶ浦の沿岸部分の景勝地の部分を使ってよくなればという部分じゃなくてですね、これは、霞ヶ浦、特に西浦の9市町村が、本当であれば連携をして一緒に立ち上げていかなければよくはない。当然、水がめでもありますし、霞ヶ浦の水質をよくする部分もですね、それぞれの自治体がやるんじゃないで、全体的に取り組まないと、これはよくなっていかない。

水質の浄化については、霞ヶ浦導水もですね、この事業も継続をしてやることになりました。そういう意味でも昨年、土浦市が水陸両用バスを使ってですね、何カ月か実証実験をやりましたけれども、意外と身近な小さな部分でしかやっていなかったもので、それほど大きな話題にはならない。霞ヶ浦を本当に10分ぐらい体験をさせたという部分がありますけれども、これをですね、やっぱり土浦市だけの問題じゃなく、やっぱりこの西浦の9市町村が連携をしてやっていかないと、霞ヶ浦の問題は認識してもらえない。

ぜひその辺もですね、今回飯田議員のほうから出ている部分も、美浦村だけの考えじゃなくて、連携をして、いかにうまく、市町村が霞ヶ浦を利用した沿岸の整備をですね、しながら、お互い市町村のスタンプラリー的に活用していただければ、それなりに都会のほうから60キロ圏内でもありますし、人は呼び込める。そうなってくれば、一カ所だけの目的で来るということじゃなくて、霞ヶ浦全体を利用できるというふうに考えておりますの

で、美浦村だけの部分もあるかと思いますが、これは全体的になれば県も動かざるを得ないというふうに私も思います。

これは長年の課題でもありますし、そうなってくれば霞ヶ浦に橋のかかることも夢ではない。何か1,000億円かかるということで、ちょっと足踏みまで至らないところでおりますけれども、これは美浦村から発信するだけではなく、関連する自治体全体、全部として、その協議の中で進めていけば夢ではないことも、実現に向かうであろうというふうに思います。

ぜひその一役を担えとすれば、議員のおっしゃる財務省の部分も一つの起爆剤として、村としては取得に向けて検討をする。取得に向けてぜひ交渉してまいりたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 時間もありませんけれども、ぜひ県のほうにもね、協力いただいて、サイクリングのいろいろな方がサイクリングロードを使って大山スロープを通ると思うんですけれども、サービスでいろいろな安全、または防犯上いろいろなものをあのところにですね、サポートセンターみたいな形で村としてやりますので、県としてもぜひ予算づけしてくれないかというような形でね、財務省のほうにもきっちりと連絡していただいて、美浦村がいかにか真剣に開発、そして霞ヶ浦をよくするために、今言ったような導水もありますし、土浦市のほうで東洋一、世界一の噴水をつくるというような計画もございます。ぜひ、相乗効果を生みながら、ここにも美浦村があるんだぞと、こういう計画を持っているんだよという形で、ぜひ提案してね、何とかいい形で払い下げをいただいて、当村の地域活性化という形でね。そして、霞ヶ浦の水質をよくするための運動もね、一緒に観光美化も含めながら進めていただけたらいいのかなと思います。

次に、地方創生補助金の企画・準備について。国が進めている地方創生対策ですが、本村で現在企画し、当然これは3月いっぱいには提出しないとまずいんでしょうけれども、そこら辺の企画したものがございましたら、ぜひお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいま議員ご質問の、現在ですね、企画している事業といったところがございますけれども、国から、まち・ひと・しごと創生を速やかに実施に移すため、地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金が交付されることになりまして、この交付金に対する事業につきましては、平成26年度の予算に計上することとされてございます。

その交付金は、地域消費喚起型・生活支援型と地方創生先行型とその二つに分かれてございます。

まず、地域消費喚起型・生活支援型についてでございますが、地方公共団体が実施する

地域における消費喚起策や生活支援策に対し国が支援するもので、本村といたしましては、商工会によりますプレミアム商品券の発行を予定してございます。

次に、地方創生先行型についてでございますが、総合戦略の早期かつ有効な策定とこれに関する優良施策の実施に対し国が支援するもので、この交付金に総合戦略策定費が計上されます。

それ以外の施策につきましては、カップリングパーティーの開催による産業後継者育成事業、中学生を台湾に派遣する少年のつばさ事業、小学生が、アプリ開発を通してプログラミングやデジタルものづくりの楽しさを学ぶICTプログラミング事業、陸平貝塚や光と風の丘公園、大山ゲレンデ（スロープ）、美浦村トレセン、城山公園などを核としながら、美浦村の名にふさわしい、美しい村として観光地化を進める、美浦村観光地化事業、これを予定してございます。

この交付金につきましては、既に交付限度額が示されてございまして、地域消費喚起型・生活支援型につきましては1,853万8,000円、地方創生先行型につきましては2,426万9,000円となっております。先ほども申し上げましたが、この緊急支援のための交付金に係る事業につきましては、平成26年度中に予算措置をするように求められております。

現在の見込みですと、交付決定は3月下旬になってしまうということでございますので、本議会の会期中に補正予算を追加議案として提出することは困難であると考えられますので、専決処分で行うようになると思います。なお、この事業は、全額を繰り越しまして、実際に事業に取りかかるのは、4月以降となる予定でございます。

以上、飯田議員の一般質問の答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） ぜひですね、26年分を急いで提出していただいて、4,500万円近い補助金をぜひ獲得していただいて、村のために今やっている事業、これからやる新規事業に使って、ぜひ、いい企画を出していただきたいなと思います。

なおかつ27年度以降の予算につきましても、先ほど言いましたように260万円くらいかもしれないけれども、そういうのも少し入れてもらうとかね、少し、サイクリングサポートでこういうこともしたいんだよという形で、ちょっといただいて、大きな金額じゃございませんのでね、総合的に村がこれからよくなるという形で提案していただけたらいいなと思っております。時間がないので、次の質問に移らせていただきます。

4番目の質問です。

現在、美浦村で資源回収補助金交付をやっておりますが、現在、各団体で段ボール・新聞紙等の回収で皆さんに交付金をお出ししているんですけれども、これを何か次年度より廃止するというような話がございまして、各団体は年間の運営管理上で、やはり交付金の収入を相当の部分で見込んでおります。村として、今後こういった形で交付金に対して対策をとるのかお伺いしますので、よろしくお願い致します。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

最初にですね、補助事業制度の目的と現状について申し上げたいと思います。

資源物集団回収事業補助金は、江戸崎地方衛生土木組合が昭和60年から管内市町村の住民に対し、江戸崎地方衛生土木組合資源物集団回収事業補助金交付要綱に基づき、補助を行っております。資源の有効活用やごみ減量、ごみ問題に対する意識の高揚を目的としている事業でございます。

11年後の平成7年からは、美浦村が江戸崎地方衛生土木組合の補助事業にさらに上乗せをする形で美浦村資源回収助成金交付要綱を定め、資源物を回収した団体に助成金を交付することにより、地域コミュニティの活性化に寄与し、ごみの減量化と、限りある資源の有効利用と村民意識の高揚を図ることを目的として、1キログラム当たり5円の上乗せ補助を開始し、平成21年度からは、1キログラム当たり3円に変更をさせていただいております。

本年は、28団体が申請をしております。内訳としましては、子ども会12団体、老人クラブ9団体、その他7団体となっております。

美浦村全体で、子ども会が33団体、老人クラブが31団体ございます。合わせて64団体になります。そのうちの21団体、3分の1の団体が本制度を活用し、資源ごみの回収を実施をさせていただいているという状況でございます。

さて、飯田議員ご指摘の各団体の運営に与える影響でございますが、本年度ベースで申し上げますと、1団体平均、事業者への資源ごみを回収した売り上げですね、これが4万円以上ございます。それから、江戸崎地方衛生土木組合からの補助金が約3万3,000円、美浦村からの補助金が約2万円で、各団体の収入合計としましては、約9万3,000円ということになっております。事業変更により影響があるのは、村補助金の部分で、段階的に削減することから、平成27年度、28年度、29年度の各年で平均約6,600円ずつ収入減ということになります。

本事業の本来の趣旨でありますごみの減量化と資源の有効活用については、本事業以外においても、昨年度の条例改正で資源ごみが有価物とされ、江戸崎地方衛生土木組合で再資源化され始めたことや分別収集の徹底が開始されたことなどを踏まえまして、事業開始から20年を迎えた時期に見直しを図ったところでございます。

各団体の運営には多少の影響はあるかと思いますが、補助金額を平成27年度は1キログラム当たり2円、平成28年度は1キログラム当たり1円で、最終年度とさせていただくというような段階的な削減、廃止という措置をとらせていただいております。

村の財源がですね、限られる中、既存事業については、事業の趣旨と実績を考査するとともに、新たな事業を開始するに当たっては、財源を再配分するという必要になっている状況でございます。村の財政状況もご理解をいただきまして、今回の補助事業の段

階的な削減、廃止というものについてもご理解をいただきたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 今、部長が言われたように、財政難の中、いろいろな事業、多々あります。できればですね、スパッと切らないような形で今回いろいろな案を提示していただきました。現実に6,600円という形で収入減になります。翌年度も多分、その金額くらは減になるのかなと思ひます。

ぜひ、各諸団体の方にですね、運営管理に支障が出ないよう、29年度廃止になりますから、ぜひ27年、28年という形で、いろいろな形でご配慮していただけたらいいのかなと思ひます。

時間も迫っておりますので、最後の質問をいたします。

春めいてきたきょうこのごろですが、村の基幹道路もしくは村道ですね、そこら辺の冬季ですね、凍結、交通安全対策などで、これからは凍結はないでしょうけれども、ぜひ、次年度、ことしの12月以降ですかね、それについて時間がありますので、とりあえず今現在どういった形の対策がとられているのか、そして、今後どういふ対策をとるのかということをお伺ひします。よろしくお祈ひします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 飯田議員ご質問の幹線道路の安全対策、そして冬季の道路路面の凍結、これに関するご質問にお答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおりですね、積雪の影響等によりまして、翌朝、路面が凍結し、スリップ事故が起きるといふようなことは、村としても承知をしております。

村内の幹線道路の主な凍結箇所をですね、挙げてみますと、村道101号線、これは興津から役場下十字路から土屋方面に抜ける道路です。それから村道103号線、興津の常総住建の倉庫付近、小学生の通学路になっている部分です。それから村道104号線、受領でタナカの倉庫から茂呂方面へ抜ける道路。村道202号線、布佐地区ですね。布佐の公民館から阿見町石川地区へ抜ける道路。それと県道大山江戸崎線、スガノ農機前から安中小学校へ向かう道路。このほかにも幹線道路で凍結する箇所ほかにもございます。そのほかにもですね、こうした幹線道路以外にも、支線を含めるとさらに多くの凍結箇所がございます。

この対策としまして、都市建設課としましては、道路の凍結が発生したとき、あるいはですね、凍結の恐れがある場合、随時道路パトロールを実施し、スリップ事故防止のため融雪剤を散布をして対応しております。さらに、ドライバーへの注意喚起のための立て看板の設置等を実施をしております。

さきにも述べましたとおり、村内の幹線道路では多くの凍結箇所がございます。全ての箇所に融雪剤を散布するといふことは事実上困難な状況でございます。こうしたことから、第一義的には、ドライバー自身が冬用のタイヤに履きかえる。あるいは危険な箇所では徐

行運転をするなど安全運転に努めていただく等、未然にスリップ事故を起こさないよう、自己防衛手段をお願いしたいと考えております。

村としての対策としましては、先に述べましたように、融雪剤の散布及びスリップ事故防止のため、路面凍結を周知する注意喚起看板の設置の数をふやす。あるいは凍結箇所融雪剤をストックして散布していただく等、引き続き、スリップ事故の防止に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 急いで質問します。

本年度、凍結までにはまだね、時間があると思いますので、ぜひ村内危険箇所、これです、調査する時間、多分あると思うんですね。調査していただいて、凍結ナビゲーション地図ではないけれども、村内の道路でこの付近は危ないよというような地図をつくってですね、ホームページなどに掲載できないのか、ちょっとお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 飯田議員再質問でございます村内冬季の凍結注意のナビゲートをするような地図をホームページ上に掲載できないかというご提案でございます。

先ほど申しあげましたように、村としましては、道路として凍結しやすい箇所というのは既に承知をしております。そういうものをですね、地図上に落として、それを村のホームページに載せまして、一般の方が閲覧できるような状況にして、ドライバーの注意、運転の注意を喚起しまして交通安全につなげていくというようなことは、非常に有効な手段かと考えます。実施に向けて検討してまいりたいと考えます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 長い時間、ありがとうございます。村道に限らずですね、幹線道路、県道・国道のほうもやはりナビゲーションで地図に落としていただいて、そして国のほうにもですね、そういった塩カリとかそういう部分でぜひご協力を仰いで、ことしの12月には何とか準備を進めて、いい形で交通安全の対策をとっていただけたらなと思います。

以上、質問は終わりです。

○議長（下村 宏君） 以上で、飯田洋司君の一般質問を終了します。

質疑の途中であります、ここで暫時休憩といたします。

11時10分に再開いたします。よろしくお願ひをいたします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山本一恵君の一問一答方式での一般質問を許します。

山本一恵君。

○7番（山本一恵君） それでは、通告に従いまして、公共交通の充実について質問いたします。

人口が減少していく中で公共交通手段はどう確保するのか、この問題に頭を悩ます自治体は少なくありません。全国的に見ても、公共交通機関のあり方は、大変難しい状況であることは理解しております。しかし、ある程度のコストをかけても、公共交通機関の整備を行っていく必要があると考えます。住民の快適な移動手段の整備は、交通弱者だけでなく誰もが気軽に外出することで地域の活性化につながるのではないのでしょうか。

そこで、本村として唯一公共交通として運行しているデマンドタクシーも、6年が経過いたしました。26年度の利用者数と、セダン車・ワゴン車別の利用者数についてお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、山本議員のご質問にお答えをいたします。

デマンドタクシーの運行は、平成25年度までのセダン車2台から平成26年度は1台をワゴン車に変更しまして、利用定員の増員を図ってきたところでございます。

利用者数につきましては、平成25年度は年間延べ6,327人の利用がございました。平成26年度、ことし1月末までの10カ月間では、延べ4,657人の利用がございました。

続きまして、稼働率というご質問でございますが、先ほど申し上げました平成26年度1月末までの利用者数の内訳といたしまして、セダン車の利用者数は2,207人、ワゴン車では2,450人でございます。

稼働日数につきましては、セダン車、ワゴン車ともに200日で、1日当たりの平均乗車人数は、セダン車で11.0人、ワゴン車で12.5人でございます。なお、利用状況といたしまして、午前中の運行便に比較しまして、午後の運行便の利用者は少ない状況にあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山本一恵君。

○7番（山本一恵君） 26年の実績ですけれども、まだ1年たっていない、10カ月ということで、多少は少ないようではありますが、これは12カ月にするとほぼ25年度と同様、同じぐらいなのかなと思います。

26年度から運行したワゴン車については、やはりセダンと同じぐらいということは、1台につき乗る人数がワゴン車は多いんですけれども、実際にはそれほど乗っていないということだと、今の数字から読み取れました。

時間的なことがありますので、何人もの方を載せて目的地に行くのは難しいかなと思いますけれども、両方とも稼働していただければ予約のキャンセルということはないのかなと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

いずれにしても、このデマンドタクシーは本村にとっては非常に必要な交通手段であります。さらなる充実、また住民のニーズに応えるために、今後どのように進めていくのか、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） ご質問にお答えをいたします。

現在運行しておりますデマンドタクシーは、美浦村全域と阿見町の東京医科大学茨城医療センターを区域としているわけでございます。

利用者からは、稲敷市江戸崎地区内の医療機関にいきたいとの要望がございますが、美浦村のデマンドタクシーを稲敷市に乗り入れる場合は、関東運輸局の許可条件の一つといたしまして、稲敷市内で営業しておりますバス事業者、タクシー事業者の営業区域内への乗り入れ同意が必要でございます。

昨年、タクシー事業者に直接訪問をしまして、美浦村の要望等をお話いたしましたのですが、同意することはできないとの返答でございます。現状でデマンドタクシーの運行区域を広げることは困難でございます。

また、運行区域を広げることにつきましては、去る平成27年2月19日に開催いたしました美浦村地域公共交通会議の委員として、関東運輸局茨城運輸支局企画専門官も出席しておりますので、会議の中で村側から、阿見町、稲敷市、美浦村の3市町村合同で、デマンドタクシーを特区として期間限定で試験的に運行できないかについて提案をいたしました。

この件に関しましては、先日3月9日に委員として出席いたしました茨城運輸支局企画専門官に確認をいたしましたところ、茨城運輸支局内で検討中との返答を得ております。

続きまして、デマンドタクシーの利用登録者数を見ますと、平成25年度末で571人、とし1月末の登録者は584人と若干ながらふえております。利用者からは、予約が取れない等の苦情はございません。

また、利用者数から見しても、現在の2台運行体制で支障がないため、当面はこのままデマンドタクシーを続けてまいりたいと考えております。

ただ、今後は利用登録者並びに実際の利用者がふえた段階で、美浦村地域公共交通会議におきまして、増車等の利用増員対策を検討しなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山本一恵君。

○7番（山本一恵君） 3市町村合同でのデマンドタクシーの運行が可能なのかどうかということについて、関東運輸局茨城運輸支局内で検討中とのことですが、利根町では、例としまして町内を、ほかに龍ヶ崎駅、また、龍ヶ崎にあります済生会病院にも運行しております。

また、稲敷市については、コミュニティバスではありますが、湯ったり館まで運行されており、龍ヶ崎方面に行きたい方は、ここで乗り継ぎができるそうです。ぜひとも、この

こともあわせて、茨城運輸支局のほうへもお伝えしていただき、早目の一押しを強くお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、利用者がふえ続けた段階で、増車等の対策を検討するということですが、これまでも住民の要望等にお答えいただき、運行時間帯や予約の仕方等も改善していただきました。住民の皆様が、利用してよかったと言っていただけるように、さらなる充実を要望いたします。

それでは、ここでもう一つの公共交通でありますコミュニティバスについて質問いたします。コミュニティバスは、いつも同じ時間、同じ場所に来てくれるという安心感があり、利用しやすいのがメリットです。ここ数年では、高齢者の交通事故もふえており、事故防止や自動車免許証の返納を促す意味でも、コミュニティバスの運行は望ましく、また、地域活性化対策や人口減少対策として導入する自治体もふえてきております。コミュニティバスについては、これまでも何度となく議会の中で質問が行われていましたが、本村にとってはハードルが高く、なかなか実現の可能性が見えてきませんでした。しかし、住民にとっては関心が高く、要望も多く出ている現状です。

そこで、以前の定例会で同僚議員から、現在進めている地区計画にあわせて、住民の足を確保するためにもコミュニティバスの運行を実現していただきたいとの質問に対し、検討し、試験運行していくと答弁がありましたが、現時点において何か具体案はあるのか伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 山本議員ご質問のコミュニティバスの現時点での具体案ということについてお答えを申し上げます。

まず、コミュニティバスとは、既存の乗り合いバスでは十分に対応できない、高齢者や体のご不自由な方々の社会参加の機会を促進する、また、公共交通サービスを充実・強化させて、自家用自動車から乗り合いバスに転換を図るなどの目的のもと、市町村等が主体となり、一つとして、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗り合いバス。二つ目として、市町村みずからが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送の形で運行するものをいいます。

地域の公共交通ネットワークの整備に当たっては、路線定期運行を基本としつつ、当該地域の特性に応じたその他のサービスを組み合わせることによって、全体として整合性のとれたネットワークを構築することが重要であります。公的資金によって支えられるデマンド乗り合いタクシーやコミュニティバスは、自立運営を原則とする路線のバスを補完し、これと一体となって当該地域の交通ネットワークの一部を形成するものであることが望ましいものであることから、その導入に当たっては、路線、区域、運行時刻等において、路線バスとの整合性を図るよう十分検討する必要があります。

路線や区域につきましては、導入するコミュニティバス地域交通ネットワークにおける

役割分担を明確にした上で、路線バスと実質的に競合することのないよう十分に検討し、検討に当たりましては、同一地域内を運行する路線バスの運行事業者を含む関係者との綿密な調整が必要となってまいります。

また、路線バスでは運行できない場所や時間帯をコミュニティバスが分担するなど、運行系統、運行回数、運行時刻の設定に当たっても、相互の補完を図り、競合を回避するようにし、また、運行時刻の設定につきましては、結節点における路線バスとの接続を考慮して行う必要もございます。

現在、村内一円を区域といたしまして運行しているデマンド乗り合いタクシーとの兼ね合いも、当然ながら調整が必要でございますし、運行費用の面からも、周辺自治体でも費用負担が膨大になっている路線なども多いようでございますので、村としても、あれもこれも実施するという事は難しいと思われまます。

まずは、村の実情に合っているものはどういうものなのか、コミュニティバスにつきましても、実証実験、試行運転を実施することを目標といたしまして、多くの事例を調査、研究を進め、現在推進しております役場周辺地区及び大谷地区計画を中心といたしました新たな市街地形成に向け、地域住民の満足するような公共交通ネットワークが形成できますよう、美浦村地域公共交通会議におきまして十分に協議を進めてまいりたいと考えております。

山本議員の第1回目の質問にお答えいたしました。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 山本一恵君。

○7番（山本一恵君） あれもこれも実施は難しいという、そんなあれもこれもないと思いますので、もう本当に一個しかないのです、本当に寂しいものがあります。本村は本当に路線バスもね、鉄道もないのです。公共交通機関としてはデマンドタクシーだけなので、それでは本当に不十分だと思います。

住民の皆様に住み続けていただくためには、やはり利便性が求められると思います。現時点ではまだ具体案がないということですが、まずは、美浦村地域公共交通会議において協議をするということですが、実現に向けての発展的な協議をしていただきたいと強く要望いたします。そこで、村長にお伺いいたします。

デマンドタクシーについては、ぜひ先ほども言いましたけれども、3市町村合同でのデマンドタクシーの運行、これをぜひともですね、美浦村発信で、強く、していただきたい。お願いしたいと思います。

また、今、地区計画が進んでおりますけれども、路線バス、コミュニティバス、デマンドタクシー、それぞれの交通モードの役割を生かして、住民の移動を円滑に行えるような公共交通ネットワークも地区計画策定の中に入れて、早急に進めていくことを提案したいと思います。そのためには、一部の部署だけではなく、全庁各部にまたがって取り組んでいくべきだと思います。

コミュニティバスとデマンドタクシーを融合させ、本村に合った公共交通体系をどのように発展していくのか、村長のお考えをお伺いたします。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、山本一恵議員のですね、公共交通、デマンドは今、美浦村のほうでやっております、もう6年、ことし7年目を迎えるかと思えます。そういう意味で、交通弱者という意味では、このデマンドも含めて村内からはなかなか他市町村には行けない部分がありまして、ただ、美浦村だけはですね、阿見町の東京医科大学茨城医療センターにお世話になっている方が40数%おりますので、これは生活的な部分で大変ですということで、公共交通の部分でJRさん、関東鉄道さん、そしてタクシー会社も含めてご了解をいただいて、今運行しております。

やっぱりなかなか生活しづらいという部分がありましてですね、この前の美浦村地域公共交通会議のところにも山本議員は傍聴していただいて、現に行われている、どういう取り組みをしているのか、また、どういう要望をしているのかということは、会議の中を傍聴していただいて、ある程度ご理解をいただけたのかなというふうに思っております。

村としては、ぜひ今、阿見町の病院1カ所ですけれども、よそにも行きたいんですよという意味で、陸運事務所の方にもお願いをして、ぜひ今回の地方創生の中で地域が抱える課題をどう克服して、そのためには地域でどういう要望、アイデアを持って、考えているんですかという部分を出しなさいということであれば、ぜひ隣接する阿見町と稲敷市を合わせた3市町村の部分でデマンドで実証実験できないか、ということぜひお願いしたいという要望を出した経緯がございます。

本当であればですね、これはもっと大きく輪を広げた中でやっていただければ、もっとそれぞれの地域の人の交流がもっと多くなるというふうに思いますので、実は4月から阿見町が稲敷広域消防本部のほうに参加されますけれども、稲敷広域消防本部の中でも考えていただければ、多分4月からは、7市町村、県南の常磐線より南側ですね、これが全部、稲敷広域消防本部のほうでそういう事業化が実証実験としてでも認められれば、当然、取手には行けませんけれども、利根町、河内町、龍ヶ崎市も含めて、牛久市も含めてですね、こういうものができる。これをひとつ考えてくださいということで、去年一応申し込みはしてございますけれども、なかなかそこに民間を入れた、また、通常のバス会社も含めてですね、賛同いただけない。

これは本当であれば、もう事業をしている民間のタクシーとかね、公共交通のその利益を追求するんじゃなくてですね、利用する人の立場を考えて、国の機関はですね、考えていただかなければ地方はよくなりませんよ。だから、その辺を言ってもなかなか、規則、その規制を取り払わないという部分は、いかんせん幾ら申し上げてもだめなので、ぜひ関係する市町村みんなやらなければならないのかなというふうに思っております。県南はまだ、県北よりもそういう面では少し恵まれている面はあるんですが、これは全国的に考

えなければならぬ問題でも私はあるのかなというふうに思います。

コミュニティバスについては、議員もね、地区計画のことはご存じですし、ことし4月にはほぼ、県のほうから知事の許可がおりるであろうというふうに思います。そういう結果が出てから、商業地域を一つの核としてですね、住民がデマンド以上にですね、定期的な運行が必要だという一つのアンケートをとった中で、これは実施をしてみたいなというふうに思っております。いかに住民がですね、移動できるような手段をつくるという部分は、自治体の役目でもありますけれども、一自治体だけではなく、本来であれば隣接する市町村にまたがってできるというのがこれは理想であります。ぜひその理想に向かってですね、できることを提案をしてみたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 山本一恵君。

○7番（山本一恵君） なかなか理想が現実になるのは難しいと思いますけれども、ぜひですね、住民のために努力を惜しまないでいただきたいと思います。

先ほど7市町村の稲敷広域消防本部ですけれども、去年の5月に地方自治法が改正されて、連携協約というのができました。それぞれの一自治体ではなかなかできないことが、お互いに連携協約し合ってできるとそういう法律ができましたので、ぜひこれも表に出して、陸運局とかそういうところにもしっかりと訴えていただきたいと思います。

本当に皆さん、地区計画は楽しみにしておりますけれども、大山とか安中地域の方は、「なかなか役場周辺にできても行けないな」と言う人が結構おります。本当にお店もなくコンビニもないところで、せっかくそういう施設ができるならば、ぜひとも利用したいけれども、そういう交通機関がないとなかなか行けないという、皆さんそういう寂しい声も聞こえましたので、ぜひともですね、中心部だけでなく、本当に隅々まで行き届いたそういう交通網を一日も早くですね、実現できるように、計画にもきっちりを入れていただきながら、住民の方が、目に見えるようなそういう計画、いつかいつかじゃなくて、来年はこうなるんだよ、再来年はこうなるんだよという計画をしっかりとですね、示していただきたいと思います。

アンケートということがありましたけれども、アンケートは4月以降、27年度中、あるいはそういうのをやっていただけるのかどうか、その時期だけ教えていただきたいと思っております。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 山本議員のご質問のアンケートに関してでございますけれども、これにつきましてはですね、当然その地区計画の関係もございまして、早目にやっていきたいと考えてございます。それについては来年度も実施を図っていきたいといったところで考えてございます。

○議長（下村 宏君） 以上で、山本一恵君の一般質問を終了をいたします。

次に、山崎幸子君の一问一答方式での一般質問を許します。

山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） 5番議員、山崎です。通告書に従い、子育て支援について質問いたします。

美浦村としても、子育て支援としてさまざまな施策を実施しておりますが、子育て世代の人たちの希望に即しているのか、また、現時点で他の自治体と比較してすぐれている特色があるというものは何でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 山崎議員のご質問にお答えをいたします。

まず、すぐれている特色と申しますか、それを3点ほど申し上げたいと思います。

美浦村での子育てに特色ある事業といたしまして、マル美の医療費助成制度を昭和58年2月より県内の自治体に先駆けまして実施をし、さらに平成23年6月からは、中学生までの通院医療費、入院医療費の無料化を図ってきたところでございます。ただ現在は、平成26年10月からの茨城県のマル福制度の拡充によりまして、県内自治体も美浦村と同じ医療費助成制度を実施している状況でございます。

続きまして、子どもの任意の予防接種では、おたふく風邪、インフルエンザにつきまして、接種料金の一部助成を行っております。

次に、平成27年4月より保育所の土曜保育時間の延長を実施してまいります。現在、土曜日の保育時間は、午前8時から12時30分までの半日でありましたが、これを午前8時から午後5時30分にいたします。今後も子育て支援に関連します各種事業の充実に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 私のほうからは、美浦幼稚園のですね、すぐれている特色を申し上げます。

まず初めに美浦幼稚園の特色ですが、四つほどありまして、まず一つ目に、リトミック、和太鼓を指導計画に位置づけ、年齢に応じた指導を通して、園児のリズム感が身についております。

二つ目に、園では社会力を育成することを重点に置き、子どもと一緒に育つ幼稚園づくりを目指しております。

三つ目に、保護者、教員、地域の方々と共同作業でつくったユニークな遊び場で、園児が遊ぶことが大好きになり、体力づくりをしています。

四つ目に、幼稚園でも年長児と親子の選書会を開催しております。園児に本を選ぶ楽しみ、親子で読む楽しみを知ってもらうため、本を貸し出すことにより絵本の好きな子どもを育てております。また、園児が本を気楽に読める場所として園長室を読書室にし、グラウンドの倉庫を読書ルームに改造して、子どもたちに開放しております。

以上、四つのことを中心に、美浦幼稚園の運営に努めております。

美浦幼稚園の今後の取り組みにつきましては、一つ目にこれからの幼稚園の取り組みとしては、夏季休業中の保育につきまして、現在4日開園としておりますが、保護者の要望等もあることから、今後は日数をふやしていき、夏季休業中の保育の充実を図ってまいります。

二つ目に、預かり保育の利用人数の拡充についてですが、現在、実施要項では預かり保育の定員を30人としております。通常の利用者は定員以下で運営をしてございます。しかし、学校行事等が入ると利用者が増加することから、定員30人を超えることがあるので、今後その対応を整えてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。幼稚園もいろいろな取り組みをして、美浦村独自にいろいろなことに取り組んでいただいております。

そして、医療費関係にしましては、かつて他の自治体に先駆けて中学生までの医療費助成制度を行ってきたが、今では他の自治体も美浦村と同程度の助成を行うようになったことですが、他に先駆けて助成制度を行っていたときに、美浦村は他の自治体に勝ることをやっているんだということを村内外の人たちにアピールをしてきたのでしょうか。

最近では、自治体のホームページから子育て関連サイトにつながるような仕組みのサイトがあり、そこには、子育て支援情報、子どもの健康情報、イベント情報、行政サービス情報等がイラスト入りで、思わず引き込まれるようなページになっていて、必要な情報にたどり着くことができます。

中には、当事者の声も取り入れてあるようなサイトもあり、子育てへの共有、安心感、行事への参加、孤独な子育てから一歩踏み出させるきっかけになっていると、当事者たちからの声が上がっているそうです。このようなサイトを見ると、子育て支援に力を入れているんだな、子育て中の人たちに対して気遣いをしてきているんだなということが感じ取れて、こういう町で子どもを育てていこうという気持ちにさせられると思います。ただ文字だけの味気ないホームページでは、若い人たちに対して、ぜひ美浦村に住み続けてくださいという気持ちが伝わってこないと思います。

今、美浦村は若い人たちが近隣市町にどんどん出て行っています。美浦村も子育て世代の人たちに気遣いをしてきているんだということが感じ取れるような子育て支援サイトを立ち上げてはいかがでしょうか。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 山崎議員のご質問にお答えをいたします。

自治体によりましてはホームページから専用の子育て支援サイトを設けまして、子育て情報を掲載している市町村もございます。専用のサイトを設ける経費につきましては、専

門業者から見積もりを取りましたところ、初期費用のサイト構築やアプリ開発経費といたしまして、約330万円、毎年のサイト及びアプリ維持管理費用といたしまして約32万円と多額の初期費用や維持経費も必要となることで、現在のホームページ上、第1面の子育てコンテンツから検索できます各種情報を、今後はさらに検索しやすく、見やすく、工夫をして、内容につきましても住民の方にわかりやすく改善をしてみたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ありがとうございます。ただいまの答弁で、子育てサイトを設けるには、多額の初期費用と維持経費が必要となるので難しいとのことご答弁でした。

現在、稲敷市、土浦市、龍ヶ崎市、つくば市、取手市、守谷市、高萩市等で子育て支援サイトを導入しています。サイトの画面を資料として添付させていただきましたので、タブレットの資料をごらんください。

まず最初に、土浦市は「ママフレ」というものを使ってやっております。これは4ページくらいにわたってあります。

そして、次に出てくるのが稲敷市の「COCOLOカフェ」、この稲敷市の場合は、この1ページの中で、中段のあたりに点線で囲ってある、そこをクリックすると、必要などところに飛ぶような仕組みになってます。

土浦市も稲敷市もこれの前にホームページの中で子育て支援というところをクリックすると、それぞれここに飛ぶようになっております。

そして、その次の高萩市ですが、この高萩市は、今このホームページ上、この一面のところ、一番目立つところに「はぎハピ」というものを入れて、これは子育て支援サイト。ここをクリックすると、その次のページに飛ぶようになっております。

そして、サイトの中には、先ほどあったママフレという既成のものを使っているサイトと、各自治体の独自のサイトがあり、ママフレの場合は、提携フォーマットのところに数字を埋め込んでいく方式で、各自治体がすべて同じ形式となります。つくば市、稲敷市、高萩市は、独自のサイトです。

土浦市、龍ヶ崎市、取手市、守谷市では、ママフレのサイトを使い、このサイトは、株式会社アスコエパートナーズという会社が運営しており、この会社は広告で賄っているので、自治体の費用は一切かからないそうです。

つくば市では、担当職員に問い合わせたところ、7、8年前から地元業者と提携し、維持経費は年間70～80万円で、初期費用のほうは、ほかのホームページ等と一緒に委託したため、すぐに調べることが難しいとのことでした。

稲敷市では、平成23年に導入し、初期費用は約374万円かかったが、地域子育て創設事業という補助事業を使い、県の補助率10分の10だったため、自治体の負担はゼロだったそうです。維持費は、職員の管理のみなので、これも費用はかからないとのことでした。

そして高萩市では、平成26年8月から導入し、初期費用は156万円くらいで、維持管理費は年間約19万円とのことです。高萩市も、地域少子化対策強化交付金という補助事業を使い、補助率10分の10で初期費用は自治体負担ゼロ、維持管理費も導入年度は補助対象に入っており、負担はゼロ。平成27年度からは自治体負担となるが、初年度よりは安くなると思うとのことでした。

この高萩市のサイトは、1ページ上に調べたいことが項目ごとに分かれていて、先ほどのタブレットの画面ですね。こうハートで囲ってあるようなすごくかわいらしくできているんですけど。あとは、相談事をメールできるコーナーがあったり、我が子の写真館というコーナーがあったり、住民目線に立った、とても温かく夢のあるサイトだと思います。

美浦村でも、このような温かいサイトがつかれるよう補助事業を調べていただき、もし補助事業が終了していた場合は、費用のかからないママフレを利用したらどうか、村長の見解をお聞きいたします。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、山崎議員のですね、今ここで画面を見ますと、一番、土浦市よりも稲敷市よりもですね、高萩市の「はぎハピ」は、かなり子育てのお母さんから見ると、何かクリックしたくなるような感じだなと。私の年でさえ何か思います。ぜひ、費用的な部分もね、含めてこういうものをですね、提案するということは、タブレットを通したりね、そういう部分の周知は必要だろうと思います。

健康増進課でそれぞれの、妊娠からいろいろと6歳ぐらいまでの幼児に関してはですね、いろいろなアドバイスを出してはおりますけれども、常に画面の中で検索しながら、自分の子どもの状態をですね、把握しながら、子育てができる。

安心してですね、相談をする方が近くにいればいいんですけども、そういうアプリを通じてですね、自分の子どもの成長を見届けながら相談ができるというのは、確かにいいデータの発信だと思います。ぜひ参考にさせていただいて、どこがいいか。

私は今見た中では、高萩市が一番いいかなというふうに思っておりますので、これに勝るとも劣らないようなものをちょっと検討しながら、子育てのお母さんたちには、いい発信をしていければというふうに思っております。いい情報をいただいて、ぜひ議員のほうからもですね、健康増進課、そして福祉介護課のほうにご協力をいただきながら、ぜひいいものをね、できれば立ち上げていきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） 村長のご答弁、大変前向きな、期待の持てる答弁をいただきましてありがとうございます。一日も早く子育て支援サイトを立ち上げて、子育て世代に優しい美浦村となれることを願い、子育て支援に関しての質問は終わります。

○議長（下村 宏君） 質疑の途中でありますが、ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

午後1時より再開をいたします。以上、よろしく願いをいたします。

午前11時56分休憩

午後 1時00分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山崎幸子君の一般質問を続投、お願いをいたします。

○5番（山崎幸子君） それでは、午前中に引き続き、2点目のふるさと納税について質問いたします。

一昨年（平成25年）の第3回定例会一般質問時に、ふるさと納税を知ってもらうためにチラシの作成をしていただきたいが、いかがかとの質問に対して、チラシの作成とお礼品も品数をふやしていただいたこと、本当にありがとうございました。

そのチラシ作成の成果として、寄附金のほうはふえたのでしょうか。直近3年間の寄附金件数と金額をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、山崎議員ご質問のですね、ふるさと納税について、お答えを申し上げます。直近3年間のですね、寄附金の件数、その額でございますけれども、平成24年は22件で53万9,218円、平成25年につきましては19件で23万円、平成26年は23件で59万円となっております。ことしに入ってから2カ月余りでございますけれども、7件で6万円の、ただいまの寄附額となっております。

美浦村ふるさと記念品パンフレットにつきましてはですね、平成26年9月末に作成し、配布をいたしておりますけれども、10月以降の数字を見てみますと、今現在で18件、25万5,000円となっております。お礼の品数につきましては、新しく寄附額1万円一品、3万円二品、5万円三品という枠を設けたことから、5万円寄附した方も現在まで2名ほどおられまして、件数、金額ともに以前よりも増加傾向にあると思われま

す。また、例年だと年明け早々というのはですね、件数は少ないという状況でございましたけれども、数件あるといったところで、パンフレットによるPR効果はあったものと感じております。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ありがとうございます。

そのパンフレットを作成後、美浦村に勤務していて村外に居住している人たちに、ふるさと納税を知ってもらい、美浦村にふるさと納税をしてもらうために行ってきたことはあるのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの山崎議員のご質問にお答えを申し上げます。

パンフレットを作成したわけですが、そのパンフレットにつきましては、山崎議

員のご協力のもとにですね、J R A関係者などに配布をさせていただきました。それによりまして、一定の成果はあらわれているものと感じております。

今後ふるさと納税についての一層のご理解とご協力をいただけるように、トレーニング・センター関係者の方々と今後協議をさせていただいて、さらなる周知、P Rを図っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ありがとうございます。そのパンフレットをJ R A関係に配布して、その配布後にJ R A関係の村外居住からの寄附者はいたのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまのご質問につきましてはですね、申し込み情報として私どもにいただいているものとしたしましてはですね、氏名・住所・電話番号・メールアドレス等ございますけれども、勤務先情報というものはいただいておりますので、J R A関係者かどうかというそこまでのところはちょっとわかっていないというのが現状でございます。

また、寄附者の氏名の公表につきまして、希望しないと言っている方もおりますことからですね、この情報については表に出さないというようなことで考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） 私もそのJ R A関係の知り合いの人に、ふるさと納税のパンフレットは見てくれましたかというふうに聞いたところ、ふるさと納税の制度がいまいわかりにくいと言っている人がかなりいました。今インターネット上でふるさと納税をわかりやすく、漫画風に掲載しているものがあります。

それとことしの4月に、ふるさと納税の控除額の上限が2倍になるということと、自分で確定申告をしなくても税の控除が自動的に行われるというような制度改正があるため、パンフレットはつくり直しをしなくてはいけなくなると思います。

その際に、漫画を取り入れたようなわかりやすいものにつくり直したほうがよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの山崎議員のご質問でございますが、パンフレットにつきましては、議員ご指摘のとおりですね、27年度4月に作成をする予定でございます。内容が変わってございますので、その辺のところ、内容をきちんと書いてですね、作成を予定してございます。今言われたようにですね、漫画等を挿入して、よりわかりやすいというようなご指摘がございました。

そういうことですね、パッと目を引きわかりやすく、場合によってはですね、そういう漫画で、4コマ漫画とかそういうものも入れた中でですね、わかりやすいものを作成し

ていきたいといったところで考えてございます。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） 龍ヶ崎市では、ホームページ上から簡単に納税ができるような仕組みになっておりますが、本村ではそのような仕組みはできないものでしょうか。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 山崎議員の質問にお答えを申し上げます。

PRの一環といたしましてですね、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」、これはふるさと納税に関するサイトでございますけれども、ことしの1月中旬から美浦村のお礼の品などの情報を掲載させていただいております、4月からこのふるさとチョイスから直接申し込みフォームに申し込むといったことが可能になりまして、また6月からは、ヤフー公金支払いといったものを利用いたしまして、カード決済が可能となります。申し込みからクレジット決済までをワンストップでできるような形になるようにですね、今後進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） 4月からは直接ふるさとチョイスのほうから直接申し込みができるようになることとか、あとはヤフーを使ってカード決済ができること等、非常に前向きに取り組んでいただいております。さらにふるさと納税もふえていってくれることだとは思いますので、期待したいと思っております。

そして、現在ふるさと納税がテレビ等で取り上げられて話題になっております。それに便乗できるよう、美浦村のホームページ上の名称も、「ふるさと応援寄附金」ではなく、「ふるさと納税」としてもらいたいと、以前お願いしたことがあるのですが、そのことはどうなったのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 現在の村のホームページにつきましてはですね、確かに議員ご指摘のとおり「ふるさと応援寄附金」といった文言になっているかと思っております。これからですね、ご指摘の「ふるさと納税」といったところへ変えるのは可能でございますので、そのように対処をさせていただきたいと思っております。

トップページについては、そのような形で今後、変更させていただきたいと考えておりますので、よろしくごお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） 最近、テレビ等マスコミで「ふるさと納税」という形ですごく取り入れられていますので、「ふるさと応援寄附金」というと、どうしてもそれとは結びつかないような感じに取る方もいらっしゃると思っておりますので、ぜひとも、じゃ、その「ふるさと納税」という形でもよろしくご願います。

そして、ある自治体などは、ただその名称を「ふるさと納税」としただけではなくて、それを黄色く、ほかとはまた違うような、すごく目立つ色を使ったり、そこにちょっとイラストを添えたりとか、そういう感じでその辺も考えていっていただきたいと思います。

これからも美浦村のふるさと納税がふえていってくれることを期待して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（下村 宏君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了いたします。

次に、岡沢 清君の一问一答方式での一般質問を許します。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 2番議員、岡沢です。第6次介護保険事業計画について質問します。

第6次介護保険事業計画案がホームページで公開されています。来年度4月から実施ということで、ほぼ原案のとおり計画内容になるとの認識に立った上で、質問します。

特に昨年5月の医療介護の総合確保促進法案の可決による制度改正で、要支援者向けの介護予防サービスが、介護保険事業から切り離され、サービスの内容、質において後退するのではないかとの危惧を抱いている観点から、その関連に質問を絞ります。

介護予防の給付は、これまで全国一律の基準となっています。介護保険事業を大まかに分けると、介護給付、要介護1から5の人が対象。介護予防給付、要支援1から2の人が対象。その他の地域支援事業としての介護予防事業、包括的支援事業、任意事業となります。いちいち事細かに個別の内容には触れませんが、私が質問するのは、介護予防給付の部分です。

厚生労働省の介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン（案）を見ますと、2015年からの制度改正により、訪問看護、福祉用具等のサービスについては現行どおり介護予防給付費として続けられますが、訪問介護・通所介護の介護予防事業については、新しい介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる地域支援事業へと移行するとなっています。

介護保険事業計画（案）では、要支援者の支援について、変更点の大きい地域支援事業では新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「新しい総合事業」という。）として、行政や住民などによる多様なスタイルによる効果的かつ効率的なサービスが提供できるよう、事業の形式を見直すこととされており、本村においても、平成29年3月までには段階的な移行を予定しています、とあります。段階的な移行とは、具体的にどのサービスをどの段階で移行するのかお聞きします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 岡沢議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1番目の質問の介護予防給付から地域支援へ段階的に移行するスケジュールでございますが、平成27年・28年度につきましては、現行と変わりません。

29年度から地域支援事業として、現在の要支援者が利用しております訪問介護、通所介

護事業所についても、変更はございません。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 確認しますが、現在の要支援者が利用している訪問介護・通所介護事業とは、村ホームページの介護サービス事業所一覧に示されている事業者の中で、支援の欄に○印がついている事業者が主に要支援1、2の人の介護予防サービスを実施しているということになります。それらの○印のついている事業者は、平成29年度以降も指定事業者となるのですか。それとも、指定から外れる事業者も予想されるのですか。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） お答えを申し上げます。現行の介護保険事業所につきましては、平成29年度以降も指定事業所として継続をされます。

また、先ほどのホームページの介護保険事業所一覧でございますが、現在、一部サービスを休止している事業所もございます。それにつきましては、改めてホームページの中で休止という表現で訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 介護保険事業計画（案）では、新しい総合事業の提供主体としてのNPO法人やボランティア、社会福祉法人などのほかに、シルバー人材センター、老人クラブ、町内会、自治会などに積極的に働きかけていく必要があると書かれていますが、それぞれどのような組織や団体がどのような役割を担うことになるのでしょうか。これまでの介護サービス事業者やホームヘルパー、介護福祉士などの有資格者や専門家以外の担い手による介護サービスの提供を前提としたものと考えられます。

専門的ではないサービス、例えば見回りや配食などになるかと思われませんが、一方で住民主体による住民同士の互助の観点から、そういった形態も望まれますが、他方では安上がりのサービスの提供にかえるとといった側面もあるかと思われま。

ことしの2月6日、厚生労働省が発表した介護報酬の改定案では、報酬全体の引き下げ幅2.27%、要支援者向けの訪問介護で約5%、通所介護は、約20%の引き下げとなっております。住民主体の新しい担い手によるサービスをどのように描いているのかといった観点で質問します。構想をお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 3番目のご質問にお答えを申し上げます。

新しい総合事業の提供主体としてどのような組織や団体が役割を担うことになるのかについて申し上げますと、現在、予防給付の対象者は、身体介護だけではなく、調理や買い物、清掃、洗濯等の生活支援を必要とするケースが大半であり、高齢者の単身、また夫婦のみ世帯が増加するに伴い、生活支援サービスはこれまで以上に拡大するものと考えられております。

現状のボランティア団体は、福祉サービスを主とした団体が多く、生活支援を担うボラ

ンティアが少ないため、住民ボランティアによる生活支援サービスがさらに重要になってくると思われます。

今後は、既存のボランティア団体に働きかけ、高齢者の現状を共有し、美浦村社会福祉協議会のボランティアセンターとも連携をしながら、生活支援ボランティアの育成を視野に入れて、生活支援サービスにつなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） ただいま、今後は美浦村社会福祉協議会のボランティアセンターとも連携しながら、生活支援ボランティアの養成を視野に入れて、生活支援サービスにつなげていくとの答弁でしたが、計画案には、そのほかに老人クラブ、町内会、自治会などに積極的に働きかけていく必要があると書かれています。現段階では、村社会福祉協議会関連の生活支援ボランティアのみが構想に挙がっているということでしょうか。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） お答えをいたします。

まず美浦村社会福祉協議会の組織として、ボランティアセンターがあるわけがございます。そこには、ボランティアコーディネーターもおりますので、そちらと連携し、有償ボランティアにつきましても、調整をしながら進めなければならないと考えております。

また、老人クラブや地区の自治会には、地区内で閉じこもっているような高齢者への声かけや見守りを、これまで以上に協力をしていただきながら、介護予防、生活支援サービスの必要性のご理解とご協力をお願いして進めてまいります。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 村内のボランティア団体といいますと、村ホームページにボランティア団体の紹介がされています。質問の要旨にも一覧を載せていますが、その中で該当するボランティア団体となると、主に配食サービスを実施している団体がということになると考えられますが、答弁の中で、現在予防給付の対象者は、身体介護だけではなく調理や買い物、清掃、洗濯等の生活支援を必要とするケースが大半であり、それらの生活支援サービスは、拡大すると考えられると述べられています。

今後、生活支援ボランティアとしての育成といった場合には、配食のみではなく、調理や買い物、清掃・洗濯等の生活支援も含めての活動内容と考えてよろしいでしょうか。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） お答えをいたします。

第6期介護保険事業計画の総合事業で位置づけをいたしました介護予防・生活支援サービス事業の一つといたしました生活支援サービスの内容は、現時点で計画書に載せてございます配食サービスや調理、買い物、清掃、洗濯等の生活支援を考えております。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） ボランティアで調理や買い物、洗濯等の生活支援が実際にできるのかどうか疑問を感じる面があります。例えば糖尿病患者に対する調理、配食となると、栄養管理を伴う日々の献立を考えなければならないわけです。専門家によるケアプラン、献立作成が必要になると考えられますが、そういった点も考慮した上で、ボランティアの育成を行っていくとの解釈をしたいと考えます。

次に、平成29年度からの新制度の移行に伴い、介護予防給付事業の見直しについて、介護予防給付として、引き続き継続されるサービスと、地域支援事業に移行されるサービスの種類を具体的にお答えください。計画案でも変更点の大きい地域支援事業では、新しい介護予防・日常生活支援総合事業として書かれており、新しい訪問型サービスと通所型サービスも含まれています。大事なことですので、新制度移行後も訪問型サービスと通所型サービスも介護予防給付費としての対象となるということですか。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） お答えをいたします。ご質問の訪問型サービスと通所型サービスにつきましては、介護予防給付ではなく、新しい総合事業の中の介護予防・日常生活サービス事業となります。給付事業からは外れるということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 計画案の中のサービスの必要な量の見込み、サービス給付費の見込みといった数字からも推測されるのですが、計画案の数字では、介護予防サービス給付費が、介護予防訪問介護では、平成27年度は564万4,000円、28年度は664万6,000円、29年度では384万6,000円となっていて、さらに介護予防通所介護では、平成27年度は2,598万7,000円、28年度は3,283万1,000円、29年度は1,998万円となっていて、平成29年度はそれぞれ大幅に減っています。その理由を教えてください。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） お答えを申し上げます。ご質問の3カ年計画におきます予防サービス給付費の中で、訪問介護・通所介護の給付費の減少につきましては、予防給付事業から地域支援事業に移行する関係から、各給付費が減少するというところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 今、答弁されたとおり、訪問介護と通所介護の給付費は、平成29年度からは介護予防給付費からは外されてしまうということです。それらの給付費が削減されたとしても、必要なサービスは継続されるわけですが、介護予防給付費が削減された部分の介護予防サービスの財源は、介護保険特別会計の中では、介護保険特別会計での歳出項目はどのようなものになるのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） ご質問のありましたことについてお答え申し上げます。

介護保険特別会計の中で、これらのサービス事業を行うわけでございます。歳出項目といたしましては、地域支援事業費となる項目で公務を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 財政についてお聞きします。要支援1、2の訪問介護・通所介護が地域支援事業に移行するということは、財源も含め、村の単独事業となるということか、あるいは、引き続き、介護保険事業の枠内で行われるのでしょうか。確認のためにお聞きします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） ご質問にお答えをいたします。要支援1、2の訪問介護・通所介護が地域支援事業に移行をされましても、村の単独事業にはならず、引き続き、介護保険特別会計予算の中での各種事業の枠内で行います。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 先ほども述べましたが、厚生労働省の2015年度介護報酬の公称改定率は、報酬全体でマイナス2.7%となっております。介護報酬の引き下げによる事業者の撤退が危ぶまれています。本村においてサービス事業者の確保は大丈夫なのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） ご質問にお答えをいたします。

介護保険の報酬の引き下げということでございますけれども、引き下げによる事業者の撤退でございますが、村内介護事業所で撤退をするということは確認されておられません。また、近隣市町における介護事業所につきましても、県に確認をいたしました。撤退する事業所はないとの回答でございました。以上、よろしくお願いたします。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 期間を通しての介護保険特別会計の見通しについてですが、介護保険料については、計画では、介護給付費準備基金を取り崩し、保険料の上昇抑制に充てましたとありますが、平成26年度12月の基金残高、期間を通しての取り崩しの総額の見込み、平成29年度末の基金残高見込みについてお聞きします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） お答えを申し上げます。平成26年12月末の介護給付費準備基金保有額は、1億3,273万8,092円でございます。

事業計画での取り崩し見込額は、今後3年間で7,000万円を予定しております。

次に、平成29年度末の基金残高見込みにつきましては、平成27年度から29年度、各事業

年度の繰越額がないと仮定をいたしまして、先ほど申し上げました保有額から取り崩し分を引いた額に、平成26年度の繰越予測額を加えた7,000万円ほどを見込んでおります。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 3年後には、現在より約6,000万円減っているということですね。

次に、歳入の国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金の各項目について、計画期間を通して大きな増減が見込まれるもの、あるいは、新たな財源として見込まれるもの、また、その理由についてお聞きします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） お答えを申し上げます。介護保険給付費による介護保険特別会計の予算額は、増加すると見込んでおりますが、ご質問の歳入における国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金につきまして、歳出予算額に応じた増減でございますので、大幅な増減はないと考えてございます。

また、新たな財源として見込まれるものはございません。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 介護保険特別会計の予算額は増加すると見込んでおり、予算額に応じた増加であるので、国庫支出金等の大幅な増減はないとの答弁ですが、厚生労働省の介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインを見ますと、総合事業へのサービス移行の推進等による効率化という資料で、2015年度の制度改正で現行制度のままなら、毎年5から6%の割合でふえている要支援者の介護給付費、予防給付費、この5から6%というのは、自然増予測に基づくものですが、今後は中長期的には、効率的なサービス提供を通じて、後期高齢者の伸び率、3%から4%となることを目安として努力すると示されています。予防給付と新しい地域支援事業も含めて、介護予防給付の部分で予算が削減されるということです。

昨年6月5日の参議院厚生労働委員会で、老健局長が、これが実施された場合、要支援者の訪問・通所型サービス費の給付費が2025年度で800億円、2030年度で1,500億円、2035年度で2,600億円の大幅縮減となりますと答弁しています。つまり、来年度から年々削減されていくということです。先ほど介護給付費準備基金の今後の推移について質問したのも、将来の介護保険特別会計が順当に成り立つのか不安を感じるからです。

もう一度お聞きします。国庫支出金については、予防給付費の延びに比較して、これまでの水準を確保できるのか、また一般会計からの繰り入れについても、これまでの水準となるのか、改めてお答えください。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） お答えをいたします。まず国庫支出金につきまして申し上げますと、介護保険特別会計予算の歳入には、国庫支出金として各種介護事業交付金が

ございます。現時点でこれらの交付金につきまして、国から見直し等の情報はございません。

次に、一般会計予算からの繰入金の主なもの、法定繰り入れ分の給付費の12.5%に当たる額と、その他の一般会計繰入金といたしまして、介護保険担当職員の人件費等分を各年度予算として計上しております。平成27年度から平成29年度の第6期介護保険事業計画の中では、一般会計からの介護保険特別会計への法定外繰入金は予定をしておりません。なお、先ほど申し上げました一般会計繰入金の介護保険担当職員分につきましては、これは毎年度同じような計上をしております。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 現時点でこれらの交付金等について、国から見直し等の情報等はありませんとの答弁でしたが、私が先ほど指摘したとおり、国は、厚生労働省ガイドラインでも国会の場でも国の支出を減らすと明確に示しているわけです。総務省が今年1月14日に発表している地方財政対策の概要を見ますと、介護関係では地域医療介護総合確保基金（介護分）として、公費として724億円、うち国負担483億円、地方負担241億円となっています。国会で予算が可決されていませんから、詳しい地方財政計画の見通しは示されていませんが、この公費負担の総額が減らされる。特に国の負担が減らされ、その分地方への負担が重くのしかかる。とどのつまりは、住民と被保険者である高齢者への負担が増していく、そういった内容の制度改正であると私は認識しています。

その認識に立って、最後に村長にお聞きします。

昨年3月の議会でも介護保険について質問しました。その際、村長は、第6次介護保険事業計画の中でも今よりもサービスの低下にならないものを策定していくとの趣旨の答弁をされました。よい答弁をしていただいたと思えました。

昨年3月時点では、法案の骨子が明らかに示されていませんでした。現時点では、制度改正の中身が明らかになったこと、特に介護予防サービスの部分で地方の財源の確保が大きな課題となっている現状を踏まえ、今後本村において充実した介護予防サービスをどのように提供していくのか、今後の方針をお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、岡沢議員のですね、第6次介護保険事業計画の中で、担当部長のほうに13回ほど答弁をさせていただきました。私、また、去年の部分もありますけれども、介護予防サービスの低下につながらないようにという趣旨のものを前回もしました。

これも、国のほうもですね、こういう介護については費用が増大してきているし、地方分241億円と議員のほうからありましたけれども、それについては地方もなかなか大変になってくる。ただ、大変になってきている部分を要支援1、2を、やっぱり厚くしていかないと、介護のほうに早目に移行してしまう。そうすると余計に各地方自治体の負担がふ

えていくだろうというふうに、国のほうも負担がふえていくということになりますので、この要支援のほうですね、これをいかに介護予防サービスとしてうまくのせていかないと大きな支出になっていってしまう部分がありますので、要支援の部分を各自治体の中でいかにうまく要介護にならないように、要支援の部分でとめる、そこをやっていないと、この介護事業は大変な、これから金額的にも膨らんでいくだろうというふうに思っております。

議員おっしゃるように、去年も申し上げましたけれども、その辺は村としても、サービスの低下につながらないように、要支援の部分をですね、徹底して守っていききたい。それが介護に至らない部分になるべくとどめるような施策、また、そこに予算的な部分もですね、つけていかなければ、これからもっと高齢者の数もふえてきますので、その辺を注視していききたいというふうに思っております。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 今回質問するに当たって、昨年3月議会の会議録を改めて読み直してみたわけですが、ただいまの村長の答弁、このようないい方をしては大変失礼かと思いますが、ほぼ同じ答弁だったわけですが、それはそれで、私それに不満を持つつもりはありません。

村長の基本的な考え方として、介護サービスの低下につながらないということを明確に二度にわたって示しておられるわけですから、あとは私が、やはり質問する上でも述べましたが、十分なサービスの提供には、財源の確保が欠かせません。平成28年・29年度の予算編成によって具体的に明らかになるかとは思っています。今後とも、今述べられた村長の方針にのって、介護事業サービスを続けていかれるよう望みます。以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（下村 宏君） 以上で、岡沢 清君の一般質問を終了いたします。

質疑の途中ではありますが、ここで暫時休憩といたします。

2時5分に再開するようにしたいと思います。

午後1時53分休憩

午後2時06分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、林 昌子君の一问一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

○8番（林 昌子君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

昨今、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、祖父母等による支援を受けられず、相談相手もいないため、家庭や地域で孤立する妊産婦が増加しております。また病産院での入院日数が短縮される傾向がある中、十分な育児技術指導や産後ケアを受けないまま退

院する傾向が見られております。特に産後鬱対策は、幼児虐待防止の面からも重要な課題となっております。育児ストレスや産後のホルモンバランスの変化等により、約1割の妊産婦が鬱を発症するといわれています。ですので、退院直後の産後ケア体制の充実が大切です。

また、母乳育児は、よい母子関係を構築し、子どもの虐待防止にも大きな影響があるといわれており、WHO、ユニセフは、世界的に母乳育児推進に向けての活動を展開しておりますけれども、日本はWHOの目標値には達していないのが現状であります。

本村においても、新生児訪問や乳幼児家庭全戸訪問事業を展開しており、関係部署のご努力には敬意を表するものであります。産前産後ケアを充実させるためには、少子化対策にもつながる大切な事業と考えております。そこで質問ですけれども、本村における産前産後ケアの現状と課題をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 林議員のご質問にお答えをいたします。

産前産後ケアの定義は、産前産後ケア推進協会のホームページによりますと、産前産後ケアは、女性が妊娠、出産、育児期におけます心身の変化や仕事、家庭における役割変化、地域社会とのつながり等において、自分自身と子どもにとって最善の方法を選択し、かつ対応ができるよう支援する実践をしております。すなわち親としての自立とあります。

現に産後ケアについては、分娩後、妊娠や分娩によって変化した体が、妊娠前の状態に戻るまでの期間、あるいは分娩後のホルモンバランスの変化に伴い、精神的に不安な時期、母親になった女性の心身を癒し、親子の愛着形成と親としての自立を促し、社会復帰への援助を行う。産後の女性を包括的に支援する実践と定義されております。

ここから、健康増進課での対応状況をご説明申し上げます。

産前につきまして、1点目といたしまして、妊娠届出時に全ての妊婦に対し、保健師や助産師が面接を行い、村の各課で実施をしておりますサービスについて、一括で情報提供をしたり、対象者の状況を把握し、リスクアセスメントをしております。

2点目といたしまして、妊婦健康診査費用の助成をしております。これにつきましては、14回分の医療機関での助成費用でございます。医療機関から、国保連合会を通じて送付される結果を確認いたしまして、フォローが必要な場合は対応をしております。

3点目といたしまして、マタニティ教室を実施しております。全4回、年間3コースを実施しております。第1回目は「妊娠と分娩について」、第2回目は「栄養と調理」、第3回目は「歯の健康について」、第4回目は「沐浴と育児について」のテーマで行っております。

続きまして、4点目といたしまして、子育て支援センターを会場に、育児相談を毎月1回実施しております。生後2カ月から1歳のお子さんをお持ちの方と妊婦さんが対象です。スタッフは、保健センターの保健師、助産師、栄養士が出向いております。なお、実施日

は、子育て支援センター事業のびよびよ&プレママサロンの開催日を当てております。

5点目といたしまして、ハイリスク者等に対する随時の訪問や電話等、必要に応じてかかわっております。産後には、産後2カ月以内に保健師や助産師が、全てのお宅に家庭訪問を行っております。事業名といたしましては、「新生児訪問」、「低出生体重児訪問」、「こんにちは赤ちゃん訪問」という名称を用いております。訪問先では、産婦さんと赤ちゃんの健康状態の確認や、産婦さんの産後鬱状態のチェックを行い、対象者の不安内容に応じた相談に対応しております。

課題といたしまして、妊産婦の中には、養育能力に不安があり、子どもの発達、発育に支障を来すおそれがあると思われる事例もございます。ご質問をいただきました家庭や地域で孤立する可能性の高い妊産婦へは、よりきめ細かな対応が必要と思われまます。そのためには、現在実施をしております各事業で、対象者個人の心身の状況に合った個別のかかわり、顔の見えるケアを実施していくことが必要かと考えております。

一方で、健康増進課サイドでは、かかわりが必要と認識し、各種事業や制度をご案内しても、対象者自身の関心が低い場合等はサービスの受け入れをされず、結果的にかかわりが希薄になってしまう場合もあります。そのような方へのアプローチの仕方をどうするかということについて、課題となっておりますので、今後課題解決に向けて努めてまいります。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 細かく説明をいただきました。また、マタニティ教室が全4回を3コース実施とか、また、育児相談を毎月行っているとのこと、細やかに対応されていることがうかがえました。

部長言われたように、個別のかかわりと顔の見えるケアを重視していくという方針のもとでやっていただけることには敬意を表したいと思っております。私自身も、保健センターや子育て支援センターのほうには行く機会がありまして、本当に対象者に対して適切な対応をされていることは理解をしております。

そこでですね、26年度の1年間の対象者と、参加者の実績割合をそれぞれ教えていただきたいと思っております。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） ご質問にお答えをいたします。

マタニティ教室の対象者は、第一子のお子さんを産む妊婦の方で、58人が対象で、マタニティ教室の参加者は31人で、全3コースでは延べ88人で行っていただきました。参加者実人数での参加率は53.4%でございます。

なお、このマタニティ教室には、妊婦の家族も参加できます。参考に申し上げますと、家族の方21人が参加をしております。

続きまして、育児相談の参加者数は、今年度12回が修了してございまして、乳児で170人、

幼児で88人、妊婦で4人の、合計262人でした。なお、この事業は、対象者が自由参加型でございますので、参加率は算出しておりません。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ありがとうございます。マタニティ教室においては、初産の方だけではなく、2人目3人目、また仕事をしている方とか里帰り出産している方の人数を考えてみますと、53.4%というのは、いい参加率ではないかなと確認をいたしました。

また、育児相談のほうなんですけど、参加者の方はとても喜んでいるようなお姿でした。友達ができたり、産後痛やまた育児ノイローゼが解消して、安心な体制で出産を迎えているような姿もうかがえております。新たな生命誕生を喜び、愛情を持って育児できる環境整備は、行政の役割であると自負しております。

あくまでも自由参加ではありますけれども、参加されない人が実際心配なわけですね。そういう意味で、自由参加ではあっても、ある程度パーセントを出していくというのは大事ではないかなというふうに思います。年齢別人口も村として出ておりますので、年齢別人口から保育所・幼稚園の入園児とかそういう方の人数を引けば、対象者数って出てきますので、ぜひ今後はですね、乳幼児の子育て環境の把握が必要でありますので、体制の充実を図るためにも、今後データ化の把握をすることを要望をさせていただきます。

これは要望にとどめておきますので、今後の進捗状況もまた拝見させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。そういう意味で、事業計画のほうにもこういう数字が出てくることを期待をしております。

それでは、続きまして1回目の答弁で、養育能力の問題や対象者数、個々人の心身の状況に合った個別のかかわりと顔の見えるケアを重視すると、先ほど来ありました。実は本年度から、厚生労働省のモデル事業として、茨城県でも妊娠・出産・包括支援モデル事業を、結城市と古河市でスタートをさせました。そこで参考資料なんですけれども、提出資料の1ページ、2ページのところに、古河市の事業内容が載せてございます。

1番目に「産後ケア事業」ということで、これは医療機関や住宅の安心できる環境で助産師等が母親の心身ケアや育児サポート支援をするもので、この中身は二つに分かれておまして、宿泊型産後ケア、また、訪問型産後ケアということでそれぞれ事業展開をしておりますが、この二つのケアは、二つの病院の協力で実施がされております。

2番目として「子育てサロン事業」、3番目「母子保健相談支援事業」ということで、体調不良や育児不安への適切な支援を継続的にサポートする事業ということ、この3本柱を立てて、モデル事業を行っているようでございます。

また、独自で工夫をしている自治体として、日立市のホームページなんですけれども、資料の3ページになりまして、「すくすくガイド」ということで日立市のホームページを見させていただきました。

これは、先ほど来、同僚議員もホームページの掲示がございました。それとまた似たよ

うなものでございますけれども、この中ではですね、わかりやすく情報交流し、ライフ・ケア・ひたちやシルバー人材センターの方に通院介護や家事支援等による産前産後のお手伝いの協力を依頼している内容がわかるようになっております。センターの方は、訪問介護の講習や勉強会を設けてかかわっておりますので、安全な体制をとっております。

そこで、本村においても、医療機関の協力と訪問支援の充実施策と、担当課か子育て支援センター管轄のホームページ等の立ち上げは考えられないかということで、質問を考えておりましたが、先ほど同僚議員のほうで、ホームページのほうは、「はぎハピ」を何とか」という前向きな答弁をいただいておりますけれども、この医療機関のかかわりとか訪問支援の充実という観点も踏まえた上でのホームページの拡充を求めたいと思いますので、ご答弁のほうをお願いしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） お答えを申し上げます。まず、第1点目の医療機関との協力と訪問支援の施策についてお答えを申し上げます。

美浦村におきましては、核家族の子育て世帯はあります。里帰り出産をする方も多くおります。また、出産後、産院を退院した直後は実家の両親による支援を受け、数カ月してから美浦村に帰る事例も多く見られております。

今年度、乳児の全戸訪問を実施している中で、宿泊型産後ケアや訪問型産後ケアの必要と思われる世帯はなく、また、相談等もございません。今後、ニーズがあれば、検討が必要と考えますが、村内には産婦人科の医療機関もなく、訪問型産後ケアに協力可能な人材の確保が課題となっております。今後も、相談、指導等のサポートを行い、さらに産前産後ケアの充実に向けて進めてまいります。

次に、2点目の担当課並びに子育て支援センター管轄のホームページの立ち上げでございます。それについてお答えを申し上げます。先ほど山崎議員からご質問のありましたホームページの部分につきましても、今後見やすい形で実施をしていくという村長の答弁もございました。そういうことで今後進めてまいりたいと考えております。

ただ、現在、その辺新たな部分がまだ立ち上がっていない段階では、今後につきましても、母子保健に関するコンテンツであります健康・保健の中にですね、子育て支援に関する部分、また保健に関する部分、その部分について、より見やすく充実をさせていただきたいと考えておりますので、今後そういうことに努めてまいります。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ただいまの答弁、了解をいたしました。多分これは引き継ぐにはほかの方、後任者に引き継がなければいけない内容になってくるかなと思います。ぜひ、後任者のほうにしっかりと引き継ぎをされるようお願いを申し上げたいと思います。

続いてですね、メール配信による産前産後ケアの情報提供についてお尋ねをいたします。

1回目の部長の答弁で述べられました課題で、このように言われました。各種事業や制

度を案内しても、対象者自身の関心が低い場合はサービスの受け入れをされないで、結局かわりが希薄になってしまう場合があり、そういう方へのアプローチの仕方をどうするかというのが課題であるというふうな答弁をいただきました。

情報を提供しても、届きたい人に届かないという、これはどこの自治体でも抱えている課題ではないかなと思います。用意している支援策を活用しやすい仕組みをつくるのが、重要な課題であると考え、そこで提案をさせていただくわけですが、NPO法人きずなメール・プロジェクトが配信している、きずなメールの導入を提案させていただきます。

提出の資料の5ページ以降、5ページから8ページにございますけれども、5ページのほうですね、最初に「きずなメールとは？」と書いてございます。「妊産婦さんやそのパートナーに、健康で充実した妊娠・出産の時期を過ごしてもらいたい。前向きな気持ちでその後、育児に向き合ってもらいたい」という想いでつくられた支援メールであります、ということがございました。

そのメールの内容も、いろいろな対象者に合わせたメールの内容がありまして、すごく細やかに、必要な人に必要な情報を配信しているきずなメール・プロジェクトでございます。これは、とても有効なメールであると思うんですけども、どういったメールが流れてくるかなといいますと、7ページをごらんいただきますと、ちょっとこれはマタニティきずなメールなんですけれども、これは妊娠18週と2日という例が出ています。「赤ちゃんのカラダには、うぶ毛のような胎毛（たいもう）が生えています」ということで、「この日のママへ」ということで、この時期くらいから、貧血になる妊婦さんが増えています、ということで食事の面だとかそういう細かいアドバイスが載せられております。

こういうようなメール配信サービスは、妊産婦や子育て世代の携帯メールへ複数の専門家の監修による確かな、信頼できる子育て情報を産前は1日1度、産後は3日に1度、決まった時間に届けるものであります。

出産予定日を登録することで、妊娠中のおなかの中の赤ちゃんの成長過程や、妊娠・出産・育児の基礎知識に加えて、自治体の情報も配信することができます。先ほど言われた、必要な人に情報が届いていない。でも、メールであれば、自分の手元でその情報を見ることができる。

産前産後ケアだけではなく、タイムリーにその人に必要な情報が、行政側の情報もここに一緒に載せて配信することができるということは、とてもすばらしいツール。結局いろいろな広場に集まれない、外に出られない、産後鬱で人と接することが苦手だ、そういう方でもメールは見られますので、そういう方にもきちっと届く。このツールはとても大切なツールではないかなということを感じまして、今回提案させていただくわけでありまして。

そこで、メール配信による産前産後ケア情報提供の体制の強化を図れないか、再度お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 林議員のご質問にお答えをいたします。ご質問の内容と重なる部分があると思いますが、よろしく願いいたします。

きずなメールの導入につきましては、きずなメールが、NPO法人きずなメール・プロジェクトが運営しているということは、先ほどご質問のあったとおりでございます。昨年10月末で全国6自治体と7つの産院で導入されているようでございます。

メール配信の期間は、産前及び産後、子どもが3歳になるまでの期間となっております。メール配信内容につきましては、先ほどご質問のあった内容でございますが、登録者の年齢に応じた基本内容と自治体情報を配信するようでございます。

続いて、経費について申し上げます。経費につきましては、見積もりをとりましたところ、導入初期費用や初年度の配信費用等を含めまして、約95万円。次年度以降は、毎年、原稿更新料と、12カ月分の配信費用の合計といたしまして、約59万円の費用がかかるということが見積もりとして上がっております。

初期経費がかかること、また、毎年の維持経費もかかることから、きずなメールにつきましては、現在検討をしております。

次に、現在の健康増進課が担当しております産前産後や子どもの予防接種情報を、今後はさらにきめ細かく、よりわかりやすい工夫をいたしまして、情報を発信してまいりたいと思います。また、先ほど申し上げましたとおりホームページにつきましても、よりわかりやすく改善をしてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 浅野保健福祉部長には、いろいろと調査、検討されて答弁をいただきました。

そこで、村長にお伺いをさせていただきます。このきずなメール、東京都内を初め、今全国に広がりつつございます。鹿児島県の鹿屋市では、「鹿屋市子育てすくすくメール」と題して、本当に独自で行っているんですけども、これも26年度は内閣府の地域少子化対策交付金、これは、市町村枠ですと利用1年のみでありますので、27年度以降は、複数年利用できる、地方創生「まち・ひと・しごと」交付金を利用して行っていく予定であるということをお伺いしました。

また、宮城県の女川町は、東日本大震災支援プロジェクトの助成金で導入しているということで、各地域が財源を工夫して実施をし、それぞれ効果を上げているということでございます。そういう意味で、茨城県としても全自治体に昨年アンケート調査をしております。こういう事業がありますけれども、手を挙げますかというようなPRのアンケート調査だったと思いますが、最初は3件だったんですが、今現在では10件の自治体の手を挙げているということです。ということは、44自治体中、約4分の1は手を挙げたということ

なんです。この県の方針に対して。

これは、先ほど初期費用、ランニングコストをお調べいただきましたけれども、27年度の1年間はすべて県が持つよということで、自治体の負担はゼロということで、10分の10、県が持つというすばらしい提案でございますので、これに手を挙げない方法はないなと思いついて、担当者ともお話し合いをしたんですけれども、何せ昨年から調査していますので、締め切りが、予算の内示が今月末ですので、県に自治体として手を挙げられるのがきょう締め切りということでございます。そういう意味で、ぜひですね、この場でご決断をいただき、本会議終了後、ぜひ担当部長とどうぞ検討いただき、県のほうに手を挙げていただけたらなということが一つ要望でございます。

その点に関して、村長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、林議員の、きょうまでというね、県のほうの締め切りということで、きずなメールについて、こういういろいろなツールを介して、子育ての部分は、山崎議員のほうからもね、あって、なかなかいつも閲覧をしていけばわかるんでしょけれども、なかなかそういうところまでは踏み行って見ることができない部分。先ほども、「はぎハピ」のほうもなかなかすばらしい情報を流しているなというふうに思いました。

今、林議員のほうもですね、子育て、妊娠からという部分で、安心した体調の中で子どもを産める環境をつくってあげるのは、自治体がね、それを担うべきというのは、もう、どの議員さんも、どの方も同じ考えだと思います。

そういう意味で、今回の地方創生の部分を使って鹿児島県の鹿屋市（かのやし）と宮城県の子川町ということで、議員のほうからご紹介もありましたけれども、ぜひ健康増進課のほうで、きめ細かな対応はしておりますけれども、なかなかこういうメール等で発信して確認もされるという方も、今の若い方にとっては一番身近なツールなのかなというふうに思っております。

今、部長のほうもよく県のほうの部分がまだはっきりつかめていない、議員のほうも早く周知するという点については、ちょっと事務局サイドではちょっとおくれをとっているのかなというふうに私は思いますけれども、なぜきょうまでだったのか、把握できなかったこちらにも、ちょっと不備があったのかと思いますけれども、それがこの後、きょうじゅうということでありますので、終わった後、再確認をさせていただいて、その中で部長は検討しますということなんですけれども、そういう10分の10を見逃す手はないなというふうに私も思っております。今、茨城県の中で10件手を挙げているということで、これを終わって、手を挙げているのが茨城県で11件になるのか、多分31件目になるのか、よそでもきょうじゅうに手を挙げてところがもしや、あるやもしれませんので、その辺も含めて再確認をして、できるだけ10分の10は、手を挙げるように検討をしてまいりたいというふうに

思います。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ぜひよろしくお願ひいたします。

せっかく手を挙げておね、多ければその中で選定をされるのかな。だから、手を挙げておも確実に美浦村に助成金が来るかどうかというのは、これからのことだと思ひます。万が一外れたとしてもですね、県も27年度、28年度もほかの交付金でできないかどうかという検討も視野に入れておるといふこともござおひます。

ですので、ことし、もし漏れたとしても来年度、ぜひ手を挙げる。また、それ以降も村としても財源確保として、少子化対策交付金だとか、まち・ひと・しごと交付金だとかを、ぜひこのツールのほうに予算をあてがって導入できることを期待を申し上げたいと思ひますので、ぜひ村長、よろしくお願ひいたします。

それでは、きずなメールは以上で終わりにいたします。

続きますして、少子化対策についてでござおひますが、国立社会保障人口問題研究所によりますと、茨城県の生涯未婚率は、男性が20.55%、女性が7.28%で、これは出産率の低下にもつながり、未婚化・晩婚化は少子化対策の上からも大きな課題となっております。

そこで、本村の少子化対策としての取り組みを伺ひますが、まず初めに、本村の少子化対策の現状と課題をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、総務部で担当してござおひます少子化対策事業について、ご説明をさせていただきます。まず、総務部で行っている事業といたしましては、産業後継者結婚促進協議会の事務局を総務課広報広聴係が担当してござおひまして、平成21年度より商工会青年部が主催をしております「MIHOカップリングパーティー」に補助金を交付してござおひます。

過去8回のパーティーを開催をしておひ、補助額は合計で175万円となっております。参加者数は、男性155名、女性147名、カップル成立数49組でござおひました。その中で、平成22年開催時の参加者1組が、平成23年に結婚をいたしてござおひます。

直近では、2月28日に、つくば市にござおひますレストランウエディング アンジェブリッサで開催をいたしてましたカップリングパーティーで、男性17人、女性14人の参加があり、6組のカップルが誕生したそうでござおひます。

なお、前々回より、一般社団法人いばらき出会いサポートセンターに協力をいただき、パーティーの進行等をお願ひしてござおひます。そのほか平成4年度以降ですね、26組の結婚仲介をされた方々に、仲介活動奨励金をお支払いをしておひます。

以上が、総務部で担当してござおひます少子化対策事業でござおひます。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、お答え申し上げます。

先ほど山崎議員さんに答弁をいたしました子育て支援という形のもので、やはり同じような内容になりますので、そういう形でご理解をいただけるかと思うんですが。

それでは、先ほど山崎議員のご質問にお答えしました3点について、子育て支援という形で行っております。詳細は、先ほどお答えしたとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） お二人の部長に答弁をいただきました。浅野部長は、先ほどは、先にお話しさせていただきましたけれども、先ほどの同僚議員の答弁でということでありまして、子育て支援関係で答弁いただきました。それも少子化対策と同等の考え方で進めているよということですので、マル福制度や予防接種等のことは、本当によくやられていると思います。また、貢献していると思います。

またもう一つ私が特化して思ったことは、保育所の土曜日保育時間の延長ですね。これはですね、12時から5時半まで延長するというので、これは画期的な改善だと評価をさせていただきたいと思います。これは私自身も、1期目のときに一般質問等で要望した経緯もございますので、やっと実現したなということで喜んでいる一人でございます。

保護者の仕事の安定に大きく貢献することにつながる事業であると思いますが、それにかかわる職員の皆様のご協力とご尽力に感謝を申し上げる次第でございます。

岡田部長に答弁いただきました答弁内容に関して再度質問させていただくわけですが、まず初めに、カップリングパーティーの結婚実績が1組というのはちょっと寂しいかなというふうに思うわけでございます。やはり成果が出る工夫が必要ではないでしょうか。

そこで、以前、本来の姿が見られるということで提案をさせていただいております一緒に何かつくるという体験型導入というのは検討されたのかということをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの体験型といったところの検討はされたのかというようなお話でございました。これまでのカップリングパーティーは9回を計画をいたしまして、8回開催されました。1回は、平成26年2月の記録的大雪によってですね、安全を考慮して中止としてございます。

当初は、年1回の開催でございましたけれども、平成24年度から年2回開催されております。現在の応募状況から見るとですね、適正な回数ではないかと考えてございます。ちなみに、今現在の応募状況という、定員の8割程度となっております。パーティーの開催に当たりましては、まずは参加しやすい状況をつくることを心がけ、会場をアクセスのよい土浦市、つくば市、牛久市等としたり、女性の参加費用を安く設定するなどをしてまいりました。

これらの企画運営を美浦村商工会青年部で行っていただいておりますが、パーティー開

催の主な資金が村の結婚促進協議会からの補助金40万円という中で、過去にはバーベキュー大会を行ったり、友人二人一組で参加を募ったり、できる範囲で工夫をしております。

また、今年度から県の出会いサポートセンターの協力を得て、パーティー内容の相談や開催情報の提供及び進行役をお願いしており、本年2月のパーティーでは横浜市から来られた女性もいらっしやったといったところです。

今後も結婚促進協議会において体験型導入も含め、パーティーの内容や運営等につきまして、より多くの結婚が達成でき、ひいては定住化の増加がですね、図れるようご協議をいただきながら、今後も進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 補助金40万円の中でバーベキュー大会とか友人2人で参加とか、できる範囲内で工夫をしてきたという答弁でございましたけれども、体験型導入も、現在そこまでされていないけれども、今後、導入を含めて検討していくという気持ちを伺いましたので、ぜひ実践し、成果の出るカップリングパーティーをぜひ実施していただきたいと思います。

プロの力を借りて、よりよい雰囲気づくりと、ぜひ体験型導入で、結婚して子どもに恵まれる幸せな家庭を築くお手伝いをさせていただき、そういう観点で、また人口増加に貢献する事業展開を期待をさせていただきたいと思います。

そこで、続きまして美浦村PR、その内容に関して関連ですので、美浦村PR事業で検討されているデートスポット計画というものも、前に事業計画の中で伺いました。これも、こういう内容に匹敵するのではないかとというふうに考えておりますので、現在のそのデートスポット計画のほうの進捗状況をお尋ねさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまのご質問でございますが、議員ご質問のそのデートスポット計画といったものですね、ミホー・アフター計画という形で名付けてございます。昨年6月に開催いたしました地域活性化対策検討委員会においてご承認をいただきまして、この下部組織として、昨年7月新規採用された職員及び子育てママ世代を主体とした職員で組織いたします美浦村定住促進庁内検討委員会というものを設立いたしました。

このミホー・アフター計画には三つの計画がございますけれども、その三つの計画の一つである大山グレンデを恋人の聖地として整備する計画の検討を進めてまいりました。この土地は、元鹿島海軍航空隊跡地でございます、戦後間もなくこの施設を利用いたしまして、東京医科歯科大学霞ヶ浦分院が開設をされました。霞ヶ浦分院の一面に航空隊の、弾を撃ってですね、射爆場ですね、の山跡がございました。ここが医師と看護師のデート

スポットとなっていたといったことが評判となり、村内外からですね、カップルが訪れまして、後にロマンス山と呼称されるようになってございます。この地を恋のパワースポットとして活用ができないかと。

3回の会議を開催いたしまして検討を行ってまいったわけですが、施設整備とともにオブジェを製作いたしまして、この地でミニコンサート、また、フリーマーケット等そうですね、定期的なイベントを開催するといったようなアイデアが出されております。

この事業につきましては現在、一般財団法人地域活性化センターの平成27年度移住・定住交流促進支援事業の補助金の申請を行っております。もしこれが採択になった場合ですね、平成27年度の補正でご対応をお願いしたいと考えております。

そういったところで、現在のデートスポット計画といったものについては、今、こういう形で進んでおるといった状況でございます。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 夢のある事業であると思います。ぜひ、補助金が交付され、実現することを期待しております。定期的なイベントとか、また全国に向けた広報活動が必要と推察をいたしますけれども、何としても結果に結びつく少子化対策にも有効な事業となりますようご期待を申し上げます。

続いて、次の質問ですが、私は、学校における教育の重要性を痛感をいたします。子どもたちがどのような職業を選択し、社会の中でどのように生きようとしているのか、その上で、結婚、妊娠、出産と、健康についての学習を深めていくことが必要であると考えerわけでありまして。そこで、本村においては、思春期教育をどのように考えるかお尋ねをさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 林議員のご質問の思春期における結婚、妊娠、出産と健康についての学習につきまして、お答えいたします。初めに文部科学省の学習指導要領によりまして、小中学校の学習内容についてお答え申し上げます。

小学校ですが、小学4年生の保健の教科書中に、「思春期にあらわれる変化」の授業がありまして、私たちの体にどのような変化があらわれるかにつきまして、担任の先生が4時間の授業を行っております。

5、6年生の保健の教科書には、特に取り上げられておりません。

次に、中学1年生が使用する保健体育の教科書中に、体の発育、発達、異性の尊重と性情報への対処等の授業がありまして、保健体育の先生が4時間の授業を行っております。

次に、3年生の保健体育の授業では、感染症と病原体、感染症の予防、エイズの予防等について授業がありまして、4時間の授業を行っております。

小学校5年生から中学3年生まで実施している家庭科では、教科の目標が望ましい家庭生活をつくる実践的な態度を育てるものであり、特に中学2年生は、幼稚園に訪問し保育

実習を行っております。また、教科以外では、特別活動の中で学級活動に望ましい人間関係の形成という指導事項がありまして、小学校・中学校とも男女の協力等についても指導することになっております。これは主に各学年の学級活動の時間に指導をしております。

なお、道徳においては、中学校に男女は互いの異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重するという指導項目がございまして、これは全学年を通して指導しております。

小学校の道徳には、直接的な項目はございませんが、他の人とのかかわりや、かけがえない命といった指導項目があり、そうした指導の延長線上にご質問の内容がむすびつくのではないかと考えられます。

また、中学校では毎年、性教育講演会を開催しております。その参加者は、中学生全生徒及び希望する保護者等になっております。講演者は、産婦人科医、NPO法人等の方による講演となっております。

以上が、小中学校における授業内容となっております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 教育長門脇厚司君。

○教育長（門脇厚司君） ただいま教育次長のほうから、正規の授業ではどんな内容のことをやっているかということの説明がありました。私のほうからはもっとマクロのどうか答弁をさせていただきたいと思っております。

議員の質問というのは、思春期に当たる小学生の高学年から中学生を対象にした、将来自分も結婚するんだとか、結婚したら妊娠もするんだというような教育をしっかりとやったら、自分の体のことを大事にしたり、いずれ結婚することのために自分も丈夫な赤ちゃんを産みたいというような考えになったり、その結果が出産率を高める。それがひいては、少子化を防ぐことにつながるんじゃないかというような趣旨のことだというふうに考えながら、お答えをしたいと思っております。

私が筑波大学にいたころに、同僚の先生が学校保健学会の会長もした方ですけれども、その方に今申し上げたような研究、要するに小学校の4年生あたりから思春期が始まる。女の子では10歳、男の子では12歳から中学生いっぱいまであるわけですけれども、この思春期に当たる子どもたちに、結婚だとか体の構造だとか、いずれ君も、あなたも結婚することになるんだというようなことの趣旨の教育をしっかりとやったら、出産率を高めることになるとそういうような研究をしている事例はあるのかと、そういう人がいるのかということを探ねましたら、「聞いたことありません」というふうに答えてくれました。

要するに10歳とか14～15歳ぐらいの児童生徒に今そういう教育をしても、結婚までは、少なく見積もっても25歳で結婚するようなことになったとしても、10年以上経過するわけですから、それをフォローして、こういうようなフォロー調査をやったら、こういうような出産率を高めるというような結果になりましたというようなことは、なかなか研究者と

しては難しいだろうということで、そういう研究をしている方はいないというようなことだったと思います。

そこで今実際に、教科書で教えること以外に、美浦村でどんなことをやっているかというのをちょっと申し上げますけれども、大谷小学校では2年前から養護の新しい先生が、小学校4年生を対象に初潮についての授業はしっかりとやっています。3月またやるというようなことで、その点、もし都合がつけば、視察していただいてもよろしいんじゃないかと思えますけれども。それで、その先生に「出産率を高めるというようなことを目的にやっていますか」と言ったら、「そういうことは一切考えていません」というような答えでした。

それに加えてですけれども、2年ほど前から中学校で、いろいろなネーミングがありますけれども、子どもが、赤ちゃんがゼロ歳から1歳までの赤ちゃんを、抱っこしたり、自分で直接抱っこしたり、とにかく1年間に3回ぐらいやれば、ゼロ歳の赤ちゃんが1年間でどれだけ成長するかというのを自分の目で確認できますよね。そういうようなことで、子ども育児体験というのか、あるいは赤ちゃん何とか体験とかいろいろなネーミングがある、ベビーシッター体験学習だとかいろいろな名前があるようですけれども、そういうことをやっているということを知っていますので、2年ほど前から中学校の家庭科の先生と美浦村でもそういうことをやれませんかというような話はしています。

ただ、今年度その先生が育児休暇で休んでおりますので、4月にまた現場復帰しますので、相談をしながら進めることは今から考えております。以上です。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 教育次長と教育長にご答弁をいただきました。

教科書のほうも、私も拝見させていただきましたが、私たちの時代よりも大分丁寧な教科書になっているなということを感じました。とにかく自分の体を大切にするという人は、人の体も傷つけませんね。それと、命の尊さを知ることにつながっていくと思います。最近、残忍な殺人事件が多い中、やっぱり教育の大切さが痛感される昨今でございます。そこでですね、教育長が最後に言われました子育て体験事業ですね、これは27年度から実施ということで、ぜひお願いをしたいと思います。まさしく私がこれから提案したかった事業であります。

私の提出資料の9ページから12ページのほうです、横浜市での「トツキトウカ YOKOHAMA」という詩集を発行したその内容等が出ておまして、横浜市では、赤ちゃんふれあい体験事業として小学校5年生から6年生を対象に、事業の一環として行っており、我県においても、先ほど出ていました高萩市が中学生を対象に同様の事業を展開しているとのことです。

本来であれば、ここで村長に質問と言うところですが、時間もございませんので、先に私の要望を申し述べて質問をさせていただきたいと思えます。今までずっと述べてまいり

ました少子化対策、産前産後ケア、これは共通して、結婚・出産・子育て・教育、これは生きていく基本であると思います。

少子化対策というのは、やっぱり若い人をいかに美浦村に呼び込んでいくかということも必要になってくることであると思います。若い人が住み続けられるための施策、また、若い人が移り住んでもらえるような希望ある美浦村の事業、こういうことを、どうか心ある行政のかじ取りを村長にお願いしたいなということを要望いたしまして、最後の質問としましては、本村においてもこのような保健福祉部と学校教育課の連携によるこのような学習を取り入れられないかということをご提案いたしますので、その辺の答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、林議員の最後、子育ての部分でということ、それぞれ事例を、いろいろな部分も含めて、今回は横浜のZ会のトツキトウカというところが、メールに載っておりましたけれども、ぜひそういうところも含めて、美浦村に行くと、子育てしやすい環境、そして、自治体のいろいろな手厚い支援もありますよというような部分が構築されているということであれば、若い人がそこで産み育てたいということになれば、先ほど総務部長のほうからですね、定住化の部分も一緒に伸びていくのかなというふうに思っております。

ぜひ早目に時間を切り上げて、県のほうと調整しながら進めるべきだというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○8番（林 昌子君） 命の授業の導入について。

○村長（中島 栄君） その事業も、今、教育長のほうからもいろいろ説明がありましたけれども、当然、命にかかわる部分は、かつ必要でありますので、これは行政としても、教育のほうで大事に、まず何が大事か。能力を伸ばす以前に一番大事なのは、自分の身を安全、安心な環境の中で発達していただくというのが、ひとつの基本であるというふうに思いますので、今いろいろな、命が軽く扱うような趣のところもありますから、その辺は、子どもたちには、命の大切さをぜひ学んでいただくような部分を重点的にしていきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。

質疑の途中ではありますが、ここで暫時休憩いたします。

3時15分を再開としますので、よろしくお願いいたします。

午後3時04分休憩

午後3時15分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、椎名利夫君の一般質問方式での一般質問を許します。

椎名利夫君。

○4番（椎名利夫君） 4番、椎名です。通告書に従い、質問させていただきます。

まず最初に、障がい者対策についてお尋ねします。

知的障がいや発達障がいを持つゼロ歳から6歳までの子どもは、何人ぐらいいるのでしょうか。そして、村はどのようなサポートを行っているのかお尋ねします。

さらに、心身障がいや発達障がい者向けの児童デイサービスが必要と思われませんが、どのようにお考えかお尋ねします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 椎名議員のご質問にお答えをいたします。

現在、知的障がいや発達障がいを持つゼロ歳から6歳までの子どもの人数でございますが、知的検査による判定を受けて取得する療育手帳の交付者は6人、通所支援受給者は18人でございます。なお、発達障がい児の診断につきましては、国が診断基準を示しておりまして、診断のできる小児神経専門医が県南には、県立医療大学附属病院に一人おりますが、受診が混み合っている状況にあります。

平成26年度におきましては、県立医療大学へ発達障がい診断の紹介件数は8件でした。厚生労働省の研究によりますと、5歳児を対象として、軽度発達障がい児の発生頻度は8.2%から9.3%であると推定をされております。しかも、こうした子どもの半数以上が3歳児健診では何の問題指摘も受けていないという結果から、発達障がいを見きわめていくことの難しさがございます。

次に、具体的なサポートの状況についてご説明をいたします。

重度の障がいがある場合は、妊娠期または出生時から相談に応じて、本人に了解を得まして、病院に状況を聞いたりして、保健センター保健師、または福祉介護課担当職員が面談を行い、支援が始まります。軽度または中度の場合は、乳幼児健診での保健指導、または発達相談から支援が始まります。

必要に応じてフォロー教室の親子教室や保育所・幼稚園の巡回相談で個別に相談を行い、さらに個別の指導が必要な場合は、障がいサービスの利用につなげております。障がいサービスとしては、就学前の場合は、コナンキッズの利用が多く、現在、未就学児18人の利用がございます。コナンキッズにおきましては、知的障がいや発達障がい及び発達障がいの疑いのある子ども、また、言葉のおくれ等の子どもも通所しており、母子ともに支援を受けております。

また、集団生活、社会性を促す場としては、重度の障がい児については個別に療育施設の相談を行い、保育所の入所または幼稚園の入園を希望する場合は、子どもの状況に応じて、入所（入園）前から発達相談員と保護者の意向を踏まえて検討をし、介助員・保育士の加配を行いまして、対応をしております。

以上、答弁申し上げましたとおり、小学校就学前の知的障がいや発達障がい等の子ども

さんの日中支援につきましては、村内または近隣自治体の民間施設もございます。また、美浦幼稚園及び村立保育所でも知的障がいの中程度までの子どもや発達障がいの子どもの支援として、介助人や保育士の加配を実施して対応しておりますので村立の障がい児向けデイサービス施設につきましては、現在のところ施設の建設や設置の予定はございません。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 椎名利夫君。

○4番（椎名利夫君） 小学校就学前の知的障がいや発達障がいの子ども支援として、介助員や保育士の加配を実施して対応している。そこでデイサービス施設は必要ないとの答弁ですが、私の知人も保育所に申し込みをしました。ですが、年度途中での入所については希望に添えないということで断られたということがあったと聞いています。木原のケアステーションコナン、コナンキッズですが、母子ともにであったり預かり時間が短かったりで、希望のようにはいかなかったそうです。でも、週1回は頼んでいるそうです。

そもそもどうして預かってほしいのかというと、その一つに経済的問題があります。幾らかでも働き、収入を得たいわけです。それには一日預けられる施設がほしいわけです。今回9時から4時まで預かってもらえるところが見つかったと喜んでおりました。

このようなことがありますので、ぜひとも前向きに考えてほしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。障がい者施設の建設や設置につきましては、土地の確保から建物の建築または改築等におきまして、財源が必要となってきます。建築等に係る費用につきましては、国及び県からの補助金もございません。また、運営につきましても、施設の種類によって一定の資格や研修を受けた職員を配置しなければなりません。

また、自治体がサービス事業者として指定を受けた場合、国、県からの事業収入が、基準の100%収入ではなく、95%となり、民間サービス業者と比較して、5%収入が少なくなります。現在の村の財政事情を考慮しますと、財政は非常に厳しい状況にあり、先ほど答弁いたしましたとおり、村立の障がい児向けのデイサービス施設につきましては、施設の建設や設置の予定はございませんので、村内または近隣の民間福祉施設が運営しております障がい児童デイサービスを利用することでご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 椎名利夫君。

○4番（椎名利夫君） 先ほど年度途中で入所は希望に添えないということがありましたが、例えば小学校で転入してきた場合は、中間でも転入を引き受けていると思います。

それと、途中になってしまいますのは、要するに判定を下してくる県立医療大ですが、先生が一人で、県内にはそこ1カ所ということで、どうしてもそううまく学期の初めとかそういうふうに合わせるのは非常に困難だと思います。

それと、施設というか、私立のそういうコナンキッズのようなところばかり頼っていたのでは、村としてもとてもじゃないけど、住みよいまちにはなかなか難しいと思います。もう少し面倒を見ても、面倒というか、そこら辺を考えてほしいと思いますので、よろしくをお願いします。村長としてはどのようにお考えかちょっとお聞きします。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、椎名議員のですね、障がい児を持つ保護者のほうもですね、働くという一つの部分もあってということで、程度によっては、就学前、保育所等でも、介護も含めて対応ができる部分もあります。

小学校へ入学するようになれば、また県の支援施設等も近くにもありますけれども、就学前ということで、今、保健福祉部長がおっしゃったように、民間の部分だとほぼ国からの支援が100%ということでもございます。

今、そういう就学前の部分でなかなか対応できている部分は、村としては保育所の中でそういう部分は今できているのかなというふうに思いますけれども、途中で来られる方については、早目にその方向性がわかれば、本人のそれを診断してくれる先生の判断をもってですね、そういう部分を村としても早目に民間との部分も対応できる。コナンキッズだけがその受け入れ先というふうには考えておりませんが、そういう部分では、別に優しい村の対応じゃないという議員のおっしゃるほうとね、そうじゃない部分は、いろいろな部分でまず福祉介護課のほうに相談をいただいて、早目の対応で対処できる部分があるかと思います。

それだけについて、送迎という部分については今のところなかなか難しいという保健福祉部長からの答弁がありました。これについてもですね、これからはそういう障がいを持った方の対応の仕方も、それぞれ自治体単独で考えるということではなくですね、県のほうの対応がある程度しっかりと出てくれば、美浦村にも支援学校がありますけれども、それについても就学できるようになれば、ある程度の対応がされるんですけども、美浦村にできて、あつと言う間にいっぱいになって、つくば市のほうにできましたけれども、これも結構定員をオーバーして、また新たに作るということもされておりますので、その辺は県も各自治体がやる部分ではなく対応してくれている部分もあります。

就学前をどうするかという部分については、これは県の障害福祉課と、村もそこに入って、県としての考え方はどうなのかという部分は協議をしていきたいというふうに考えております。

保育所でのサポートのできるうちはいいですけども、それでもなかなか賅い切れないというふうな形になったときには、当然、美浦村が今1万6,700人切っているぐらいなので、人口の多いところはもっと抱える部分はたくさんあるかと思います。そういう部分も含めて、近隣のまた県南の、そういう自治体の抱えている部分、美浦村以外でもこれには該当する部分がたくさんあるかと思いますので、連携をとってですね、迅速に対応できる

ような、いつ受け入れのできる、というような部分を村単独ということじゃなくて、近隣の市町村も含めて、これは県との協議をして進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 先ほどのご質問にお答え申し上げます。

まず、保育所の年度途中の入所でございますが、やはりこちらの発達障がいを持っているお子さんの場合は、介助員もしくは保育士の加配が必要でございますので、やはりすぐというわけにはまいりません。

ですから、希望される入所日があると思いますが、それにはちょっとお答えできない場合があると思いますので、その場合は、やはり相談の上ですね、こちらとしましてもやはり人的配置をしなければなりませんので、お待ちいただくということになるかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

また、先ほど村長が申しあげましたとおり、小学校以上の子どもさんについては、県立の特別支援学校がありますので、そちらへ相談されたほうがよろしいかなと感じておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 椎名利夫君。

○4番（椎名利夫君） 最初に提起しましたとおり、ゼロから6歳というのは、要するに支援学校へ入れる年齢になれば問題ないんですけれども、その以前ということでお尋ねしました。

それと、要するに先ほど経済的なことだけ言いましたけれども、精神的な苦勞がものすごいでということで質問しました。善処をよろしく願いしたいと思っております。

次に、高齢者の健康増進対策についてお尋ねします。

美浦村においても65歳以上の高齢者が25.8%となり、これからもますます高齢化が進むと思われれます。そこで、健康を保ち、生き生きと暮らすためには、健康寿命をいかに延ばしていくかが重要だと思われれます。そのためには楽しく体を動かし、多くの人と交流し、引きこもり生活を解消することが一番だと思っております。

多くの人に参加し、継続させるためには、各地区の公民館や集落センターに集まってもらい、高齢者生き生き体操やシルバーリハビリ体操等の運動能力アップのための指導者、そして看護師、栄養士などの健康指導者、業者の派遣と、各地区の指導者の養成が必要と思っておりますが、お考えをお聞かせ願います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 椎名議員のご質問にお答えを申し上げます。

健康寿命をいかに延ばすことが重要という形のご質問かと思われれます。健康増進課におきましては、主に健康診査の実施と、生活習慣病の発症や重症化の予防のため、各種健康教室や健康相談、保健指導を実施しまして、高齢者の健康に関して支援を行っております。

健康診査について申し上げますと、健康診査は生活習慣病の予防や、がんの早期発見を目的に村では基本的健診とがん検診が1日で総合的にできるよう設定をしております。基本的健診と胸部X線検査については、65歳以上の方は無料で実施をしております。

また、病気を未然に防ぎ、治療中の方に対しましては、良好に病気の管理ができるよう、各種健康教室や健康相談、保健指導を実施しております。そのうち運動教室につきましては、40歳以上の方を対象に年7回、健康運動指導士が講師となり、実施をしております。

昨年度の実績を申し上げますと、延べ参加者数が、196人ございました。平均年齢は70.0歳ございました。

健康教室につきましては、メタボリックシンドロームに関連のある高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関し、発症予防及び重症化予防を目的に、年7回保健師・栄養士と食生活改善推進員の協力を得まして、実施をしております。昨年度の実績は、延べ参加者数が72人ございまして、このときの参加者の平均年齢は72.5歳ございました。

健康寿命を延ばすことにつきましては、早い段階から健康な生活習慣への改善の意識を持つことと、家に閉じこもることなく、いろいろな形での社会参加を行いながら、心の健康について、保っていくことも大切であると考えております。

村民の皆様方が、健康増進、発病予防の一次予防の考えを持っていただき、村としましてもそのような意識の啓発にかかわっていくことが役割の一つだと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 椎名議員のご質問にお答えいたします。

健康寿命の延長につきましては、健康増進に関しまして講師を招いて、身近なところで学習をしていただくということが必要かと考えております。

美浦村中央公民館では、平成17年度より皆さんのご要望により、村民、民間企業社員等、教職員、公共機関職員、村職員が講師となり、地域の皆さんのもとへ出向きましてお話をする出前講座を行ってございます。村政の理解を深めていただいたり、皆さんの学習機会の支援をしてございます。

出前講座の申し込み手順につきましては、受講できる方は、村内に在住・在勤・在学の方で、おおむね10人以上の方で構成された団体グループ等になります。開催時間につきましては、午前9時から午後9時までの間としてございまして、開催場所としましては村内ということになってございます。会場の手配や催しの進行につきましては、受講を申し込まれた主催者側となっております。講師の報酬は、基本的には無料となりますが、民間部門においては有料の場合もございます。有料となる講座の場合につきましては、受講される団体と講師で相談していただき、材料等の経費が必要となる場合においても、受講される団体で用意していただくということになってございます。

それで、登録者数でございますが、美浦村のホームページ上でもありますが、登録者は

個人で52名、サークル団体で11団体、民間企業4団体、公共機関7団体、行政18団体等になってございます。それで、講座終了後はですね、出前講座受講報告書を生涯学習課のほうに出していただくということになってございます。

それと、最後になりますが、健康増進につきましては、いろいろなところで学習していただくことが必要かと考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、私の答弁といたします。よろしくお願ひします。

○議長（下村 宏君） 椎名利夫君。

○4番（椎名利夫君） 村として出前講座、いろいろな支援に感謝申し上げます。

しかし、村が幾ら指導体制をつくっておいても、参加者が少ないのでは何にもなりません。今の方式は、依頼する側としてなかなか難しい点があります。というのは、地区リーダーを引き受け、引っ張ってってくれる人がいないことです。

そこで、どこの所属でもいいのですが、健康寿命対策室のようなものを立ち上げてもらって、そこから、区長や老人会などに依頼をし、参加者を募り、健康教室などを開くような形に持っていけないか、その辺を検討してほしいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、お答えを申し上げます。

まず、平成27年度的美浦村運動教室、来年度の予定を申し上げます。

介護予防教室につきましては、17回を予定しております。また、貯筋運動教室、これについては10回、筋力アップ教室につきましては7回を予定しております。最初に申しあげました介護予防教室については、福祉介護課が担当します。貯筋運動教室につきましても福祉介護課が担当いたします。最後に申しあげました筋力アップ教室につきましては、健康増進課が担当をいたします。

これにつきましては、締め切りがございまして、おのおの申し込み制となっておりますので、広報等でお知らせいたしますので、参加のほうをよろしくお願ひをいたします。また、各老人会のほうには、別途ご案内を申し上げてございますので、希望の各地区の老人会につきましては、こちらから出向いてですね、いろいろな運動教室を開催している状況でございます。各地区の老人クラブの意向に沿った形で対応しておりますので、その辺よろしくお願ひいたします。詳細につきましては、福祉介護課のほうにご連絡をいただければと考えております。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 健康寿命対策課、聞きたいんだな。つくるのかつくらないのか。

村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 椎名議員のですね、健康寿命対策課というふうな話が出ておりますけれども、今、保健福祉部長のほうからも答弁がありましたけれども、福祉介護課、そして健康増進課という部分、また、生涯学習課の中の講座もあります。まず、美浦村の平均寿命も考えますとですね、女性は県の中で6番目ぐらいですけれども、男性はもう下か

ら本当に5、6番目という、かなり低い水準でございます。そういう意味では、平均寿命じゃなくですね、健康寿命という、70歳ちょっとぐらいだと、平均的にはあるんですけども、でも、この健康寿命はいかに本人がですね、その意識をまず持ってもらう。まず健康増進課のほうで取り組んでいる定期検診とか、それからいろいろな検診率も意外と美浦村は高くないので、ぜひその辺もある程度リタイヤされてきたらば、自分の体の健康は、人が見てくれません。自分で診断を受けて、自分の体調を常に把握するという部分が必要だと思います。

それにはぜひ、椎名議員がおっしゃるように、地区にそういうリーダーをつくってという話がありました。老人会もそうですけれども、それぞれの地区で今、子どもたちの登下校の見守りをお願いしている部分がありまして、いろいろな地区で今、参加をいただいております。そういうことも一つの健康の一端につながるんだろうというふうに思いますし、また、シルバー・リハビリ健康運動指導士ですか、これももう30名以上、美浦村の中で所属されておりますので、まずそういう方が何人かですね、村内のいろいろな地区に赴いてですね、地区でグループをつくっていただければ、少人数でも行って、今やっている話は聞いております。ぜひ大きな地区の集まりということじゃなくて、小さな集まりでもそれはぜひ活用していただければ、先ほど保健福祉部長のほうから、貯筋運動教室とかいろいろな、介護的な部分で取り組んでおりますと答弁がありましたけれども、それじゃなくても、地区のサロンでも、「この日、集まるのでぜひお願いしたい」という部分をですね、福祉介護課のほうに要請していただければ、それはもうなるべく健康運動指導士としてみれば、そういうところに赴いて指導をしたいという方が、その健康運動指導士として登録しておりますので、ぜひそれも活用していただきたい。

まず、健康寿命を伸ばすという課をつくる前にですね、扱っている福祉介護課と健康増進課のいろいろな趣旨の部分をお使いいただいて、まずは自分の健康寿命を伸ばすのは、まず外に出て、視覚から入るものと、それから自分の体を動かすことが、健康寿命を伸ばすのに一番近道でございます。私はそう思います。うちにこもっていると、うちから出ないと体力も落ちますし、視覚から入るもの、頭で考えることも少なくなってしまうので、できれば各地区で何人かずつでもいいので、サロンのようなお茶飲みの部分をつくっていただいて、そこに定期的にですね、そういう健康運動指導士の方が訪れて、普通の茶飲み話から含めて世間の情報も入れたりしながらやっていくと、脳の活性化をする、体を動かす、これが健康寿命の大もとだと思いますので、自分の健康は他人はやってくれません。自分から動かないとだめなので、ぜひその辺は、椎名議員も地区のリーダーですので、いろいろなサロンをつくっていただいて、そこに、この日来なさいと、来てくれと、要請をぜひしていただければうれしいかなと。

そうすると、美浦村の介護の部分とかその辺の費用がずっと下がっていくかなというふうに思いますので、その辺ひとつよろしくお願いしたいなと。

○議長（下村 宏君） 椎名利夫君。

○4番（椎名利夫君） 明快な回答ありがとうございました。

とにかく下から申し込んで、とかそういうのはなかなか実際的には難しいんですよ。ですから、確かに地区のリーダーがつくれれば、それが一番ですし、ただ、厚生文教委員会としてもいろいろ視察に行ってきました。例えば埼玉県のときがわ町ですか。健康づくり開発事業というのをやっています。あと長野県の箕輪町ですか、そういうところも研修に行ってきましたけれども、やっぱり下から申し込むというのはそうはないです。やっぱり村全体に広めるのには、ある程度上から指揮をしてもらってまとめていかないと、オール参加とか引きこもりの人を引っ張り出すと言っては語弊がありますがけれども、そこまではなかなかいきませんので、どうかそこら辺のことを対応、よろしくお願ひしたいと思います。

では、最後の質問になりますが、子どもたちの学力向上対策についてお尋ねします。

村では、ノーテレビ・ノーゲーム運動やICT事業等、学力向上に向けいろいろな対策を講じてきております。私としては、いまひとつもの足りなさを感じています。村としては、全国学力調査の結果をどう捉えているのかお聞かせ願ひます。

また、さらなる学力向上のためには、補習授業の取り入れも必要かと思いますが、お考えをお聞きします。

○議長（下村 宏君） 教育長門脇厚司君。

○教育長（門脇厚司君） ただいまの椎名議員の質問にお答えいたします。

まず、全国学力調査の結果をどういうふうに見ていますかということですがけれども、私は、基本的には美浦村の児童生徒の学力は確実に上がっているというふうに見ております。

中身に入る前に、毎年、文部科学省ではこういうような全国学力調査の報告書をつくってあるんですね。一部のコピーを持ってきましたけれども、これは小学校の国語のコピーですがけれども、小学校の国語、小学校の算数、中学校の国語と数学、4冊になっているわけですがけれども、全く同じことがこの報告書の中に書いてあることを、まずご認識いただきたいと思います。

読みますと、平均正答率、平均正答数、それから中央値、標準偏差、これを全て見ると、25年度同様、これは26年度、今年度の結果ですがけれども、これはもうずっとさかのぼって、みんなそうなんですけれども、25年度同様、地域の規模、大都市、中都市、その他の市、町村、へき地による大きな差はみられないと。都道府県についても、全く同じことが書いてあります。ですから、日本の子どもたちの学力の差は、多少の差はあるけれども、プラスマイナス5のポイントの中に入っていて、ほとんど差はないということ、文部科学省自身がこういう報告書で数年前からもうずっと、2007年から言い続けてきていることですね。そのことを前提にお答えしたいと思います。

先ほど言いましたとおりではありますけれども、美浦村の学力は全体としては上昇して

いるというふうに断言してもいいだろうと思っています。ご承知のとおり、この全国学力テストは、2007年から始まりました。2007年、2008年、2009年は悉皆でやりました。2010年からは政権が変わって、3割抽出ということになったので、美浦村は受験していません。2011年は、震災で全部取りやめ。2012年もまだ民主党の政権でしたから、ここも3割抽出。3年間ブランクを置いたわけですね。

2013年度からまた全国悉皆でやるようになって、美浦村も2013年度からまた、この全力学力テストを受けています。これは、その都度、議員の皆さんには数字にも示しながら説明を申し上げておりますので、ご承知と申しますけれども、少なくとも小学校3校については、今や全国平均に匹敵するような状態になっています。昨年度は、3校の小学校のうちの1校は、全国平均より上回っていますし、茨城県は全国に比べて大分上昇したというふうに言っていますけれども、その茨城県の平均も、一つの小学校は上回るというような結果を示しています。

今年度はどうかといいますと、去年上回った小学校と別の小学校が今度は全国平均を上回るというようなことで、いい結果を出してくれております。そんなことで、少なくとも小学校についてはほとんど心配がないだろうというふうに思っています。

ただ、中学校については残念ながら、2013年についても2014年についても全国平均に相当に近づいてきている。全体としてそういう意味では、2007年、2008年、2009年よりはぐんと伸びてきていますけれども、まだ、全国平均を上回るというようなところまでは行っておりません。

こういうような原因の一番大きな原因というのは、小学校の、こういう言い方をしているのかどうかわかりませんが、小学校のいわゆる上積み部分の10名から20名ぐらいが、私立の中高一貫校へ進むというようなところが、この10人ないし20人がそのまま美浦中へ入ってくれれば、結果は大分違ってくるんじゃないかと思っておりますけれども、このところが悩ましいところで、今のところ中学校は、全国平均に相当近づいてはきているけれども、上回るようには行ってないというのが残念なところです。その原因はいろいろありますけれども、やっぱりノーテレビ・ノーゲーム運動をやっていますけれども、一昨年の効果測定調査でもはっきりしていますけれども、小学校の5年生6年生よりも、中学1年生2年生のほうが、休日にテレビを見る時間、ゲームをやっている時間が多いという残念な結果になっているということが、家庭での学習がまだ習慣化できていないということが一つ考えられることじゃないかというふうに思っておるところです。

これについては、保育所から幼稚園、小学校の低学年あたりからは相当しっかりと家庭学習が定着化してきていますので、今、小学校で学んでいる子どもたちが、中学校にそのまま行ってくれば、私立に流れずそのままいってくれば、中学校もいい結果につながっていくんじゃないだろうかとというふうに考えているところです。

次に、補習授業をやったらどうかということについてですけれども、美浦村では今のと

ころ補習授業をやる体制ができていないというふうに私は考えております。ご承知のとおりこれも文部科学省は、2002年には学力向上アピールというものを出して、もっと宿題を出しなさい、補習もやりなさい、というようなハッパをかけていますし、昨年度は土曜日も授業をやってもいいよというふうな学校基本法の施行規則の一部を改正して、土曜日も授業をやっていいというような法改正がありましたけれども、美浦村では教育委員会で相談した結果、その体制ができていないということで、今年度は土曜授業も見送っております。

これも皆さんご承知と思いますけれども、もし土曜日に補習授業をやるとか、あるいはウイークデーの夜間に補習授業をやるとかというようなことをやるとしたら、前々から私が、そのために学校支援地域本部というようなものを何とか立ち上げたいということで、3年ぐらい前から折々にいろいろな方々に協力をお願いしてきていますけれども、残念ながらそういう体制になっていないですね。

例えば有名な東京の杉並区の和田中学校というところがあって、これは「土スペ」だとか「夜スペ」とか言っている。土曜日のスペシャル授業をやるとか、夜スペというのは夜間のスペシャル授業をやるとかというようなことをやって話題になっていますけれども、これができるのは、やっぱり学校支援地域本部というのがしっかりとできているからということですね。そういうような体制があれば、日本の先生方というのは世界的に極めて忙しいということが有名になっているわけですね。OECDがことし調査した結果を発表していますけれども、それで比較すると、調査の対象になった35カ国の中で、日本の先生、今回は中学校の先生が対象ですけれども、ダントツに勤務時間が長いという。34カ国の平均よりも1週間で見ると、何と15時間多いというような。一番少ない国に比べると、26時間ぐらい多いというような結果になっているわけですね。

これだけ先生方が忙しい状態であると、やっぱり補習授業をやるということになると、村の方々が、私たちがやりますよということで企画運営を、また実際に教壇に立って教える方々も村の方に担当してもらわないといけないんじゃないかというふうに考えているところです。私はもう何人かの人には、あなたもやってくださいという人に、少なくとも3人の方にはもうお願いをしているわけですね。けれども、なかなか全体としてそういう体制になっていないということが実現に結びついていないのが残念ですけれども。これはできるだけ早い時期に、学校支援地域本部、SS本部というのを立ち上げたいと思っておりますので、議員の皆様にもぜひそういう方向でご協力いただければ、大変ありがたいと思っています。以上です。

○議長（下村 宏君） 椎名利夫君。

○4番（椎名利夫君） 私も学校支援地域本部、SS本部ですか、は必要だと思っています。ただ、一般の人の学力の判断は、進学校である土浦一高や二高、竜ヶ崎一高などに何人合格したか、それが大体目安となっています。きのう発表があって、けさお聞きしたん

ですが、ことしは土浦一高が1人、二高が3人、竜ヶ崎一高が4人。

確かに、教育長が言うように、優秀な人が私立に行ってしまうと、という影響もあると思いますけれど、どうしてもこういうことが基準になってしまいますので、一般の人が見る場合は。どうか、もう少し何か上げる方法、実力を上げる方法というか、結局は補習授業の形態をとるしかないとは私は思っていますけれど。

中学3年生が部活が終わるのは7月ごろですか。それから、要するに部活に当てていた時間、例えば4時半から6時半ぐらいの間、その時間を補習に当てる、そのような体制ができれば、まだまだ実力は上がっていくと思いますし、私の小さいころでいいますと、何点以下は残りとか、あと追試、こういうことは常識的にやっていました。しかし、それが落ちこぼれをなくしたり、学力向上には大きな力を与えていたのではないかと、私は今でも思っています。

先生方に時間がなければ、先ほど教育長が言ったボランティアを募るしかありませんけれど、どうか早急に学校支援地域本部を立ち上げていただきまして、その方向に持ってほしいと思います。村長、最後に意見、お願いします。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 椎名議員のですね、一般的に見るという学業の成績というものは、土浦一高とか土浦二高とかそういうところにどのぐらい合格しているかというのが、一般的に見る、目線的にはそういうものだよと。

今の美浦中になるころには、結構、美浦村へ行って木原中学校に入れば、なんていう時代があったそうです。残念ながら、きょう議会の人たちも含め、私も含めて、木原中卒業がないんですね。私も美浦中第1回卒なので、そういう期待を持たれた時代の部分じゃないので。

当時は、木原中学校のころには、江戸崎方面からも美浦村の学校に行って勉強すると、土浦一高とかいいところに行けた、いいところに入れるよと、そういう時代があったそうです。

それはそれとして、もうそれからことし、この前、11日に卒業式をやりましたけれども、53回も年を重ねてきたので、半世紀以上たった今では、なかなかそこに評価としてはあらわれていないというのが、先ほど教育長も言っておりましたけれども、子どもたちのダイヤモンドになっている部分の上位のほうがね。

多いときには20名近い方が、私立の一貫校を目指して行ってしまうという部分がこれは見受けられるようになってきたのは、これはもう紛れもない事実なので、そこをですね、どう底上げするか。同じように金太郎飴と同じように、どこを切っても成績がよいというふうになれば一番いいんですけれども、なかなかいろいろな観点から見ても、美浦村の議会も含めて、美浦村の教育予算というのは近隣のどの自治体と比べても予算的な部分ではセーブしていません。議会もそれは許してくれませんので。全部、学校の方針に沿った、

また、制度をうまく活用した教育環境は整えているというふうにも思います。

また、小中学校の学校の環境もね、耐震は終わっても、冷暖房まで完備しているところは本当になかったんですね。今回、潮来市も耐震は終わっていますけれども、ことし初めて、27年度に冷暖房を完備するというような部分も載っておりましたけれども、そういう環境の部分は、申しわけない、よそに先駆けて一番いい環境ができていますので、あとは椎名議員がおっしゃるように、それに伴った学力がどのように向上するか、これは最終的にどこを目指すというのは、補習的な部分も含めて、それでどのぐらいの部分が見込まれるか、それを子どもたちがそこについてきてくれる。中には何人も来ないのでは意味がないので、できれば140～150名おりますので、その半分ぐらいがね、参加するという部分が本当であれば見られれば、そこにある程度の予算を投じて、学校の先生が忙しいということであれば、新たにその授業を見てくれるような先生を村が配置して、それで著しくね、改善が見られるのであれば、これはいろいろな整備する部分においても、教育の部分でお金をかけたものは、20年先、30年先になって初めて村のほうにその結果としてあらわれてくるものがあると思うので、人的な部分は後からはなかなかできない部分がありますので、それはひとつ大いに検討をして、子どもたち、中学生の部分、保護者に対しても、また、子どもたちに対しても一応そういうふうなアンケートをとって、ぜひ4時半から6時ぐらいまでの間、「補習をどうしてもやりたい」というのが多いと、学校の先生を余り信用していないということになってしまうので、そういうアンケートもとりながらですね、議員がおっしゃるような学力の向上を目指すという部分で、取り組むような部分は調査をしていきたいな。

村として中学校は1校しかございませんので、その辺のところはよその大きな市とは違いますから、格差ができるということはないと思いますので、その辺もひとつ、議員のおっしゃるようなことも調査をさせていただいて、子どもたち・保護者が対応がどのように感じているのか、またそれを望むのかという部分は調査をしてまいりたいというふうに思っております。

○教育長（門脇厚司君） 議長、最後に一ついいですか。もう終わりですか。

○議長（下村 宏君） 時間がもう1時間になるので、ここで。

〔「いいから、押せ押せ」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） あと2分あるそうなので、2分の範囲の中で、じゃ。

○教育長（門脇厚司君） 2分ですので、ここの学力向上の問題はもうさまざまな、ご承知のとおり、厄介な問題がいっぱいあるわけですね。ここで申し上げておきたいのは、2月にフランスのピケティさんという経済学者が来て、今、世界的に私たちの資産の格差が、いろいろな意味で不平等がどんどん拡大していますよというようなことをはっきりと言って、あちこちで話題になっていますね。こういうことがやっぱり、学力の問題にも、もうもろにかかわりを持っているということで、あと1分かな、美浦村でも学校にご迷惑をか

けるような子どもを見ると、行き着く先はやっぱり家庭の親の問題ですね。その問題をやっぱりどうするかというのが相当厄介な問題ですけれども、何とかSS本部というものを早急に立ち上げながら、前向きに進めていきたいというふうに思っています。

実際に消防署の跡地を、そのために拠点にと言ったら、だめだと言うものですから、もうすぐに老人福祉センターを場所に使ってもいいと、社会福祉協議会の局長から言われていますので、社協のボランティアセンターとSS本部とジョイントしながら、4月からは毎月1回あそこで集まってどうするかということを相談することにしましょうということの打ち合わせはしていますので、何とか早目に実現したいと思っています。

○議長（下村 宏君） 以上で、椎名利夫君の一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。大変ご苦勞さまでした。

午後4時15分散会

平成27年第1回
美浦村議会定例会会議録 第3号

平成27年3月20日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

- 議案第1号 村道路線の廃止について
- 議案第2号 村道路線の認定について
- 議案第3号 美浦村部設置条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 美浦村区長設置条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 美浦村行政手続条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 美浦村企業立地の促進等のための固定資産税の課税免除に関する条例
- 議案第7号 美浦村職員定数条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第9号 美浦村教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- 議案第10号 美浦村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 議案第11号 美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例
- 議案第12号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 議案第13号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例
- 議案第14号 美浦村保育所設置条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 美浦村保育の実施に関する条例を廃止する条例
- 議案第16号 美浦村放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例
- 議案第19号 美浦村地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例
- 議案第20号 美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 議案第22号 美浦村企業誘致条例
- 議案第23号 美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 平成26年度美浦村一般会計補正予算（第6号）
- 議案第25号 平成26年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第26号 平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第27号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第28号 平成26年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第29号 平成26年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第30号 平成26年度美浦村水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第31号 平成26年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）
（一括上程・委員長報告・討論・採決）
- 議案第32号 平成27年度美浦村一般会計予算
- 議案第33号 平成27年度美浦村国民健康保険特別会計予算
- 議案第34号 平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第35号 平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計予算
- 議案第36号 平成27年度美浦村介護保険特別会計予算
- 議案第37号 平成27年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第38号 平成27年度美浦村水道事業会計予算
- 議案第39号 平成27年度美浦村電気事業会計予算
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願
（意見書上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決）
- 発議第1号 「手話言語法」制定を求める意見書
- 閉会中の所管事務調査について

.....

1. 出席議員

1番	塚本光司君	2番	岡沢清君
3番	飯田洋司君	4番	椎名利夫君
5番	山崎幸子君	7番	山本一恵君
8番	林昌子君	9番	下村宏君
10番	坂本一夫君	11番	羽成邦夫君
12番	小泉輝忠君	13番	石川修君
14番	沼崎光芳君		

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄	君
教	育	門脇	厚司	君
総	務	岡田	守	君
保	健	浅野	重人	君
経	済	増尾	嘉一	君
教	育	増尾	正己	君
総	務	松葉	博昭	君
企	画	石橋	喜和	君
収	納	高橋	利夫	君
福	祉	秦野	一男	君
健	康	石神	真司	君
国	保	桑野	正美	君
保	育	川崎	記子	君
都	市	池延	政夫	君
経	済	中澤	真一	君
生	活	北出	攻	君
上	下	青野	道生	君
生	涯	堀越	文恵	君
幼	稚	小泉	俊子	君

1. 本会議に職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	飯塚	尚	央
書					記	浅野	洋	子
書					記	糸賀	一	欽

午前10時00分開議

○議長（下村 宏君） おはようございます。

ただいまの出席議員は、13名です。

ただいまから、平成27年第1回美浦村議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりとします。

○議長（下村 宏君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 議案第1号 村道路線の廃止についてを議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 議案第2号 村道路線の認定についてを議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第3号 美浦村部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第4号 美浦村区長設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第5号 美浦村行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第6号 美浦村企業立地の促進等のための固定資産税の課税免除に関する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第7 議案第7号 美浦村職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 議案第7号の条例改正の内容の一部で、「第1条第2項中『6月以内の期間を定めて雇用される者』を『臨時又は非常勤の職員』に改める」とありますが、この部分の条例改正は、臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用等について、平成21年4月24日、総行公第26号並びに臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について、平成26年7月4日付、総行公第59号に基づく改正と認識してよろしいのでしょうか。

私が総行公と短縮して述べたのは、総務省自治行政局公務員部長名による通知という前提でお聞きします。

○議長（下村 宏君） 総務課長松葉博昭君。

○総務課長（松葉博昭君） おはようございます。

ただいまのご質問ですけれども、そのもともとの法律に基づいてこの職員の定数については設置してございますので。それと同時にですね、今回の「6月以内の期間を定めて雇用される者」というのは、本村にとっては、臨時職員と非常勤職員に限られている者としておりますので、まさに文言の明確化を、「6月」ということではなくて、この2種類に限っておりますので、この2種類のもの、そのものですので、文言の改めをさせていただ

いたという経緯がございます。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 私が先ほど述べました総行公の第26号と第59号ですが、これは、総務省から臨時や非常勤で働く人たちの、雇用の継続と待遇の改善を改めて2度にわたって通知したものと認識していますが、村の条例改正については、文言の改正という回答でしたので、それはそれで、その認識でお聞きします。

ところで、ただいまも申しましたけれども、美浦村職員定数条例第1条第2項中「6月以内の期間を定めて雇用される者」と記載されているのと、美浦村臨時職員雇用管理規程「第4条 臨時職員の雇用を予定する期間(以下「雇用予定期間」という。)は、6カ月以内とする。ただし、当該職員の従事する業務が雇用予定期間を超えて存続する場合は、当初の雇用の日から、通算して12月を超えない期間の範囲内で、その雇用を更新することができる。」とありますが、確認のためにお聞きしますが、「6月以内」と「6カ月以内」は、まるっきり同じ解釈を持ってよろしいということでしょうか。

○議長（下村 宏君） 総務課長松葉博昭君。

○総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問で、「6カ月」と「6月（ろくつき）」という読み方なんですけれども、これは同じものがございます。よろしく願います。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） この条例に関連してお聞きするものですが、臨時職員の雇用期間は美浦村臨時職員雇用管理規程第4条、先ほど言いましたけれども、最長で12月を超えない範囲でということですが、その場合、例えば当該年度4月1日任用の臨時職員において雇用満了となるのは、最長の場合、次年度の3月31日となるのか。

また、雇用期間満了の臨時職員が次年度も再任用される場合はあるのか。あるとすれば、雇用期間の満了から次年度の再任用まで数日間の空白期間があるのか。仮に空白期間があるとすれば、空白期間があるとないのでは、健康保険料や年金の適用期間に何らかの差が生ずるとということが考えられるのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 総務課長松葉博昭君。

○総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけれども、この中でですね、臨時職員また非常勤職員としている者は、この定めの中にはですね、このありますように、「6月（ろくつき）」、まず区切りとして6月を超えることができませんので、6月で一旦切ります。その後、更新をするかしないか、また、6月の更新をしていくということで、最長で1年ということになっておりますので、3月31日までということになります。

もし更新する場合においては、空間はつくらないで、その次の更新をする以前にその検討というか、お互いに契約というか、その期間を設けて、空間はできるだけつくらないようにして、延長、更新していくという形をとっております。以上です。

○議長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第8 議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。
質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例に反対する立場で討論を行います。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律は、2014年6月13日、参議院本会議で可決されました。主な内容は、文部科学省初等中等教育局長通知によれば、首長が総合教育会議を招集し、総合教育会議の場で、教育行政の大綱を作成することや、首長が招集する総合教育会議の場において、教科書採択の方針や教職員の人事の基準についても協議することは考えられるものであるとなっています。

これらの改正は、教育行政及び教育委員会が政治からの中立を保つという、これまでの教育委員会制度のあり方を否定するものです。首長は、教育委員会を尊重する立場から行政を行うものと考えます。以上の理由で反対します。

○議長（下村 宏君） ほかに討論の方、おりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） これで討論を終結いたします。
採決をいたします。

反対意見が出ていますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（下村 宏君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第9 議案第9号 美浦村教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 議案第9号 美浦村教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例案に反対の立場で討論を行います。

先ほど議案第8号の討論で述べたとおり、このたびの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律そのものに反対する立場から、議案第9号について反対とするものです。

反対の詳細な趣旨は、議案第8号の反対討論で述べたとおりでございますので、省略させていただきます。以上です。

○議長（下村 宏君） ほかに討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） これで討論を終結いたします。

採決いたします。

反対意見が出ていますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（下村 宏君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第10 議案第10号 美浦村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 議案第10号 美浦村教育長の職務に専念する義務の特例に関する

条例の案について、反対の立場で討論を行います。

この条例は、単に美浦村教育長の職務に専念する義務を定めるものですが、その前提は、先ほど述べました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部の改正に基づき、これまでの教育長としてではなく、新しい新教育長という立場での職務の専念に関する条例でありますから、その趣旨に反対するものです。以上です。

○議長（下村 宏君） ほかに討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） これで討論を終結いたします。

採決をいたします。

反対意見が出ていますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（下村 宏君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました

○議長（下村 宏君） 日程第11 議案第11号 美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第12 議案第12号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第13 議案第13号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第14 議案第14号 美浦村保育所設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第15 議案第15号 美浦村保育の実施に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第16 議案第16号 美浦村放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第17 議案第17号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 本条例案を見ますと、第4条で介護保険料についての案が出されています。これを見ますと、第6期の介護保険事業計画においてこの介護保険料となった

と思われがちですが、介護保険策定委員会では、平成27年、28年、29年の3年間の期間の中で、平成29年度においては、第1階層、第2階層、第3階層の部分で保険料が異なる改定案が出されています。この条例案だけを見ますと、そのことをわからずに議決するということになります。

あくまで、この条例案の中の保険料は、第6期介護保険事業計画策定委員会で定められたものですから、平成29年度の保険料が変わる部分について何らかの説明がなされるべきだと考えます。以上の理由で、29年度の保険料がどのような理由で変わるのかお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 岡沢議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、介護保険料でございますが、平成27年度におきましては、現在ご提案をしております条例の中で、第1階層の部分が、現行、基準額×「0.5」が基準額×「0.45」と改定をされます。これにつきましては6月議会で、第1段階の料金改定の部分につきましてご提案を申し上げる予定でございます。

また、平成29年度4月から予定されております第1段階、第2段階、第3段階におきます保険料基準額に対する改定でございます。こちらですね、現在、国から案ということを示されておりますが、まだ国の議案といえますか、国におきまして、まだ議案のほうは提案されてございません。

一応、案ということでお示しをいたしますと、第1段階では、基準額×「0.45」が「0.3」、第2段階では、基準額×「0.75」が「0.5」、第3段階では、基準額×「0.75」が「0.7」となる予定でございます。この下がる分につきましては、保険料からの充てる部分ではなく、全て公費負担となります。下がる分につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1と。こちらの部分につきましては、一般会計の一般財源から介護保険特別会計の歳入に充てるような形になるということでございます。

まだ、これにつきましては29年4月からの予定でございますので、国の法律及び政令等が通った段階で、改めて議会にご提案を申し上げたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 済みません、討論お願いします。

○議長（下村 宏君） 討論、締め切りましたので、よろしいでしょうか。
先に進ませていただきます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第18 議案第18号 美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第19 議案第19号 美浦村地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第20 議案第20号 美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。
質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第21 議案第21号 美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第22 議案第22号 美浦村企業誘致条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第23 議案第23号 美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第24 議案第24号 平成26年度美浦村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。質疑ありませんか。

石川 修君。

○13番（石川 修君） それでは、第2表で繰越明許費、農林水産業費で美浦ハイテクファームで3億5,175万円が繰越明許になっていますけれども、現在の進捗状況についてお伺いできれば、伺いたいと思います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 石川議員のご質問にお答え申し上げます。

この繰越明許費なんですけれども、ご案内のとおりパブリカの養液栽培施設の事業に関する事業費の繰り越しということでございます。

それで今、進捗状況ということなんですけれども、実際工事の施工の箇所が水田の部分であったということもありまして、軟弱地盤の部分があります。そういうことで工事が若干おくれておりますけれども、今のところだと、6月いっぱいぐらいをめどに完成ということで工事を進めている状況でございます。以上でございます。

○議長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。質疑ありませんか。

林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 済みません、109ページの教育債のほうで、農林漁業者トレーニングセンターの耐震補強工事費が減額補正されておりますけれども、ほかの常任委員会で確認したということですが、私聞いていないものですから、改めてちょっと伺わせていただきますけれども。

当初予算が計上されたときに、トイレの改修もあわせてということで、すてきなトイレが完備されている予定だと思いますけれども、そのときに抱き合わせで木原地区多目的集会施設のトイレも改修を依頼していた経緯がございます。それが、現段階において改修工事がされておりませんので、その件の今の進捗状況をお伝えいただきたいことと、予算審査特別委員会の中でもありましたが、保育所のトイレの改修も、洋式にかえるとか、今、全体の公共施設のトイレの見直しも必要と考えるので、そこら辺ちょっと関連にはなっていますが、公共施設全体のトイレの改修見直し計画というのがあるのかどうか、あわせて教えていただきたいと思います。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それでは、林議員のご質問にお答えしたいと思います。

木原地区多目的集会施設のトイレの改修と、和式のトイレを洋式にかえるということだと思います。それで今現在ですね、新年度予算の中にも計上されていないというのが状況でございます。

それで今後ですね、木原地区多目的集会施設につきましては、今、子ども・子育ての関係で使っておるといようなことがありますので、これについては、今後ですね、補正を考えながら取り組んでいきたいなというように考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいま的林議員のご質問の中の全体の改修といったところですね。役場のほうのトイレについては、この間ご説明を申し上げましたとおり、改修させていただくと。そのほかの施設もですね、和式がまだ残っているところがございます。そういったところで全体的な改修も考慮に入れて、今後計画を立てていきたいと考えてお

ります。

以上です。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 多分一応、議会と執行部との打ち合わせの中で取り決めをして、お約束いただいたことは、ぜひ実現をしていただきたいと思うんですね。

ですので、今回木原地区多目的集会施設のほうが農林漁業者トレーニングセンターの耐震工事が終わる中で、全然トイレのトの字も出ていないという現状を目の当たりにいたしまして、こちらが随時確認に行かないと約束がなされないこともあるんだなというのを、今回ちょっと確認させていただきました。ですけれども、それではちょっと信頼関係が薄れますので、ぜひお約束したことは実現をいただきたい。

今回ですね、木原地区多目的集会施設の改修工事は、また補正を組まれるということでございました。ですので、前に提案したときに、結局、また改めて工事を出すと工事費も手間も変わりますのでね、できれば安くやっていただくためにも一環をして一緒に工事をしたほうがお安くできるところもございます。

ですので、今回総務部長も言われましたように、公共施設内の見直しをぜひ全ての公共施設の見直しをかけていただき、やるのであれば、一齐にトイレ改修の補正が上がってくることを要望いたしまして、終わりにいたします。

○議長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 議案書の113ページです。総務費の企画費で、使用料及び賃借料、賃借料として、L G W A N提供設備関連機器リース料91万1,000円の減額補正となっています。このL G W A N提供設備関連機器リース料については、27年度予算についても7万6,000円しか組んでいません。これは、自治体クラウドサービス利用へ移行することによって、これまで役割を果たしてきたL G W A Nという統合システムが縮小されていくという考えでよろしいでしょうか。

○議長（下村 宏君） 企画財政課長石橋喜和君。

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまのご質問にお答え申し上げたいと思います。

ただいまのご質問ですが、今回のL G W A N提供設備の関連機器リース料の減額につきましては、あくまでもL G W A Nの使っている、今、富士通のほうにお願いしている部分の利用料金が、リース料が安くなるというようなことでございます。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） ただいまの答弁ですと、やはりL G W A Nシステムは、従来どおりシステムとして、県との間でデータ通信を行っていくということで残っていくものであって、決して自治体クラウドサービス利用がL G W A Nで使用したシステムを統合吸収する性格ではないと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの岡沢議員のご質問の中にもございましたようにです、L G W A Nはそのまま継続して行っていくものでございまして、決してクラウドのほうに統合されるものではないといったところでございます。

○議長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑ありませんか。

沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） 131ページ、公民館費の中央公民館事業費、講師謝礼ということで107万円減額になっているんですけども、これの説明をよろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 生涯学習課長堀越文恵君。

○生涯学習課長（堀越文恵君） 沼崎議員の講師謝礼の件についてお答えをしたいと思います。こちらにつきましては、文化講座の講師謝礼ということで、平成26年度、文化講座を20講座開講してございます。募集は23講座を予定しておりましたが、定員不足のために開講できませんでした。また、美浦ゼミとして10講座も予定しておりましたが、こちらも開講できなかったということで、講師謝礼のほうを減額させていただいたということでございます。

○議長（下村 宏君） 沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） ありがとうございます。平成27年度も一応講師謝礼ということで、197万円ですかね、予算計上していると思うんですけども、107万円減額ということで、要は人が集まらなかったということだと思ってしまうんですけども、今後の対応というのは何か考えているんですか。

○議長（下村 宏君） 生涯学習課長堀越文恵君。

○生涯学習課長（堀越文恵君） 沼崎議員のご質問にお答えをしたいと思います。

27年度についても、文化講座、開講を予定しております。講師のほうを、まず自分でやってみたいという方を広報等で募集しましたが、そちらについては1件ということで、あとはこちらで継続してやっていただける先生ということでお願いをしております。

いろいろな部分で、ホームページそれから広報等によって呼びかけをして、皆さんが来やすい公民館講座を目指して頑張ってもらいたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） 今の説明ですと、ホームページ等で呼びかけますということだと思ってしまうんですけども、根本的にこの講座自体を見直すだとか、そういうことをしないと、従来どおりやっていたのでは、また同じように大幅に減額補正ということになってしまうんじゃないのかなと思ってしまうんですけども、その点ちょっともう一度お願いしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 教育長門脇厚司君。

○教育長（門脇厚司君） 今の沼崎議員の質問にお答えしたいと思います。

2年前だと思いますけれども、それまでは、1講座受講したいという方が10名いないと開講しないというような規則になっておりました。それが、2年前からは5名の受講希望者がいれば開講しますというような措置はとっております。

きのうも、「やまゆり」という毎年文化講座をまとめる冊子をつくっていますけれども、その統計を私も見て、前書きを書きましたけれども、やっぱり今、生涯学習課長が答えたとおり、一般成人の希望者が少なくなっています。これは何が原因なのかということで自分なりに考えたことですが、やっぱり10年前から人口減が続いていると。大体2,000人以上、人口が減っているというようなことがあって、これが一つ大きな原因になっているんじゃないかと。

きのうはまた、美浦大学の修了式もありまして、こちらのほうは60人定員のところが今年度も79名募集して、抽選せざるを得ないと。自然観察会についても同じように、30名募集のところ倍近い応募があると。高齢者については、どんどんどんどんふえる傾向があって、減ってはいませんが、一番肝心な一般の成人の方がなかなかふえていないというようなところが、一つの原因ではないかというふうに思っています。

これも2年前でしょうか、美浦村生涯学習推進計画というのを作りまして、ここでは、できるだけ「誰もが先生 誰もが生徒」、「どこでも学習 いつでも勉強」というようなキーワードをつくって、できるだけお願いしますというような、講師をお願いしますということをやってきておりますけれども、まだ、それだけでは足りないのかなということで、今後、ただPRだけじゃなくて、もっといろいろなことを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（下村 宏君） 沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） 教育長の分析によると、人口減が大きな要因ではないかという分析だと思うんですけれども、人口減と言えば、全てがそれで済まされるものでもなくて、今、教育長が言うように美浦大学だとか自然観察会のほうでは、定員よりも多くの募集があるよということですので、やはり根本的にその講座自体に問題があるのではないかなと私は推察するんですけれども。

住民が求める講座が、果たしてその用意されている講座になっているのかというのが、ちょっと疑問なところがあるので、できればどういう講座をやってもらいたいのかということで、やはり調査なりアンケートを取るとか、根本的にやっぱり改革というか、していかなければ、同じような状況が続いていくのではないのかなと思いますので、ぜひともその辺は今後やっていただきたいということを要望したいと思います。

○議長（下村 宏君） 沼崎光芳君の意見については、3度までとしたんですけれども、今回は特に許したというような状況であります。

ここです、暫時休憩といたします。

11時20分再開といたします。よろしく申し上げます。

午前11時06分休憩

午前11時21分開議

- 議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
議案第24号についての質疑のある方、どうぞ。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。
-

- 議長（下村 宏君） 日程第25 議案第25号 平成26年度美浦村国民健康保険特別会計
補正予算（第4号）を議題といたします。
質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。
-

- 議長（下村 宏君） 日程第26 議案第26号 平成26年度美浦村農業集落排水事業特別
会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第27 議案第27号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第28 議案第28号 平成26年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第29 議案第29号 平成26年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第30 議案第30号 平成26年度美浦村水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第31 議案第31号 平成26年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第32 議案第32号 平成27年度美浦村一般会計予算から、日程第39 議案第39号 平成27年度美浦村電気事業会計予算までの8議案を一括議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長山崎幸子君。

○予算審査特別委員長（山崎幸子君） 平成27年度美浦村当初予算8議案について、特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会は、平成27年3月5日、本議会において設置され、同日、議案第32号 平成27年度美浦村一般会計予算から、議案第39号 平成27年度美浦村電気事業会計予算の8議案が委員会付託となりました。

特別委員会は、3月5日、3月17日、3月18日の3日間開催いたしました。

3月5日の特別委員会では、正副委員長の互選を行い、指名推選により、予算審査特別委員長に、私、山崎幸子、副委員長に飯田洋司君が選任されました。

3月17日、18日の特別委員会では、当委員会に付託された議案第32号 平成27年度美浦村一般会計予算から、議案第39号 平成27年度美浦村電気事業会計予算の8議案について、慎重に審査を行いました。

その結果、議案第32号 平成27年度美浦村一般会計予算、議案第33号 平成27年度美浦村国民健康保険特別会計予算、議案第34号 平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算、議案第35号 平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計予算、議案第36号 平成27年度美浦村介護保険特別会計予算、議案第37号 平成27年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算、議案第38号 平成27年度美浦村水道事業会計予算、議案第39号 平成27年度美浦村電気事業会計予算の8議案は、全会一致により可決しました。

以上の結果を、美浦村議会会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

○議長（下村 宏君） 委員長報告が終了をしました。

委員長に対する質疑は、全議員で構成する委員会のため、省略をいたします。

○議長（下村 宏君） これより日程第32 議案第32号 平成27年度美浦村一般会計予算の討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第33 議案第33号 平成27年度美浦村国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 次に日程第34 議案第34号 平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算の討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 次に日程第35 議案第35号 平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計予算の討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 次に日程第36 議案第36号 平成27年度美浦村介護保険特別会計予算の討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 平成27年度美浦村介護保険特別会計予算に、反対の立場で討論を行います。

反対の主な理由は、収入に占める介護保険料が理由です。この案にある介護保険料は、あくまでも昨年度の実績をもとに予想された金額だと承知しています。しかし、今年度の介護保険特別会計予算は、介護保険料の条例を改正する議案に基づいて、今後、介護保険収入が大幅にふえるという予想のもとに組み立てられたものです。

ご存じのように介護保険料は、第1号被保険者が支払う保険料であって、その対象者は65歳以上です。つまり収入の少ない層、年金に頼る層が主な人たちとなっています。

さて、年金に関してですが、ことしの年金の交渉改定率は0.9%となっています。本来は、年金の改定については、物価スライド、あるいは賃金スライドを原則に改定されてきました。そして、そのうちの低いほうを採用されました。厚生労働省が発表した昨年物価の伸び率は2.7%、賃金の伸び率は2.3%ですから、本来であれば、年金の改定率は2.3%であるところ、本年度初めてマクロ経済スライドというものが発動されました。

このマクロ経済スライドというのは、本来、物価の上昇あるいは賃金の上昇に合わせて改定されるべき伸び率に、調整率、主に0.9%という数字がつくられていますが、その分を差し引きます。さらに、これまでの3年間、物価の下落率を、年金の計算については特例分として差し引かないでいたものを、過去の物価の下落率を0.5%分差し引くとしています。となると、本来2.3%の年金改定率であるべきところが、0.9%の伸び率になっています。物価の伸び率は2.7%ですから、年金の上げ率が物価の上昇に追いつかない、そういった実態が確実に起こるということです。

そういった状況の中で、第1号被保険者に占める65歳以上の人たちにとっては、具体的に数字は挙げませんが、今回の改定率は非常に負担となるものです。そういった介護保険料収入を見込んで当初予算を組んでいるわけですから、私は反対するものです。以上です。

○議長（下村 宏君） ほかに討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） これで討論を終結いたします。

採決をいたします。

反対意見が出ていますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（下村 宏君） 挙手多数。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 次に日程第37 議案第37号 平成27年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 次に日程第38 議案第38号 平成27年度美浦村水道事業会計予算の討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 次に日程第39 議案第39号 平成27年度美浦村電気事業会計予算の討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第40 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

厚生文教常任委員長椎名利夫君。

○厚生文教常任委員長（椎名利夫君） 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願の審査結果をご報告申し上げます。

厚生文教常任委員会は、今定例会において当委員会に付託されました請願第1号を審査するため、3月6日午後1時30分より委員会を開催いたしました。

この請願書は、提出者、一般社団法人茨城県聴覚障害者協会会長 会沢隆典氏、紹介議員は林 昌子議員です。

委員より、手話は音声言語と対等な言語であり、聾者にとっては必要不可欠なコミュニケーションの手段となっている。手話言語法を制定することにより、聞こえない子どもたちが手話を学び、自由に使い、さらに手話の普及、研究が進むであろうと意見が出されました。採決の結果、請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願につきましては、採択とすることに決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了をいたしました。

これより、委員長に対する質疑に入ります。

なお、委員長に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑のみであります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は、採択とすることです。

この請願は、委員長の報告のとおり、採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり、採択することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第41 発議第1号 「手話言語法」制定を求める意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 提案者の説明を求めます。

椎名利夫君。

○4番（椎名利夫君） 先ほどは、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について、満場一致で採択されましたことに対して敬意を表します。ありがとうございました。

つきましては、意見書の件でございますが、ただいま事務局が朗読したとおりでございますので、皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に送付することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第42 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申し出

がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本定例会に付議された案件は、全て終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、平成27年第1回美浦村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午前11時54分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 坂 本 一 夫

署 名 議 員 羽 成 邦 夫

署 名 議 員 小 泉 輝 忠

美浦村議会予算審査特別委員会

(第 1 号)

平成 27 年 3 月 5 日 開会

1. 審査案件

- 1) 特別委員長の互選
 - 2) 特別副委員長の互選
-

1. 出席委員

委員長	山崎幸子君
副委員長	飯田洋司君
委員	塚本光司君
〃	岡沢清君
〃	椎名利夫君
〃	山本一恵君
〃	林昌子君
〃	下村宏君
〃	坂本一夫君
〃	羽成邦夫君
〃	小泉輝忠君
〃	石川修君
〃	沼崎光芳君

1. 欠席委員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	飯塚尚央
書記	浅野洋子

○議会事務局長（飯塚尚央君） それでは、ご苦労さまです。

本日は、委員選任後、最初の委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、美浦村議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

出席委員中、坂本委員が年長の委員でありますので、臨時委員長をお願いいたします。

○臨時委員長（坂本一夫君） ただいま、事務局から説明がございましたように、私が年長者でありますので、これから予算審査特別委員会の委員長が決まるまでの間、臨時予算審査特別委員長の職務を行います。委員長の互選まで、ご協力よろしくをお願いいたします。

午後 2 時 4 2 分開会

○臨時委員長（坂本一夫君） ただいまの出席委員数は、13人でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから予算審査特別委員会を開会いたします。

これより、予算審査特別委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

予算審査特別委員長の互選は、指名推選の方法によりますか、それとも投票のいずれにより行いますか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（坂本一夫君） 指名推選とのことでございますので、委員長の互選の方法は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（坂本一夫君） ご異議なしと認め、委員長の互選の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

指名推選の方法により、私が指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（坂本一夫君） ご異議なしと認め、山崎幸子君を委員長に指名いたします。ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（坂本一夫君） 異議なしと認めます。

よって、山崎幸子君が委員長に当選されました。

ありがとうございました。

それでは、委員長と交代をいたします。

○委員長（山崎幸子君） それでは、委員会を再開いたします。

これより予算審査特別副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

予算審査特別副委員長の互選の方法は、指名推選の方法によりますか、それとも投票のいずれにより行いますか、お諮りいたします。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 指名推選とのことをございますので、予算審査特別副委員長の互選は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） ご異議なしと認め、副委員長の互選の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） ご異議なしと認め、飯田洋司君を副委員長に指名いたします。ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、飯田洋司君が副委員長に当選されました。

○委員長（山崎幸子君） 以上で、予算審査特別委員会を散会いたします。

なお、次回の予算審査特別委員会は、3月17日午前10時から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時46分散会

美浦村議会予算審査特別委員会

(第 2 号)

平成27年3月17日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第32号 平成27年度美浦村一般会計予算
- 2) 議案第33号 平成27年度美浦村国民健康保険特別会計予算
- 3) 議案第34号 平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算
- 4) 議案第35号 平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計予算
- 5) 議案第36号 平成27年度美浦村介護保険特別会計予算
- 6) 議案第37号 平成27年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
- 7) 議案第38号 平成27年度美浦村水道事業会計予算
- 8) 議案第39号 平成27年度美浦村電気事業会計予算

1. 出席委員

委員長	山崎幸子君
副委員長	飯田洋司君
委員	塚本光司君
〃	岡沢清君
〃	椎名利夫君
〃	山本一恵君
〃	林昌子君
〃	下村宏君
〃	坂本一夫君
〃	羽成邦夫君
〃	小泉輝忠君
〃	石川修君
〃	沼崎光芳君

1. 欠席委員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長 中島 栄 君

教 育 長	門 脇 厚 司 君
総 務 部 長	岡 田 守 君
保 健 福 祉 部 長	浅 野 重 人 君
経 済 建 設 部 長	増 尾 嘉 一 君
教育次長兼学校教育課長	増 尾 正 己 君
総 務 課 長	松 葉 博 昭 君
企 画 財 政 課 長	石 橋 喜 和 君
税 務 課 長	増 尾 利 治 君
収 納 課 長	高 橋 利 夫 君
住 民 課 長	武 田 すみ江 君
会計管理者兼会計課長	大 竹 美佐子 君
福 祉 介 護 課 長	秦 野 一 男 君
健 康 増 進 課 長	石 神 真 司 君
国 保 年 金 課 長	桑 野 正 美 君
保 育 所 長	川 崎 記 子 君
都 市 建 設 課 長	池 延 政 夫 君
経 済 課 長	中 澤 真 一 君
生 活 環 境 課 長	北 出 攻 君
上 下 水 道 課 長	青 野 道 生 君
生 涯 学 習 課 長	堀 越 文 恵 君
幼 稚 園 長	小 泉 俊 子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	飯 塚 尚 央
書 記	浅 野 洋 子
書 記	糸 賀 一 欽

午前10時01分開議

○委員長（山崎幸子君） 皆さん、改めましておはようございます。

予算審査特別委員会へのご参集、ご苦労さまです。

さきの本会議で、当委員会に付託になりました議案第32号から議案第39号まで、平成27年度予算の各会計8議案の審査を行うわけでございますが、円滑な委員会運営にご協力をお願いいたします。

広範囲な審査になりますので、委員におかれましては、質疑の際、予算書のページ数及び科目名を示してから、簡単明瞭な質疑を行ってください。また、執行部におかれまして

も、明快な答弁をお願いいたします。さらに、発言の際には挙手をしていただき、発言許可を得てから、マイクを使用してはっきりと発言するようお願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） ただいまの出席委員数は13名です。

それでは、ただいまより予算審査特別委員会を開会いたします。

これより審査に入ります。

○委員長（山崎幸子君） 議案第32号 平成27年度美浦村一般会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） おはようございます。私はまず、ページ137ページの下のほうです。7番の雑草除去委託事業費の1,106万1,000円の中の13番委託料ですね。業務委託料、草刈除去委託料の1,032万6,000円についての質問になります。

ちょっと過去数年のデータを見ますと、去年のこの草刈除去委託料、純粋な去年の予算で930万何がし、その25年が7,004万円、ごめんなさい、7,004万円じゃないです。大体が720～730万円で推移しておるわけなんです、この27年度の予算は、かなりガンとこう上がっているようでございます。郵便等で草刈りをやってくれとかいろいろ催促されたりとか、また、草刈りの台帳作成の委託料で数十万かかっているようですが、その純粋な部分がかかりかかっているようでございます。平成27年度は1,032万6,000円。

ふだん、これ委託されてから刈り取り等々をされると思うんですが、どのような段取りでその辺はされているのかと、これは2年前から比べると約1.5倍にふえているわけなんですよね。その辺をちょっとお聞かせいただければなと思います。

○委員長（山崎幸子君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） ただいまのご質問でございまして、段取りのほうでございまして、まず今月末にですね、雑草除去通知ということで該当になる方全員にですね、通知を出しております。通知、委託される方につきましては、村のほうにですね、平米100円ということで委託をされるわけございまして、その後、集計をしまして、業者のほうにですね、草刈りを発注するというようなことで、年2回ですね、草刈りをするというようなことでやっております。

あと、委託料につきましてはですね、25年度、26年度、27年度ということで、3年間かなりうなぎ登りであるというようなご指摘でございまして、平成26年度、こちらにつきましては近隣の実際の状況もですね、調査をしております。それで平米当たり85円と。面積につきましては、10万とですね、1,000強平方メートルということで、委託料930万1,000円を計上いたしました。これにつきましてはですね、26年度から、刈り取った草のですね、

処分をするということと、消費税がですね、8%に上がったということで予算を上げております。このことによりまして、平成25年度から比べますと200数十万円多くですね、26年度につきましては計上しているというようなところでございます。

また、27年度予算、来年度予算でございますけれども、今回はですね、1平方メートル当たり100円、そして、面積につきましては、26年度の実績ですね、こちらをもとにしまして9万5,602平方メートル、こちらを見込みまして1,032万6,000円の予算を計上しているところでございます。これはですね、全体的に労務単価等も高騰しているということもありまして、所有者等からの委託料100円にですね、消費税を加算して計上をさせていただいております。

これにつきましてはですね、本来であれば、所有者からのですね、委託料の中で賄うのがいいのかと思いますけれども、村の事業として実施しているということからですね、前年度見積額では不十分であると判断をさせていただきまして、このようにですね、計上をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） ありがとうございます。ちなみにこれ26年度前年でいくと、何件くらい草刈りの台帳ですか、何件くらいあって、基本的に仮に近隣の方から、誰かから、隣の家がぼうぼうで、例えば人が住んでいないとか、その辺も多分あると思うんですけど、その辺はどういうふうにして、この年2回送るということですが、例えば前年、要するに現地調査してきて、ああこれはもう家は住んでいないとか、近所の人からクレーム出れば、刈ってくださいよと来れば、そこへ送るなり、いないのであれば、何かしないと、もうそこは荒れ野原のままですよ。その辺はどんなふうになっているんですかね。ちなみに件数をちょっと教えてもらえればと思うんですけども。

○委員長（山崎幸子君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） 申しわけございません。該当する区画については今のところちょっと。後でお示しをしたいと思います。

ちなみにですね、平成26年度ですね、委託された面積、区画でございますけれども、2工区ございまして、1工区のほうですね、319区画で4万7,377平方メートルでございます。もう1区画のほうで303区画で、4万8,225平方メートルで、合計ですね、9万5,000平方メートルちょっと面積が委託をされているというところでございます。

管理されていない土地ということでございますけれども、環境美化条例のもとでは、勧告、命令というような形で、最終的には公表というようなことになっているところではございますけれども、なかなかですね、そちらまで回っていない。苦情等が来たところに関しましては、直接ですね、生活環境課のほうから刈っていただきたいというようなことで、個人宛てにですね、通知を出しているところでございます。

公表につきましてはですね、なかなか苦情があったところ、指摘があったところだけを対象にして、その公表をするというのはなかなか難しいものがございまして、やるのであれば全体的にやるしかないというようなところもございまして、その確認、作業から全部ですね、それを今のところなかなかできないというようなところで、その勧告書とか最終的な公表まで行けないというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） あと、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

山本委員。

○委員（山本一恵君） 予算書の99ページ、毎年質問している項目でございますけれども、いつも決算のときに質問しておりますけれども、今回予算書ということで、在宅福祉事業費の中の委託料、ひとりぐらし老人愛の定期便事業委託料でございます。今までずっと6万7,000円とか6万9,000円の予算で、非常に少ない予算で、実績は21年からずっと3人、2人、3人のこの繰り返しでなっております、今回23万4,000円とすごい上がって、これ何かこの予算をとったということは何か実績があったのかなとちょっと期待しておるものですから。26年度の事業実績はまだ出ていませんので、実績に踏まえてこの予算をとったのか、あるいは、そのこれから頑張るぞというその予算なのか、その辺もお聞きしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 山本委員言いますように、2人3人4人とかそういうところだったんですけれども、この事業に関しましては、70歳以上のひとり暮らしの高齢者へ、ヤクルトを配達して安否確認などの見守りを行うという事業でございます。2月現在で8件だったと思っておりますけれども、ふえていますので、当然ひとり暮らしがふえている部分もありますから、その強化を含めて今回は15人ということで予算のほうをお願いしてございます。

そのほかに、老人クラブとか配食サービスとかの部分でも見守りを行っているところがございます。一般の方の見守りに関しましては、生協のコープとかパルシステムですか、それから新聞店3社と協定を結んで強化しているところでございます。

○委員長（山崎幸子君） 山本委員。

○委員（山本一恵君） ありがとうございます。計画書の中には、26年度は目標が5人だったんですけれども、一気に8件あったということで、それでちょっと、配食サービスをやっている方の中にもやはりそれは本当に月にね、何回もないので、ぜひそういう方にもPRしていただいて、配食する方にヤクルトもというお話もしていただけたらなと思います。

新聞とかそういうコープとかをとっていない70歳以上の方というのは結構おりますので、そういうところで配食サービスは直接お話ができるので、そういうところにもぜひPRし

ていただき、また民生委員にもしっかりとですね、こういうのがありますよということでPRを今後ね、お願いしていただき、15人以上になるように、補正で増となるような形にしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） PRに関しましては、うちのほうの課の包括支援センターとか民生委員とかの協力を願ってPRしてまいりたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方は。

椎名委員。

○委員（椎名利夫君） 129ページ、母子保健事業費関係なんですけど、18番の備品購入費12万1,000円ありますが、この備品というのは何であるか教えてほしいのと、20番の5妊婦健康診査費、これが去年は37万7,000円ですか、それが56万6,000円、かなり大幅に上がっていますけれども、その理由をお聞きいたします。

○委員長（山崎幸子君） 石神健康増進課長。

○健康増進課長（石神真司君） ただいま椎名委員よりご質問ありました、まず最初の母子保健事業費の備品購入費についてでございますが、まず一つ目としまして、幼児健診時に使っております体重計のほうがちよっと不良を起こしまして、その体重計の費用としまして6万4,800円を計上させていただいております。

もう一つ目が、赤ちゃんの駅ということで、イベント等での設置でオムツ交換台、コンパクトな折り畳み式ということでございますが、このオムツ交換台のほうとしまして5万5,620円のほうを上げさせていただいております。

済みません、もう一つの質問、大変申しわけないんですが。

○委員長（山崎幸子君） 椎名委員。

○委員（椎名利夫君） 20番（節）の扶助費で、5妊婦健康診査費。

○委員長（山崎幸子君） 石神健康増進課長。

○健康増進課長（石神真司君） この妊婦健康診査費につきましては、償還払いということで計上してある費用でございますが、何年かの実績を見まして、それをもとに、少し多目のほうがいいという判断をいたしまして、今回計上させていただいております。

○委員長（山崎幸子君） 椎名委員。

○委員（椎名利夫君） 私は、妊婦さんがいっぱいふえる予定だと、ある程度数字とかから計算してと思ったんですが、そういうわけではなく、ただ単に多目にとったということなんですか。

○委員長（山崎幸子君） 石神健康増進課長。

○健康増進課長（石神真司君） この扶助費につきましては、妊婦さんがある程度の周期を過ぎまして、里帰り出産等で実家のほうにお帰りになる方の扶助費なんですけど、そういう方の実績等を勘案しまして、こういった予算計上になったわけでございます。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方は。

石川委員。

○委員（石川 修君） それではですね、ページ49ページ。美浦村村政60周年記念事業費ということで79万3,000円上がってしまっていて、これ先週の全協のときに、まずは総務課長のほうからる説明を受けました。そのときにですね、議員の中から、敬老会の延長ではないかというような話もありましたけれども、その後、ビデオレターを入れたらどうかと、それから木村 大さんを使ってみてはどうかという話がありましたけれども、その後、何か変化があればお答え願いたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 松葉総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけれども、今おっしゃったとおり、全部概略はご説明をさせていただきました。

私のほうもまだ計画の途中です、実は準備の中にですね、これまでやっぱり60年という歴史がありますので、できればですね、これまでいろいろな建物が建ったり、何ですか、いろいろな事業が行われたというのが、そういう歴史がありますので、できる限り映像的なものを一つ一つつくりまして、何ですか映し出して、事前に、始まる前にですね、スクリーン上で映し出すような計画も実は立てております。

その辺はどの辺のものをつくり出していくかというか、アピールしてPRするかということなんですけれども、そこは今、検討中ですので、できれば、建物、これまでこんなものがいっぱいできて、指導者の方々が引き継がれてずっと歴史あるものがあるものですから、そういうものを幾つかスライド的なものでやればなどと考えております。

そのほかにつきましては、現在のところは大体この間お話ししましたとおり、計画どおり進めていければなと思っておりますので、あとそれとですね、せっかくこの60周年、1年間あるわけですから、この1年間をいろいろなところでPRできるというか、一般の住民の方にも浸透していきたいなということで、公用車とかそういうところにペタッと張って、磁石的なものを張って、いろいろなところへ行ったときに、美浦村60周年記念の年というような内容を書きまして、走るたびにみんなに見ていただけるようなこともちょっと今考えています。

ですから、PRも兼ねて、それから、できるだけこの記念式典そのものがやっぱり、メインはですね、これまで功勞された方々、美浦村をつくり上げてきた指導者の方々のご苦勞をやっぱりねぎらうわけですので、そちらをメインにいきたいと思うことから、今のところ現在も計画どおり、前回ご説明したとおりで、厳かにできればいいなということで今、考えております。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 今の答弁ですと、このまま金原亭馬の助でいくよということなん

ですけれども、木村 大さんのことは全く頭にないという解釈でよろしいですかね、総務課長。

○委員長（山崎幸子君） 松葉総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） 非常に難しいお答えになるんですけれども、まるでそういうことはないんですけれども、こういうことはあれなんでしょうけれど、期間的なものもありましたし、できれば早いうちにこの式典をやって、1年間はPRしていきたいなということがありましたものですから、村の、正直言ってこのアトラクションよりも式典のほうにちょっと力を入れたほうがいいのかということ、アトラクションが失礼になっちゃう意味ではないんですけれども、そこら辺を含めて式典を厳かにできればいいということで、考えなくはなかったんですが、できればこのままいきたいなというところが一応正直なところ。以上です。

○委員長（山崎幸子君） 石川委員。

○委員（石川 修君） このままでいきたいという考えでしょうけれども、60周年という、人間でいうと還暦なんですよ。これはなかなか60という数まで、人間であれば今は長寿になりましたから、みんなが、ほとんどが還暦を迎えるような健康寿命なんでしょうけれども、せっかく美浦村ができて60年なんですから、その辺はこの金額にこだわらずで、やっぱりきちっとしたものを事業としてやっていただきたいなというふうに思っておりますけれども、予算が79万3,000円ですから、限度があるわけですから、当初から予定したことで事業はやるんでしょうけれども、そこで村長に伺いますけれども、村長、どのようにお考えですか。

○委員長（山崎幸子君） 中島村長。

○村長（中島 栄君） 今回の60周年という、本当は50周年も節目の年としては、美浦村にとっては一番あれかなと思っていたんですが、50周年のときには、ちょっと村としてはなかなかそれが実行できなかったという部分があります。そういう意味からしても、稲敷市は10周年、60周年のところも結構華々しくやっている自治体もあります。

また、今回金原亭馬の助という部分ではちょっと東京のそういうところでは真打ちをやっていると、大トリをやっているという話はいろいろと情報ではもらっているんですが、今一番、美浦村の中でという、何か東京のほうで、女の子がかなりフィーバーしている美浦出身の方がいるという話も聞いてはいるんですが、実際、お笑いのアニメのガールズ&パンツァーのようなどころまではまだ行ってないのかなというふうに思いますけれども、今回、木村 大はどうなんだろうというお話がありました。

これについては、5月かどこかに、ちょっと牛久市でしたっけか、牛久市で木村 大が女性の方とコラボでやるということで、その辺のところはですね、時間をどのぐらい要するかなのですが、この記念式典の中に入るほどの時間があるかどうか。

実は、このときは春の文化祭が午後から入っておりますので、何も無いところに押し込

むのであれば、ケツはもう少し延ばしてもできるんですが、午前中だけしかないという部分もありまして、その辺の時間的な取り具合ができるかどうかですよね。文化協会のほうに影響を与えてしまってもあれなので、その辺の時間調整ができれば、それと、せっかく時間を調整しても、本人が来れないよ、とかね。今は、大体どのぐらいの値段できているのかという部分も多分あるかと思うんですよ。つくば市あたりでは自分でいろいろコンサートはやってはいるんですが、本人が呼ばれたときの値段という部分が大体今どのぐらいするかちょっと調べていないもので、まずは金額と時間が割り当てられることができれば、調整は可能なのかなというふうには、私自身は思っております。

これはここだけで使う部分なのか、あとは、例えば秋の美浦村の文化フェスティバルのときに、60周年の冠を前につけて、そこで出してもらう。金額的には木村 大がやるとすれば40分ぐらいは多分やるのかなというふうには思いますけれども、ほかの女性のパーカッションの方なんかも連れてくると、結構な金額になってくるかなというふうに思います。

今回は79万3,000円という部分なので、その辺調整をちょっとしてみないと、この前のね、全協のときにそういう話が出たんですけども、今のところ、そこまで先を調整しちゃってもいいかどうかはあれなので、きょうの皆さんの意見の中で方向性を決めていきたいなというふうには思います。

時間的余裕があれば、予算はこれなんですけれども、専決でやらせていただいて、6月の補正の中で議会の議決をもらうというふうにはなろうかと思っておりますけれども、これをつくりかえるというのはちょっとなかなか難しいという部分があります。その辺の調整をここで議会の皆さんからの意見もいただきながら、どの方向でいくか。60周年の冠、今、総務課長が言っていましたけれども、1年間あるので、車に張って宣伝をしながらという話もありましたので、その辺もどの時点でそれを1年間の中でやるのか、5月24日1日だけで終結してしまうかという部分もあろうかと思っております。

石川委員がおっしゃるようなことも確かにわかりますので、それについては、この中に入れる時間をとれるかとれないかが一つの大きな部分になってくるかなというふうに思います。

○委員長（山崎幸子君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 別に新年度予算を変更しろとかそういう要求ではないんです。これはこれでもうでき上がっていますから、金額云々ではないですけれども、やる気があればスケジュールとか時間の調整はやれるわけですから。相手がそれでオッケーであれば、先ほど村長が行ったように専決して6月の補正でも組めるわけですから。

確かに1年間60周年ですから1年間あるわけですから、その冠を使うのは結構でしょう、それは。商品券も60周年記念ということでそういうふうに使っていますから、それはそれでいいんですけれども、やる気があれば、相手のスケジュールとかそれから時間の調整なんかはできるはずですから、ぜひともその辺のことはおくみ取りをいただきたい、このこ

とをお願いをして、総務課長の答弁を再度聞きたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 松葉総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） ご意見、ありがとうございます。基本的にはですね、できれば本当に皆さんにご理解をいただくしかないんですけども、基本的にはこういう流れで、主はやはり先ほども申しましたけれども、今回の意義についてはやはりご苦勞された方への功勞ですので、まずそれをまずきっちりとやりたいなというのをまず思っております。

その後、アトラクションの部分ですけども、アトラクションでゆっくりしていただくというようなことなんでしょうけれども、今、村長からもお話ありましたように、時間的なもの、スケジュール的なものをちょっと今、考慮をしたいと思いますので、早急に期間もちょっと厳しくなってきますので、早急にその辺はちょっと調査をしてみたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 石川委員。

○委員（石川 修君） そういうことで調査をして、しっかり前向きに考えていただきたい。

功勞、功勞と言いますけれども、いわゆる議長を経験した人、先ほど控室で、健在の議長経験者こう見ると何人もいないですから、そんなに時間はとらないと思いますよ。だから、その辺のいわゆる式典の進め方だって、考えれば幾らでもできるんですよ。そういうことで、前向きに検討をしていただきたい、このことをお願いして質問を終わらせていただきます。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） それでは、関連ですので同じところを質問させていただきますが、今まで石川委員が言われたことは、私も全く同意見でございます。

それで、以前ですね、木村 大君と萩原君のデュオを、美浦中で後輩の子たちに「先輩として」ということで出演していただいたことがありました。あのときも多分ボランティア価格で来ていただいていたかと思いますが、そこら辺、教育長ご記憶ございませんでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 門脇教育長。

○教育長（門脇厚司君） 全く記憶にありません。多分、ボランティア値段でやってくれたことは間違いないと思いますけれども、額はわかりません。

○委員長（山崎幸子君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） 私のほうから。当時私も実行委員会のほうをやらせていただいております。林委員も一緒に。

○委員（林 昌子君） 別に、美浦中で、体育館で。

○総務部長（岡田 守君） それと別に、体育館で、そのときの、ごめんなさい。そのとき、体育館でですね、パーカッションの萩原君、そして木村 大さんと二人来ていただき

ましたけれども、多分無料でやっていただいたと思います。萩原君についてはもう一人連れてきたんですね。それで、あの方はいろいろパーカッションの楽器がございまして、それをこちらに搬入したときの運賃だとか、そういう部分だけは見させていただいたところ、無償でやっていただいたのかなということを記憶しております。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解いたしました。

先ほど総務課長のほうから調査をしてということですので、これ以上言ってもしつこくなるのかなとは思いますが、一応60周年ということで、一般質問のときかな申し述べたかと思うんですが、これからやっぱり若者に力を入れたいろいろなことを施策をしていかないと、美浦村は本当に高齢化が進んで人口減少いたします。

本当に美浦村として次の60周年に向けてのスタートという意味合いも含めてね、やはり若者にターゲットというか、光を当てて、あっ美浦村からこういう人材が出ているんだというPRも、私は必要でないかなという観点からこういう提案をさせていただきましたので、ぜひ美浦中の50周年記念式典のときにこのようにボランティアで来ていただいた経緯もございまして。この美浦村として祝う、自分の郷土がね、この一つの節目のときに、こういうイベントをやるときに参加するということは、その方々もやはり誇りではないかなというふうに思いますので、その調査、検討する中にやはりこのお二人のことも、また、今すぐはやっております三人グループの若い女の子、今、高3生の子がデビューしておりますけれども、そういうような、本当に光を当てて。それで、もし出演が厳しければビデオレターという形ででも何かご協力をいただけたらいいのではないのかな。美浦村からこれだけの人が輩出されているというんだというPRとしての。

式典に確かに力を入れますけれども、そういう輩出した人材、今、美浦村で頑張っている人たちにも、常に行政としては把握をしているという一つの成果になると思うんですね。ですので、式典の意味合いも、実はこの予算書の経費、一覧表ございましてけれども、歳出予算見積書の24ページにも今回の美浦村村政60周年記念事業費とありますけれども、概要に、村制60周年を記念し、式典を行うという1行のみで、概要、目的・内容、対象・効果、全て下のほうは空欄になっているんですね。私は、この60周年事業を本当に力を入れてやっていくというのであれば、下の目的とか対象・効果とかそういうものにも、多少なりとも加筆するような意気込みというのがほしかったなということが一つ、ちょっと残念でございます。

ですので、今後もこの概要のほうにはですね、ほかの事業もそうですけれども、関連しますが、余りにも簡潔過ぎて事業内容、この一覧表、せっかく1ページ使ってつくっているのに、関連の内容になって申しわけないんですが、余りにも簡潔過ぎて内容がわかりにくいというのも結構ございまして。ですので、ほかの担当課の方にも申し上げますけれども、こういう経費一覧表、せっかくつくっておりますので、もう少し細かく説明をいただけれ

ばありがたいなど、一つ要望です。

今のに戻りますけれども、若い人をターゲットに入れた内容も調査検討の中に入れていただくことを強く、再度要望をして、この件は終わりにさせていただきたいと思います。

関連ですので、その続きですね。この49ページ的美浦村村政60周年記念事業費の中で一番最後、筆耕手数料というのがございます。3万円ですね。筆耕ですね、筆耕手数料。これ、賞状とか何かそういうことにお名前を書かれるものなのか、この内容を教えていただきたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 松葉総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） 本当にありがとうございます。ただいまいただいたことも含めて、できる限りのことはさせていただきたいなと思います。

それで、今、筆耕手数料の件なんですけれども、これにつきましては、今おっしゃったとおり、今回表彰される方々への感謝状を書いていただくということで、その手数料ということで今回上げさせていただいております。以上です。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） これ、具体的にどなたに頼むとか、あと、お一人なんでしょうけれども、会社に頼むのか、その辺教えていただきたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 松葉総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけれども、これはですね、会社のほうにですね、原稿をお渡ししまして、そちらで書いていただくか、今、検討中なんですけれども、シルバー人材センターのほうにも書かれる方おりますので、そちらも利用できるか、ちょっと今、そこ両方、どちらかを今考えているところです。以上です。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） そうしますとね、関連にもなりますけれども、体育祭の時点でもう、予算書で言えば237ページで村民体育祭事業費が出ていますけれども、こちらのときにもよく表彰状出ていますけれども、その予算も、じゃ、こちら体育祭のほうにも予算入っているということなのでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 堀越生涯学習課長。

○生涯学習課長（堀越文恵君） 今の賞状の件でございますが、村民体育祭時には、文面の部分につきましては印刷でございまして、名前の部分を飯塚往雄先生に書いていただいているということでございます。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 筆耕手数料と改めてこうやって出されているので、よく目についたらうんですけれども、これ、この予算必要なんですね。体育祭のときには印刷に、その日そのときに受賞者が決まるので、その場で書く必要があるもので、そちらの予算は特別とっていないということですか、今の答弁では。いかがでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 堀越生涯学習課長。

○生涯学習課長（堀越文恵君） 特別、予算という形ではとっておりません。お礼ということで、お弁当とかその辺でお願いしているという状況です。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 少額ですのでね、こんなことで余り時間かけて申しわけないんですが、それこそ、こういうボランティア的には、この賞状というのはつくれないんですかね。やはり会社に頼むと3万円ってかかる。これは枚数関係なく、こういう企画というか、独自で印刷して、そこに名前だけという内容のものではないということこの3万円が必要ということですか。その件、あと、枚数的なものも一緒にあわせてお願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 松葉総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけれども、筆耕手数料、今回はですね、例えば体育祭とかそういうところであれば、ある程度中身の文面については、多分もう決まっている文面でありますし、これまでの残分なんかも多分あるんでしょう。それで名前を書けば多分できると思うんですけれども、正直申しまして、今回のやつは新たに文面をちょっと考えて最初にどうしても書いていただかないとできませんので、当初その書いてもらうやつと、ただ印刷するというわけにはちょっといきませんので、そこも含めて今回初めての文面を作成する意味から、ちょっと今回の予算を入れさせていただきました。

それで、枚数なんですけれども、功労者の表彰を予定させていただいてますのは、10名の方を予定させていただいていますので、10名の方への感謝状ということで、今回10名分を書いていただくということをお願いした手数料でございます。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解いたしました。10名分ということで。

それで、先ほど来もありましたけれども、何十周年という式典はいろいろなところで行ってございます。ですので、ある程度のフォーマットはあるのかなというふうに思いますので、いろいろな積算というか見積もりをとるときにですね、そういうところである程度、なるべく手間をかけないできちっとしたものができるような、また、お願いをしていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 小泉委員。

○委員（小泉輝忠君） 61ページなんですけれども、11番の地域活性化対策事業費と、あと12番の女性行政推進事業費の中で、非常勤職員報酬ということで、去年に比べるとみんな半分になっているんです。大体半分なんですけれど、これは何か特別にあったんですかね。

○委員長（山崎幸子君） 石橋企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、地域活性化対策事業費が半分に減額になっているというようなことでございます。

26年度に開催しまして、それを村長のほうに提言を申し上げてございます。それについての進捗状況を次年度は報告で1回のみをしていただけるということで、半減してございます。

それと、女性行政推進事業費につきましても、こちら委員の数が今まで15名でいたところを10名にしまして、こちら美浦村男女共同参画計画の推進事業の検証ということで、一年ごとに、「ことしの事業はこういうことをやっていきます」、それで年度末に「こういう事業の成果がございました」というような報告になるということで、回数等が減ってございますので減額となっております。以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 小泉委員。

○委員（小泉輝忠君） 今の石橋企画財政課長のほうからの説明で、回数なり、去年の実績を評価して、こういう状況になりましたということなのでわかるんですけども、ただ、地域活性化のほうが約半分になるといって、我々の感覚の中では地域活性化会議、地域活性化会議、村をどうしてその活性化させようかなという状況の中では、ちょっと半分というのは解せないかなという部分もあったので質問したんですけども、その辺ちょっと、もう一回話してもらえば助かります。

○委員長（山崎幸子君） 石橋企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

先ほど申しましたとおり、地域活性化検討委員会、年2回ないし3回をやりまして、それで26年度、26年の11月ですか、12月ですか、村長のほうに地域活性化検討委員会委員長のほうより、次年度からの美浦村の活性化に向けて、こういう事業10項目ですかね、提言しました。

それに対して村のほうは今度、その進捗状況をその委員会のほうに報告するというようなことで、次年度からは回数を減らしてもいいというようなことで委員会の中で決定して、こういう形になってございます。以上です。

○委員長（山崎幸子君） 小泉委員。

○委員（小泉輝忠君） 今、企画財政課長のほうから、回数は村長のほうの判断で、実績から見て、回数を減らしても報告していくよということなので、それは了解いたしました。わかりました。はい、どうも。

○委員長（山崎幸子君） それでは、質疑の途中ではございますが、ここで暫時休憩いたします。11時5分まで休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前11時05分開議

○委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑のある方はどうぞ。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） 211ページです。5番の幼稚園就園奨励費589万4,000円。これは国からの補助だと思うんですけども、これ前年、平成26年が917万3,000円、ちょっと乱高下で平成25年が700万幾ら、24年が800万円、平成23年が550万円。前年26年が917万3,000円に対し、平成27年が589万4,000円と、かなりガーンと下がるようなんですが、その辺をちょっと、国からの補助等も含め、何割補助だとかその辺も含めてちょっと教えてください。

○委員長（山崎幸子君） 増尾教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それでは、この幼稚園の就園奨励費につきましてお答えを申し上げます。まず初めにですね、各年度ごとに、昨年ですと917万3,000円、その前ですと700万円ぐらいというようなことで、金額にばらつきはございます。これは、一つは対象となります子どもさんの人数の違いがあります。

それとですね、毎年これ国の制度のほうを変えてございます。そうしますと、25年と26年で大分お金が違いますので、その辺を申し上げますと26年度と25年度の違い、大きく言いますと第二子に対するものでございます。これは、25年度のときには所得制限という枠をかけてございます。そうしますと、26年度は所得制限を撤廃しています。ですから、該当者が26年度では多くなるという形が結果となっています。

それと、26年度と27年度の違いでございます。今、議員が申されましたとおり、大分減っております。これは、子ども・子育ての新制度に伴いまして、新制度に移行する幼稚園と移行しない幼稚園の二つがございまして、これ名称で申し上げますと、みどり幼稚園につきましては、新制度に移行するという形のものでございますので、こちらの就園奨励費は該当になりません。

ですから、該当になる大きなところといいますと、美浦村のほうでは、私立は大きくお世話になっているところが二つありますので、二つのうちの一つは新制度に移行するというようなことですので、そこで大分落ちると。

それと、美浦幼稚園もですね、今までの料金体系と変えてございますので、これもやはり新制度に移行したというようなこととなりますので、その分だけ落ちるという形になります。ですから、幼稚園でいいますと、みほ白帆幼稚園さんが一番多いものですから、その部分と、あとは、そのほかにも数名の方が私立の幼稚園に行っておりますので、その部分を含めたところの金額で今回計上させていただいております。以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 所管でしたので、ありがとうございました。

○委員長（山崎幸子君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） 済みません、途中でございますが、最初にですね、塚本

委員のほうから質問がございました平成27年度のですね、草刈りの対象区画数、面積ということがございましたので申し上げます。

平成27年度の対象区画がですね、1,588区画ありまして、面積にしまして、2万5,459平方メートルでございます。以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方は。

椎名委員。

○委員（椎名利夫君） 131ページ、6のがん検診推進事業費なんですけど、これも、去年はかなり480万3,000円ですか、それが213万4,000円とかなり減額されているんですけど、そのわけをお聞きします。

○委員長（山崎幸子君） 石神健康増進課長。

○健康増進課長（石神真司君） 今、椎名委員のご質問についてですが、がん検診推進事業費につきましては、国の補助事業を使いまして行っている事業でございます、その中に大腸がん検診と、あともう一つが子宮頸がん検診、あと乳がん検診とございますが、子宮頸がん検診と乳がん検診に関しましては、平成21年度から25年度の5年間に推進事業を行った経緯がございまして、それでことし平成26年に関しまして、その21年から25年の5年間に行った事業の未受診者に対しましてクーポン券を発行しまして、再度受診勧奨を行ったという経緯がまず一つございます。

それで、新たな来年度、平成27年度の予算につきましては、さらにその引き続いての子宮頸がん検診、乳がん検診の未受診者に対しまして、再度クーポン券を送りまして、受診勧奨を行うということでございまして、それで、そのために人数が対象者数が減になったために、平成27年度につきましては予算が減ったということでございます。

○委員長（山崎幸子君） 椎名委員。

○委員（椎名利夫君） わかりました。

じゃ、もう一つお願いしたいんですが、7番の感染症対策事業費、去年はインフルエンザ対策で15万円入っていたんですが、インフルエンザ等はこの感染症に全部含まれたのかどうか、その辺教えてください。

○委員長（山崎幸子君） 石神健康増進課長。

○健康増進課長（石神真司君） ただいまのご質問にお答えしたいと思いますけど、去年までは事業名がちょっと変わっておりまして、ことしから「感染症対策事業費」ということで事業名が変わりました。

去年までの部分に関しましては、インフルエンザ対策関係の事業費でございまして、その概ねの予算というのは、昨年12月にインフルエンザ対策行動計画のほうを策定することができましたが、その関係の印刷代と、あと有識者関係の謝礼とかそういう部分の予算でございましたが、今年度の感染症対策事業費につきましては、現在、エボラ出血熱とか、もちろん新型インフルエンザ等ということで問題とか、発生して大きな対策が

必要になっているかと思いますが、そういった広く言われる感染症に対しまして、もし起こった場合のときに使用するいろいろな防護ガウンとか手袋とか防具、マスクその他の、対策に当たるときの用品でございますが、その辺の消耗品関係をここで充実させていかななくてはならないだろうということございまして、今回、感染症対策事業費として計上させていただきますのでございます。

○委員長（山崎幸子君） 山本委員。

○委員（山本一恵君） 予算書の135ページの不法投棄対策事業費の中で、報酬のところですけれども、昨年の予算では、1日1万2,500円で144日間ということで、たしか180万円の予算をとっていたと思うんですけれども、今回126万円とすごく少ないんですけれども、これは勤務体制が変わったのか、あるいはそういう現実的な日数的なものなのか教えていただきたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） ただいまのご質問でございますが、平成26年度につきましては、当初ですね、予算編成する時点で、廃棄物対策管理官の勤務形態が決まっていなかったということで、180万円ですか、こちらを予算を計上してございます。

本年度につきましては、月曜と木曜日、週2回ということで出勤していただいております。1日につき1万2,500円ということになりますので、そちらをですね、計算いたしまして、年間101日を今年度につきましては見させていただきました。そのことよりですね、報酬につきましては、126万3,000円ということで計上をさせていただきます。以上です。

○委員長（山崎幸子君） 山本委員。

○委員（山本一恵君） 了解いたしました。本当に不法投棄とかこういう環境保全にはすごく住民の苦情も多いので、今、週2日で、26年度はそれで十分に賄えたのかどうかちょっと疑問なんですけれども、今後ですね、環境美化条例もできていますけれども、やはり住民の要望に答えていただくためには、2日はどうなのかなということも思いますので、現実に即して、必ず月・木でなければいけない、あるいは、そのときによっては、ほかのよりも出ることは、予算的にはぴったりなんですけれども、この辺はどうなのでしょう。

○委員長（山崎幸子君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

美浦村に来ていただいております管理官につきましては、稲敷市と併用でやっておりますのでございます。美浦村につきましては、月木と。稲敷市につきましては、火・水・金ということで、5日間ですね、全て埋まってしまっているということでございますので、現在一人の管理官ではこれが限度というところでございます。以上です。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方は。

石川委員。

○委員（石川 修君） それではですね、予算書47ページなんですけれども、一般管理費の中の19番負担金補助及び交付金のところで、職員会に85万円、平成26年度まで計上していましたが、今般の3月の補正では減額補正になっていました。

それで、常任委員会で聞きましたところ、所期の目的を達成したということで、26年度全て減額補正をして、新年度予算には計上していないということを聞きましたけれども、その辺のことを私は存じ上げていますけれども、あえてこの特別委員会においてお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 松葉総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問です。お答えいたします。

ずっとですね、これまでも職員会、全職員になるんですけれども、職員会ということで、これまで親睦を図ったり、いろいろな話し合いをしたりですね、それから楽しい時間も過ごすようなことで、福利厚生の中でやってきたわけなんですけれども、近年ですね、なかなか皆さんお忙しいということで、全体でのお話をさせていただいたんですけれども、まず集まる時間がなかなか、親睦をやるにしても何にしてもちょっと非常に少なくなってきたという事実がございます。

それから、そういうことも含めまして、近年は、ここ数年ですけれども、内容的にはですね、ほとんど互助的な事業だけになってきちゃったものですから、それとですね、なぜここで入っていないかと申しますと、今まで85万円というお金を補助でいただいていたんですけれども、実は、これはですね、皆様の職員の方々が入られています保険料の各会社からの保険料に対しまして、事務手数料ということで数%ずついただいております。それがですね、毎年、一財のほうに一回入ります。全部雑入で入りまして、その中から会のほうにその必要な分だけいただいていたという経緯がございます。

実はですね、以前は保険会社からいただいていたその手数料なんですけれども、かなり額もありましたけれども、最近もうほとんど額も少なくなりまして、それに対しまして、当初規定でつくっておりましたその互助的な金額に対しまして、だんだんだんだん、やはり会費、補助の中では賄い切れなくなっているところもございます。そういう意味も含みまして、全体的にですね、この経費については、もう会のほうも互助的なものもそろそろ幕ではないかということで、皆さんの、総会を開きまして、今回は27年度からはそういう会は解散したほうがいいんじゃないかということで、今回その負担金の中には入れてございません。以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 今の説明で了解をしましたけれども、一般会計からの補助金の団体ですから、繰越金が多分あると思うんですね。この繰越金が年度末幾らになっているのか、それがわかれば教えていただきたいし、その繰越金については、どのような処理をするのかお伺いをしたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 松葉総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけれども、繰越金につきましてはですね、約80万円ほどございます。これはですね、今回どのようにこの残ったお金を利用するかということで、総会のほうで職員のほうで諮ったんですけれども、なかなかそのなかのいい案が見つからない中で、福祉的なところに、その補助金を、皆さんから預かったお金を寄附というか、そういう形で寄附してはどうでしょうかということで、何らかの福祉的なものに使っていただいはいかがでしょうかということで、皆さんからご意見をいただきまして、そういうこともいいだろうということで、これまで皆さんの、当然個人的な会費が含まれていますから、毎年職員の方々の会費と補助金と繰越金で賄ってましたんですけれども、そこも含めてその残金約80万円につきましては、福祉的なものに使っていただきたいということで、寄附ということで考えております。以上です。

○委員長（山崎幸子君） あと、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の28、29ページです。款繰入金、項基金繰入金の3番の減債基金繰入金、本年度予算では2億円を見込んでいます。前年度も2億円で、比較0となっていますけれども、これまで補正を組んでいますから、前年度実績は多分1億9,500万円ぐらいだと思いますけれども、それとその下の8番の財政調整基金繰入金も関連してくると思うんですけれども、これも3億3,256万6,000円、前年度の数字が書いてありますけれども、これも途中で補正を組んでいるから1億9,400万円ぐらいにはなるかと思うんですが、この二つの減債基金繰入金と財政調整基金繰入金で、減債基金は予算上は前年度と同じになっていて、財政調整基金がかなり財源不足ということで繰入額が大きくなっているわけですけれども、その理由は財源不足とかとわかるんですが、当初予算（案）説明書という資料を配付していただいていますけれども、29ページを見ますと、平成27年度末の基金残高の推移で減債基金は6,929万7,000円で、財政調整基金は2億4,644万4,000円となって、平成28年度以降は、とても2億円の減債基金取り崩しとか、財政調整基金も2億4,600万円しかできないということになります。基金積立金はほとんどないようなものですから、3万円とか15万円とかそのくらいの積立金ですから、例年。

となると、ことしこの減債基金繰入金2億円と財政調整基金繰入金3億3,256万6,000円という多額な取り崩しを組んで、それで地方債残高はふえていきますし、その例えば平成23年度の臨時財政対策債の元金償還がことしから始まるからとか、当初予算（案）説明書には書いてあるんですが、それは毎年毎年、ことしが23年度始まるんだったら、来年は24年度と続いていくわけなんですけれども、これはその来年度以降も地方債の元利償還金を返済していくに当たっては、27年度末のそれぞれの減債基金、財政調整基金の残高で返済していけるという見通しが立って、これだけの予算になっているのでしょうか。それとも、どうしても返済額はこれだけで、財源不足だから基金取り崩ししなきゃならないというこ

となのでしょうか、そこら辺のところがちよっと理解できないのでお願いします。

○委員長（山崎幸子君） 石橋企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

基本的にですね、27年度予算、非常に厳しい中で予算をつくり上げるために、こういう減債基金並びに財政調整基金のほうより繰り入れを行っているのが現状でございます。

またですね、減債基金等につきましては、交付税のほうの部分につきましても満額で来ない部分がございますので、それを減債基金のほうで補って、新たにその後、また交付税のほうで算入されるというようなことで償還については交付税のほうに入ってくるというような状況でございますので、かなり厳しい状況ではございます。本当の厳しい状況であるんですけども、こういう形で今後とも推移していくのかなというような状況でございます。以上です。

○委員長（山崎幸子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） そこが私の理解できないところでして、こういう形で推移するといっても、今の財政状況を見ますと、28年度以降は減債基金で2億円の取り崩しとか、財政調整基金で3億3千何百万円の取り崩しは不可能なわけで、村の標準税収入は減るばかりですし、臨時財政対策債でも、ことし国の総額発行高で19.1%減っています。それは減っていく方向ですから、となると、私が知りたかったのは、こういう状況が続くというのは、例えば公債費に当てるにしても、減債基金と財政調整基金でその返済機能を果たしていけるのかということをお聞きしたいんです。

○委員長（山崎幸子君） 石橋企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまのご質問なんですけど、本当にこれでやっていけるのかというようなことだと思います。

正直、先ほど申し上げたように非常に厳しい状況でございます。ですから、今後はですね、事業等も縮小させながらやっていくのが現実的な姿であるのかなというふうに思っているところでございます。

○委員長（山崎幸子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 確かにこの資料の基金残高と、それから、きょうも朝聞いてきましたけれども、村債で占める特別債、ほとんど臨時財政対策債ということで、例えば大阪府なんかは過去に財政調整基金を、臨時財政対策債を地方が組んで、その分を地方交付税の基準財政需要額に算定するんですけども、それを借金に回さないで、経常一般財源のほうに回すというやり方をして、それは非常に問題になっていたらしいんですけども、本村の場合は、これまでの経過の中で、本来は臨時財政対策債の返済に回すべき交付税算定を一般財源に回していることはないと思うんですけども、そこら辺を確認したいんですが。

○委員長（山崎幸子君） 石橋企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまのご質問ですが、それはないということで考えています。

○委員長（山崎幸子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 了解しました。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方は。

羽成委員。

○委員（羽成邦夫君） 私の場合は、当初予算（案）説明書の1ページと2ページなんですけれども、本村の財政状況についてということで、本文書いてあるんですけれども、これは今後行う建設事業による村債残高増加、財源不足による基金からの繰り入れ等により、数値の悪化は避けられない状況であるというようなことも書いてあるんですよ。

それで最後に、「近年は、慢性的な財源不足により、基金からの繰入を余儀なくされており、大胆な歳出予算の縮減を図らなければ、平成28年度予算編成に対処できなくなる恐れがあるとともに、本村財政の持続性が保てなくなり、財政の破綻が懸念される。」ということを書いてあるんですけれども、村長として、これからの村政をどのようにこれ考えているのか。また、今、岡沢委員も言ったように、要するに財政の中で借金も120何億円もある。あと預金のほうなんかは、2億幾らしかないというような現状の中で、今書かれたようなことが村長として、将来どういうふうにご考えているのか、ちょっとその辺聞かせていただければと思うんですけれど。

○委員長（山崎幸子君） 中島村長。

○村長（中島 栄君） 税収についてはですね、東京は地価は上がっていますけれども、地方はどこも土地は下がったりしております。固定資産税の見直しも、年々税収的には上がっているということじゃなく下がってきております。

そしてまた、それぞれの所得税の部分でもそれなりに厳しい部分は、これはまあまあ美浦村の、茨城県の中の1人当たりの所得に関しては330万円ぐらい、前は400万円ぐらいあった部分が大幅下がってきています。100万円までは下がっていないのかなと思いますけれども。

そういう部分で全体的な税収は、これはもう当時の茨城県で1人当たりの所得税というのは、美浦村が一番だった時代があったんですが、やっぱりその辺はもう見直していかなければならない部分がたくさんあるかと思います。

それぞれの自治体で、財政力指数が0.5以下、0.3ぐらいのところでも交付税をもらいながら、要するにサービスをセーブしながらですね、交付税を基金に積み立てるというふうな手法をとっているようなところもあります。これは住民の暮らしをどういうふうにして考えるか、その辺のセーブをどういうふうにして改革をしながら、負担も強いてもらうかわりに、住民に負担をそれだけかければ、いい福祉も地域サービスもできると思うんですけれども、その辺の違いは皆さんもご存じだと思うんですけれども、美浦村の教育に関し

ても、よその自治体と違って、ほぼ学校教育の場合には100%近い予算をそのまま計上して、流れができてきておりますけれども、よその自治体ではそこまでなかなか行っていない。学校の先生が異動してきても、ボールペン、鉛筆1本買うのにもなかなか厳しいよというような、よそから赴任をしてきた先生方の話と、美浦村はその辺、まだ学校に関してとか、ある程度の所属する課の中では、そこまでの意識に至っていないというのが現実なのだろうなというふうに思います。

これは人口も減少してきますし、それから村として、企業として誘致するといっても工業団地をつくってない。だから、その辺を考えますとですね、いろいろな企業の誘致を、優先するべきことはたくさんあるんですけども、いろいろなところでその辺をですね、見直しをしながら図っていかないと、なかなか行政としても難しくなっていくのかなというふうに思います。

これについては財政のほうで、ことしも当初予算の部分と、実際の実行された予算の部分の乖離が約8億円から9億円ぐらいあって、それを少しずつ縮小しながら今回の予算のところまで持ってきたわけなんですけれども、毎年毎年なかなか数字的には厳しくなってきているのは現実でございます。

ことしもですね、9.8%、一般会計で伸び率がありますけれども、その辺を、よその自治体の予算を見ても10何%伸びているとか、そういう部分も、これはあります。美浦村の一般会計よりも15%ぐらい余計に、80億円からの交付税をもらいながらやっているところもありますけれども、村の企画財政課のほうは、できるだけ交付税をもらわないでいこうという前の意識がそのまま残っております。結構厳しい中で数字をつくり上げておりますので、一番大変なのはインフラの整備が、今進めている特に庁舎の耐震もやれば、もうほぼ公共施設の耐震は完了するわけですけども、まだ公共下水道はちょっと数年、まだ何年かかかります。

ここまでは、インフラの部分は伸びていきますけれども、それが終了することになれば、道路の改良とかそういう建設工事の部分は残る部分があるかと思っておりますけれども、大体4億円とか5億円の投資額は減っていくのかなというふうには、先の見通しはですね。

そこをどうやってやるか、これは一つの事業の部分を縮小するというのではなく、全体的な部分で見直しをしていかないと、全て張りつけていくということになると、なかなか難しいものがあるのかなというふうには思います。

でも、財政係は結構シビアに予算の調整をしながらやっておりますので、その辺、近いここ何年かの部分の先を見通した部分をくんでもらっているのかなと。

ですから、各課から上がってくる予算がそれだけに反映されていないという部分もこれはあります。ただし、学校だけは、ほぼ満額に近い部分で推移しているのかなというふうには思います。

○委員長（山崎幸子君） 羽成委員。

○委員（羽成邦夫君） 村長さんからいろいろお話を聞きましたけれども、ただ、これからの、要するにお金がなくては何もできないわけでしょうから、その辺、村長として要するに、いつも話しているように、小さい企業を幾つも呼ぶとかね、そういう話もしているんですけれども、なかなかこれは口のようにはいかないのが現状かなとは思いますが、その辺、要するに来る企業とかそういうものもあるかないか、その辺はどうなんですかね。

○委員長（山崎幸子君） 中島村長。

○村長（中島 栄君） その来るといふ話まではちょっと。いろいろな調整はさせてもらっているところはあります。ただ、ご存じのように美浦村は工業団地としては形成されていない。工業ゾーンはあるんですけれども、そこも、要するに遺跡の調査も終わっていないという部分があります。

そういうことも踏まえて、本来であれば、よその自治体だと、自治体で土地を買い上げて、工業用水も上水も下水も全部完備をして、いつでもいらっしゃいというような体制をつくっておくのが本来なんだろうけれども、なかなかそこまで行っていないのが現状で、実際、ユニフードさんが来るに当たっても、遺跡の調査をした後ということで、結構時間的にはかかってしまったのかなというふうに思いますけれども、当然よそから呼ぶということも必要でしょうけれども、村内にいる事業所がよそに出て行ってしまうということももっと大変なことになってしまうので、その辺は村としても行政としても、ある程度資本を投下しても、村内で企業の立地を継続してもらうということは、雇用の部分でも、また将来的に企業からの税収も含めて安定的になっていくのかなというふうには思っているので、今幾つか話はあるんですが、果たしてそれがどのぐらいの面積とどのぐらいの年間の売上高とか、それがいいのかというまでは、ちょっと把握して今のところいませんので、何でもいいからというわけにもこれはいきません。

今はいろいろな、バイオガスから何からそういうことの中で考えて、出たいという話は聞くときがあるんですけれども、それについても、なかなかその会社のどういうメリットがあって、どういうデメリットがあるのかまで調べないとなかなか、いつでもいらっしゃいというわけにはいかない部分。周りの住民に説明会で納得していただく部分でないと、なかなか誘致の中で村が現地に説明会を開くのはちょっと難しいかなというふうに思っております。

よく調査をして、安全で安心な、そして、当然雇用も生まれ、企業からの税収も入ってくるというようなものを村としては受け入れを希望しているんですけれども、それにはそういう立地するような場所をつくり上げておくというのが一番。ですから、その辺を前もって打ち合わせをした中で、村も協力をしながら、立地に向けて働きかけていくということをしていかないと、なかなか来ていただけない。

一番今困っているのは、要するに美浦村の中に新たに生産の増築をしても、そして減免

措置を、皆さんにも説明しましたがけれども、美浦村から人を雇用しないとだめという部分がありますので、なかなか雇用を促しても、美浦村からなかなか人がいない。どんな仕事でも働きたいという人ばかりはいないので、なかなか雇用の場所があっても、選ぶ側のほうがね、雇用を探している側の条件のほうが企業よりも上を行っちゃってるので、どういう職種でもいいよという人ばかりはいないということで、今なかなか人がいなくてという部分で、村も一緒になってホームページのほうで企業の採用の部分も発信してはいるんですが、その辺、ぜひ議員のほうも村内に働く場所があるのでという部分はPRのほうもひとつお願いできればいいのかなというふうに思います。

もし、そういう事業所が来るという情報があれば、まず、企業誘致推進室がございますので、そこでどの場所なら立地ができる、どこならば、こういう企業ならば大丈夫ですという部分はお答えできるかというふうに思いますので、ひとつよろしくお願いをしたいと。

○委員長（山崎幸子君） 羽成委員。

○委員（羽成邦夫君） 今言われたとおりで、そういう何でも来ればいいというものでもないということなので、その辺は自分もわかっていると思いますけれども、村長が言われたように、これからの美浦村に対してね、やっぱりある程度の村税が上がらなくては大変なことにもなるように書いてあるので、その辺をひとつ踏まえてよろしくお願いをしたいと思います。終わります。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方は。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） じゃ、ちょっと今、財政的なことが出たので、私も、2ページなんですけれども、地方交付税の部分で、予算的に今回、5億9,000万円でしょうか、地方交付税。今までですね、23年度から5億9,000万円ですね。

ちょっとさかのぼって23年度まで行ったんですが、そのころはまたちょっと状況も違うでしょうから、23年度から順に、3億2,000万円、24年度が4億6,000万円、25年度が4億7,000万円、昨年度が5億7,000万円と組んでいまして、実際にこれはちょっと決算で見ると、それよりもかなり交付税が来ているんですね。これ例えば平成24年度に関しては、これ東日本大震災の影響なのかな。8億2,900万円から、決算で実際におりて来ているようなんですよ。

今まではそんなにね、これ26年度に比べると、5億9,000万円でしたよね。今まで実際に予算組んだものよりも、もっと多くもらっているようなんですけれど、今回もこの5億9,000万円というのを組んだのは、そのくらい出るのかなというような、どの辺の根拠からその辺が出たのかなと思ひまして。

このくらい出るんであろう、それよりも半分しかなかったとか。予算にやっぱり組んでいるわけですから、これは来るであろうということで、どういうふうにしてそれを出しているのか。

税法上いろいろあるようですけれども、今ちょっと調べて見ていたんですけれども、何で地方交付税って決まって来るとかですね。今たまたまこういう話が出ていたもので、ちょっとそれをお聞かせください。

○委員長（山崎幸子君） 石橋企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） 地方交付税につきましては、塚本委員おっしゃるとおり、過去の実績とか、それから収入額とかいろいろ懸案しながら計算をして、だろうと、このくらいだろうという部分では出しています。ただ、これを、これ以上に見たときには収入欠損になりますので、確かに内輪には見えています。

そんなところで、地方交付税のほうについては、先ほども言いましたが、東日本大震災後には一気にどっと上がった部分がございます。ただ、あと、うちのほうの場合は、財政力指数とかいろいろ高い部分もございますので、その分、交付税のほうは減っているところもございます。安全策などで計算をしながら、この数字を出しているところが現状でございます。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 本当にバブルの景気のいいころだと本当に交付税もなくちゃってあるんだという、そのイメージで来ているんですが、実際に近隣町村でも、「美浦村はあつからね」といまだに言う人がいるんですけれども、これ本当に私ら同僚議員もですね、今はこういう状況なんだよというのを踏まえていかないといけないな、というのを本当に痛切に思うところです。

やはり組んで、今までこの地方交付税に関しては、あくまでもこのくらいかなという目星のところを逆にうれしい悲鳴というか、ドーンとプラス2億円ぐらいおりたとかというパターンのようなので、いろいろな面でこれは大丈夫なのかなという、安易にも考えられないんですが、これはちょっとこれくらいは来るのかなということでもっと私もちょっとどうなのかなと思うんですけれどもね。

余りドーンと高く予算をもらえるであろうというような、地方交付税おりるだろうではちょっと困っちゃいますけれど、そこまではちょっと行っていないのかなというふうな判断を私もしちゃっていいのかなっていう具合です。ありがとうございました。

○委員長（山崎幸子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 私が変な質問をしたばかりに、村の財政が厳しくて、何か皆さん震え上がってしまい……、別に私は、村の財政厳しくてやっていけないという趣旨で言ったわけではなくて、村債、地方債の返済と減債基金積立金との関係で聞いたわけですので、村の収入が減って行って、どんどんどんどん借金ばかりが……、そういう意味じゃなかったんですけれども。

それで、これは電気事業会計のときに聞こうかなと思ったんですけれども、企業誘致といっても私たちにとっては雲をつかむ話なんですけど、本年度予算で確実にふえるであろう

というのは地方消費税交付金。昨年度は8%になりましたけれども、ただ、増税前の駆け込み需要というのがあって、4月から6月までの需要量はガクンと落ちましたから、昨年度の地方消費税交付金は、さほど効果がなかったと思うんですけれども、もう通年数えですから、もう年間通して、地方消費税交付金が入ってくるわけで、その分と、やはり美浦村は企業がないので法人税収入がワッと上がるということは余りないんですけれども、だから、そこで思っていたんですけれども、ここで言うてはなんなんですけれども、確実に入ってくるの見込まれるというのと、どうしても電気事業のほうの頭になってしましまして、電気事業のほうの今後の支出は、私としては全て公債費に充ててもらったほうがいいんじゃないかなと、そういうイメージを持っているんですけれども、村長としては、どのようなお考えなんですか。

○委員長（山崎幸子君） 中島村長。

○村長（中島 栄君） 国が決めた部分なので、これはいかに民間がそこに張りついて事業を推進しているかというのを見ると、損をするようなことは一般企業はやらない。美浦村の電気事業のやつも、公債費に上積みしていきなさいよという部分なんでしょうけれども。美浦村の財政を見るときに、県がまず美浦村をどのようにして見ているか。

というのは、先ほども言ったけれども、それぞれ固定資産税も所得税の部分も減ってきておるのは美浦村だけじゃないんですが、実は一番の部分は、T I（テキサス・インスツルメンツ）の決算の部分で美浦村は、バイオリズムじゃないけれども、上がったたり下がったりをしているのがこれ現実で、T Iさんの事業がいいときは、19年だったかな、5億7,000万円ぐらい法人税が入ってきて、それからゼロになったりと、その浮き沈みというのはものすごく大きい部分なので、その辺を考えると3年間の平均をとられると、今の財政力指数に合わないような財政力指数があるんですね。その辺を踏まえて事業所として実績を上げていただくことが、美浦村としては一番願っているところなんですけど、何としても12月までとか3月15日までの決算はないものですから、これはもう4月間近になったときに、初めて報告があるということぐらいなので、いかんせん予測でも何としてもこれはこちらで把握できない部分があります。

その辺も踏まえて、企業の浮き沈みというのは財政に、特に大きい事業所だけに財政に与える影響力は大きいということがあります。ぜひそういうふうにならないように、コンスタントにですね、推移していただくことを村としては願うんですが、なかなかそこに至っていないというのが現実でございます。

ことしも議会が終わってからの報告が多分あるだろうと思いますけれども、それによって美浦村の、先ほど企画財政課長がほぼ暫定的な部分の交付税の金額を、安心な部分で数字をのせていますよというのは、またそこによって、T Iさんの業績によって少し変わる部分はあるんだろうというふうに思います。その辺はね、数字は来てからじゃないとわかりませんが、確かに岡沢委員の言うように、読めない部分が少しあるのも事実でござ

ざいます。ぜひ企業のもう少し活性化して、事業がうまく回ることをひとつこちらは願うだけでございますけれども。済みません、そういうことで。

○委員長（山崎幸子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 私の質問、突飛だったかもしれないですけども、つまり企業会計である電気事業会計、電気事業債、元利償還、全額したとしても利益が見込めるわけで、それを一般会計の穴埋めという発想はないんですかということなんです。

○村長（中島 栄君） 電気事業の部分も基金にという部分だから、一財に入れて、それで住民に還元する部分もあるだろうし、いろいろな有効な予算の中に反映をさせていきたいというふうに思っております。

○委員長（山崎幸子君） 質疑の途中ではございますが、ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後1時再開いたします。

午後零時03分休憩

午後1時00分開議

○委員長（山崎幸子君） 沼崎委員が退席しています。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） 午前中にですね、27年度の草刈りの対象区画と面積ということで先ほどお知らせしたところでございますけれども、訂正がございます。おわびを申し上げます。

正確なものでございますね。27年度の対象区画数が1,777区画です。面積につきましては、28万4,653平方メートルでございます。大変失礼いたしました。

○委員長（山崎幸子君） 質疑のある方は。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） 217ページでございます。9番の地区公民館補助事業費106万円です。こちらは、どこの地区の公民館の何の修繕にかかる予算でしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 堀越生涯学習課長。

○生涯学習課長（堀越文恵君） 塚本委員のご質問にお答えいたします。

地区公民館修理ということで、茂呂地区で屋根の修理ということで申請されております。

○委員（塚本光司君） ありがとうございます。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方は。

下村委員。

○委員（下村 宏君） 特に幼稚園・学校関係のほうになると思うんですけども、バスの借上料ですか、バスの借り上げについては、国交省のほうからガイドラインが出たみたいで、かなりほかの市町村でも値上がりしているというようなことを聞きました。美浦村

はどうなっているのかちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（山崎幸子君） 増尾教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 今、下村委員のほうからの質問なんですけど、この制度がですね、貸し切りバスの運賃料金制度が4月から変わるようになります。それに基づきまして、27年度の予算につきましては、各業者より見積もりをいただいています。新料金というようなことで計上してございます。

それでちょっと小中学校が一番多いものですから、私のほうがちょっとまとめてお話ししたいと思います。予算書でいいますと、193ページをお願いしたいと思います。

ちょうど下の段のほうなんですけど、14の使用料及び賃借料の下に2番で賃借料、バス借上料になってございます。これがですね、木原小学校の、74万3,000円がバスの借上料になってございます。

〔「193ページか」と呼ぶ者あり〕

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） ページは193ページになります。14の使用料及び賃借料、2番の賃借料で7番のバス借上料、74万3,000円が賃借料になってございます。

それと、次のページ、195ページのやはり中央なんですけど、ここにバスの借上料134万7,000円がございまして。

続いて、その次のページ197ページ、やはり中央のところにバスの借上料、これは49万6,000円という数字になっています。これが小学校3校のバスの借上料でございまして。

それと、中学校のほうがですね、201ページの中央のところに、14節の使用料及び賃借料で2の7バス借上料、こちらは大きい額なんですけど、520万円になってございます。これが美浦中学校になってございます。

それで、これをですね、積み上げますと、27年度小中学校でいいますと778万6,000円の額になってございます。それで、26年度の金額でいいますと、619万7,000円の予算計上になってございますので、ふえたのが158万9,000円が増加になってございます。

それで、学校間でもですね、増減が若干違いまして、木原小学校でいいますと減っているんですけど、これは授業の見直しとか目的地に行くところが変わったりとかがありまして少なくなっております。

反対にふえているところが、美浦中学校でございまして。こちらが173万5,000円ほどふえているんですけど、こちらのふえた原因はですね、やはりバス使うのが、運動クラブがちょっと多いものですから、やはり大会をする会場が変わったりとか、あとは持ち回りで回っているというようなことがありますので、そういうもろもろを試算したところで、520万円というような形になってございます。それで、対前年度でいいますと、平均ですが、1.26、20%の増加というような形になってございます。

今回のですね、利用者負担の国から示してありますのは、試算では時間の運賃が一つございまして。それと走行距離の運賃の設定、それとバス会社のほうが車庫から出るまでの間

に点検をやると。あるいは、車庫に戻ってから点検をやるというところまで含まれておるところの試算になってございますので、当然上がるような形になってございます。ですから、村の平均でいいますと、1.26倍にふえているという形になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方。

山本委員。

○委員（山本一恵君） 予算書の185ページです。小学校のですね、管理費の中で委託料、昨年はなかったんですけども、委託料、清掃委託料というのがあります。これは木原があつて、大谷はなくて、安中には清掃委託料というのがあるんですけども、どこの部分の清掃なのかということをお聞きしたい。今までなかった委託料ですので、教えていただきたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 増尾教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 山本委員のご質問にお答えします。

木原小学校の清掃委託料のところなんですけど、これは通学路、木原小学校から城山の空堀を通りまして、舟子方面におりていくところになってございます。これが、やはり谷部になっていまして、コンクリート舗装してあつて、両サイドが、U字溝が入っているんですけど、谷部になっていまして、大分土砂が詰まっておりますので、それで通学路に水があふれているというようなことがありますので、もうしばらく清掃していないというようなことがありましたので、今回、そこの部分の清掃というようなことで計上させていただきました。

○委員長（山崎幸子君） 山本委員。

○委員（山本一恵君） 済みません、安中小学校のほうはどここの場所になるのでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 増尾教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 済みません、これはちょっと手持ちの資料になかったものですから、後日また報告させていただきます。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の165ページです。款土木費、項都市計画費の都市計画総務費の中の3番住宅リフォーム助成事業費なんですけれども、予算は100万円なんですけど、26年度ですと国土交通省からの予算で50万円は補助になっていると思うんですけど、本年度もこの100万円のうち50万円はその社会資本整備総合交付金と考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 池延都市建設課長。

○都市建設課長（池延政夫君） お答えします。

平成26年度の実績なんですけれども、13名の方が現在利用されておまして、97万6,000円の補助をしております。それで、工事費の対象額がですね、1,781万8,748円になってお

ります。今回100万円のうち2分の1は国の補助金で運営しております。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） この住宅リフォーム助成事業というのは、27年度で4年目になると思うんですけれども、それで導入の最初の年は、村の一般財源100%だったと思うんですけれども、25年度、26年度は、今おっしゃったように国で100分の50補助ということで、27年度も同額になっています。

それで今、課長から説明のあった97万幾らか、13名で、ということなんですけれども、これは、100万円のうち半分が村の財源ですから、つまり、この場合、例えばもう少しふえたことにして、200万円の予算を組んだという場合には、やはり半分の補助、そういった計算はしてもらえるとこの考えでいいのでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 池延都市建設課長。

○都市建設課長（池延政夫君） これ国のですね、防災、安全ですか、その補助でやっておりますので、それは村で、按分のそれはできます。100万円でも200万円でも2分の1は補助の対象になっておりますので。ほかの事業に影響する場合はちょっとね、按分するような形になっておりますので、事業費がもう絶対値が決まっておりますので、県のほうから配分を受けますので、それでやっております。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） といいますと、25年度も26年度も27年度も100万円の予算ということでして、それは需要がその程度におさまっているからかな、前年度実績ということなんですけれども。

「広報みほ」でも、何度も何度も紹介、住宅リフォーム助成制度については周知されていきますけれども、これはさらに周知することによって申請者がふえれば、当然補正予算でこの1.5倍とかいうことも考えられるのでしょうか。それとも、今のところは100万円が上限だから、その範囲内で事業を行うということなののでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 池延都市建設課長。

○都市建設課長（池延政夫君） 前にも質問あるかと思うんですけれども、これは平等にふるまわなきゃいかんということで、今回20万円不足が見込まれたので、20万円補正させていただきます。当然27年度においても、不足が生じた場合は、補正をお願いするような形だと思います。以上です。

○委員長（山崎幸子君） 沼崎委員が出席をいたしました。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 了解しました。

○委員長（山崎幸子君） 増尾教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 先ほどの山本委員の質問の中で、安中小学校の清掃委託のところなんです、これを申し上げます。

廊下の清掃と、廊下のワックスがけになってございます。それを業者に委託するというようなことで、9万8,000円ですか、の計上になってございます。今回初めてやるというようになってございます。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） 225ページでございまして、3番文化財保護事業費369万9,000円、この部分の7の賃金、15埋蔵文化財整理作業員の190万4,000円ですね、こちらの部分なんです、どこかの遺跡なり古墳なりの調査だと思うんですが、どちらにあるもので、何人ぐらいで作業期間を予定しているというところ、そちらを教えてください。

○委員長（山崎幸子君） 堀越生涯学習課長。

○生涯学習課長（堀越文恵君） 文化財保護事業費の埋蔵文化財発掘作業員及び埋蔵文化財整理作業員の賃金の部分についてお答えいたします。

こちらにつきましては、場所といいますか、昨年までは細かく事業ごとに陸平調査、それから、そのほかの部分のもろもろの調査を、別々の事業ごとに計上してまいりました。今回につきましては、こちらに一括で、いろいろな部分の整理の作業ということで、一つのところに一括で載せたほうがいだろうということで、こちらの全て文化財保護になるので、こちらにまとめさせていただいておりますので、前年度と対比しますと多少金額が上がって、ここの部分だけ見ますと上がっていますが、トータル的には変わりないです。

日数でございますが、作業員につきましては、時間900円で6時間の7日で3人ということで見えております。そのほかに、通勤費という相当額の付加賃金をつけております。

整理作業員のほうは、単価が違いまして780円の6時間の3人で、130日。同じく通勤手当相当の付加賃金をつけておりまして、合わせますと、こちらの金額になっておるところでございます。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） ちょっと去年の資料がないんですけども、一括で今回はここへぼこっと入れたということですが、ちょっとその辺を。去年はじゃ、16万円だったか何か……。去年まではそれぞれに、バラバラにあれだったということですか。今回まとめたというのは、ちょっとそこをもう一度ちょっと教えてください。

○委員長（山崎幸子君） 堀越生涯学習課長。

○生涯学習課長（堀越文恵君） 昨年までは、陸平調査事業ということで別事業費として設けておりました部分を、ことしはこちらに上げさせていただいてまして、去年は合わせますと128万円で、ことしがここの部分ですと202万2,000円ということで、合わせたので、多くなっていますが、まとめた関係ですので、変化等はございません。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方。

小泉委員。

○委員（小泉輝忠君） 113ページなんですけれども、ファミリーサポート事業費とあって、昨年度から比べると、昨年度が事業協力者謝礼として、ことしが108万円で、去年は144万円なんですけれども、サポートを受ける子どもが減ってしまったのか、それともまた、サポーターが減ってしまったのか、その辺のことを教えていただきたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） この事業につきましては、会員同士の信頼によって行われる事業でございます。今まで3歳児幼稚園が始まりまして、その辺から実際減ってきたというのが現状でございます。

○委員長（山崎幸子君） 小泉委員。

○委員（小泉輝忠君） サポーターになる人が減ったとかそういうことじゃなくて、子どもさんそのものが、サポートを受ける人が減ってきたんだということですか。

○委員長（山崎幸子君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） そのとおりでございます。

○委員長（山崎幸子君） 小泉委員。

○委員（小泉輝忠君） 了解いたしました。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） それでは、81ページ総務費の3項戸籍住民基本台帳費の中の委託料で、保守点検委託料、61で住基ネットタッチパネル保守料というのが3,000円提示され…、81ページです、済みません。ごめんなさい、81ページ。申しわけございません。ちょっと不調のため、マスクをしての質問で本当にご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いたします。

81ページの13委託料の61住基ネットタッチパネル保守料が3,000円という、保守料で3,000円というのはなかなか見ないんですけれども、この保守料はどういう保守料なのか教えていただきたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 武田住民課長。

○住民課長（武田すみ江君） ただいまの林委員のご質問にお答えいたします。

この3,000円についてですけれども、住基ネットタッチパネルの導入というのが28年の1月からということで、月数でいうと3カ月分、27年度でいいますと3カ月分が当たってまして、パネルの保守ということで、月の単価が800円、3カ月で、あと消費税分を入れた2,592円が今回の保守料の金額となっております。以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） ちょっとタッチパネルというのは、そうしましたら一般住民が住民課で利用するようなものではなく、担当部署内で利用するタッチパネルということで理

解してよろしいでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 武田住民課長。

○住民課長（武田すみ江君） タッチパネルにつきましては、28年の1月から個人番号カードの交付が始まります。そのときに、交付する際に住民の方に暗証番号等を入力していただく際に使うものでございます。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） マイナンバー制度が、27年の秋からということで伺っておりまして、それとリンクする内容のものなんですかね。

○委員長（山崎幸子君） 武田住民課長。

○住民課長（武田すみ江君） そうですね、先行しまして27年の10月から、まず番号通知が始まりまして、その後、申請に基づいて28年の1月からは申請に基づいた順に、個人番号カードの交付が始まるということでございます。以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解いたしました。ちょっとイメージが湧かなかったものですから、こちらはどのようなものなのか、今後は広報紙等で周知をするようになるのかと思いますが、どういったものなのか、もし写真がございましたら提示いただけたらありがたいなというふうに思います。

それと、その下ですね、電算処理委託料、住民基本台帳カード発行委託料というのが13万6,000円ありますけれども、カード発行を委託するんですね。どちらに委託するのか教えていただきたいと思えます。

○委員長（山崎幸子君） 武田住民課長。

○住民課長（武田すみ江君） このカード発行委託料につきましては、地方公共団体システム機構のほうで委託して行っております。

この番号カード発行についても、同じところで発行するような形になります。

それで今回は、12月までは今まで交付しています住民基本台帳カードの発行がありまして、年末をもって交付は終わります。それで、来年の1月からは、それにかわって個人番号カードの交付が始まるということになっております。以上です。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解をいたしました。それは移行にかかわることなんですけれども、そうしますと、その次の使用料及び賃借料で住基ネットシステム関連機器リース料とあるんですけれども、このタッチパネル自体がリースなのか買い取りなのか教えていただきたいと思えます。

○委員長（山崎幸子君） 武田住民課長。

○住民課長（武田すみ江君） 住基ネットタッチパネルに関しましては、同じ備品購入費ということで、今回買い取りという形で、12万7,440円を計上させていただいております。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解いたしました。18番の備品購入費の機械器具費の12万8,000円、これがタッチパネルの購入費ということのご説明だったかと思います。

そうしましたら、申しわけございませんが、関連でリース料が発生している機器はどういうものか教えていただきたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 武田住民課長。

○住民課長（武田すみ江君） この住基ネットにつきましては、今のところ県と市町村が共同で立ち上げているシステムで、今のところ住基ネットを通して全国共通で使われるようになっておりまして、今、住民票でいいますと、自分の住所地でなくてもよそのところの市町村に行って、本籍の入っていないものの住民票でしたらどこでも、住基ネットを使って取れるような形となっております。

それでその部分を、前からですけれども借り受けて、リース料という形で25年の2月にちょっと切りかえがありまして、入札によって新しい業者と契約してやっておるところでございます。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解いたしました。ということは、このリース料というのは、今後も生きていきますよね、全国ですのですね。

○委員長（山崎幸子君） 武田住民課長。

○住民課長（武田すみ江君） 今後も継続して使用していくようになります。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解いたしました。新制度導入、全国もすごくありがたいことですので、ありがとうございます。

それとこのタッチパネル方式、本当に住民の方が利用しやすいような、また、わかりやすいような周知方法と、利用説明のほうのご努力をお願いいたしまして、質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○委員長（山崎幸子君） 石川委員。

○委員（石川 修君） それではですね、予算書の53ページ、総務費の財産管理費で、使用料及び賃借料ということで、賃借料、土地借上料35万4,000円、これは何年か前に私、聞いた記憶があるんですけども、それに関連しましてですね、149ページの農業総務費で120万9,000円、それからページ241ページの光と風の丘公園管理費で、土地借上料522万3,000円を計上していますけれども、地主さんは何件あるのか、これをちょっと教えてほしいんですけど。

○委員長（山崎幸子君） 松葉総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけれども、総務課のほうでの土地借上料35万4,000円ということなんですけれども、こちらはですね、役場職員の駐車場として、

保健センターの裏手側に土地をお借りしております。2,722平方メートルで、平米当たり130円でお借りしております。その分の土地借上料となっております。

〔「地主」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（松葉博昭君） 済みません、それから、地主さんは1件だけです。お一人だけです。以上です。

○委員長（山崎幸子君） 中澤経済課長。

○経済課長（中澤真一君） 予算書案の149ページ、土地借上料でございますが、これにつきましては、木原城址城山公園の土地借上料でございます。

地主は23名、平米50円で1万6,858平方メートルを借りております。

あわせまして、木原共有地がございます、これにつきましては、当初の契約、話し合いの中で平米15円、2万4,110平方メートルを借り入れております。以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 堀越生涯学習課長。

○生涯学習課長（堀越文恵君） 241ページ、光と風の丘公園管理費の土地借上料でございますが、4名の地主さんで、単価が130円でございます。

○委員長（山崎幸子君） 平米数をお願いします。

○生涯学習課長（堀越文恵君） ちょっと足し算していないので一つずつ、よろしく、ちょっとお待ちください。

○委員長（山崎幸子君） 石川委員。

○委員（石川 修君） それではですね、その平米数は後でお聞きしますけれども、これは契約書を交わしての借上料だと思うんですけれども、それぞれ契約年数は何年になっていきますか。

○委員長（山崎幸子君） 中澤経済課長。

○経済課長（中澤真一君） 経済課、城山公園土地借り上げにつきましては、3年契約で更新してきております。

○委員長（山崎幸子君） 松葉総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） 総務課のほうは、昨年契約更新しまして、5年間ということをお願いしてございます。以上です。

○委員長（山崎幸子君） 堀越生涯学習課長。

○生涯学習課長（堀越文恵君） 失礼いたしました。先ほど、合計額が4万2,936平方メートルとなっております。4万2,936平方メートルです。

契約のほうは、平成22年から20年間ということで、平成42年の3月末まででございます。

3名が同じ形なんですけど、1名につきましては5年契約ということで、今回25年の10月で更新をしまして、30年の9月末ということで、こちらにつきましては、その5年の方につきましては、公園の賃借物件は、建築物の築造及び造成は行わないということの条件つきで、そういう形で5年契約でお借りしております。以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 石川委員。

○委員（石川 修君） ありがとうございます。契約するときにはですね、地価の単価もかなり以前から比べると下がっていますよね。その下がったことも加味して契約をしているのか。それともう一つ、買い上げについての交渉はなかったのか、その辺をそれぞれお伺いしたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 松葉総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問で、確かに5年間というスパンを見ますと、土地の価値とかは変わってくると思いますけれども、今回の場合は5年前とさほど、多分変わらない、評価額をちょっと検討しまして、ほとんど変わっていませんでしたので、お互いその中で妥協していただいて、今回も同じことをお願いしますということで、今回お話をさせていただきました。以上です。

○委員長（山崎幸子君） 中澤経済課長。

○経済課長（中澤真一君） 経済課の担当します木原城山公園の借地につきましては、当初より、地域との地区公園でございます。地域との話し合いの契約の中で、通常の賃貸借料よりかなり低い額で協議が整い、借り上げております。今のところ継続的に借り上げる予定で、用地買収等の交渉はしておりません。以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 堀越生涯学習課長に申し上げます。もう少し挙手の手を上に挙げていただいて、ちょっとここから見えづらいものですので。

堀越生涯学習課長。

○生涯学習課長（堀越文恵君） 失礼しました。うちのほうでは、3名の方については、平成22年のときですので、ちょっと調べてみないとちょっとわからないんですけども、一人の方、平成25年に更新した方については、売らないというようなことで、そういう条件つきなので、単価も安くてもいいよということでお貸しいただいている状況でございます。

○委員長（山崎幸子君） 石川委員。

○委員（石川 修君） こうやってみますとですね、大体、城山については3年契約ですよ。それから駐車場については5年契約、それから光と風の丘公園については、1名の方が5年契約ということでありまして、そのほかの人は20年間というような、これはかなり長いですね、これは。

これ毎年、私あれを見ているんですけども、522万3,000円、光と風の丘公園ができてからかなりもう年数がたっていますから、その辺の見直しはやっぱり、担当課長は3年から5年でかわっちゃいますけれども、地主さんは当然かわりません、これ。それで、例えばですね、地主さんの問題で、贈与とかそういうことも多分絡んでくる時期があると思うんですよね。そういうときに問題が起きたり何かするので、できればこれはですね、契約期間が来たときには見直しをしてですね、なるべく買い上げしたらどうかなという思いでいるんですけども、光と風の丘公園については、毎年522万3,000円、これはしばらく続き

ますよ、これ。そうしますと、単純に計算したってかなりの金額になりますよね。

今、地価単価はかなり下がっていますから、その辺のことを考えると、平米130円が妥当かその辺は、私は不動産鑑定士じゃないですからわかりませんが、その辺のことを、村長、どういうふうな考えか、村長にお伺いしたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 中島村長。

○村長（中島 栄君） 借上料も長年続けていくと、買ったほうが安いというようなことにもなるかと思えます。今の地価単価も含めてですね、地主さんのほうと協議をして、年間の借上料を少し調整していただくとか、そして、先ほどね、土地は売らないと言う人がいたそうでございますけれども、その辺、世代がかわれば少し変わる可能性もあるかもしれませんので、それは地主さんのほうと調整をさせていただいて、今の美浦村の評価額を提示しながら、相手がどのようにね、応じてくれるかも含めてですね、地主さんと協議をしたほうがいいのかというふうには思います。

光と風の丘公園のところはちょっと、私もよく、はっきりとはわからないんですが、何か阿見町のほうの方も持っておられるというふうな話も聞いたような経緯がありますので、その辺も含めてですね、地権者の方と調整をしながら、現在の美浦村の地価の評価を示しながらね、借上料プラス村のほうに譲っていただけるのであれば、なるべく取得したほうが、年間のいろいろな経費が削減をされていくだろうというふうに思いますので、ぜひ管財のほうを調べて、調整をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（山崎幸子君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 先ほど来からですね、財政難ですよ、収入も大変ですよという話があったので、このまま20年余りの契約をこのまま置いていいのかということもありましたので、何年か前に質問しましたが、こうしてまた再度質問させていただいたわけでありまして、管財とも協議をしながらですね、速やかにその辺の交渉はしてほしい、これを要望して終わります。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） ページ16、17ページでございます。13款の使用料及び手数料の部分の右側のページの17ページの1節幼稚園使用料、11番幼稚園保育料（滞納繰越分）1,000円、これは毎年毎年継続しているかどうかかわからないですけれど、1年ごとに延滞すれば、翌年繰り越しになるんでしょうけれども、23年度の予算書からずっと1,000円、1,000円で来ているんですが、同じ人間かどうかかわからないです。その人が払っているのかどうかかわからないんですが、これはどういう種類のものなのかと、何かそれに対して善処されているのかどうかをお聞かせください。

○委員長（山崎幸子君） 増尾教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 今の幼稚園保育料の滞納繰越分というような

ところのご説明を申し上げます。

こちらは、現年度の方がですね、年度がかわって過年度になったときに納めていただくところが、項目がないと受け入れできませんので、そのための科目設定というような形で1,000円だけ計上しているというようなことになっております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 勉強不足でした。ありがとうございます。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございせんか。

飯田委員。

○委員（飯田洋司君） まず初めに、補助金の件、区長会、いきいき助成金、ボランティア、金額を入れてもらひまして、まことにありがとうございます。

予算書の63ページ、上の段の19節で負担金補助及び交付金、これは国で決められた金額だと思ひうんですけれども、これの653万6,000円の根拠になるもの、村の人口数で割ったものなのかどうなのかちょっと教えていただけたらと思ひます。

○委員長（山崎幸子君） 石橋企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） お答え申し上げます。

ただいまの負担金につきましては、地方公共団体情報システム機構からの負担金ということで、国側からの金額でございます。

○委員長（山崎幸子君） 飯田委員。

○委員（飯田洋司君） 28年度からマイナンバー入ってきますけれども、先ほど言ったように住基ネットタッチパネル保守料3,000円ですか、いろいろな部分で計上されてきております。これは各課ごとに配分されていると思ひうんですけれども、マイナンバーに係るサービス料、委託料、システム使用料、それ全部、ちょっと各課で分かれちゃっているけれども、トータルでマイナンバーに係るものを出せば出してほしいなと思ひうんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 石橋企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） マイナンバーに係る委託料としましては、上の部分の13節委託料の5業務委託料の部分で、18の障がい福祉システム改修委託料から、25の保育・学童保育システム改修委託料までが、まず委託料として上がっているところでございます。そこがマイナンバー関係の部分でございます。

それで、この負担金につきましては、中間サーバ・プラットフォームの利用に係る負担金ということでございます。

○委員長（山崎幸子君） 飯田委員。

○委員（飯田洋司君） このマイナンバーのシステム自体はわかるんですけれども、当然システムだけではなくて、サービス料とかほかの部分でのサービス料みたいなものがかか

と思うんですけれども、そういう部分でこのシステム料だけではないと思うんですよね。そこら辺の詳細というのにも出るのかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 石橋企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまですね、ここに手持ちがございませんので、ちょっと下で調べてからご報告させていただきたいと思います。ちょっとお時間をいただかないと、どれだけ上がるかというのがちょっとありますので、よろしくお願いします。

○委員長（山崎幸子君） 飯田委員。

○委員（飯田洋司君） 2日、3日、4日でも構いませんので、よろしくお願いします。

もう一つですね、いばらきブロードバンドで、いろいろこれから国のほうからもシステム等がいろいろおりて来るんですけれども、そこら辺のところの統合じゃないけれども、いばらきブロードバンドの負担金をやめるとかというのは考えると、ちょっとこれは県からおりてきたものなら無理なのかな。どうでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいまのご質問でございますけれども、自治体クラウド事業の中でですね、県の中にそういう形で美浦村も入ってございますので、それを抜けてしまうというのは、ちょっと難しいのかなと考えてございます。

あと、ただいまお話の中で、委託料という形で63ページですね。自治体クラウド導入事業費といった中で、ここで委託料という形でシステム改修委託料を組んでございますのは、マイナンバー制に係るシステムを改修するための委託という形です。

あと、そのほかに載ってございます各課でクラウドという形で入れてあるものは、クラウド全体の移行という形を考えてございまして、ここでの中身については、マイナンバー制移行へのクラウドシステム化推進というような形での考えでここに入れ込んだものでございますので、そういうことをご理解いただきたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方。

林委員。

○委員（林 昌子君） それではですね、今の飯田委員の続きなんでございますが、19節の負担金補助及び交付金で653万6,000円が、社会保障・税番号制度負担金ということで計上されておりますけれども、歳入のほうがですね、18、19ページの款14国庫支出金のほうで18、19ページ、1目総務費国庫補助金のほうで、社会保障・税番号制度システム整備費補助金が754万円の計上をされております。ですので、この補助金の割合とですね、あと社会保障・税番号制度負担金で、どこに負担されているのか、ちょっと内訳を教えてくださいたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 石橋企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまのですね、負担金補助及び交付金のほうの負担金につきましては、先ほども言いましたとおり中間サーバ・プラットフォームの利用に係る

負担金を、地方公共団体情報システム機構のほうへ、負担金としてお支払いをするものでございます。

歳入につきましてはですね、歳入については、下でちょっと調べてご連絡します。申しわけございません。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） じゃ、後ほどということですので、そのとき、あわせて負担補助率もあわせて教えていただきたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） それでは、質疑の途中ではございますが、ここで暫時休憩いたします。2時10分再開いたします。

午後1時55分休憩

午後2時12分開議

○委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

石橋企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまですね、飯田委員からご質問のございましたマイナンバー制についての経費の件でございますが、ただいま皆様のお手元にお配りしたとおりでございます。

それを見ますと、先ほど申しましたとおり、委託料のところ、18番の障がい福祉システム改修委託料から25の保育・学童保育システム改修委託料が載っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 松葉総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） それでは、私のほうからは歳入のところで、国庫支出金が社会保障税番号制度システム整備費補助金754万円、それから63ページの歳出で、負担金補助及び交付金で同じく653万6,000円ということになっておりますけれども、この支払いの方法はですね、今回のクラウド事業をマイナンバー制度の関連で進める上で、国への負担金ということで653万6,000円を一端国のほうに納入する、負担をするということでシステムを整備する事業として、その一旦納入した中から、国のほうで逆に整備費として補助金で754万円を交付するというようになっております。

これは10分の10ですので、このまま単純に来ておりますけれども、ここで100万4,000円の差額が出ますけれども、これは27年度から、美浦村のシステムが茨城計算センターIACにかわりますので、茨城計算センターがクラウド事業、マイナンバー制度を進めていく上での整備事業費も含まれた額でプラスになっている額となっております。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解いたしました。細かくご説明ありがとうございました。

国からの補助は10分の10ということで、一旦村から支出をし、後で国から補助が来て、その100万4,000円分を茨城計算センターとか、そちらの予算のほうに充てるということでございますね。

そうしましたら、その茨城計算センターの委託料というか、そちらのほうもこの負担金、社会保障・税番号制度負担金として支出するような予定になろうかと思いますが、それはいつ、どのような段階で出てくるものでしょうか、積算の時期というのは。予算には出てこないんですね、後ほどなので、ですかね。

○委員長（山崎幸子君） 石橋企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまのご質問ですけれども、行政情報化推進事業費ということで、クラウド事業とあわせて庁内のシステム改修が行われまして、昨年9月の定例議会のときだと思っておりますけれども、そこで債務負担行為等をお願いしてございます。

それで、新年度になりまして、今、審議をさせていただいておりますが、行政情報化推進事業費の中にございます使用料及び賃借料、委託料等々もございますので、そちらのほうでも支払いが発生してくるというようなことでございます。以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 支払いが発生することは理解するのですが、その委託料としてこの名前で、社会保障・税番号制度負担金という名前では出てこないんですねという話なんですけれども、その点はいかがですか。

結局、歳入歳出が合わなくなりますよね。でも、その制度の。

○委員長（山崎幸子君） 石橋企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまのご質問ですね。済みません、業務委託料の中にIACの業務委託料、ここ18から25まで書かれてございます。その中に含まれます。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） わかりました。使用、歳出のほうのネーミングと、また歳入で、そういう名前で補助は来ているけれども、その委託料として、業務委託料として支出する分は、特別この制度の負担金という科目ではなく、その委託料の中に含まれるということで特化して、そのネーミングは使う必要はないという仕組みということですね。

あ、ごめんなさい、わからないかな。

○委員長（山崎幸子君） 石橋企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） 改めてですね、補助金とか負担金とかという部分で支出はしてございません。よろしく申し上げます。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方は。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） 51ページになります。13番の委託料ですね。一番上のほうから4段目のところですか。13番の委託料64万8,000円、法制執務支援業務委託料という部分なんですけど、ちょっと私、見落としていたらなんですけど、ちょっと数年前までさかのぼると、これは初めて出てきたような気がしたものですから、ちょっと説明していただければと思います。

○委員長（山崎幸子君） 松葉総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけれども、法制執務支援業務委託料、これはですね、毎回国のほうから法の改正などの情報が入ってきます。その情報に従って、うちのほうで委託をしておりますぎょうせいのところとの連携をもちまして、毎月その手直しする分の支援をいただくということで、その手直しする分の委託を、委託料として上げてございます。

これは基本的には、契約上はですね、月36件までということで契約しております。月5万円×12カ月ということで契約をしております。その都度、国のほうの法改正が多岐にわたっていますけれども、毎月毎月たくさんあるわけではないので、その辺はばらつきはございますけれども、年間約36件までということで、以内でおさまるよというということで、今回ずっと法制執務委託料ということで業務委託をしているものでございます。以上です。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） これは、じゃ、今までもこういう形で出ていたということですかね。ちょっと私は見落とししたのか何なんですけれども。その都度その都度1年ごと1年ごと出ていたということでしょうか。何かちょっと見覚えがなかったものですから、あれ、と思ったんですが、何か名前を変えて出たとか。

○委員長（山崎幸子君） 松葉総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですが、これにつきましては、データ化の中で処理するようになってからなんですけれども、実際に国からの改正情報というのがかなり、毎月毎月来ていまして、それが27年度から、業務のほうはぎょうせいのほうから回ってくるので、一緒にその改正を支援して、全部なかなか、つくったものの確認とかもちょうと非常に厳しいところがありまして、ことし27年度から正式にですね、この契約の業務委託料というのを結ばせていただきました。以上です。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） じゃ、新たに結んだということは、初めて出てきたということでよろしいですか。この予算的なものとか、この項目のこの法制云々というのは。

○委員長（山崎幸子君） 松葉総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） 負担的にはですね、今回出させていただいたものが初めてになります。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方。

坂本委員。

○委員（坂本一夫君） 一つ教えていただきたいんですが、ページ163ページ。橋梁維持補修事業費として3,564万8,000円計上させていただいているわけなんですけど、ことし3,100万円。去年は余郷入干拓をやりましょうということでやっていただいたと思うんですよ。昨年のお話では、村内に15カ所あるということなんですけど、15カ所は結構ですから、ことしはどこをやるのかをちょっと教えていただきたいということです。

○委員長（山崎幸子君） 池延都市建設課長。

○都市建設課長（池延政夫君） 去年はですね、工事費200万円上げてあったんですけども、委託料に合わせまして400万円、そちらに合わせまして26年度は委託業務に、設計料に充てました。ことし工事費で3,100万円予定しております。場所はですね、余郷入干拓の中央導水路の法城橋です。もう一つが、美浦中央跨道橋の2カ所を予定しております。

あわせて、来年度やる橋梁の補修として設計委託料で464万8,000円計上させていただいています。場所につきましては、やはり余郷入中央排水路の共栄橋と稔橋というところ2カ所、予定しております。以上です。

○委員長（山崎幸子君） 坂本委員。

○委員（坂本一夫君） ありがとうございます。ことしが2カ所で、来年も2カ所。はい、わかりました。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） 65ページです。交通安全対策事業費ですね。ここのですね、65ページです。2の交通安全対策事業費199万6,000円、ここの部分に高齢者運転免許自主返納支援事業費というのが去年までは、25年度26年度と10万円前後で組んであったようなんですが、期限切れなのか、ちょっと今回出てきていないので、よく、ちまたでは高齢者75歳以上になったら、毎年毎年教習所に行って、認知症うんたらなんて受けるんですけど、これがないという部分が1件。

27年以降、もし何か名前を変えてどこかに出てくるのであれば、ちょっと私の予算書の見落としというか勉強不足ということでご容赦ください。

同じ65ページのやっぱり同じこれです。交通安全対策事業費の中に、報償費17万9,000円、1報奨金で8万8,000円、3事業協力者謝礼9万1,000円。これは去年の予算書だと、事業協力者謝礼として6万3,000円であったんですけども、「交通安全対策協議会委員」という名前が去年出ていたような気がしたんですが、これは名前をかえたのかどうなのか、この2件でございます。

○委員長（山崎幸子君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） 高齢者運転免許自主返納支援事業費ですね、こちらにつきましては、27年度からはですね、こちらに関しては交通安全対策事業費ということで考

えまして、こちらのほうのですね、先ほど塚本委員からご指摘ありましたように、報償費の中の報奨金8万8,000円、こちらが高齢者運転免許自主返納支援事業費から、こちらにですね、組み替えをさせていただいたところでございます。予算額については同じでございます。

それからですね、事業協力者謝礼、これにつきましては、ちょっと待ってください。

今年度ですね、26年度につきましても、9万1,000円。こちらにつきましては、交通安全母の会というものがあまして、こちらが、キャンペーンとか朝の立哨指導等に出てきてくれたときに700円ということで謝礼を出しております。こちらが延べですね、130人ということで、26年度そして27年度に関しても同じ金額9万1,000円を計上しております。以上です。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） ありがとうございます。じゃ、あくまでも高齢者の免許証自主返納に関しては、報奨金ということで、そちらの名前、項目が変わったということでいいわけですね、今おっしゃったように。

○委員長（山崎幸子君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） ちょっと待ってくださいね。済みません。

26年度に関してもですね、報償費ということで高齢者運転免許自主返納支援事業費の中で、報奨金ということで上げさせていただいております。以上です。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） うちのばあ様のお世話になっての間行ったですから。

それはいいんですが、ちなみにこれって、ある程度人数的にどれくらいとか見込んで、幾らとか見込んでいるのでしょうか。よくデマンドとか何かいろいろその話、去年だかされてたような、もしした場合には、デマンド、割引云々じゃないですけども、クーポンじゃないな、何かそんな話もありましたけれども、それはいいんですが、ちなみに何人とか云々って見込みですね。

○委員長（山崎幸子君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） こちらはですね、デマンドタクシーの回数券とですね、登録料、こちらをですね、8名ずつを見込んでいるところでございます。ちなみにですね、本年度に関しましては、回数券が3名、登録料が2名という。登録している方が1人、こちらで返納したということで回数券が3名分、登録料が2名分ということで支出をしております。

回数券につきましては9,000円、登録料については2,000円ということでございます。以上です。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の155ページです。

商工費、商工振興費のうちの2商工振興事業費で、10の補助金で1、6、8、9とあって、9番目のチャレンジアップ美浦補助金というやつなんですけれども、これは今、商工会がやっているチャレンジショップとはまるっきり関係ない補助金なのでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 中澤経済課長。

○経済課長（中澤真一君） ただいまのご質問ですが、これにつきましては、今やっているやつではなくて、昨年ですか採択になりました、名称が、あれっ、何といったんでしたっけ。

商工会女性部より、公募型の地場産品を使った新しい新商品開発の採用になった補助金の2年目の補助金でございます。内容としては、米粉を利用したお菓子の試作販売等でございます。

○委員長（山崎幸子君） 増尾経済建設部長。

○経済建設部長（増尾嘉一君） チャレンジアップ美浦補助金なんですけれども、今、課長が話しましたように、商工会の婦人部が取り組んでいる事業です。昨年度からで、ことが2年目ということでやってもらっておりまして、今は経済課のほうでは物産館の建設等も考えておりますので、その中の特産品の一つとして新しいそういう商品も開発してもらえないだろうかというようなことも含めまして、商工会の婦人部のほうに昨年度から補助金として流しておりまして、そういう検討であるとかをしてもらっている事業です。チャレンジショップもその一つです。事業の中の一つとして、この補助金の中から経費は出ております。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） 経済建設部長がお話されたので。

59ページでございます。企業誘致の、59ページの8番、企業誘致事業費17万円、こちらなんですけど、ここ直近5年ぐらい見ていくとですね、大体20ウン万円とか去年が16万円なんですけど、24年度のときに43万円の予算を組んで、決算的には63万円ぐらいかかっているんですね。不動産鑑定ですとか、あとパンフレット関係の印刷製本代としてとっています。

去年もちょっと私、一般質問なんかさせていただいたときに、去年は1年に1社を目標にしてやっていきたいよというようなお話でございました。ちょうど答弁は部長だったと思うんですけども。

ただ、これは26年度も16万円、今年度予算17万円というのと、実際に24年度に動いたときに63万円かけたというときは、ある程度いろいろ準備的なものがあったと思うんですけど、今この16万円であるとか、27年度の17万円というものは、昨年度の1年1社、目標だよということではございましたけれども、自分から踏み込んで、おしっ、売ったるぞ、誘致するぞ、という意気込みが、あんまりちょっと申しわけないんですけど、どうなんでしょうか

なというふうに思うんです。

逆にもうこっちからアクションかけて、予算とってもいいんじゃないでしょうかという、そんな質問なんですけれども。

○委員長（山崎幸子君） 増尾経済建設部長。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 塚本委員の1年で最低1社というお話ありましたけれども、昨年の自分の答弁の中でもそういう話多分したかと思えますし、あと、昨年つくった村の総合計画の中でも数値目標として年に1社は誘致をしたいということで数字を上げております。

それで、26年度の実績をちょっと申し上げたいんですけれども、これは新規ではありませんから、企業誘致として果たしてこれ実績として申し上げていいかどうかということはあるんですけれども、一つはですね、美浦ハイテクファームのパプリカの養液栽培の施設、これが昨年6月に工事を着手しております。

それからですね、これは居抜きで美浦村から移転してしまった後の工場に入ってきた件なんですけれども、住友ベークライト、ワイテックスの跡ですね。これが株式会社諸岡が昨年入ってきております。それから、これも出てしまった跡に入ってきた件なんですけれども、花王の研修所のほうに、株式会社タナカが入ってきているというようなこともあります。それから、村外への工場の転出を、村内にとどまってもらった例としては、ユニフードの美浦の第2工場が昨年の11月に竣工をしております。

それとあと、まだ決定にはなっていないんですけれども、製造工場ではないんですけれども、民間の商業施設も企業として見てもらえるとするのであれば、地区計画の中に、現在のところ3店ほど立地をするということで協議を進めているということがございます。

それから、これは増設なんですけれども、株式会社トーヤクが昨年6月から増築工事に着手をしているというようなことで、阿見町さんの雪印メグミルクみたいな、非常に華々しく大きな企業が来るということではないんですけれども、地道に企業誘致を進めているということでございます。

それから、企業誘致の取り組みなんですけれども、これも今回の全協の中で説明をさせていただきました。新しく条例を2本ほどつくりまして企業誘致の環境を整えるというようなことで、企業誘致に関する条例をこれまでのものを整理させていただいて、より企業誘致が進められるような条例にしたということもしております。

特に、美浦村企業誘致条例のほうにつきましては、企業誘致のための環境整備も村としてできますよという内容を盛り込みました。これは美浦村の特徴として工業団地がないという中で、企業が立地する際には、非常にその点が苦勞しております。企業が出たいといの中で、初めて土地の交渉をして、さらにその文化財の調査とかそういうことをして工場を誘致するというやり方を、美浦村としてこれまでやっているんですけれども、なかなか、きちっと工業団地としてすぐにでも出られるような状況のところがいっぱい周辺にある中

で、美浦村がそういうことで出るのであれば村は協力しますよというやり方では、なかなか今は難しいということですので、ただ、それにしましても、村の財政状況を考えると、先行投資として工業団地を今さらつくるということもできませんので、そういう中で何ができるかということになると、そういう環境整備のほうをきちっと村で仕上げますよということを、条例の中にきちとうたうと。そういうことも誘致の一つの大きな武器として、企業のほうに宣伝をしていくということで企業誘致を進めませんと、なかなか具体的に企業として村に出るためのメリットって何ですかと聞かれたとき、なかなか説明ができなかった部分もありますので、そこを条例としてきちっと定めたということで、少しは企業誘致、そういうことを聞かれた際にも説明しやすくなるのかなということを考えております。

それから、積極的にもうちょっと打って出たらどうだという話だと思うんですけども、ことし17万円の予算しかあってありませんけれども。今申し上げた企業の進出のための環境整備の条例を今度制定しましたので、実際にですね、企業が出るよということになったときには、恐らく何千万単位での村の支出がこの先出てくると思います。環境整備をしてあげると、条件整備をしてあげるという中では、当初予算には17万円しか上げてありませんけれども、そういうことで具体的に企業が進出した際には、恐らく何千万単位での村の支出も出てくると思いますので、その際には補正予算と。具体的にそういう話が決まった際には、補正予算ということになってまいりますので、その節はよろしくをお願いしたいと思います。

いずれにしても一所懸命企業誘致を頑張っていくしますのでよろしくをお願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 村長とかも工業クラブ等々で、さっきの話じゃないですけども、T Iさんのあれがかなり村に影響力があるんですよということですけども、私らも一般会議で工業クラブさんとやったとき、T Iさん、会津若松市のほうにある会社は非常に補助金でも何でもすごいんだよと。この間も賀詞交換会のときなんかも、工場長さんの芳村さんなんかと話をしたら、いやあもうあちはいいですよと、いかにもうまく、これ鎌かけるんじゃないのと言われるくらいに話をしてきたんですけども。

やはり工業団地内というそのあれはわかりますので、ここに地べたがあれば、じゃ、そこへ持ってきて会社云々という話、すぐできるんでしょうが。そういうのは美浦村にはないですから、17万円のこの予算の中で、アグレッシブに攻めようというのはちょっと難しいところですけども、ソフト面でいろいろな条例を今回出していますので、頑張ってひとつその辺はお願いできればなと考えます。

○委員長（山崎幸子君） 増尾経済建設部長。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 会津若松市の例が今、出されましたけれども、今回の条例を制定するに当たって、会津若松市の条例を見比べました。それで、今回出している条例は、会津若松市のものより企業にとっては有利なような条件になっています。決して美

浦村のほうの条例が会津若松市に負けているということではありませんので、ちょっと申し上げておきたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方。

武田住民課長。

○住民課長（武田すみ江君） 済みません、先ほど林委員のご質問で、住基カードの発行委託先について、私、「地方公共団体システム機構」と申し上げてしまいましたが、正しくは「地方公共団体情報システム機構」で、「情報」が漏れておりましたので訂正させていただきます。

失礼いたしました。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 予算書の207ページ、教育費の幼稚園費でございますが、3番の幼稚園運営費1,922万4,000円の計上をされておまして、昨年よりも多少ふえておまして、昨年在1,865万8,000円でしたのでね。

その中で、報酬の中で一般職非常勤職員報酬の中の16 障がい児等介助員がですね、多分昨年在258万6,000円で、27年度が337万4,000円ということで金額がふえているんですけども、これは介助の必要なお子様が増えるということでの増額であるかということを確認をさせていただきます。あと、人数等を教えていただけたらと思います。

○委員長（山崎幸子君） 小泉幼稚園長。

○幼稚園長（小泉俊子君） ただいまの林委員のご質問にお答えしたいと思います。

平成26年度、今年度は、4名の障がいをお持ちのお子さんをお預かりしておまして、介助を必要とする園児が入園していましたが、平成27年度は5名となる予定で、そのための介助員1名の増をお願いしております。

内訳なんですけれども、5歳児に1名、4歳児に2名、3歳児に2名という、5名の介助を必要とするお子様を来年度はお預かりする予定でおります。よろしくお願いたします。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） そうですね。職員の中でこの5名ほどの介助員というのはだんだん割合が多いほうかなと思うんですが、その中で日常の教育をしていくのは大変かと思いますが、ぜひ障がい者のお子様へのケアのほうも、今後もしっかりと介助員をつけた事業を継続されることを要望をさせていただきます。

その後ですね、8番の報償費の講師謝礼が、昨年は6万円で、27年度は8万5,000円という計上ですが、この事業を何かふやすのか、講師の方がかわるのか、その内訳を教えてくださいたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 小泉幼稚園長。

○幼稚園長（小泉俊子君） ただいまのご質問です。講師謝礼ということで、8万5,000

円の計上をさせていただいております。この事業なんですけれども、体育講師として、村内にいらっしゃいます講師を及びいたしまして、年に5回ほど園児が体育のほうの体育教室と命名していきまして、体育のほうをお世話になっている状況であります。

昨年度までは、5万円ということで謝礼金だったんですけれども、近隣町村上げていただいているというような講師からの要望がありまして、講師といっても、1名プラス補助で2名の方に来ていただいております。そのため近隣町村に合わせての増額になっております。よろしくお願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解しました。この増額は、そうですね。講師の方の依頼があって、近隣と合わせて増額したということなんですけれども、この体育教室が行われている時間帯は何時から何時まででございましょうか。

○委員長（山崎幸子君） 小泉幼稚園長。

○幼稚園長（小泉俊子君） 午前中の9時45分から12時ぐらいまでの間の時間で、年中・年長と2学年のクラスなんですけれども、5クラスをお願いしております。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解いたしました。ということは、事業内でやっているということなんですけれども、そうですね、私立の幼稚園であれば、意外と授業外、放課後の時間を使っていろいろな体育教室だとか学研の、公文ですとかいろいろな、そういうダンス教室ですとかそういうのを、そういう方への場所の提供をしているのが、結構私立のほうではあるんですけれども、私は、それも一つ魅力なのかなと思っているんですね。

公立幼稚園はどうしても利害関係、企業との癒着とか、あと、あっせんすること自体、余りよく思われないのでね、そういうことができないでいるんでしょうが、今後、制度が移行してね、認定こども園とかいろいろ利用し、今後保育料の改定もありまして、美浦幼稚園独自でいろいろな魅力づくりということを考えると、課外授業というんですか、そのレッスン会場の提供というんですかね、何かそういうことも今後検討していく必要があるのではないかとちょっと提案をさせていただくんですが。

私の経験上、結構体育、ある程度、その教員の中でそういう技能のある方、運動関係得意な方で、ある程度の習得、マット運動だとか跳び箱だとか、ある程度のことは教職員の技量の中でできることもあるのかなという気はするんですね。

確かにその講師を招いてやっていくことは、より専門的で運動能力も開発されて、いい事業であると思うんですが、その事業内の中でやるその習得、技術的なものと、要望される方のレッスンのようなものと、また分けてやってもいいような気がするんですけれども、今後の美浦幼稚園の考え方というんですかね、そういうこと、今言ってもなかなか難しいかもしれませんが、そういうことも考えていく必要があるように思うのと、その事業の中でこれだけ、その講師の方を呼んで、やっていくというやり方は、今後も続くと考えている

のかちょっとお尋ねをさせていただきます。

○委員長（山崎幸子君） 小泉幼稚園長。

○幼稚園長（小泉俊子君） 午前中のこの体操教室を開いて、公立幼稚園としてやっているわけなんですけれども、教師の中には体操得意な教師もおりますし、それを並行に、縄跳びですとかそういうのも取り入れてもらっているというような状況で、並行しながら、ふだんの生活の中で習得している子どもたちの運動機能と並行しながら、体操教室をやっているという状況です。

それから、やっぱり公立幼稚園ですので、午後からですね、別料金で講師を招いて行うというのは、ちょっと今のところは考えておりません。また、公立幼稚園ですので、またほかの部分で子どもたちの成長をやっぱり考えていかななくてはならないのかなと思っております。やっぱり心の教育とか社会力を育てるとかそういう方面に、目には見えない教育なんですけれども、そちらのほうに公立幼稚園として向けていきたいと思っております。以上です。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） すばらしいお考え、私も共感はするわけです。心の教育、社会力。それ了解しています。

今後、美浦幼稚園の園児、結構減ってきておりますよね。ですので、美浦幼稚園の魅力、結局、そういう体育授業をしていることも魅力の一つであると思います。ですので、それを続ける、は了解します。

ですが、それ以外のその場所の提供として、講師料発生とかそういうことではなくてですね、そういう趣味的なものかもしれませんが、そういう場所の提供も今後も考え、その集客を見込むというか、そういう一つの工夫というか、そういう検討も今後少し検討していただけたらなというふうに思いますので、そういうことで結構、その後も子どもたちを預けられたり、わざわざお母さんがお迎えに来て、違う場所に行って授業をするということがなく、幼稚園に預けたまま、いろいろな授業を受けられるというのも一つの魅力になる可能性もありますので、ぜひ今後検討をお願いしたいと思います。

それで、最後になりますけれども、209ページの委託料の草刈り除去委託料、昨年度は10万2,000円でしたけれども、金額がふえているのは回数がふえるのか、その内訳を教えてくださいたいと思います。

209ページの委託料、業務委託料の1草刈除去委託料が16万4,000円の金額提示されておまして、昨年よりも6万2,000円の増額になっています。その増額理由を教えてくださいたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 小泉幼稚園長。

○幼稚園長（小泉俊子君） 草刈除去委託料のことなんですけれども、そうですね、幼稚園の周りの土手沿いなんですけれども、そこの刈り取りと、後ろの西福寺さんのお寺さんの

土手面の草刈りをいたしますと、ちょっと広い範囲になってしまいまして、それと草刈りが終わった後の草の始末の委託料もかかっておりますし、消費税の部分ということで若干ふえております。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解いたしました。草の始末分がふえたということで了解してよろしいのでしょうか。

そうしますと、前に教育長が提案で遊び場をつくられたかと思うんですけれども、あそこは日常使われているわけですね。草刈りはその場所は別に必要ないわけです。そこ、日常的なちょっと使う部分の草取り除去ぐらいは、日常、職員、意外と日ごろ使っていると草というのは生えないですね。そういう部分のご努力はされているのかなと思うんですが、そこら辺はいかがですか。

○委員長（山崎幸子君） 小泉幼稚園長。

○幼稚園長（小泉俊子君） 遊び場の部分の土手のところのあの草刈りなんですけれども、使っている場合は草の生え具合は違うんですけれども、やはり梅雨時期になりますと、かなり土手の根っこの部分が結構出ておりまして、そこから雑草が生えだしてしまいまして、保護者による奉仕作業で除去はしておりますが、それで足りない場合は、職員、用務員が草刈り機械で除草をしているという状況であります。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解いたしました。用務員さんでもやっていたいているということを知りました。できれば、草が生えないほど利用されることを要望いたしまして、終わりにいたします。

○委員長（山崎幸子君） 門脇教育長。

○教育長（門脇厚司君） 西福寺のあの斜面、ものすごい広いですね。いずれはあそこを全部遊び場にしたいと思っはいるんですけれども、そうするとまた、相当出費がかかるので我慢しているというような状態です。何とかそういう方向で考えたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） お諮りいたします。

本日の審査はこれで延会したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定いたしました。

ご苦労さまでした。

次回の委員会は、18日午後1時30分に開催いたします。

午後3時01分延会

美浦村議会予算審査特別委員会

(第 3 号)

平成27年3月18日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第32号 平成27年度美浦村一般会計予算
- 2) 議案第33号 平成27年度美浦村国民健康保険特別会計予算
- 3) 議案第34号 平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算
- 4) 議案第35号 平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計予算
- 5) 議案第36号 平成27年度美浦村介護保険特別会計予算
- 6) 議案第37号 平成27年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
- 7) 議案第38号 平成27年度美浦村水道事業会計予算
- 8) 議案第39号 平成27年度美浦村電気事業会計予算

1. 出席委員

委員長	山崎幸子君
副委員長	飯田洋司君
委員	塚本光司君
〃	岡沢清君
〃	椎名利夫君
〃	山本一恵君
〃	林昌子君
〃	下村宏君
〃	坂本一夫君
〃	羽成邦夫君
〃	小泉輝忠君
〃	石川修君
〃	沼崎光芳君

1. 欠席委員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長 中島 栄 君

教 育 長	門 脇 厚 司 君
総 務 部 長	岡 田 守 君
保 健 福 祉 部 長	浅 野 重 人 君
経 済 建 設 部 長	増 尾 嘉 一 君
教育次長兼学校教育課長	増 尾 正 己 君
総 務 課 長	松 葉 博 昭 君
企 画 財 政 課 長	石 橋 喜 和 君
税 務 課 長	増 尾 利 治 君
収 納 課 長	高 橋 利 夫 君
住 民 課 長	武 田 すみ江 君
会計管理者兼会計課長	大 竹 美佐子 君
福 祉 介 護 課 長	秦 野 一 男 君
健 康 増 進 課 長	石 神 真 司 君
国 保 年 金 課 長	桑 野 正 美 君
保 育 所 長	川 崎 記 子 君
都 市 建 設 課 長	池 延 政 夫 君
経 済 課 長	中 澤 真 一 君
生 活 環 境 課 長	北 出 攻 君
上 下 水 道 課 長	青 野 道 生 君
生 涯 学 習 課 長	堀 越 文 恵 君
幼 稚 園 長	小 泉 俊 子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	飯 塚 尚 央
書 記	浅 野 洋 子
書 記	糸 賀 一 欽

午後1時30分開議

○委員長（山崎幸子君） 午前中の美浦幼稚園の卒園式に出られた方におかれましては、ご苦労さまでございました。

予算審査特別委員会へのご参集、ご苦労さまです。

ただいまの出席委員数は13名です。

それでは、ただいまより、予算審査特別委員会を再開いたします。

これより審査に入ります。

○委員長（山崎幸子君） 議案第32号 平成27年度美浦村一般会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

堀越生涯学習課長。

○生涯学習課長（堀越文恵君） 昨日ですね、ご質問のありました241ページの光と風の丘公園管理費の土地借上料の契約更新時についてのことでお問い合わせのあった件で保留にしておきました部分についてお答えをしたいと思います。

20年契約の3名の方の更新時のときに売買のお話をしたのかというようなご質問だったかと思いますが、契約時にはこの契約書の中に期間満了1カ月前までに、いずれからもそれぞれ文書により異議の申し立てがないときには、この期間はさらに20年間延長するものとするということがございまして、どちらからも異議がなかったということで、そのまま継続という形になったという経緯でございまして。

25年度の契約につきましても、ちょっと私、勘違いしておりましたが、そちらについても名義変更の申し出はあったものの、同じような形で契約をしてくださいということで、両方承認のもとに契約をしたという経緯でございまして、売買の話はしていなかったということでございまして。以上でございまして。

○委員長（山崎幸子君） ただいまの件に関しまして、石川委員。

○委員（石川 修君） 了解はしましたけれども、要は、課長が何年かごとにかかりますから、その辺の、22年の更新のときですから、それから20年ですから、今後平成42年ですか。それから25年の5年ですから、30年。だから、そのときにですね、引き継ぎあたりにやっぱり1カ月以内にお互いに異議がないときにはということで、そのままずっともう20年余り来ていると思うんですよ。

計算すると、これ約1億円ぐらいにはなると思うんですよね。こういう財政難の中で、そのまま行っていいのか。それから、やっぱり費用対効果のことを考えたら、この金額がどうなのかということも、やっぱり執行部はその辺はしっかりと考えてですね、契約更新のときにはそういう話を必ず出していただくように要望しておきたいと思います。村長、どうですか。

○委員長（山崎幸子君） 中島村長。

○村長（中島 栄君） きのうもちょっとね、そういう話が出た経緯がありますけれども、今の評価額も地方はもうどんどん下がっておりますので、その辺も踏まえて、地権者のほうと公売をするということも伝えながら、また、地代のほうもですね、下がってきているということであれば、交渉して幾らかでも下げるような契約を改めてするという方向を検討でなく、やっていきたいと思っております、地権者と。

○委員長（山崎幸子君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 村長も選挙で選ばれますから、あと20年も30年もというわけには

いかないので、やっぱり執行部の若い、そういう関係の連中がね、頭の中に入れておいてもらってですね、やっぱりきっちり交渉するところはすると、そういうふうにしてお願いをしておきたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 中島村長。

○村長（中島 栄君） 今、石川委員のほうからね、そういう話、20年も先、これずっと読めないで、それは担当課のほうで、かわるときにそういう申し伝えをちゃんとして継続していくという部分を徹底していきたいというふうに思います。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） 167ページから同じところなので169ページの部分にかけての2件です。2の消防団運営費3,275万2,000円の中の、まず167ページは、11の需用費、消耗品費、これが620万円で、ページをめくってもらって169ページの上から4、5番目の18の備品購入費のうちの機械器具費877万6,000円、これは新たな消防自動車かなと思うんだけど、こっちの消防品費という167ページに戻って、167ページの消耗品費が、これはちょっとここ、去年、あと一昨年と比べるとガーンと予算をとっているようなんだけど、この辺をちょっとご説明いただきたいと思います。

あと、後ろの169ページに関しては、どこの分団の器具なのかですね、それをお願いしたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 松葉総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、167ページの消防団の需用費の消耗品費ということですが、これにつきましては、先般、法律の改正というか国のほうからの申し入れ等々も含めまして、制服の交換というか、制服を新たにしていってほしいんじゃないかというような要望等も含めまして、ここ数年の間に制服をかえるような方向になっております。それについて、今回は団員の服を一式分と、それから本部員の制服一式分を全部こちらで、この分を今回のせておりますので、大幅に増額しております。まず1点目はそちらです。

それから、2点目の備品購入費についてですけれども、備品購入費につきましては、来年度はですね、デジタル化も進めるということで、デジタル化に変わるということもありまして、新たにですね、デジタルの無線機を配備するというので、今回計上させていただいております。

これは、本部の親機が1機と車載型、車につけるやつが21機、それから各分団長に配備する携帯型の無線機、トランシーバーになりますけれども、これが55台ということで、今回そのような形で、防災のところで速やかな連携をとるということで、今回配備に向けて機械器具費を今回、計上させていただいております。以上です。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 後ろの169ページは、消防自動車ではなくて、無線機の関係ということですね。

じゃ、戻って、前の167ページの消耗品費なんですけど、これは人数的には全団員ということと、あと、本部役員というか、実際にどれくらい……。私も以前消防分団員を地元でやっていたけれども、購入に際し、何かいつも同じところからワンパターンで購入しているんじゃないかというような話をいろいろ、ちらほら当時聞いていたんだけど、その辺差し支えなければお伺いしたいと思います。購入先はどの辺なのかということとか。

○委員長（山崎幸子君） 松葉総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけれども、今回のこの620万円につきましてはですね、全体の装備といいましても、服装一式ということになっています。ちょっと詳しくご紹介しますと、例えばですね、服装もそうなんですけれども、上下の服装もそろえなくてはなりませんし、それから半長靴といいまして、長靴にかわるものもそろえます。それから災害時のヘルメット、それからもちろん帽子もそうなんですけれども、そういうものも含めて眼鏡も含めたところで、一式をそろえるようにという方向で進んでおります。

これはですね、国からの要望もありますけれども、実は保険のところでも、もし災害のときにですね、こういう装備をしてませんと、もし保険のときに対応になるかというところでかなり、今後改正の面でちょっと出てくるところもありますので、そろえるところはそろえて、そのとき、例えば長靴を履いていなかったとか規定のものをかけていなかったとか、装備していなかったとなると、もし仮にけがでもあったときに今後大変な事情が出てきますので、その分も含めての解釈で、今回国のほうからも進めなさいということになっていまして、今後これを購入するに当たっては、やはり入札なんかでやっていかなければならないかなと思っております。以上です。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 消防の場合だとちょっと特殊ですから、今回、消防自動車云々ではないですけれども、例えば消防自動車だと、私なんか素人でも知っているモリタさんとかですね。あんまり業者というのはないですから、これはちょっとしようがないところあるのかなとい気も実際にはしています。来年度の予算ですから、その辺を、いろいろな服であるとかいろいろなものはやるということで、以前に、阿見町でも新町か何かで火事があったときに、もう20何年たつのかな、うちのちょっと知り合いが、平田さんという人が団長をやっていたころに、後でいろいろ何年ももう、お亡くなりになってしまったことがあったようでしたのでね、その辺ピチッとひとつそろえて、守るほうもそうですけれど、実際に体を動かすほうも一番危険な仕事ですので、うまくその辺は入札を頑張ってやっていただきたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑ある方、いらっしゃいませんか。

林委員。

○委員（林 昌子君） その続きなので先に手を挙げさせていただいたんですけども、同じく消防の関係なんですけれども、予算書173ページですね。災害対策事業費の19番負担金補助及び交付金ということで、その負担金の10番に県防災ネットワークシステム負担金1,550万円、これは多分、歳出予算見積書を見ますと、地方債のほうでの10分の10負担の事業かなというふうには思うんですけども、ちょっと県のホームページを見ますと、県の防災情報ネットワークシステムというのが出てくるんですが、県の防災ネットワークシステムというのが出てこなくて、これはシステム名と、この負担金の名前、「情報」が入るか入らないかという、そういうネーミングは違うものなのかどうかの確認をまずさせていただきたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 松葉総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけども、県の防災情報ネットワークシステム、現在総務課、私の参考までに私の後ろの席にですね、県の情報防災システムというのがございまして、これは、いろいろな災害とか雨の情報、天候の情報、いろいろなことで、そこにファクスがございまして、県のほうからそれが入ってくるわけです。

実は、これは開設から14年ほどたっていて、県全域でやはり老朽化というものがありまして、今後デジタル化のほうにもかわることもありまして、老朽化も含め、その今後対応していく中で、機械器具の新規購入ということで、これを取りかえるという事業です。これは概略で言いますとそういうことになります。

ですから、今あるシステムが全部取りかわります。そのほかにですね、システム、今まで衛星を使ったシステムでずっと自治体の衛星通信機構というところでやって、そこから受けたものを各市町村や出先機関とかに通信というか情報が行くようになっていたんですけども、新たに今回構築することによりまして、いばらきブロードバンドネットワークというところも通しまして、一緒に市町村やそれから県の出先機関、防災関連機関とかそういうところと、それにプラスしまして共同指令センターとか、それから各消防の本部等々。それで、今回新たにですね、もっとそのほかにこのデジタル化というかブロードバンドを利用しまして、二次的にですね、病院とかそれから救急車、それから避難所とか、そういうパトカーもそうなんですけれども、そういうところにも情報、いろいろな災害の情報なんかを流して、同時に共有していこうということで、拡大するということがございます。それも含めまして、今回のこのネットワークシステム、県全体で各市町村、全市町村が行うことになっております。

参考までにですね、この構築に当たっての基本的な経費ということなんですけども、そこも含めてお話ししたいと思います。

標準的な負担ということで、1端末当たり1,550万円、ここに今回のせてございますけれども、その金額で各市町村、各負担をしながら各、これも構築していくんですけども、

市町村によっては、今ある現在の機材で使えるものがあるかどうかを含めて若干の変動はありますけれども、基本的には1,550万円の負担で一端末を全て交換していこうということで、今回このネットワークシステムの整備を進めていくものです。

今ちょっと大変失礼しましたけれど、運用開始後ですね、13年でした。13年がもう経過していました。これも老朽化によって本当に、近年、発生の頻度が非常に多いものですから、障害の発生の期間なんかも長期化するといけませんので、そういうことも含めて今回このネットワークシステムの構築に係る負担金ということでお願いするものです。以上です。

○委員長（山崎幸子君） ネーミングのほうをお願いします。

○総務課長（松葉博昭君） ネーミングですか、はい。正式なネーミングは、「県防災情報ネットワークシステム」です。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） ただいまの説明は理解をさせていただきました。県のほうで平成11年4月8日から導入をしている事業ということは認識しているんですけども、今言われたように制度としては、「県の防災情報ネットワークシステム」というシステムですが、この負担金名は「情報」が入っておりませんが……。

○委員長（山崎幸子君） 松葉総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） 大変失礼しました。何度も申しわけございません。県防災情報ネットワークシステムですね。「県防災情報ネットワークシステム」でございます。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） それでは、確認ですけれども、この負担金名も「県防災情報ネットワークシステム負担金」というネーミングでよろしいのでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 松葉総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） これ正式にはですね、構築する今私のほうから申し上げましたとおり、構築する案としまして挙がっているのは、茨城県「県防災情報ネットワークシステム」というのが正しいネーミングです。以上です。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解いたしました。ということは、ここは「情報」が抜けているということで認識してよろしいでしょうか。

それでは、当初予算を可決するに当たり、ここの訂正のほうもあわせてお願いをしたいと思えます。そうすると、歳入のほうもあわせてよろしくお願ひしたいと思えます。

なぜ、今ここで質問したかと申しますと、ここはとても大事なシステムでもあり、負担金でもございます。ましてや、そうやって全部変更していくという大きな事業であると思えます。そうしたときにですね、昨日も申しましたが、歳出予算見積書、本当にご丁寧に資料を提出していただき、ここは本当に敬意を表するものでございますが、この情報ネッ

トワークシステムの負担金のところは、歳出予算見積書では216ページ、皆さんお持ちかと思うんですけども、216ページ。

ここを見ますと、歳出予算見積書といいますので、この地方債に1,550万円からの多額の財源の内訳がですね、一切ここに明記されていないんですよ。それで結局、目的・内容にもシステムの運用保守委託等ということで書かれておりまして、やはりこの歳出予算見積書を見て、ある程度、ああ、この地方債はこういう事業、こういう交換をするんだとか、そういうものが何かしか明記してあれば、私は聞かなくてすむ内容の問題だなと思いました。

実際にですね、先ほどの塚本委員が質問したところでもですね、消防団運営費ですね。当初予算（案）説明書にも、制服を購入ということは明記してありました。でも、どこかなといったときに、この消耗品費のときに制服、団員一式とか本部制服一式とか、こういうものが620万円からの購入をする、そういう多額の歳出に当たっての明記が、塚本委員の質問の内容ですと210ページですね。歳出予算見積書。

ここに、概要のほうで、「消防団の適正な運営が図れるよう、当該事業を実施する」のみなんですよね。こういうところに目的とか対象・効果とか、そういうところにこういう国からの指示により、変わってこういうふうに新規に購入するため、この予算を歳出をするんだというような見積もりというんですか、そういうのがわかるような歳出予算見積書があると、とても助かるなというふうに感じるわけです。

参考に申しますとね、実はちょっと飛んでしまうんですけども、この歳出予算見積書をよく見てみますと、衛生費関係のほうでは、歳出予算見積書の144ページぐらいから154ページぐらいまでありまして、その衛生費の関係では補助率も書いてありますし、いろいろな事業内容も細かく、予防接種も細かく、どの予防接種名まで全部書いてある予算見積書だったんですね。

できれば、この事業内容は違いますから明記できる内容に縛りもあるかとは思いますが、この衛生費のようにですね、ある程度見積書を見ればわかるような明記をできれば改善をしていただきたいなというふうな要望なんです。

実は、今回、先日ね、最初に言えばよかったんですけども、この予算書案も本当に款項目が各ページに明記をされて本当に改善をしていただき、本当にこれは敬意を表するものであります。本当に今回見やすいです、予算書が。ですから、せっかくここまで丁寧にやっていただいていますので、せっかくこの歳出予算見積書も丁寧に提出していただいているわけですから、この歳出予算見積書の改善もぜひ次年度、実現していただけたらと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいまですね、林委員からご指摘がございました見積書の関係なんですけれども、これについては再度見直しをさせていただいてですね、先ほど林

委員がご指摘されたような内容をですね、クリアするような改善をさせていただきたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） ぜひよろしく願いいたします。

そうしますと、いろいろこちらから細かく聞くこともなくなると思いますので、ぜひ改善のほうをよろしく願います。次回を楽しみにしております。

○委員長（山崎幸子君） 飯田委員、よろしいですか。

飯田委員。

○委員（飯田洋司君） 予算書の、ちょっとお待ちくださいね。

[飯田委員、質問箇所の資料見つけられず]

○委員長（山崎幸子君） それでは飯田委員、そちらをもう少し調べていただいて、ほかに質疑のある方。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の241ページです。保健体育費の光と風の丘公園管理費で、15節工事請負費75万2,000円で、維持補修工事、クラブハウスエアコン更新工事ということなんですけれども、これはクラブハウスにあるエアコンが壊れて取りかえるとか、あるいは定期的な更新なのか、どういった仕様のエアコンなのか、もし新しいのであれば、もしかしたら下の備品購入費に入るのかなと勝手に想像したりもしたんですけれども、その内容を教えてください。

○委員長（山崎幸子君） 堀越生涯学習課長。

○生涯学習課長（堀越文恵君） クラブハウスエアコン更新工事ということでございますが、クラブハウスのエアコンがですね、大分やはり古くなっておりますので、ちょっと故障等が多くなっておりますので新しいものに取りかえるというようなことでございます。

○委員長（山崎幸子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） ということは、この75万2,000円の中にエアコン本体の経費も入っているということでしょうか。

○生涯学習課長（堀越文恵君） エアコン本体です。

○委員長（山崎幸子君） 堀越生涯学習課長、挙手にて願います。

堀越生涯学習課長。

○生涯学習課長（堀越文恵君） 失礼しました。エアコン本体です。

○委員長（山崎幸子君） 岡沢委員、今の答弁で大丈夫ですか。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） エアコン本体ということはわかりました。

予算書の構成からすると、工事費とエアコン本体は、例えば機械器具の購入費とか備品購入費に当たるものだと思っていたんですもので、別に項目が入って、どこかに入ってい

るのかなと疑問を持ったわけですが、この中に本体部分も入っているとすれば、それで納得します。

○委員長（山崎幸子君） それでは、次の質疑に。

山本委員。

○委員（山本一恵君） 241ページの光と風の丘公園管理費のところの業務委託料、27年度からだと思えますけれども、13番の砂場細菌検査委託料、その下の家電処分委託料をちょっと教えていただきたいと思えます。

それから、下の備品購入費、高額なんですけれども、これは何を購入するのか教えていただきたいと思えます。

○委員長（山崎幸子君） 堀越生涯学習課長。

○生涯学習課長（堀越文恵君） まず、委託料のほうで砂場細菌検査委託料でございます。こちらにつきましては、童話の森のところに砂場がございまして、そこは利用頻度が多かったにもかかわらず、検査等をしていなかったということがございまして、そこを今回から検査をして、衛生的なものに変えるということでございます。

次に、家電処分委託料ということでございまして、こちらは光と風の丘公園のロッジハウスのほうのエアコン、冷蔵庫、電磁調理器等がかなり劣化しておりまして、劣化ごとにかえるよりも、一括で交換していったほうが良いということで、交換を考えておりまして、その交換した古いものの処分を委託するというので、ここにとってでございます。

続いて、18節の備品購入費でございますが、こちらにつきましては、クラブハウスの中の会議用テーブル20台、パイプ椅子60脚、椅子収納台車1台ということで、大分テーブル等が傷んだり、少なくなったりしているものもありますので、追加で購入を予定しているものでございます。

○委員長（山崎幸子君） 山本委員。

○委員（山本一恵君） 砂場の件ですけれども、一般の方は結構、以前すごくそういう問題があって、すごく皆お母さん方が神経を使っている部分なので、今回から始めるということですが、余り大きな声では言えないのかなと思えますので、しっかり毎年やっていただきたいと思えます。

家電処分なんですけれども、これは何台なので、結構3万1,000円というのは高いですよ。例えば冷蔵庫が何台とかそういう台数が多分あるかと思うので、それをちょっと台数を。

〔「11万9,000円だろう」と呼ぶ者あり〕

○委員（山本一恵君） どこだ。あ、ごめんごめん、11万9,000円ね。3万1,000円は上ね。ずれていました。よろしく願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 堀越生涯学習課長。

○生涯学習課長（堀越文恵君） それでは、台数の件にお答えします。

エアコンのほうがですね、9台分ということで、1台7,000円でございます。冷蔵庫のほうが4棟なので4台ということで、1台6,400円。電磁調理器処分が5台で3,000円。電子レンジ処分費が5台、こちらも3,000円ということで、合計この11万9,000円ということでございます。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございませんか。

飯田委員。

○委員（飯田洋司君） 予算書57ページ。行政情報化推進事業費の中の目の。

〔「何ページ」と呼ぶ者あり〕

○委員（飯田洋司君） 57ページ。あら、また変わっちゃった。

57ページの行政情報化推進事業費の2,900万円くらい。

○委員長（山崎幸子君） 飯田委員、飯田委員に申し上げます。ページと、あとは番号を言ってください。

○委員（飯田洋司君） 57ページですけれども…。いや、変わっちゃったんだよ。

14節の使用料及び賃借料の26のモバイル通信回線使用料、これの内訳をお願いできればと思います。やっと最後にたどり着けました。

○委員長（山崎幸子君） 石橋企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

モバイル通信回線料でございますが、こちらにつきましては、支払先がKDDIのほうに支払いをしまして、携帯電話の使用料、それとですね、iPadの使用料、そちらの通信料となっているところでございます。以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 飯田委員。

○委員（飯田洋司君） iPad携帯通信料なんですか。これ、全庁の今保有しているもののiPadの通信料なのか、それとも中学校でも4台か5台入っている、あのSIMが入っているやつか、そこら辺の通信料も入っているのかどうか、お願いします。

○委員長（山崎幸子君） 石橋企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） こちらはですね、職員分と議会事務局職員分ということでございます。

○委員長（山崎幸子君） 飯田委員。

○委員（飯田洋司君） だんだんね、技術革命と通信のほうも随分安くなってきたので、今現在払っている100万円ですか、それが25万円くらいになるような方法もあるんですけども、そこら辺のところは今後考えていくのかどうか。システムの問題は多少あると思うんですけども、ほぼクリアできるかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 石橋企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまのご質問ですけれども、情報系のほうと、いろいろと調査をしまして、安くなれる部分については安くしていきたいというふうに思っ

います。以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございませんか。

堀越生涯学習課長。

○生涯学習課長（堀越文恵君） 済みません、先ほどの岡沢委員の質問の中で、光と風の丘公園管理費の備品購入費でご質問があつて、内容ということで漏れがありましたので。

○委員（林 昌子君） 済みません。ページ数をお願いします。

○委員（石川 修君） 241ページ。

〔「山本委員では」と呼ぶ者あり〕

○生涯学習課長（堀越文恵君） 失礼しました。山本委員です。

241ページ、18節の備品購入費でございます。先ほどの会議用のテーブル等のほかにですね、家電処分といって、先ほど回答いたしましたものの新規分、ヒーターですとかエアコン、レンジ、冷蔵庫、こちらを機械器具費として備品購入費として購入するというところでございます。失礼いたしました。

○委員長（山崎幸子君） 山本委員。

○委員（山本一恵君） 例えば冷蔵庫とか新規購入する場合は、引き取りも普通込みでということがあるんですけど、これはもう全然そういうのは関係なく、処分は処分というふうにお金は取られるんですか。

○委員長（山崎幸子君） 堀越生涯学習課長。

○生涯学習課長（堀越文恵君） はい、そういうことで処分代として取られるということでございます。

○委員長（山崎幸子君） 山本委員。

○委員（山本一恵君） 一般的にね、買うときは公共のものなので、お金は払ってくれると思って、向こうもそう思っているかしれませんが、一般的には本当は、買ったなら引き取るというのが本来で、それも引き取りますよということで、こういう家電処分という経費が発生しないのかなと思いますので、今後、これから備品、給食室とかありますよね。そういうときも、多分そういうことが発生すると思いますので、その辺はしっかり交渉していただきたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 堀越生涯学習課長。

○生涯学習課長（堀越文恵君） 今のご質問でございますけれども、家電は家庭でもリサイクル料ということで支払いが発生するかと思われませんが、この中で、当然業者が引き取ってくれて、そのリサイクル料という形で名目家電処分委託料という形で取っているものがございます。

○委員長（山崎幸子君） 山本委員。

○委員（山本一恵君） じゃ、一応了解いたしましたけれども、一応新規で買う場合は、きっとそういうのも値段を多分下げてくれているんだと思いますけれども、今後ですね、

こういう購入に当たってはリサイクルというものが発生するものには、しっかりその辺も見積もりをとっていただいて、少しでも安くですね、購入できるようにしていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございませんか。

石川委員。

○委員（石川 修君） 予算書193ページ、教育費で教育振興費の中の、木原小学校教育振興事業費の中で備品購入費、教師用指導書143万1,000円、それから、次のページの大谷小学校でも教師用指導書283万1,000円、それから安中小学校で119万2,000円の計上をしますけれども、何年間ごとにこれは教師用の指導書として購入するのか、その辺を伺いたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 増尾教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 石川委員のご質問にお答えいたします。

小中学校一緒なんですけど、使われている教科書につきましては改訂がございまして、3年ごとにやっております。ですから、27年につきましては、小学校が新しい教科書で27年度から授業を受けるということになっておりますので、それに伴う教師用の指導書の費用を上げてございます。

それと、小学校のほうには、電子黒板が装備されておりますので、それに伴うデジタル教科書の部分も今回新たに計上させていただいております。

教科書は3年ごとにかわるということになっておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 了解しました。そこで中学校ではこの教師用の指導書というのが出てこないんですけども、中学校についてはどうなんですか。

○委員長（山崎幸子君） 増尾教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 中学校につきましては、小学校と中学校、1年ずれがありますので、28年度が改訂になります。以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 了解しました。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 今見ていて気がついたんですが、193ページからなんですが、193だと木原小学校教育振興事業費ということになるんですけども、ごめんなさい、1ページめくってもらって、195ページですね。ここに、上から2番目で、5番プール監視員設置補助金15万円、大谷小学校をピーッと下に来ると、補助金、5番プール監視員設置補助金15万円、安中小学校、これはページをめくって197ページ、プール監視員設置補助金15万円

ということで、学校規模、給食とかだったらね、それぞれに料金が違っててもそれで当たり前なんですけど、生徒数云々もある中で、一律15万円で組んでいるというのは、どの辺からきているんでしょうか。

子どもが30人使う場合もあれば、5人使う場合もあると思うんですけども、基本、一律見に来る監視員の人数は一緒だよということで組んでいるんですかね、これは。多分そうとは思えないんですけど。

○委員長（山崎幸子君） 増尾教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） じゃ、塚本委員のご質問にお答えしたいと思います。こちらのプール監視員の設置補助ということで、各小学校3校とも、プールがありますので、夏休み中の、学校が休みのときのプールの利用というようなことになってございます。主にPTAとか子ども育成会が主になってやっているところでございます。

それで、考え方としましては、1日当たり、1日というか一回の使用ですね、監視員、2人つけてございます。単価的にはその費用と1日2人分のやつと、あとは開催日数、雨のときはちょっと使えませんので、その開催日数で決めておりまして、15万円以内ということでやってございます。ですから、最終的にはこれは実績に応じたところで精算していただくという形でやってございます。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） よく、何年に1回なんて、夏休みに吸水口ですか、あそこに吸い込まれて亡くなったなんて、たまに聞くんですが、実際に大谷あたりだと利用者にもよると思うんですけど、子どもが例えば40人ぐらい行ったら。安中小さん10人しかいなかったとか。でも、基本的には監視員は二人、少ないところに目が届く分には、そんな安中小さんのパターンはいいと思うんですけども、実際にもう2人いれば十分というふうな考えでいいんですか。児童がえらい多く、大谷とかその辺。ちょっとどうなんでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 増尾教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それでは、ちょっと今のご質問にお答えします。

実情で申し上げますと、人数的なお話になってしまうのかと思いますが、PTAとしてやられているところがございます。これについては、PTAの役員さんも何名か割り当ててきているそうです。

それで、昨年ちょっと安中小に行く用がありましたので、どのくらいの子どもさんが利用しているのかというと、30名まではいませんよというようなことですので、あと、監視員の方2人おりますし、あとはPTAの方も順番制で来ておりますので、それでやられているのかなということで。

それと、木原小学校につきましては、子ども育成会の方が活動を活発にやっておりますので、かなりの保護者がプールの役員というようなことで来ていますので、大分活発にや

っておることから、子どもさんも多いですが、保護者の方も大分多くなってございます。

あと、大谷小学校につきましてはですね、ちょっとトレーニング・センターのプールもある関係上、どうしても利用者が少ないというところがございますので、ですから、PTAさんとあとは監視員の方で賄っているのかなと。

どれくらい使ってますかと聞くと、一桁ぐらいいかなというのが大谷小のお話でございました。ですから、今の時点ではですね、2人ずつつけているところ、プラスPTAのほうでも出ておりますので、大丈夫かと思えます。

それとあと、プールの事故の話を申し上げますと、プールの循環型になっておりますので、プールの中央のところに、吸い込み口のようなものがあります。どうしても事故というと、そここのところに足が引っかかったり挟まったりして溺れてしまうというようなところなんですけど、これは国のほうからですね、指導がございまして、そういうものでなくても、きちんと足が入らないようなメッシュの細かいやつで、ステンレス製なんですけど、そういうもので固定しなさいというようなことになっておりますので、もう何年も前からそれは設置しまして、あとはプールが始まる時期に学校のほうでも確認はしておりますので、大丈夫かと思えます。以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） ありがとうございます。

人数的なものは、そういった形で子ども育成会であるという保護者のサイドからも、監視員のほかにプラスアルファで来ていらっしゃるということでもいいわけですね。

あと、設備的にもそういうふうにはチェックしてあるということですから、安心したところですね。ありがとうございます。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございませんか。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） 95ページでございます。一番下のほうに、11番の戦没者追悼事業費の59万7,000円、消耗品費59万5,000円。

去年、何か追悼で私、みんな出たような記憶があるんですが、何か予算書を見ると。

〔「去年でない、2年前」と呼ぶ者あり〕

○委員（塚本光司君） おとしですか。何年に一回とかですかね。これ、ちょっと去年、何かなかったような、名前変えているのかわからないんですが、何か式典に出たような記憶があったもので、あれ一、と。新規の事業かななんて思って、そっちをちょっと確認しないと、申しわけないんですが、東日本大震災のあれじゃなかったなと思って。これをちょっとじゃ、説明だけ。何か商品くっつけて、呼ぶ対象とかその辺も含めてお願いします。

○委員長（山崎幸子君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 戦没者追悼事業費ですけれども、こちらにつきましては、戦没者の追悼と平和を祈るといようなことで、4年に1度、遺族並びに来賓を招いて、

中央公民館で祭壇を設置しまして、参列者の献花等を行うものでございます。

○委員長（山崎幸子君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 消耗品費の内容でしょうかね。生花・祭壇ということで一式の部分と、献花、カーネーションもしくは菊等を予定してございます。購入先はセレモニー博善ということでは、計画をしているところでございます。

まだ、時期に関しては、遺族会のほうと調整をしながら決めていきたいと思っております。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） ありがとうございます。こちらのiPadのほうに入っているのには、ちょっと詳しく出ていたようでしたね。非難ごうごうのようですので、私、同僚から。何か、去年なんです、私何かの追悼に出たような記憶があったもので、あれーと思ったの。

え、議員になってすぐですか。ちょっと済みません、若年性認知症で申しわけないです。ありがとうございました。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございませんか。

塚本委員。

○委員（坂本一夫君） ページ151ページ、済みません、健康農園事業費についてちょっとお話を聞かせていただきたいんですが。安心・安全を求めて楽しませていただいております健康農園。去年の段階で木原地区が87区画、信太地区で155区画、1区画20平方メートルで、手数料は2,000円というお話を聞かせていただいたわけなんです、ことはどの辺まで進んでいるのか、まず教えてください。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） それでは、ただいまの答弁は休憩後といたしまして、暫時休憩といたします。2時40分再開といたします。

午後2時26分休憩

午後2時40分開議

○委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

中澤経済課長。

○経済課長（中澤真一君） 大変失礼しました。健康農園事業費につきまして、26年度についてご報告申し上げます。

木原農園、85区画中、84区画の貸し付けでございます。

信太健康農園、155区画中、120区画の貸し付けでございます。使用料として40万1,400円、1区画2,000円でございますが、若干、端のほうで平米数に応じて100円単位でちょっと調整をしております。

今、26年度末でございます。27年度につきまして、更新、解約につきましては、平成27

年1月26日発送で、2月26日までということで借り受け者の方に通知を差し上げているところでございます。27年度の募集につきましては、27年4月6日からホームページ及び4月の広報へ掲載を計画しております。以上です。

○委員長（山崎幸子君） 坂本委員。

○委員（坂本一夫君） ありがとうございます。引き続きもう1点聞きたいんですが、私も皆様方と一緒に勉強させていただいたクラインガルテン、あるいは週末ファーマーとか、いい言葉が並べられたと思うんですが、そのことについて進捗があれば教えていただきたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 増尾経済建設部長。

○経済建設部長（増尾嘉一君） クラインガルテンと週末ファーマーなんですけれども、昨年度だったと思います。議会の全協の中で、村外の方にどれぐらいの需要があるのかというようなことで、26年度については、村外の方に開放して、村外の方の応募の状況を見てみたいというようなお話をしたと思います。

それで、26年度の実績なんですけれども、今、木原のほうは、85区画のうち84区画、それから信太のほうは155区画のうち120区画ということで報告させていただきましたが、残念ながら村外の方は1人もいませんでした。

それで、それをもって需要がないんだという言い方をしちゃうと、極端な話になってしまうので、PRの問題もあると思います、村側の。そういうこともあるので、引き続きですね、27年度、もう1年、村外の方に募集をかけてみたいと思います。それで、村外の方の需要がどれぐらいあるのかということをもう1年ですね、続けてみたいと思います。

それで、あわせてですね、物産館の建設を今考えておまして、その中でクラインガルテンというようなお話もしましたけれども、実際今進めております、物産館、役場周辺の地区計画の部分に物産館建設ということで予定をしております。そうしますと、あの予定地の中では、物産館に併設してクラインガルテンをつくるということになると、あの区域の中ではちょっと用地の余裕がございません。そういうことであの区域以外に、あの辺の周辺で物産館と併設する形でクラインガルテンということは、ちょっと難しいのかなということで今考えております。クラインガルテンを建設するのであれば、また、ほかの適地を探さなければいけないという今は状況になっております。

繰り返しになりますけれども、村外の方の需要を探るために、もう一度27年度で村外の方の募集のほうをしてみても、美浦村でそういう農園やってみたいよという方が出てくる、その出てきた方の意見なんか聞きながらですね、本当に美浦村でクラインガルテンをやることができるのかどうかというようなことは、もうちょっと時間をかけて検討していきたいと考えます。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） 坂本委員。

○委員（坂本一夫君） ありがとうございます。村外の方もいると思いますので、いかにPRさせていただくかというのが鍵かなと思っておりますもので、よろしくお願いします。

もう1点、同じなんですけど、この土地については農家の方というか地主さんから借り上げるわけなんですけど、借り上げて、そして役場が貸すというようなやり方をとっていると思うんですよ。そのときの名目が、借り上げるときが「市民農園」、そして、貸すときに「健康農園」、何か意図があるのか、ただ文字の間違いなのかをちょっと確認させてもらいたいということです。

○委員長（山崎幸子君） 中澤経済課長。

○経済課長（中澤真一君） ただいまのご質問でございますが、この点は、私も当初、気がついたところでございます。ただ、前々から、私開発にいたときからの調査の中で市民農園整備促進法でしたかそういうものがございます。それを使いますと、調整区域でもある程度の計画が立てられるというのがありましたので、その辺、将来を見込んでこの名前になっているのかなと勝手に思っているところでございます。

本来なら、坂本委員がご指摘のとおり、ここはそろえておくべきと解しておるところでございます。来年度、または変更のことができれば、合わせていきたいと考えます。

○委員長（山崎幸子君） 坂本委員。

○委員（坂本一夫君） ありがとうございます。今お話しいただいたように「市民農園」、あるいは「健康農園」という表現ではわかりづらい面も出てくるのかなと思っておりますので、ネーミングはどちらでも結構でございますから、統一をしていただきたいということでございます。以上、終わります。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございませんか。

林委員。

○委員（林 昌子君） 予算書の129ページ、保健衛生費の予防費になりますけれども、母子保健事業費の中の備品購入費、18の備品購入費で、昨日ですね、椎名委員のほうから内訳を伺って、健診の体重計だとかオムツ交換台という説明をいただきました。

そこでですね、オムツ交換台なんですけれども、これは、もしかして移動式赤ちゃんの駅で利用するオムツ交換台かなと思っておりますが、その確認をまずさせていただきたいと思っております。

○委員長（山崎幸子君） 石神健康増進課長。

○健康増進課長（石神真司君） ただいまのご質問ですが、林委員が申されたとおり、道の駅関係での購入です。以上です。

○委員長（山崎幸子君） 道の駅…。

○健康増進課長（石神真司君） 済みません、赤ちゃんの駅の間違いでした。どうも済みませんでした。よろしくお願いします。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解いたしました。赤ちゃんの駅ということで、そうすると健康増進課のほうでこの管理をされるということになるかと思えます。そうした場合にはですね、そうすると今後いろいろな確認ですけれども、貸し出しもされることが実現するのか、また、多くのイベントで行政主体でその赤ちゃんの駅をいろいろなイベント会場に設置するというこの計画があるのかどうかをお尋ねさせていただきます。

○委員長（山崎幸子君） 浅野保健福祉部長。

○保健福祉部長（浅野重人君） 赤ちゃんの駅のテントとオムツ交換台、これはオムツ交換台、今、健康増進課長が申し上げましたとおり、これから購入するという予定でございます。

それで、貸し出しについてはですね、どちらがとといいますか、健康増進課で担当するか、その辺はちょっとまだ未定でございます。生涯学習課でテントの貸し出しをしております。その辺の関係で、いずれにしても村民の方が利用しやすいような形の貸し出しの方法を検討してまいりたいと考えております。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解いたしました。住民の方が利用しやすいかということ、また、頼みやすい部署というか、そういう利用しやすい部署ということで、生涯学習課も検討の中に入っているということ伺いまして、了解をいたしました。

それです、担当課が決まってないということは、その事業内容もまだ決まっていないうのかなという気もいたしますが、実際この事業の導入はいつごろと考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 挙手をお願いします。

浅野保健福祉部長。

○保健福祉部長（浅野重人君） 導入につきましては、今先ほど申し上げましたように、これは予算が執行されまして、その後速やかに対応して、備品のほうをですね、購入してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） では、可決し次第、速やかに購入いただくということで、そういたしましたら、即ですね、チューリップ祭りもございます。そういうイベント等にももし配備していただけたらありがたいのかなと思うわけですが、一応確認ですけれども、一般質問のときに確認いただいたときは、2基用意していただけるということでしたけれども、テントのほうですね。それを実際は1基なのか2基なのか。また、その実際、そういうものを設置するといった周知方法をどのようにするお考えかお尋ねをいたします。

○委員長（山崎幸子君） 浅野保健福祉部長。

○保健福祉部長（浅野重人君） お答えを申し上げます。テントとオムツ交換台のほうにつきましては、テントが1張り、オムツ交換台が1台ということで考えております。

そういう形で考えておりますので、また、5月ですね、チューリップ祭り、この点につきましては。テントのほうが。

○委員長（山崎幸子君） 4月。チューリップ祭は4月です。

○保健福祉部長（浅野重人君） 失礼しました。4月のチューリップ祭りのほう、この点について間に合いますかという点につきましては、やはり4月以降、予算の執行後契約とかそういう部分で購入するわけでございますので、やはり品物の購入でございますので、間に合うかどうかというのはちょっと不確定でございますので、その辺はなるべく間に合うような形で行っていきたくと思うんですが、その辺はちょっとまだ何とも申し上げられないという状況。なるべく間に合うような形で手配をしていきたくと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） そうしましたら、この予算に関しては1台分の予算ということなわけですね。ですので、できましたらですね、今後利用頻度を見ながら、27年度は導入年度ですので、今後の利用頻度を見ながら、今後1基のみではなく、2基とか、そういうお考えもぜひご検討の中に入れていただけたらありがたいなと思います。

周知方法もホームページとか、また何かのいろいろな、子育て支援とかそういうようなところで周知していただけたら、もし間に合うようであれば、周知いただけるとありがたいのかなと。やっぱり知っている場合と知らない場合での、そのチューリップ祭りの楽しみ方も違ってきますので、ぜひその周知方法をしっかりとお願いしたいなというふうに思っています。

あと一つお願いなんですけど、もし実際にチューリップ祭りから、いつからでもなんですが、導入するに当たり、中に入ると目隠し状態ですので、中で入室中の場合、外から勝手に開けられないで済むような安全確保、もし母乳とかで授乳中に外から開けられたら、ちょっとそれは危険ですし不安ですので、そういう安全確保、そういう態勢も完備をいただけたらありがたいなと思いますが、その辺はお考え、ありますでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 浅野保健福祉部長。

○保健福祉部長（浅野重人君） お答えを申し上げます。

赤ちゃんの駅のテントにつきましては、やはり林委員ご質問のとおりですね、使用中の場合は、やはり入り口に明確に「使用中」という形で、何らかの掲示をするような考えでおります。

また、利用の周知方法なんですけど、これはですね、広報、またホームページ等でも、この赤ちゃんの駅の使用については、使用といえますか、村民の皆様に使っていただくその方法等は、今申し上げました「みほ広報」、ホームページ等で周知をしていきたいと考えております。

4月ですね、チューリップ祭りばかりじゃなくてですね、地区でですね、テントを借

りてですね、使用する際にも、やはり赤ちゃんの駅をですね、今後ですね、利用していただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） どうもありがとうございます。

きちっと周知していただけることを確認させていただきましたが、その周知するときに、できればですね、「こういうものです」という写真入りの、「これが赤ちゃんの駅です」というものがわからないと、実際知らない人がそのテントを見て、何だろうというところでわかりにくいものもございます。ですので、関係部局で子育て支援関係の方かかわるところでは、赤ちゃんの駅というのはこういうものですよ、という写真もぜひ提起していただけたらありがたいなと思います。

あと、使用中の掲示をしていただけるということですが、一般にはこのファスナーの開け閉め、外側から開け閉めになるかと思うんですね。ですので、使用中には、その開けるところが隠れるようにしていただかないと、外から使用中であっても開けることが可能なわけですね。ですので、使用中のときには外のその開けるものが隠れるようなシステムもちょっとぜひ安全面を考えてご検討いただくよう、これは要望で終わりにいたしますが、ぜひ安全面確保で安心して利用できることをぜひ検討いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） じゃ、ただいまのは要望で、答弁はよろしいですね。

ほかに質疑はございませんか。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の109ページです。民生費、社会福祉費、目医療福祉費の第20節、扶助費の部分なんですけれども、19節の負担金補助及び交付金なんですけれども、26年度の予算は2,380万円、本年度は2,220万円。

20節の扶助費は総額で、今年度は8,556万円、来年度は9,589万8,000円と、それぞれ19節では減って、20節ではふえています。これは、昨年10月に県のマル福が変わったという関係で入れかえになっているという考えでよろしいのでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 桑野国保年金課長。

○国保年金課長（桑野正美君） ただいまのご質問の扶助費の妊産婦医療費助成、それから、こども医療費助成でございますけれども、こちらは今、岡沢委員おっしゃいましたように、去年の10月の改正の拡大によりましてのことが考えられると思います。現に、去年の10月からのマル福の医療費のほうはふえております。

それは、こども医療費助成のほうは村単独事業でございまして、そちらの方がこの下にある扶助費のほうに移行しているということになりますので、この扶助費のほうの現物医療費のほうは去年の予算より1,015万8,000円ふえております。それから、現金分のほうの医療費が18万円、昨年と比べてふえております。こちらは今申し上げましたように、昨年

の10月の改正によるものと考えられます。それによって、医療費が上がっているということになります。

ちなみに国保のほうは医療費は下がっているんですけども、マル福は国保の方とそれ以外の被用者保険のほうがございますので、割合にして社会保険のほうが多いということがありますので、そういうことから村単独事業のほうで減額になりまして、マル福のほうがふえているという内容でございます。以上です。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございませんか。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 119ページの保育所費の15節工事請負費、職員トイレ改修工事97万8,000円と、同じようなあれなので、木原保育所の123ページのやはり15節工事請負費の幼児トイレ改修工事188万円、これについて説明のほうをよろしくお願いします。

○委員長（山崎幸子君） 川崎保育所長。

○保育所長（川崎記子君） ただいまの沼崎委員の質問にお答えいたします。

大谷保育所の職員トイレ改修工事に対しましては、保育所が昭和53年に開所以来、そのときに設置したトイレのままで、和式のトイレが二つあります。現在は高齢者とのふれあい交流会だとかそういったことで、あと運動会とか行事のときにお年寄りの方も見えたりするというので、やはり和式のトイレでは使いにくいのではないかと。大分、故障とかもたまにしたり、それから和式トイレであるということで改修工事を考えております。

それから、木原保育所の幼児トイレ改修工事につきましては、2歳児のトイレでございます。2歳児のトイレなんですけれども、やはりこれも昭和59年に開設した当時のままで、段差がありまして、子どもたちにちょっと使いにくいと。それから個数も、和式のトイレが二つ、それからあと男の子用が一つということで、そこもちょっと使いにくい形になっておりまして、2歳児のお部屋のエアコンの排水も流れて、ちょっと使いにくいようなふうになっておりまして、やはり洋式トイレにかえたいということと、あと段差をなくしたいということで、工事をしたいと考えております。以上です。

○委員長（山崎幸子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） どちらもトイレの工事なんですけれども、今聞くと、和式を洋式にするということなんですけれども、今回の工事をやることによって、全て洋式になるということによろしいんですかね。

○委員長（山崎幸子君） 川崎保育所長。

○保育所長（川崎記子君） これをやっても、なかなか全てというわけにはいかず、まだ木原保育所のほうの子どもの以上時のトイレのほうに一つか二つ和式が残っておりまして、現在の子どもたちはなかなか和式のほうには入りたがらないという状況があるので、順次改修していきたいと考えております。

○委員長（山崎幸子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 今の説明ですと、まだ和式が残ってしまうということなんですけれども、当然、ここにいる人皆さんそうだと思うんですけれども、今、和式トイレという、なかなかもう入りたがらない。大人だって入りたがらないんです。子どもは余計入らないんじゃないかなと思うんですけれども、やはりできればせっかくやるんですから、一緒にやられたほうが利用するのであれば、やられたほうがいいと思うんですけれども、村長、保育所長のほうはなかなか予算的なものはあれでしょうから、村長、ぜひともその辺を答弁お願いします。

○委員長（山崎幸子君） 中島村長。

○村長（中島 栄君） 今、川崎保育所長のほうからそういう話が今出ましたけれども、残っている部分があるとすれば、何回かに分けて工事するよりは確かに金額的な部分、経費的な部分も安くなるんだろうというふうに思います。

そういう意味でもですね、見積もりを取って、緊急的に今、何カ所かやるという部分と残っている部分とあわせて、当然一緒にやったほうが経費的な部分も含めて、分けてやるよりは、当然工事に絡むものであればね、当然安くなるというふうに思いますので、その辺はこの金額は金額として、残りのものがあるとすれば、追加も入れましてですね、検討をして、一緒に整備をしていきたいというふうには思います。

○委員長（山崎幸子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） ありがとうございます。ぜひとも補正を組んででも一緒にやっていただいて、きれいにしていれば、川崎所長のほうも心残りはないんじゃないのかなと思うので、ぜひともよろしく、村長、お願いします。

続けてもう1個やっていいですか。

〔「いいでしょうよ」と呼ぶ者あり〕

○委員（沼崎光芳君） 変わりました、55ページの役場庁舎施設耐震改修事業費なんですけれども、これも3億3,000万円というお金を使ってこれからやるわけなんですけれども、この工事、全協でも議会に対して説明がありました。

その中で私も発言してきたんですけれども、アスベストの問題ということで言ってきたんですけれども、今回は、アスベストの浮遊調査をしたら、出なかったよということで、そこで終わってしまったんですけれども、工事をやれば、当然振動とかそういうものでアスベストが100%大丈夫だという保障は絶対ないと思いますので、その辺で工事をやっているときには、その浮遊調査というものをやられるのかどうか。

工事をやっている期間は庁舎も使いながら工事をやるわけですから、住民の方も来られますし、その辺の情報開示というのは考えられているのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 松葉総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですが、確かに先般ですね、アスベストの

問題でご説明を申し上げました。先般申し上げた内容の中では、確かにアスベストの部分がございます。でも、そこはどうしてもその耐震のための壁を工事しなくちゃならないところが数カ所あります。最低限のところをやっぱり切り込んでいかなくちゃなりませんので、アスベストのある部分については、密閉方式ということで、浮遊をしないという、完全に密閉をした工事方法をとるということで、今回予定をしております。

それとですね、あと、今回委員の皆様にもご心配をかけましたけれども、今回の耐震の県のほうの申請が通りまして、アスベストの問題もやはりあるかないかということで問われていますけれども、今回はアスベストの飛散じゃなくて、その含有量の調査を実際にやろうかと思っております。飛散は全然していないんですけれども、含有量のほうの調査をどれぐらい含んでいるのか。

これは改正がありまして、前は0.5以上だったんですが、今0.1になったものですから、0.1以上ある場合には、これは取らなくちゃなりません、とりあえず、古い建物でもありますし、当時の状況もよく、もう一回工事のときに確認をする意味で調査を含めて、もしあった場合には撤去するというような方法で考えております。

ですから、調査そのものは今後工事をする箇所、大きな平米数にはならないんですけれども、その含有量の調査について実施をし、工事を進めていきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 0.5が0.1に変わったよということで、含有量の調査をやりますということで、もし万が一、0.1以上あったら撤去工事をやると思うんですけれども、そうすると数千万円、もしくはそれ以上かかってしまうのかなと思うんですけれども、そういうお考えでよろしいですか。

○委員長（山崎幸子君） 松葉総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） 現段階では、申請時のほうで県のほうのお考えもありまして、今回については、もしその含有量が0.1を超えた場合見つかった場合には、当然その部分を取り払うということで、今回の工事が終了するまでにそのところの調査はきちっとして、もしそういうところがあれば完全に撤去してもらいたいということなので、全体ではございませんので、当然何カ所か、数カ所になると思うので、その部分の撤去は当然出てくるかと思えます。

それから、先ほどの繰り返しになりますけれども、工事中についてはですね、本当に完全に浮遊がしないような方法をとって密封でやりますので、本当にお客さんに対してもできるだけ、というよりも迷惑をかけない方式でやりたいなと思っております。

つけ加えましたけれども、以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） やはり美浦村の要の役場庁舎ですから安心・安全な場所じゃなく

ちやいけないと思うんですけれども、そういった意味で、1階にしる2階にしる、天井がアスベストのあれがあるというのは事実ですよ。そういった中で浮遊していないからそっとしておけばいいんだという考えにしか聞こえないんですけれども。

今の総務課長の答弁だと絶対に浮遊しないから大丈夫ですと、そういう工法でやりますから大丈夫ですということなんですけれども、絶対とかというのはどういう根拠で言われているんですか。

○委員長（山崎幸子君） 松葉総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） 確かにですね、絶対とか、可能だとか不可能を言いますと、確かにそれは私の失言かもしれません。確かにそれはあり得ないかもしれませんが、本当にできる限りですね、「できる限り」しかないんですけれども、密封方式ということで浮遊をさせないという、完全に近いような形でやっていければなと思ってます。

これはやはり工事する側も、当然それはやっていかなければならないし、住民の安全・安心を守るには、やはり必要かつ不可欠な問題ですので、それは本当に慎重に行っていて、当然その経過の中でも調査も含めながら、実際進めていければなと今のところ考えております。以上です。

○委員長（山崎幸子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 重ねてになるんですけれども、やっぱりそういう意味を含めて、これから入札の段階に入っていくと思うんですけれども、入札をして、じゃ、工事業者が決まりました。工事の監理のところが決まりました。そちらに任せているから、そちらがちゃんとやるのが当たり前みたいな、お役所的な考えにしか聞こえないんですけれども、やはりそういうのが想定されるのであれば、前もって行政側が、その辺も想定して進めていかなければいけないと思うんですけれども、大丈夫だろうみたいな答弁にしか聞こえないんですけれども、その辺、やっぱり役場には小さいお子様連れの方も来るだろうし、老人の方も来るだろうし、いろいろな方が来る中で、端のほうで工事してるから、こっちの全体的なフロアのほうは、何も無いよという保障がどこにあるのかなと、その辺も踏まえて、もう一度ちょっと質問したいんですけれども。

○委員長（山崎幸子君） 松葉総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） そうですよ。確かに、そういうふうに聞こえちゃって大変申しわけないんですけれども、そうではないんです。できる限り、工事業者とも事前にですね、打ち合わせをしながら工事のほうを進めていければと思います。

事前に含有量のほうの調査も進めて、できる限りしかないんですけれども、そういうのも工事の間も含めて、お互いにこの工事業者との検討をしながら、状況を見ながら、やっていければなと思っています。

本当に今おっしゃるとおり完全なものはございませんけれども、そういう意味で住民に対してもしっかりと納得いくような工事方法というのをお互いに考えながらやっていけれ

ばなと思っています。以上です。

○委員長（山崎幸子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 住民の方でも結構細かい人というか、いろいろな人がいますから、工事をやっていて上を見たときに、これはアスベストを使っているんじゃないかと、これ、ちゃんと対策をとっているのかという指摘だって絶対ないとは限らないし、そういうふうな形で指摘されないようにやっていただくのがあれなんですけれど。

あと入札なんかも、やっぱりさっき言ったようにある程度、行政側が想定するものは予算に入れておかないと、不調という形もいろいろなところで入札が成立しないという状況も多々見受けられます。そういうことも考えて、やはり細心の注意を払って入札のほうも行っていただきたい。

それと、前にも言いましたけれど、せっかく耐震工事をやるのでいいものをつくっていただきたいということで、「あら、これ、どこ工事やったんだ」というのではなくて、ぜひとも、「ああ、変わったな」と言われるものをつくっていただけるように、再度要望して終わりたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございませんか。

松葉総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） それでは、今おっしゃいましたとおりですね、私のほうも今ご指摘、いろいろな入札の件もありますし、ご指摘をいただいた点についてしっかりと準備をしまして、実施のほうに向けていきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） それでは、予算書の149ページ、農林水産業費、農業費、農業総務費の中の農村公園管理費の中の15節工事請負費なんですけれども、この6番の城山公園遊具補修工事と出ておりますが、これの工事内容を教えていただきたいと思います。

149ページです。

○委員長（山崎幸子君） 中澤経済課長。

○経済課長（中澤真一君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

木原城址城山公園には、工作物、遊具が3基ございます。今年度、補正予算をいただき、木（もく）の部分を補修修繕したところでございます。

地元の大工さんとで工事を発注しまして、木の部分の修繕が終了したところでございますが、金属の部分につきましても、前年度予算いただいて点検しましたときに、補修が必要だ、修繕が必要だという指摘が挙がっておりまして、その分につきまして新年度で補修を進めていきたいということで、今回計上したところでございます。金属部分の3基あるものの修繕費でございます。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解いたしました。金属部分の三つの遊具の金属部分の補修と申

しましたが、具体的にどの遊具のどの部分というものをお示しただけならありがたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 中澤経済課長。

○経済課長（中澤真一君） 大変申しわけありません。詳細につきまして、ここに手元に点検のときの資料はございませんが、当初からのもので、支柱の部分、そのもとが当然、土と接触部分、腐食しております。木の部分直したんですが、いまだに立入禁止のテープが取れていない部分もあります。そのような中でやるところでございます。あとで、昨年の調査資料をご報告申し上げたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 後ほど資料を提出いただけるということで了解をいたしますが、今現在ある遊具の中で、結構規格というのが定期的に変わってくると思います。遊具の規格ですね。それが、古い遊具ですと規格外のものも出てきているのではないかというふうにちょっと心配するものですので、今後そういう遊具の変更とかそういう規格に合ったものに変更するとか、そういう構想はないものかどうかちょっとお尋ねをさせていただきます。

○委員長（山崎幸子君） 中澤経済課長。

○経済課長（中澤真一君） ただいまのご質問でございますが、今年度ですか、補正のときにも若干説明させていただいたんですけれども、任意団体なんですけど、遊具、正式名称はあれなんですけど、遊具協会というのがございまして、そこの審査を受け、資格のあるそこの加盟しているところで修繕をします。

先ほど違う案件でありましたように、保険等の改正等、保険のほうの関係が厳しくなっておるもので、それを通さないと、修繕しないと、いざ事故があった場合の保険の適用に影響するということとなっております。ただ、任意団体の協会の規定でございますので特殊なとか、見積もりをとりましたところ、1,000万円単位の修繕でかかるということになったものですから、それを地元の業者で先ほどの木の部分を修繕し、新たに保険屋さんと新たに調査しまして、任意の保険も昨年補正でとらせていただいて、新たに契約したところでございます。

規格が変わるということはないんですが、点検の義務はあると思いますので、随時そういうふうに今後は点検をし、修繕に努めてまいります。

保険につきましても、昨年調査、打ち合わせした新たに契約した任意保険で対応していきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解をいたしました。とにかく点検の義務と修繕に努めるという答弁でしたので、とにかく子どもたちが使う遊具ですので、安全の確保と、また、利用者側からのそういうアンケートですね、利用されている方のアンケート等も定期的にとりな

がら、こういうところがちょっと危なく感じたとか、こういうところが利用しやすくなったとか。こういう修繕していますとね、今まで不備だったものがよくなるわけですから、そういうような実態調査等も今後ぜひ検査する中でそういうところも加味して検討していただけたらありがたいのかなというふうに思います。

先ほども申し述べましたけれども、予算の歳出予算見積書ですと、この項目が179ページになります。できましたらこういうところに、昨日も石川委員でしたっけ、土地の借上料の質問等もいたしました。そういう意味ではここに、179ページの見積りりのところに借上料、単価、平米15円だとか平米50円だとか、基本的なもの。あと、今回の維持補修工事、どこを補修するとか遊具修繕には何カ所修繕するのかとか、細かくて申しわけございませんが、そういうものもわかるととても見やすい歳出予算見積書になろうかと思しますので、そちらのほう、歳出予算見積書の変更のほうも、今後ご検討いただければありがたいと思います。

この件は以上です。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございませんか。

石川委員。

○委員（石川 修君） それではですね、予算書の181ページ、事務局費のですね、10番、施設型給付事業費。これはですね、子ども・子育て支援法、いわゆる認定こども園のことだろうとは思いますが、ことし初めて計上されたようでございますけれども、施設への委託料ということでございますけれども、この委託料は、相手方はどこなのか具体的なことがわかれば、教えていただきたいと思えます。

○委員長（山崎幸子君） 増尾教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それでは、石川委員のご質問にお答えいたします。181ページの施設型給付事業費でございます。

これはですね、私立幼稚園がございまして、そちらのほうの支払いになってございます。

よろしいですか。

○委員長（山崎幸子君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 私立幼稚園ですけれども、具体的に、例えばみほ白帆幼稚園とかそういう、わかれば。

○委員長（山崎幸子君） 増尾教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それではですね、全員協議会の中でも私立幼稚園の料金のところのお話したかと思えます。村の中の子どもさんが一番利用されているのが、みほ白帆幼稚園と江戸崎みどり幼稚園になってございます。ほぼ同じぐらいところでございますので、こちらの施設型といいますと、江戸崎みどり幼稚園になろうかと思えます。

江戸崎みどり幼稚園につきましては、新制度に移行するという事になってございますので、ここの部分と、あとはそのほかにも何名か私立にも行ってございますので、その方のところが新制度に移行しているところがあれば、そこのところの利用料になってございます。

それと、話がまた別になってしまいますが、みほ白帆幼稚園につきましては旧制度のままというようなことですので、今までの幼稚園の就園奨励費という形のところに計上してございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（山崎幸子君） 石川委員。

○委員（石川 修君） それはそれで了解します。

ところでですね、これは国庫の支出金が959万2,000円なんですけれども、私が見たところ、どこに出てくるのか。国庫支出金で民生費国庫補助金で521万8,000円、それとですね、子ども・子育て支援事業交付金で、これは教育費国庫補助金で63万8,000円というのが出てくるんですけれども、この金額が合わないんですけれども、これはどことどこの、どの辺に出てくるのか、そのページ数を教えていただきたいと思ひます。

○委員長（山崎幸子君） 増尾教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 内訳でございまして、制度的にいいまして、国の負担部分と県の負担部分と、市町村の持ち分というのがありますので、その辺はちょっと調べさせていただいて、後日提出したいと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員長（山崎幸子君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 了解しました。じゃ、資料の提出のほうをお願ひをいたします。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございせんか。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 149ページの4美浦村物産館建設事業費で12万5,000円ということなんですけれども、前にも話が出てましたけれども、一応バイパスを開通を視野に物産館ということで目指しているんですけれども、歳出予算見積書のほうで本年度要求額が1,012万5,000円要求して、査定額が12万5,000円ということなんですけれども、これの経緯等を教えていただければと思うんですけれども。

○委員長（山崎幸子君） 増尾経済建設部長。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 確かにですね、美浦村物産館建設事業費12万5,000円ということで、これで本当に建設に向かって進めているのかということだと思います。それで、実際、1,000何百万円かの予算要求はいたしました。ただ、その時点でも、計画の熟度といひますか、どれぐらいの建物、どれぐらいの予算でということがまだはっきりしていなかった状況の中での予算の積算ということでした。

そういう過程の中で企画財政課のほうとも話を進めた中で、建物の規模であるとか予算規模がきちっとした段階で設計費のほうも決まってくるから、それについては、それが

きちっと出た段階で補正で対応していこうというようなことで、当初にはその分の予算が入ってございません。ここで見てもわかるようにですね、物産館建設委員会委員の報酬と旅費ということしか載っておりません。

実際に、具体的にその物産館の中身が確定した段階で補正のほうを出させていただいて、事業としては27年度で実施設計ができればなということだと思っております。建設は28年度ということだ今考えておまして、そういうことで物産館のほうの建設は進めてまいりたいということだ考えております。以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 物産館、箱物つくるというのはわかるんですけども、その運営していく中で、ずうっと検討、検討とやってきた中で、今度実際にやる場合にはどういう、農協とか生産者とかいろいろな連携が必要になってきて、そういうのの検討は、これから頻繁にやっていかなくちゃいけないんじゃないのかなと思うんですけど、その予算というか、その会議を開くための予算というのは、その12万5,000円で賄うよということなんですか。

○委員長（山崎幸子君） 増尾経済建設部長。

○経済建設部長（増尾嘉一君） これは、この予算化してある分はですね、物産館建設委員会を設立しておまして、非常勤職員としての委嘱をしておりますから、そこでは報酬ということ出てくるんですけども、農協とかですね、ほかのところの打ち合わせというのは費用というのは考えておりません。物産館の運営については、物販の部分については、基本的には農協のほうでお願いできないかなということだ、内々に農協とも話を進めております。

それから、物産館だけではなくて、その公共施設なんですけれども、最低でも四つぐらいの機能を持たせたいということ、これは全協でも申し上げたかと思えます。子ども・子育て支援の施設と、それから情報発信と、あと交流関係のその四つの機能は持たせていきたいというようなことで考えておまして、例えば子育て支援の部分であれば、その部分は、建設後は民間のほうに経営のほうは委託したいというようなことで考えて、そういうことで作業のほうを進めている状況でございます。

○委員長（山崎幸子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 今お話された建設予定地というか、それは前に議会のほうに提出した企業が来る、そういう範囲の中につくるよということなんですか。その例えば、別にいいですよ。カスミさんだとかコメリさんだとか、ヤックスさんだとかという話はちまたでは聞こえてくるんですけども、その一画に物産館だとかコミュニティセンターとかそういうのを踏まえたものをつくるということなんですか。

○委員長（山崎幸子君） 増尾経済建設部長。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 地区計画の全体の計画のことにも関連してくるんですけど

れども、ある程度その地区計画の次期交流地区というのは、新しいまちづくりの核にしていきたいということで考えております。

そういうことである程度いろいろな施設を集合させるというか、同じところにつくることによって、そこににぎわいも出てきますし、相乗効果で人も呼べるということを考えておりますから、地区計画のエリアの中の地域交流地区の中に民間の施設、商業施設と一緒に、村の施設もつくりたいと。そのことについては、この物産館建設委員会の中でも協議をしていただきまして、その了解をいただいております。

それから、先ほど申し上げました機能につきましても、単なる物販のための物産館じゃなくて、子育ての支援施設も含めた機能を持たせた多機能なものをつくっていききたいということで、物産館の建設委員会の中でも検討いただいて、その部分での了解はいただいております。

それとあと、全協の中でも自分ちょっと説明したような思いがあるんですけども、そういう今申し上げたような目的で地区計画のほうを進めていますから、その中の一画に、商業施設の同じ敷地エリアの一画に、村の施設もつくっていききたいということで、今考えているところでございます。

もう少しですね、民間の施設のほうの出店の確度が高くなってきましたら、図面等でもですね、議会のほうにお示しをして、前、回収ということをさせていただきましたけれども、はっきり決まった時点で、きちっともう一度説明をさせていただいて、図面のほうも示しながらですね、もう一度議会のほうの理解を得ていきたいというようなことで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） じゃ、その施設の中につくるよという方向で動いているんですけど、その運営に関しては農協のほうと内々で任せるような形で進んでいるよということなんですけれども、もうちょっと運営に関してはオープンに、やっぱりしっかり議論して、阿見町のほうでも、道の駅構想ということで結構進んでいるというか話があるみたいなんですけれども、やはりそういったものも踏まえて、ただ農協に丸投げみたいな感じに聞こえるんですけど、もう少し会議の回数をふやして、ちゃんとお金使えばいいというものじゃない……。

済みません。お金かければいいのか、回数やればいいのかというものじゃないんですけど、できれば、もうちょっと議論をしていただいて、内々とかではなくてもっとオープンに、やはりやるからにはいいものをつくっていただきたいというのが皆さんの願いだと思いますので、決まってからではなくて、前にも議会のほうから要望しましたけれど、ある程度そういう話が動いている経過等については、やはり説明していただかないと、決まってから、「はい、決まりました」という報告だけではちょっとおかしいんじゃないのかなと思いますので、その辺をお願いします。

○委員長（山崎幸子君） 増尾経済建設部長。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 物産館はどこが運営をしていくんだという話ですけども、内々に進めているというのは実際にそうなんですけれども、途中全て決まった時点で議会に報告ということはもちろん考えておりません。途中経過も含めてですね、お話しできるような段階になったら、きちっとその途中経過も含めて説明をさせていただきたいと思います。

もちろんですね、これで決まってしまっただけでこうなんですよということ、今まで自分はやってきたつもりもありませんし、地区計画についても、スタートするときにこういう計画はどうでしょう、というようなことで議員の全協の中でお話をして事業を進めてきたと思っております。

経営についてもですね、運営についても、今お話ししたような、途中経過も含めてですね、これは委員の皆様にはきちっと報告をして、内容の検討に加わっていただいて、その仕組みをつくっていききたいというようなことで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） ぜひとも開通までまだ時間があると言うかもしれませんが、時間というのは早いので、ぜひともその辺はスピーディーに行っていただいて、オープンな形でやっていただきたいというのを要望したいと思います。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございませんか。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 先ほど、マル福の関連でお聞きしたんですが、歳出のことだけ聞いて、歳入のことを聞き忘れてしまいましたので、昨年マル福のことで一般質問をした観点もありまして教えていただきたいんですが、昨年10月、マル福県が対象者を拡大したということで、歳入面ではそれだけプラスになって、村の負担が減るといったような話をしたんですけども、具体的にその県の負担金というか出資金となると、予算書の歳入では23ページの民生費県補助金の第3節の医療福祉費補助金、これがその県のマル福部分の補助金ということでよろしいのでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 桑野国保年金課長。

○国保年金課長（桑野正美君） ただいまの質問の医療福祉費の県補助金ということで、23ページの今、岡沢委員おっしゃいました第3節のちょうど真ん中ですね、医療福祉費補助金ということで合わせまして4,338万5,000円という内容でございます。

医療費の部分につきましては、右側の5番の医療費補助金ということで、こちら側の扶助費のかかったものの2分の1でございまして、これが4,230万1,000円、こちらが先ほど申し上げました年齢拡大した部分を合わせました27年度歳出予算の2分の1の県補助の金額となっております。これも恐らく26年度当初予算よりは上がっていると思います。

そういうことをご理解していただきたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 確かに課長おっしゃったとおり26年度当初予算と比べると440万円ぐらい伸びているんですが、とすると、私が高校生までの医療費の無料とかで質問を取り上げたときは、この440万円、昨年度よりふえているこの金額を想定されていて、村のマル福負担が減ることだったんでしょうか、済みません。

○委員長（山崎幸子君） 桑野国保年金課長。

○国保年金課長（桑野正美君） ただいまの岡沢委員の440万円という額は、この歳入のほうで上がった差額分の金額でしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 岡沢委員、岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 皆さん、26年度の予算書はお持ちでないと思いますが、やはり県支出金の県補助金、民生費県補助金、医療福祉費補助金で、昨年度の予算書では3,883万5,000円で、それで、国保年金課長おっしゃったとおり、ことしの予算では4,338万5,000円。その差が約440万円ぐらいになる計算なんです。

なぜこういう質問をしたのかというと、高校生までの医療費無料化に当たっては、医療費の伸びということも加えて、じゃ、マル福、どのくらい県の対象拡大、これによって来年度はどのくらい浮くんですかと。それをもとに高校生までの医療費を無料化まで拡大したら、どれくらいかかるのか。その差額は実際 どのくらいの村の持ち出しなのかとお聞きしたと思うんですが、これだと先ほどはマル福と、村単独事業だと、約900万円ぐらい医療費も上がっていると持ち出しがふえるんですけれども、その持ち出しが900万円ぐらいふえたのに対して、県の補助は2分の1だから当然かもしれませんが、440万円しか入っていないということは、トータルからしたら村の負担は全然減らないような感覚を受けるんですが、ちょっと私の認識不足なのでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） それでは、質疑の途中ではございますが、暫時休憩とし、桑野国保年金課長からの答弁は、休憩後にいただきたいと思います。

16時5分、開会といたします。

午後3時50分休憩

午後4時05分開議

○委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

桑野国保年金課長。

○国保年金課長（桑野正美君） それでは、先ほどの岡沢委員の質問についてなんですけれども、一般質問に浅野保健福祉部長より答弁がありました内容につきまして、この制度改正によりまして、村の持ち出し分が軽減になる分ということで、70万円という額をお示ししたかと思います。

今回の先ほどの歳入予算の差額分ですか、今440万円ということなんですけれども、この分につきましては、一部この制度改正の部分も含めて試算しております。先ほど言いました70万円につきましては、あくまでも高校生の対象者をもとに、いろいろな方面から試算して出したものであります。

ですから、この70万円と、この440万円の差額につきましては、全くではないんですけれども、関係がないというふうにお答え申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（山崎幸子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 別に反論はしませんが、70万円という金額は、高校生まで無料にしたとかどうこうではなくて、昨年10月に県のマル福が対象者が拡大したことによっての減額分は70万円ですということで、さらに高校生まで無料化するには550万円という試算を出されました。これまでのマル福との関係で70万円減額となり、高校生までにするには550万円で、私は差し引き480万円という理解だったんですが、いずれにしても私の質問が悪かったかもしれません。

子どもの医療費に関しては、子どもの数は予想はほとんど変わりませんが、医療費の伸びというのは、もう3カ月もたっていれば、予測とはかなり違っているという、今考えてみればそういう認識ですので、3カ月前の試算をもとに、例えば先ほど言いましたふえていた分440万円はどう関連あるのかと質問しても、ちょっと質問そのものが矛盾していると私も今になって思っていますので、今になって撤回しますとは言いませんが、この質問自体が一応私自身の錯誤に基づいて、はっきりそう申し上げてもいいと思いますので、以上で質問を打ち切ります。

○委員長（山崎幸子君） 増尾教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 私のほうからですね、先ほど石川委員のほうからご質問のありました施設型給付費についてご説明したいと思います。プリントでお配りしてあります平成27年度当初予算算出根拠というようなところで、表がありまして、表の上に施設型給付費という形になってございます。これは、181ページを見ていただきたいと思います。

それで、教育予算のところのナンバーの10番、施設型給付事業費1,854万円というものでございます。これの算出方法についてご説明したいと思います。

まず初めに、表の一番上の1番総事業費というところで2,400万円ほど試算してございます。これは国のほうでですね、公定価格というものを示されておりますので、それに基づいて試算した金額が2,420万1,000円というような金額になってございます。これが基本となる数字でございます。

その金額をですね、2番、3番に分けてございます。2番でいいのですが、全国統一の費用負担額、ですから、総事業費の3分の2がここに持ってくる数字です。1,600万円ほどございます。それと3番目のほうが、地方単独費用分、これが総事業費の3分の1を見な

さいというようなことで示されていますので、そういう形になってございます。ですから、2番と3番をそれぞれ、国、県、市町村、あと利用者負担というようなことで按分してございます。それをまとめましたのが、4番の表になります。

一番上が利用者負担、566万2,200円とありますので、これについては私立幼稚園ですので、この金額は保護者が私立幼稚園にお支払いするというようなことですので、村のほうに入ってくる金額ではございません。ですから、その次の国、県、村の負担分を合わせたところで、施設のほうにお支払いするという計算になってございます。ですから、負担額でいいますと、利用者負担分566万2,200円を総額の2,420万1,372円から引きますと、1,854万円。端数はあるんですが、予算書上は丸めてありますので、1,854万円という数字になります。

それが、歳入のところではどこにあらわれているのかなというようにところで申し上げます。19ページに戻っていただきたいと思います。

19ページですね、四角の下から2番目の一番下の教育費負担金というようなことで、説明のところでは10番として、「子どものための教育・保育給付費負担金（教育）」というところがございます。こちらは370万6,000円でございます。これは表のところを見ていただきますと、先ほどの4番の負担のところの国負担、370万6,000円。また、端数はちょっと切り捨ててありますので、この数字になります。これが国の負担分です。

あと県の負担分につきましては、23ページを開けていただきたいと思います。23ページの一番上の表のところの一番下になりますが、教育費県負担金、こちらが説明のところの5番で「子どものための教育・保育給付費負担金（教育）」というところで、588万6,000円という形になってございます。

それと、このお配りした表の中にもありますが、一時預かり事業（5）というふうにありますので、これは181ページの11番のところの金額と一致するような形になってございます。これも、それぞれのところで分化してございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上のところが、ちょっと大ざっぱで申しわけないんですが、今わかる範囲のところでご説明いたしました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（山崎幸子君） 中澤経済課長。

○経済課長（中澤真一君） 先ほどの木原城山公園の遊具の修繕を計上している点につきましてご報告申し上げます。

遊具につきまして、金属部分の補修の部分でございます。先ほど3基設置してあると申しましたが、3基のうちのやぐらに一番近い部分からローラーの滑り台がある遊具が主でございます。特にローラー滑り台の防護柵、アーチのように防護柵が設置されておるんですが、それがかなり腐食が著しいところでございます。ただ、先ほど申しました任意団体であります遊具の協会から言わせますと、ローラーの径が今はちょっと違っている

よという指摘はございました。それにつきましては、全体を撤去、新設になってしまいますので、現行を直すということで見積もったところでございます。

昨年度点検をし、その後、補修または撤去も視野に入れながら検討を重ねまして、修繕ということで保険までを考えたところでございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございませんか。

林委員。

○委員（林 昌子君） 済みません、予算書の237ページ、これを聞かないとやはり。

保健体育総務費の中の村民体育祭事業費なんですけれども、歳出予算見積書のほうで285ページになります。この301万7,000円の予算の件なんですけれども、歳出予算見積書のほうで、財源の内訳がございまして、一般財源296万7,000円で、その他財源で5万円ということが明記されていまして、285ページ、285ページ。

財源の内訳のこのその他の財源の5万円というのは、どういう財源なのか。また、予算書のどのページに載っている財源かを教えていただきたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 石橋企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまの林委員のご質問にお答えしたいと思います。

一般財源につきましては、当初からの一般財源、村の財源でございます。それで、その他の財源につきましては、ふるさと応援基金、寄附がございましてよ。そのスポーツのほうに使って下さいというようなことが出ていますので、そちらで充当しているところでございます。以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解をいたしました。本当にふるさと応援基金も有効に利用していただいているということで、了解いたしました。

それですね、多分ご説明いただいたかと思うんですけれども、アンケート調査をした結果で、ことしも実施する運びとなっているかと思っております。予算的には、5万5,000円の昨年からの差額ですので、ほぼ内容的に似たような運営方法なのかなというふうに思うわけなんですけれども、今現在ですね、種目の検討をされて、どのような形で体育祭を運営するのか、その方向性だけ教えていただきたいと思っております。

○委員長（山崎幸子君） 堀越生涯学習課長。

○生涯学習課長（堀越文恵君） 林委員のご質問ですけれども、体育祭については、27年度は実施の方向で予算は上げさせていただいておりますが、その内容についてはこれからの検討ということになっております。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解をいたしました。これからということですので、なるべく、ずっと申し述べてきましたけれども、できるだけ自由参加もぜひ取り入れながら、また、自由参加の種目であるということも明記していただかないと、参加者が昨年も、わからな

かったというご意見もございました。

ですので、そういうところも多くの方が参加できる村民体育祭となりますようにまた、企画のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（山崎幸子君） 議案第33号 平成27年度美浦村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

それでは、一般会計担当課の方は、ここで退席です。

〔一般会計関係の執行部退席〕

○委員長（山崎幸子君） それでは、席があいたところは前に詰めてください。

質疑はございせんか。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の269ページです。歳入の目1、一般被保険者国民健康保険税と、目2の退職被保険者等国民健康保険税にまたがりすけれども、目1の第3節、介護納付金分現年課税分、これが昨年度、一々数字は言ひませんが、昨年度比で112万2,000円減っています。目2の第3節、介護納付金分現年課税分は7万1,000円ふえています。これはふえたり減ったりというのは、一般被保険者と退職被保険者の異動とかがあるのかなと思ひれますけれども、一般被保険者の介護納付金分現年課税分が112万2,000円減っているのは、既に来年度から介護保険の財源は、税金50%、一般被保険者が21%、2号被保険者が29%になったのは、来年度から介護保険改正どおり、一般被保険者が、「一般」じゃない、これは「1号」です。言葉を間違えました。1号被保険者が21%、2号被保険者の割合が29%になっているんですけれども、この場合は、2号被保険者の納付分なんです。2号被保険者の納付分の率が28%に、既に来年度からかわって減ることなのではないか。

○委員長（山崎幸子君） 桑野国保年金課長。

○国保年金課長（桑野正美君） ただいまの岡沢委員のご質問なんですけれども、介護納付金の税の部分でよろしいんですよね。

この予算に上げてあります税金分につきましては、国保税の26年度の10月末の調定をですね、見込み収納率に乗じて算出しております。この昨年度との比較につきましては、増減については被保険者の増減、あるいは昨年も軽減の改正もありました。そのことも影響して、この見積額となっております。ですから、今、岡沢委員がおっしゃる、1号被保険者何%とか、2号被保険者何%というのは、加味しておりません。あくまでも前年までの税の調定に基づいて算出しているということでご理解をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○委員長（山崎幸子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 介護保険事業計画、私はでき上がったのはもらっていないんですけれども、案のほうしかもらっていないんですが、介護保険法改正によって、1号被保険者と2号被保険者の割合が21対29だったのが、22対28になると書かれていますから。

それにしても今日に至るまで、国民健康保険税条例の改正の提案は出されていませんから、その分では影響しないのかなと思ったんですけれども、でも、介護保険財政のほうでは、1号被保険者の負担がふえて、2号被保険者の負担が減るというのは明らかなので、その分、国保税に反映されるかと思ったんですが、それは関係ないことで反映されないということでもよろしいですね。

○委員長（山崎幸子君） 桑野国保年金課長。

○国保年金課長（桑野正美君） そのとおりでございまして、この税のほうの予算につきましては、あくまでも調定をもとに、これまでの伸び率とか収納見込みをかけて算出しておりますので、今、委員が言われたようなことは、はっきり、極端に言うと考えていないという税の予算の出し方をしております。以上です。

○委員長（山崎幸子君） 岡沢委員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） 285ページです。真ん中の辺なんですけど、負担金補助及び交付金の出産育児一時金1,470万円です。出産育児一時金としてこの額が提出されていて、ページをもどって275ページの一番上ですね。出産育児一時金繰入金、こちらで980万円とあります。ちなみに、この繰入金が多分、さっきまでやっていた一般会計の予算のほうでは、ちょうど980万円になっていまして、ここ数年来、100数十万ちょっと上がっていたものですから、私、最初は、あれ、これ子どもでもふえたの、出産予定の、というふうに思っちゃったんですが、どうもそうじゃないらしいので、再度ちょっとその辺の説明をお願いできればと思います。

○委員長（山崎幸子君） 桑野国保年金課長。

○国保年金課長（桑野正美君） ただいまの出産育児一時金の285ページと、あと、対する900何万円というのは、済みません、何ページの……。

○委員（塚本光司君） 275ページです。一番上です。

○委員長（山崎幸子君） 桑野国保年金課長。

○国保年金課長（桑野正美君） 285ページの出産育児一時金につきましては、1,470万円、これは根拠としては、35件見込みまして、1件当たり42万円で計算して、1,470万円という計算になっております。これは、保健センターのほうに母子手帳をですね、もらいに行きます。その中で国保の被保険者の母子手帳の出産予定者としてカウントしまして、見込んで35人という数字を上げております。

275ページの繰入金の関係なんですけれども、この1,470万円の中の3分の2を一般会計から繰り入れするという法的な部分に沿いまして、275ページの先ほど言いました1,470万円の3分の2ということで980万円繰り入れということで繰り入れをしております。

一応、関係はそういうことでなっております。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） わかりました。何か一般会計予算のほうだと、ちょっとふえていたので、あれ、子ども来年ふえる子ども、今より多くなったのと一瞬、一瞬思ったものですから。そうではなくてということですよ。ありがとうございます。

○委員長（山崎幸子君） 桑野国保年金課長。

○国保年金課長（桑野正美君） 今、一般会計のほうはもう終わったんですけれども、当然、一般会計の国保会計繰出金のほうに今繰り入れた980万円ですか、この金額が一般会計の歳出の国保特会の繰出金のほうの予算に上がっております。以上です。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（山崎幸子君） 議案第34号 平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算

を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（山崎幸子君） 議案第35号 平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計予算を
議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（山崎幸子君） 議案第36号 平成27年度美浦村介護保険特別会計予算を議題と
いたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（山崎幸子君） 議案第37号 平成27年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（山崎幸子君） 議案第38号 平成27年度美浦村水道事業会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 当初予算（案）説明書で、トレーニング・センターのところで配水管の布設工事を予定していると思うんですけども、工事の時期的なもの概要をちょっと詳しく教えていただきたいと思うんですけども。

○委員長（山崎幸子君） 青野上下水道課長。

○上下水道課長（青野道生君） 沼崎委員のご質問にお答えをいたします。

今回、今年度上水道で、南原から南原のD棟の前あたりからトレーニング・センターの外周道路といいますか、そこを通りまして、最終的には現在ある常陽銀行の前あたりまでをつなぐということで、当初予算（案）説明書の最後のページに、図面等もおつけしたか

と思います。

その中で工事の発注時期ということなんですが、大体7月ぐらいを今のところ考えております。設計は26年度のほうに予算をお願いしまして、設計の主なものはでき上がっております。再度精査をするということで、精査をした上で発注時期が大体7月ごろを考えている状況です。

済みません、もう1点ご質問あったかと思うんですが時期。ないですか。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） ありがとうございます。パイが250ミリの管が1.4キロメートルぐらいと、75パイが108メートルぐらいなんですけれども、これは工区的なものを分けて出すんでしょうけれども、発注時期は一気に出すということですかね。

○委員長（山崎幸子君） 青野上下水道課長。

○上下水道課長（青野道生君） 発注時期でございますが、今ご質問のトレーニング・センター周りの配管につきましては、75パイと250パイは、もう関連した配管となります。一気に出すというような形になると思います。分けて、工期をずらしてということは考えておりません。一気に出す予定です。

その辺は、工期とスピードの関係もあります。予算の資本的収入及び支出の中で1億2,000万円ぐらいの工事費ということで計上させていただいています。

もう1点ある大谷地区の部分も含めてなんですが、1億とちょっとある予定です。距離も約1,500メートルありますので、工区については今後検討して決めていきたいと思っております。以上です。

○委員長（山崎幸子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） ありがとうございます。工期についてはね、最新の注意でやっていただけると思うんですけれども、今、これとは違うんですけれども、旧125号線、島津のあたり、企業局のほうで管を入れているんですけれども、やはり三つの業者が今やられているんですけれども、かなり大規模な工事をやられているんですけれども、朝夕は当然交通量の多いところでやっていて、覆工板をかけたりにして工事をやっていて、事故もあったという話も聞いているんですけれども、ここトレーニング・センターの要はメインのところでは馬匹の車とかも結構通るんですけれども、その辺も踏まえて十分に注意して工事のほうは発注されると思うんですけれども、その辺踏まえて特に工事の出し方等について、何か考えていけば聞きたかったんですけれども。

○委員長（山崎幸子君） 青野上下水道課長。

○上下水道課長（青野道生君） 沼崎委員のご質問にお答えをいたします。

そういう交通量、私も旧125号線の県企業局の導水管の工事、大変混み合っていることは承知しております。工期とそれからそういうものの、いずれにしても片側通行ということ

になりますので、交通の通られる方にはご迷惑をかけるという形にはなろうかと思えます。

できるだけトラブルのないように工事のほうは進めたいとももちろん思っておりますので、今ここで、何工区にしてとかこういう工法でということはちょっとお答えできないんですが、その部分については十分加味した上で、工区のほう、工期のほうも決めていきたいというふうに考えております。

○委員長（山崎幸子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） ちなみに管はどちら側を通るんですか。あれはセンターラインがありますけど、トレーニング・センターのほうから見たら、右とか左とか。

○委員長（山崎幸子君） 青野上下水道課長。

○上下水道課長（青野道生君） 埋設位置なんですけれども、常陽銀行から土屋方面、南原方面に向かいまして右側になります。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（山崎幸子君） 議案第39号 平成27年度美浦村電気事業会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

下村委員。

○委員（下村 宏君） ページが465ページになります。営業外費用ということで、支払利息及び企業債取扱諸費というような項目がありまして、金額が613万1,000円が計上してあります。これは恐らく借入金の1年分の利子だなというふうに解釈しますけれども、これの計算基礎を教えていただければお願いしたいと思います。

〔答弁なし〕

○委員（下村 宏君） 委員長ちょっと。

○委員長（山崎幸子君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） ちょっと言いますとですね、実は一番最後のページにですね、企

業債ということで、7億2,420万円というような数字が出ています。この企業債の利息が今言った額になるというような解釈でよろしいでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） そうです。土地代、それから工事代、パネル代ですね。そちら込みの分の利息となってきます。

○委員長（山崎幸子君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） そこでですね、実はざっと計算すると、0.85%くらいの金利かなというふうに思います。現在ですね、今、地方公共団体に対して自治体の貸し付け等を見てもみますと、6～7%が貸し付けている金利というふうに伺っておりますので、ぜひ入札をやっていただいでですね、このときは安いところで、費用かからないような方向で進めていただければありがたいなというふうに思います。

○委員長（山崎幸子君） 下村委員、あとはよろしいですか。はい。

あと、質疑はございませんか。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） 平成27年度から新たな電気事業会計になるわけですが、とりあえず今、現時点でちょっと確認の意味も含めまして、買い取り価格等の料金について、念のためお示しいただければと思います。

20年間同額でという形だったのですかね。それがちょっとどんなふうになっていくのか。

○委員長（山崎幸子君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） 税抜きですね、36円ということで、20年間の買い上げとなります。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） それも含めて、総発電量ですね、それも。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員に申し上げます。挙手にて発言の許可を得てからお願いいたします。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） 大変失礼しました。含めまして、総発電量、予測となるでしょうか。必ずしも、全ての100%板っぱOKというのが何年後かちょっとわからないですけど、メンテナンスかけておくにしても、総発電量をどれくらいで見ているというのをちょっとお願いします。

○委員長（山崎幸子君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） 年間発電量でございますが、232万801キロワット／時ということで27年度は見込んでおります。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） ありがとうございます。232万8,001キロワット／時ですか、232

万801キロワット／時ですね。

はい、わかりました。ありがとうございます。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（山崎幸子君） 以上で、本委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

これで、予算審査特別委員会を閉会いたします。

長時間、大変ご苦勞さまでした。

午後4時53分閉会